

令和5年9月定例会会議録

令和5年9月8日開会
令和5年10月11日閉会

宮崎県議会

令和5年9月宮崎県議会定例会会議録 目次

9月8日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
野崎幸士議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第10号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自9月9日（土曜日） 休 会	
至9月12日（火曜日）	
9月13日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 代表質問 -----	12
日高陽一議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	12
・日本一挑戦プロジェクトについて	
・子供政策について	
・観光政策について	
・産業政策について	
・交通政策について	
・農業政策について	
・教育政策について	
・国スポ・障スポ大会について	
・宮崎の魅力発信について	
野崎幸士議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	42
・知事の政治姿勢について	
・宮崎県政への思いについて	
・財政運営について	
・企業局の経営状況について	
・人口減少対策について	
・デジタル行政の取組について	

- ・ 林業行政の取組について
- ・ 農畜水産行政の取組について
- ・ 県産品の輸出拡大に向けた取組について
- ・ 盛土対策・国土強靱化の取組について
- ・ 建築行政の取組について
- ・ 警察行政の取組について
- ・ 医療・福祉行政の取組について

9月14日（木曜日）

1. 出席議員 -----	75
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	75
1. 代表質問 -----	76
重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） -----	76
・ 知事の政治姿勢について	
・ 県民の命と暮らしを守る取組について	
・ 文化の振興について	
・ 福祉行政について	
・ ゼロカーボン社会への取組について	
・ 地域経済の活性化について	
・ 農畜産業の振興について	
・ 未来への県土づくりについて	
・ 地域の課題と暮らしの安全について	
岩切達哉議員質問（県民連合立憲） -----	95
・ 男女格差の問題について	
・ 障がい福祉局の設置について	
・ 地方の税財源偏在是正議論に係る報道等について	
・ みやざき読書アンバサダーについて	
・ 高校における朝課外の問題について	
・ 子供の自殺予防の課題について	
・ 災害対策について	
・ 原油高、物価高について	
・ 伐期が到来している分収林について	
・ A L P S 処理水海洋投棄の影響について	
・ 道路の草刈りの機械化について	
・ 延岡市における「空飛ぶクルマ」について	
・ 企業局のゴルフ場経営について	

松本哲也議員関連質問（延岡市における「空飛ぶクルマ」について）

9月15日（金曜日）

1. 出席議員	117
1. 地方自治法第121条による出席者	117
1. 一般質問	118
後藤哲朗議員質問	118
・知事の政治姿勢について	
・海上防災体制の整備について	
・中山間地域振興について	
・地域福祉の推進について	
・企業成長促進プラットフォームについて	
・「スポーツランドみやざき」の推進について	
・農業水利施設の長寿命化対策について	
・県土整備行政について	
・教育行政について	
齊藤了介議員質問	131
・県と市町村の関係について	
・国スポ・障スポ大会について	
・食の安全保障について	
・教育について	
山下 寿議員質問	145
・新型コロナウイルス禍で売上げが減少した事業者に対して行われた「ゼロゼロ融資」について	
・マイナンバー制度について	
・南海トラフ巨大地震について	
・佐賀県で発生した豚熱に対する県の対応について	
・こども未来戦略方針について	
・宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた計画について	
・東京電力福島原子力発電所における処理水の放出について	
荒神 稔議員質問	158
・農業・林業について	
・子育て環境について	
・高等学校について	
・N I Eについて	
・新陸上競技場等について	

・ 都城警察署庁舎建設等について	
自 9 月 16 日（土曜日）	休 会
至 9 月 18 日（月曜日）	
9 月 19 日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	173
1. 地方自治法第121条による出席 -----	173
1. 一般質問 -----	174
山内佳菜子議員質問 -----	174
・ 日本一プロジェクトについて	
・ 特別支援学校の給食・登校について	
・ 長期入院中の子供の教育について	
・ こども療育センターについて	
・ 医療的ケア児について	
・ マイナンバーカードについて	
・ 公文書について	
・ 文書センターについて	
・ 県立図書館について	
・ L G B T Q の相談体制について	
・ パートナーシップ宣誓制度について	
・ 同性婚について	
永山敏郎議員質問 -----	187
・ 知事の政治姿勢について	
・ 就職氷河期世代への支援について	
・ ひきこもり支援について	
・ 都城志布志道路と周辺の整備について	
本田利弘議員質問 -----	198
・ 知事の政治姿勢について	
・ 財政支出の財源確保について	
・ 産業活動の価値向上施策について	
・ 農業振興について	
・ 環境森林施策について	
・ 情報戦略について	
・ コロナ5類移行後の対応について	
・ 県央（宮崎市高岡片前）地区公共土木施設における災害復旧工事について	

・宮崎県物産貿易振興センターについて	
・宮崎県人会世界大会後の展開について	
日高利夫議員質問 -----	213
・知事の政治姿勢について	
・コロナ後の財政状況について	
・県有施設の老朽化対策について	
・大規模災害時等における輸血用血液製剤安定確保対策について	
・介護事業の人材確保と予防事業について	
・ローム（株）の本県立地に向けた支援について	
9月20日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	229
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	229
1. 議案第11号追加上程 -----	230
1. 知事提案理由説明 -----	230
1. 一般質問 -----	230
坂本康郎議員質問 -----	231
・知事の政治姿勢について	
・水産施策について	
・教育施策について	
・防災・減災対策について	
内田理佐議員質問 -----	244
・人口減少対策について	
・ジェンダー平等について	
・農振除外について	
・熊本県へのT S M C進出について	
・台湾交流について	
・記紀編さん1300年について	
・延岡市の環状道路等の整備について	
・新県体育館について	
・J R 日豊本線「佐伯－延岡間」について	
・養殖業の支援策について	
・子宮頸がんワクチンについて	
・アスリートとしての成長について	
・西南戦争終結150年について	

函師博規議員質問 -----	259
・無縁社会と地方自治について	
・子ども家庭福祉の推進について	
・障がい児教育について	
・障がい者スポーツ支援について	
・県立自然公園における安全確保について	
1. 議案に対する質疑 -----	270
前屋敷恵美議員 -----	271
1. 議案第10号採決 -----	273
1. 議案第1号から第9号まで及び第11号並びに請願委員会付託 -----	273
1. 議案第12号から第16号上程 -----	273
1. 知事提案理由説明 -----	273
自9月21日（木曜日）	
至9月22日（金曜日）	常任委員会
自9月23日（土曜日）	
至9月24日（日曜日）	休 会
9月25日（月曜日）	常任委員会
9月26日（火曜日）	特別委員会
自9月27日（水曜日）	
至9月28日（木曜日）	休 会
9月29日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	277
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	277
1. 議席の一部変更 -----	278
1. 常任委員長審査結果報告 -----	278
山下 寿総務政策常任委員長 -----	278
重松幸次郎厚生常任委員長 -----	279
佐藤雅洋商工建設常任委員長 -----	281
安田厚生環境農林水産常任委員長 -----	282
山内佳菜子文教警察企業常任委員長 -----	283
1. 討 論 -----	284
前屋敷恵美議員 -----	284
1. 議案第1号から第9号まで及び第11号採決 -----	285
1. 請願第4号採決 -----	285
1. 請願第2号及び第3号採決 -----	286

1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	286
1. 議員発議案送付の通知	286
1. 議員発議案第1号から第4号まで追加上程、採決	287
1. 議員派遣の件	287
1. 決算議案に対する質疑	287
前屋敷恵美議員	287
1. 議員発議案送付の通知	291
1. 議員発議案第5号上程、採決	291
1. 議案第12号から第16号まで決算特別委員会付託	291
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）	291
自9月30日（土曜日）	
休 会	
至10月1日（日曜日）	
自10月2日（月曜日）	
決算特別委員会	
至10月3日（火曜日）	
自10月4日（水曜日）	
休 会	
至10月5日（木曜日）	
10月6日（金曜日）	
決算特別委員会	
自10月7日（土曜日）	
休 会	
至10月10日（火曜日）	
10月11日（水曜日）	
1. 出席議員	295
1. 地方自治法第121条による出席者	295
1. 決算特別委員長審査結果報告	296
日高博之決算特別委員長	296
1. 討 論	298
前屋敷恵美議員	298
1. 議案第12号採決	300
1. 議案第13号から第16号まで採決	301
1. 閉 会	301
<hr/>	
1. 資 料	303
令和5年9月定例会日程	305
議案送付文書	307
代表質問時間割	310
一般質問時間割	311

議案・請願委員会審査結果表	312
決算議案委員会審査結果表	313
閉会中の継続審査・調査申出一覧	314
1. 議案議決件名一覧表	315
1. 議員発議案等	319
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	321
地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書	322
私学助成の拡充・強化を求める意見書	323
生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	324
決算特別委員会の設置について	326
議員派遣（地方議会活性化シンポジウム2023）	327
議員派遣（第23回都道府県議会議員研究交流大会）	328
1. 請願一覧表	329
1. 議事経過	339

9月8日（金）

令和 5 年 9 月 8 日 (金 曜 日)

午前10時2分開会

出席議員 (38名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	(同)
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	(同)
9番	福 田 新 一	(同)
10番	本 田 利 弘	(同)
11番	山 内 い っ と く	(同)
12番	山 口 俊 樹	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	内 田 理 佐	(み や さ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	(同)
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	山 下 寿	(同)
23番	野 崎 幸 士	(同)
24番	佐 藤 雅 洋	(同)
25番	安 田 厚 生	(同)
26番	日 高 利 夫	(同)
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
33番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
34番	山 下 博 三	(同)
35番	日 高 陽 一	(同)
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	外 山 衛	(同)
39番	日 高 博 之	(同)

欠席議員 (1名)

32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
-----	---------	-----------------------

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 開 会

○濱砂 守議長 これより令和5年9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○濱砂 守議長 会議録署名議員に、本田利弘議員、岩切達哉議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る9月1日の議会運営委員会において、本日招集されました令和5年9月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計10件、その内訳は、補正予算2件、条例5件、予算・条例以外3件であります。このほか、5件の報告があります。

また、決算議案等が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月11日までの34日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、9月13日から2日間の日程で代表質問、15日、19日、20日の3日間の日程で一

般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行い、その後、決算議案の上程となります。

9月21日から3日間の日程で各常任委員会を開催し、29日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算特別委員会を設置の上、同委員会に決算議案を付託することにしております。

決算特別委員会は、9月29日から10月6日までの間に開催し、11日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○濱砂 守議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月11日までの34日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月11日までの日程は、お手元に配付の日程表の

とおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第10号まで上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第10号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和5年9月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点御報告を申し上げます。

1点目は、台風第6号による被害についてであります。

本県では、8月8日から10日にかけて、局地的に猛烈な雨に見舞われました。小林市や日之影町では、1時間降水量が観測史上1位を更新したほか、宮崎市や延岡市など4市町においては、緊急安全確保が発令されるなど、災害の危険度が急激に高まる状況となりました。

県では、8月4日に情報連絡本部を設置し、8日に災害警戒本部に格上げするなど、警戒態勢を早期に立ち上げ、全庁的な情報共有や非常時の初動対応の確認等を行ってまいりました。

現時点で判明している被害は、人的被害が軽症1名、住家被害が27棟であります。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、昨年の台風第14号により被害を受けた箇所が再び被災しており、このうち、椎葉村野地地区の国道327号においては、昨年の台風で路肩が崩落して全面通行止めとなり、早期の復旧に向けて工事を行ってまいりましたが、今回の台

風で大規模な斜面崩壊が発生し、その復旧に多くの時間を要すると見込まれております。

私は、8月10日に現地へ赴き、大きく崩れた道路斜面や激しく増水した耳川の様子を目の当たりにするとともに、早期の復旧を待ち望んでおられた地域の皆様の生の声を伺い、改めて被害の深刻さを実感しました。

この被災箇所を含め、今回の台風で被災された皆様が、一日も早く日常を取り戻していただけるよう、国や市町村、関係機関と連携しながら、早期の復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、台風第6号災害対策につきましては、現在、補正予算の編成作業を進めており、市町村や関係機関と連携し、準備が整い次第、必要な対策を県議会にお諮りしてまいりますので、その際はよろしくお願いたします。

2点目は、家畜伝染病の豚熱についてであります。

先月末、佐賀県の養豚農場において豚熱の患畜が確認されました。ついに一大養豚地域である九州で確認される事態に至ったことを受け、9月5日には、国が防疫指針に基づき、本県を含む九州全域をワクチン接種推奨地域に設定しました。

本県では、これまでも家畜保健衛生所による養豚農場への巡回指導等により、ウイルス侵入防止対策を徹底しているほか、豚熱経口ワクチン対策協議会を設立し、野生イノシシへの経口ワクチン散布の体制整備などを行ってまいりました。

今回の発生を踏まえ、ワクチン接種実施者の養成を当初の予定より前倒しで進め、早期のワクチン接種を目指すとともに、今後生まれる豚にも継続的にワクチンが接種できる体制を構築

するなど、何としても豚熱の侵入を防ぐという強い決意の下、さらなる緊張感を持って本県での対策に万全を期してまいります。

3点目は、国際定期便「宮崎ーソウル線」の再開についてであります。

同路線につきましては、令和2年3月から運休となっておりましたが、濱砂議長をはじめ、県議会や経済団体の皆様とともにアジアナ航空本社を訪問し、要望活動を行ってきた結果、今月27日から待望の運航再開が決定しました。

これにより、韓国との一層の交流拡大が図られ、県民の利便性向上やインバウンドの増加などに結びつくものと大いに期待しております。

県では、本路線を将来にわたって安定的に維持するため、県民のパスポート取得支援など、積極的な利用促進に取り組んでまいりますので、県議会をはじめ、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

4点目は、新しい県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」のサブアリーナ供用開始についてであります。

当施設につきましては、令和9年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、延岡市民体育館の敷地に整備を進めておりましたが、8月20日に供用を開始いたしました。

アリーナの内装などに県産材をふんだんに使用しており、木の温かみを感じられる施設となっております。

当日は、濱砂議長にセレモニーに御出席いただき、車椅子バスケットボール選手による模範ゲームのほか、県民向けのイベントなどを実施したところであります。

今後、メインアリーナにつきましても、令和7年12月に完成する予定です。

新体育館が、県北地域における「スポーツランドみやぎ」の新たな拠点として、各種大会やスポーツキャンプ等に活用されるとともに、スポーツの振興や健康増進はもとより、県民の皆様が親しまれ、県北地域の振興につながるものとなるよう、しっかりと整備を進めてまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計146億4,400万8,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,984億6,845万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金2,583万6,000円、繰入金6,488万2,000円、繰越金145億1,729万円、県債3,600万円であります。

なお、財源のうち、繰越金は令和4年度決算の実質収支であります。

続きまして、今回の一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について説明いたします。

まず、子牛価格の急激な下落に対応するため、宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業に取り組みます。これは、国の子牛価格差補填制度が適用される繁殖農家に対して、県独自の上乗せ補助などを行うものであり、国制度への独自の上乗せ補助は全国初の取組となります。

次に、日本一挑戦プロジェクトに係る事業であります。

グリーン成長関連といたしまして、森林由来Jークレジット認証促進事業では、森林所有者等に対するJークレジット制度の周知とともに、クレジット認証等に要する費用の補助を行います。

また、スポーツ観光関連といたしまして、プ

ロチームキャンプ受入強化事業では、Jリーグの春季キャンプに合わせ、大会形式での強化試合を実施するものであります。

主な事業については以上であります。これらの事業のほか、令和4年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金などへの積立てを行うこととしております。

最後に、主な債務負担行為についてであります。

県有スポーツ施設整備事業につきましては、運動公園のテニスコート及び新県営プールを整備するための費用について、債務負担を設定するものであります。

また、議案第2号「港湾整備事業特別会計補正予算」につきましては、細島港の埠頭用地造成等に係る繰越明許費を計上するものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号は、県税窓口における証明手数料について、証紙払いが廃止されることに伴い、申請者の支払い時期を変更するほか、宮崎県屋外型トレーニングセンターの使用料について改正を行うものであります。

議案第4号及び第5号は、新型コロナウイルスの法律上の位置づけが5類感染症に改められたことに伴い、職員等の手当の改正を行うものであります。

議案第6号は、宮崎県屋外型トレーニングセンターにおいて、指定管理者が徴収する利用料金の上限額の改正を行うものであります。

議案第7号は、動物用生物学的製剤（豚熱ワクチン）の交付手数料の徴収について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正

を行うものであります。

議案第8号は、土地改良施設突発事故復旧事業の市町村負担金について、議会の議決により額を決定するものであります。

議案第9号は、防災救急ヘリコプターの取得について、議会の議決に付するものであります。

議案第10号は、教育委員会委員、高木かおる氏が令和5年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、松山竜也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9日から12日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時17分散会

9月13日（水）

令和 5 年 9 月 13 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	(同)
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	(同)
9番	福 田 新 一	(同)
10番	本 田 利 弘	(同)
11番	山 内 いとく	(同)
12番	山 口 俊 樹	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 のりこ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	(同)
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	山 下 寿	(同)
23番	野 崎 幸 士	(同)
24番	佐 藤 雅 洋	(同)
25番	安 田 厚 生	(同)
26番	日 高 利 夫	(同)
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	(同)
34番	山 下 博 三	(同)
35番	日 高 陽 一	(同)
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	外 山 衛	(同)
39番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党、日高陽一です。9月定例会に当たりまして、議長より許可を得ましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいりたいと思います。

さて、この1月、河野県政4期目がスタートして、はや8か月がたとうとしております。

これまでを振り返りますと「現場主義」「対話と協働」を基本姿勢に、口蹄疫や新燃岳からの復興、そして近年は、困難な調整や決断を余儀なくされた新型コロナウイルスの対応や、その後のコロナ禍、物価高騰からの宮崎再生に真正面から取り組まれまして、堅実な県政運営に対する県民の期待は高いものがあります。

しかしながら、国内外で先行きの不透明感が増大している時代にあって、県政のかじ取り役である知事には、喫緊の課題への的確な対応はもちろん、将来を見据えて県民に夢や希望を与え、郷土への誇りを取り戻せるような施策、メッセージを打ち出すことも必要であります。

昨年末、元職との激しい選挙戦を通じて、知事は、「将来に希望を持てる県にしてほしい」という県民の強い願いや期待を肌身に感じたとおっしゃっておりました。

私は、このような県民の思いに応えるべく、4期目の目玉政策として、全国に誇る本県の強みを生かし、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野で日本一に挑戦するプロジェクトを、さきの6月議会で打ち出されたものと受け止めております。

そこで、この「3つの日本一挑戦プロジェクト」の具体化に向けた知事の思いを伺います。

また、本日は、子供政策と観光政策に関する質問を通告しております。これらの質問に先立ち、子ども・若者プロジェクトとスポーツ観光プロジェクトについて、目指す姿とそれを実現するための取組を、福祉保健部長、そして商工観光労働部長にお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。日本一挑戦プロジェクトについてであります。

御指摘のとおり、このプロジェクトは、宮崎再生を成し遂げるとともに、本県の強みを生かして、県政を次なる飛躍へと導くことが皆様の期待に応えることになるという思いから、今年度に入って検討を指示したものであります。

まず、子ども・若者の分野では、県と市町村が一丸となって子育て環境を整備し、合計特殊出生率で日本一を目指すなど、日本一子供を生み育てやすい県づくりに挑戦することで、喫緊の課題であります人口減少の抑制にもつなげてまいります。

また、グリーン成長分野では、豊富な森林資源を守り、生かすという観点から、再造林率日本一への挑戦を核としまして、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を図ってまいります。

さらに、スポーツ観光分野では、「スポーツランドみやぎ」を世界基準へと進化させ、野球・サッカーなどのプロチームのキャンプ数を日本一とするなど、スポーツ環境日本一を目指すことで、地域経済の活性化や観光振興にもつなげてまいります。

現在、来年度予算におきまして、これまでの枠にとらわれない本県独自の施策を構築すべく、私も議論を主導しながら、具体的な事業等を検討しているところであります。

この任期中に、しっかりと成果を出し、本県の新たな未来を切り開くため、日本一という高い目標の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（川北正文君）〔登壇〕 お答えします。子ども・若者プロジェクトについてであります。

子ども・若者プロジェクトでは、「日本一生き育てやすい県」の実現を目指し、現在検討を進めているところであります。

主な取組としては、新型コロナ等の影響により婚姻数が大きく落ち込んでいることから、出会いや結婚支援の充実・強化を図るとともに、出生数の回復に向けて、特に第2子以降の希望を後押しする施策等を構築することとしております。

あわせて、様々な環境にある子供の学びを支え、安心して子育てができる教育環境を整備することで、子ども・若者政策の好循環を創出することとしております。

これらの取組により、合計特殊出生率で日本一を目指すなど、希望どおりに家族を持つことができ、子育てを楽しみと感じられる宮崎づくりを進めてまいります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）〔登壇〕

お答えします。スポーツ観光プロジェクトについてであります。

本県の強みである恵まれたスポーツ環境や、これまで培ってきたキャンプ受入れのノウハウなどを進化させ、より多くの国内外代表チームのキャンプや国際大会等が実施されるよう、「スポーツ環境日本一」を目指しております。

プロジェクトの主な取組といたしましては、キャンプ・合宿や大会を誘致するための体制強化をはじめ、スポーツ施設の戦略的・計画的な整備や市町村との連携強化を柱に、各施策を構築してまいります。

これらの取組により、プロチームのキャンプ数を日本一とするなど、「スポーツランドみやぎ」のブランド力の向上はもとより、地域経済の活性化や観光振興などの好循環を創出してまいります。〔降壇〕

○日高陽一議員 今回、日本一という高い目標に挑戦するというところで、多くの県民が期待していると思います。河野知事におかれましては、これまでの3期の経験と実績を生かしながら、このプロジェクトの先頭に立って取り組み、そしてしっかりと目に見える成果を出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、子供政策に関する質問を進めてまいります。

まず、国の次元の異なる少子化対策についてであります。

この問題については、私も2月議会において取り上げました。また、6月議会においても、ほかの議員が取り上げたところではありますが、それだけ関心が高く、皆さん強い危機感を持っているのだと思います。

国においては、少子化は我が国が直面する最

大の危機であり、2030年までが今の少子化傾向を反転させるラストチャンスであるとしております。児童手当の拡充といった今後3年間で取り組む具体的な施策のほか、2030年代初頭までの子供予算倍増に向けた方向性を示した「こども未来戦略方針」を今年の6月に公表したところであります。

現在、戦略方針の具体化に向けた検討が進められているところでありますが、そこで、「こども未来戦略方針」について、知事はどのように評価しているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この少子化対策は、本県が持続的に発展していく上で、また我が国の今後の国力を考える上でも極めて重要かつ待ったなしの課題でありまして、私も強い危機感を持っております。

このような中、国の「こども未来戦略方針」は、これまで本県が要望してまいりました、保育士の配置基準や処遇の改善が具体的施策として盛り込まれたほか、男性育休の取得促進などは、現在本県が進めております施策を後押しするものでありまして、大いに期待を寄せているところであります。

一方、施策の実現に向け必要となる財源については、明確に示されていないところであります。

現在、全国知事会の地方税財政常任委員長として、来年度の予算編成、また税制改正に向けて要望活動を行っているところでありますが、そのときにも必ず子供財源の確保について議論を持ち出し、意見交換を行っているところであります。幅広い合意形成の下、財源の安定確保を含む道筋を早期に示すとともに、地方の負担が増大しないよう、全国知事会等を通じた要望活動を行っております。

こども・子育て政策の推進に当たりましては、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくことが重要であります。地方の声にしっかり耳を傾けていただくよう、これからも国に求めてまいります。

○日高陽一議員 国の次元の異なる少子化対策の動きと、また本県の子ども・若者プロジェクトの動き、さらには市町村との連携も含め、効果的な施策の展開を期待しております。

続いて、子供の貧困対策について伺います。

県は昨年、コロナ禍における子供の生活状況の把握などを目的として、中学2年生とその保護者を対象に「子どもの貧困実態調査」を実施しましたが、令和3年に国が実施した全国調査の結果と比較すると、本県では大卒以上の進学を希望する世帯の割合が親子ともに低く、収入の水準が低い世帯では、さらに低いという結果が示されたところででした。

貧困の連鎖を断ち切るためには、教育の格差を生じさせないことが重要と考えますが、子供たちが経済的理由により進路を諦めることのないよう、県が行っている取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、令和元年度に策定しました「第2期子どもの貧困対策推進計画」におきまして、「教育の支援」を対策の4つの柱の一つと定め、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や授業料の減免のほか、奨学のための給付金や補助金により、低所得世帯の教育費の負担軽減を図っております。

また、進学や就職に関する様々な支援制度をまとめた冊子「桜さく成長応援ガイド」を毎年作成して、県内全ての中学・高校の生徒に配付し、周知するなど、進学につなげる取組も行っているところであります。

今後とも、本県の将来を担う子供たちが、経済的な理由に左右されることなく、夢や希望を持って進路を選択できるよう、しっかりと支援に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、ヤングケアラーについて伺います。

昨年度、県が実施しました実態調査によりますと、家族のお世話をしている子供は、小学6年生と中学2年生が3.8%、高校2年生が3.2%、そのうち約1割の子供は、1日7時間以上お世話をしているとのことでありました。

ヤングケアラーの中には、夏休みの期間、一日中、家族のお世話をしていた子供たちもいたと思います。家族のお世話をすることは、お手伝いレベルであればいいことかもしれませんが、子供の大切な時間が犠牲になっているのであれば、やはり支援が必要となります。

そこで、県として、ヤングケアラーに対しどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） ヤングケアラーの背景には、介護、貧困、ひとり親世帯など、多岐にわたる問題が絡んでおり、関係機関の連携が大変重要であります。

このため、県や市、教育委員会、介護支援専門員協会等の民間団体などで構成する検討委員会を立ち上げ、関係者同士の連携を深め、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援機関につなげる体制の構築を進めているところです。

また、この問題は、子供や家族、周囲の大人がヤングケアラーについて理解することが重要ですので、子ども・若者総合相談センター「わかば」にコーディネーターを配置し、様々な相談に応じるとともに、学校等向けの研修や県民向けの講演会を開催し、社会的認知度向上に向

けた普及啓発に積極的に取り組んでおります。

○日高陽一議員 続いて、県民一体となった機運醸成についてお伺いいたします。

少子化対策を進めるに当たっては、社会全体の意識改革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策が必要とされており、国は、次元の異なる少子化対策の中で、「社会全体の構造や意識を変えること」を基本理念の一つに掲げ、こども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むこととしております。

これを具体化する取組の一つとして、今年7月に、子育て支援等に対する国民の理解を深めるための国民運動をスタートさせ、今後、各地域でシンポジウムの開催など、子供や子育てに優しい社会に向けた機運醸成の取組を進めると報じられています。

本県においても、少子化対策に関する県民の理解や関心を深めるための取組が必要ではないかと考えております。

現在、国では、次元の異なる少子化対策の一環で国民運動が展開されておりますけれども、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 婚姻数や出生数の減少傾向が続く中、社会全体で出会いや子育てを応援する機運の醸成を図ることは、大変重要であります。

このため県では、これまでの「子育て県民運動」に「出逢い・結婚応援」の視点を加え、今年度から「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を展開し、若者や企業・団体等との意見交換の場を設けるなど、県民の理解や関心を深める取組を進めております。

また、子育て応援フェスティバルの開催や、企業等が実施する出会いや子育て支援に対する

補助など、子供の未来を育む環境づくりにも取り組んでいるところであります。

こうした取組を積極的に展開することにより、行政や企業等が一体となって、出会いや子育てを応援する機運を高めてまいります。

○日高陽一議員 出会い・結婚、子育てを応援する機運の醸成は、少子化対策の一つとして非常に重要と考えますので、引き続き、県民一体となった応援運動の取組を進めていただきたいと思います。

次に、観光政策に関する質問を進めてまいります。

先日、本県を代表する観光スポット、青島に行く機会がありました。観光客で大変にぎわっており、駐車場も県外ナンバーが多く見受けられました。報道等を見ても、観光地の人出や交通各社の利用状況は、コロナ禍前に近い数字に回復してきているように思います。

一方で、観光客を受け入れるホテル・旅館などの宿泊施設においては、人手不足の状況が続いているようです。コロナ禍で離職した従業員が戻らず、「部屋を十分に稼働できない状況にある」との声を県内の宿泊事業者からも聞いております。

今後、さらなる観光需要の回復が見込まれる中で、宿泊客を受け入れられないなどの影響が懸念されますが、人手不足の状況にある宿泊業に対し、県としてどのように支援を行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） コロナ禍で落ち込んだ観光需要が回復する中で、宿泊業における人手不足は重要な課題と認識しております。

このような中、限られた人員でも宿泊客の受け入れができる体制づくりに向けて、本年6月補

正予算において創設した宿泊業の生産性・サービス向上支援事業の中で、自動チェックイン機や清掃ロボットなど、業務の省力化につながるデジタル機器の導入等に対する支援を行っております。

業界の皆様からも、このような支援を活用したいという声を多くいただいております。本事業を通じて、宿泊業の生産性向上につながる取組を支援してまいります。

○日高陽一議員 新型コロナの5類感染症への移行等によりまして、人流が戻りつつある中、本県が他県との競争に打ち勝ち、観光客から選ばれるためには、多様化する旅行ニーズに対応しまして、宮崎ならではの魅力を最大限に生かした観光誘客に取り組むことが、何より重要であると考えております。

そこで、本県の強みを生かした観光誘客の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県が観光地として選ばれるためには、宮崎でしか味わうことのできない感動や体験を提供していく必要があります。

このため、本県ならではの観光資源である神話ゆかりの地を巡る「キキタビ」をはじめ、自然や森林等から得られる癒やしをテーマとした「デトックス・トリップ宮崎」や、サイクルなどのスポーツツーリズムのツアー造成に取り組むとともに、食をテーマとした観光キャンペーンを実施することとしております。

今後とも、多様化する旅行ニーズを的確に捉えながら、市町村や観光関連事業者等と連携し、神話や自然、森林、食、スポーツといった本県の強みである「5つのS」を生かした観光プロモーションを展開し、さらなる誘客促進を

図ってまいります。

○日高陽一議員 続いて、屋外型トレーニングセンターについて伺います。

このトレセンは、本年4月から供用開始となり、既に5か月がたちました。

今週日曜日に行われました、ラグビーワールドカップフランス大会の大切な初戦でありますチリ戦で、日本は42対12で勝ち点5を獲得し、現在首位でございます。これは、宮崎、トレセンでの合宿が活かされていると、解説の方もおっしゃっておいりました。あれだけ多くの国民が注目している大会で、宮崎合宿と言っていただけだと、このトレセンができてよかったなど実感しているところであります。

今後、国内外の代表クラス、サッカーやラグビーなどのプロチームがトレセンを利用することを想像すると、「スポーツランドみやざき」のさらなる発展が大いに期待されるところです。

トレセンは、今後「スポーツランドみやざき」の推進に必要な不可欠な施設であり、将来的には、国のナショナルトレーニングセンターとして、中核拠点施設の指定も目指していると聞いております。

そこで、この施設を生かした今後の「スポーツランドみやざき」の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 屋外型トレーニングセンターにつきましては、開設以降、多くのアスリートに御利用いただいておりますが、議員からもお話にありましたように、ラグビー日本代表からも「世界トップクラスの施設である」との高い評価をいただいたところでもあります。

県では、本施設を核とした「スポーツランド

みやざき」のさらなる推進を図るため、屋外型競技の中核拠点施設の指定に向けて国への要望を行うとともに、キャンプ・合宿の新たな誘致や、その効果を全県下に波及させる取組を実施しております。

また、本定例会において、Jリーグ春季キャンプ強化試合の実施や、トレーニング機器の整備などに係る補正予算をお願いしており、本施設の活用促進や充実化を図り、「国際水準のスポーツの聖地」としての地位を築いてまいります。

○日高陽一議員 ぜひ、世界基準の「スポーツ環境日本一」を実現して、地域経済の活性化や観光振興の好循環につなげていただくことを期待しております。

続いて、インバウンド対策について伺います。

9月27日からアジアナ航空による宮崎ーソウル線の国際定期便の再開が決定いたしました。この路線は、平成13年4月の就航以来、本県と韓国を結ぶ重要な国際線として、国際交流の促進やインバウンドによる地域経済活性化等に大きく貢献してきたところであります。

新型コロナの影響で、令和2年3月から長らく運休が続いておりましたが、今回、官民挙げての働きかけが功を奏し、3年半ぶりの待望の再開となりました。

本県の外国人延べ宿泊者数を国別に見てみると、コロナ禍前は全体の3割から4割を韓国が占めるなど、ゴルフ客を中心に、多くの韓国のお客様に本県を訪問していただいております。このため、定期便再開により韓国からの本県へのインバウンドの増加が大きく期待されるところです。

そこで、このアジアナ航空の定期便再開を受

けて、今後、韓国からのインバウンド誘客にどのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県にとりましてソウル線は、韓国との交流促進を図る上で、非常に重要な基盤であります。

7月に濱砂議長や経済団体の皆様とアジアナ航空本社を訪問し、同社の幹部と直接交渉を行い、これは初めてのことでしたが、その場で定期便再開を決定、そして発表いただいたところで、大変感激したところであります。これまで御尽力いただきました関係の皆様、心から感謝を申し上げます。

本県では、国際定期便の運休が長く続いており、外国人観光客の回復が伸び悩む中で、ソウル線再開が今後のインバウンド回復の起爆剤になるものと大きく期待しております。県としても誘客対策を強化することとしております。

具体的には、韓国の若者、比較的富裕層を中心に人気が高まっておりますサーフィンによる誘客対策に新たに取り組む、夏場の需要の掘り起こしを図ってまいります。

また、訪日外国人の旅行形態が個人旅行にシフトしておりますことから、現地での旅行博への出展や、SNSをはじめ様々な広報媒体を活用した情報発信等によりまして、本県が誇る自然や食等の魅力について、幅広くプロモーションを展開し、個人観光客の誘客を強力に進めてまいります。

本県には、師走祭りや埋蔵文化財の共同研究など、歴史的・文化的なつながりもありますし、プロ野球などのスポーツキャンプの受入れというようなつながりもあります。材工一体による輸出に取り組む木材利用を通じたつながり等もあります。

また、本県の方言である「てげ」とハングルの「テゲ」が同じ意味を表すとか、いろんなつながりがあるものです。

今後とも、アジアナ航空や現地旅行社と緊密に連携し、韓国からの誘客拡大を図り、本県経済の再生につなげてまいります。

○日高陽一議員 念願でありましたソウル線の再開を契機として、これまで旅行を控えていた県民が韓国を訪れる機会も増えてくることが予想されます。

国際線を安定的に維持するためには、インバウンドに比べて利用者の少ないアウトバウンドの拡大を図ることが重要だと考えます。

そこで、ソウル線の再開を受け、今後、アウトバウンド対策にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） ソウル線の安定的な維持を図るためには、インバウンド・アウトバウンド双方において、バランスのよい利用が重要であると認識しております。

このため県では、様々な媒体等を活用して県民への利用を呼びかけるとともに、本年6月の補正予算におきまして、パスポート取得の際の支援対象を全県民に拡大したほか、グループ旅行や修学旅行の際に人数に応じた支援を行っております。

また、アジアナ航空は、アメリカやヨーロッパなど世界にネットワークを有しており、ソウルでの乗り継ぎによる利便性もアピールしているところでございます。

本県にとりましてソウル線は、経済活性化や韓国との交流拡大を図る上で重要な交通基盤でありますので、航空ネットワークの維持・充実に向けて、引き続き積極的なアウトバウンド対策に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 再開を待ち望んでいた県民も多いと思いますので、今後も安定的に維持していくことができるよう、アウトバウンド対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、産業政策に関する質問を進めてまいります。

先般、ローム株式会社より、ソーラーフロンティア旧国富工場の取得について、基本合意したとの発表がありました。

現時点では、投資額や雇用数など具体的な計画は明らかにされていませんが、九州で半導体企業の投資が活発化する中、次世代のパワー半導体を量産されるとのことであり、その発表をうれしく受け止めたところでもあります。

そこで、立地決定に至るまで、まだ整理すべき課題等はあると思いますが、今回、ローム株式会社が本県で新たな半導体製造拠点の設立を目指すことについて、知事の所感をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 半導体関連事業につきましては、企業立地の重点産業分野の一つに今年度から加えるなど、県としても戦略的にその誘致を進めているところでもあります。

また、九州全体として、熊本のTSMCの立地等を契機としまして、シリコンアイランドの復活を目指していこうと九州各県が連携しながら取り組んでいる状況の中で、電気自動車などで急速に需要が拡大しておりますパワー半導体の分野で世界シェアトップ10に入るローム株式会社が、大規模な事業を本県で展開されることは、大変ありがたく、心から感謝しているところであります。

先般、私も中別府国富町長とともに、京都市にありますロームの本社を訪問し、さきの発表

に対するお礼、さらには、しっかりと連携を深めていきたいという方針をお伝えするとともに、ローム社の経営戦略や本県での操業計画をお聞きしてまいりました。

投資や雇用の具体的な計画については、現在、調整中ということでありましたが、ロームの製品に対する需要というものは極めて堅調である、需要は底堅いものがあるということ、さらに今回の本県への進出は、今後、ローム社が世界シェアトップを目指す上での主力生産拠点として位置づけられるということでありまして、本県経済の発展にも大きく貢献いただけるものと期待しているところであります。

県としましては、ローム社が計画どおり来年末に稼働できるよう、引き続き、地元国富町と連携しながら、しっかりと支援してまいります。

○日高陽一議員 本県経済にも大きなインパクトをもたらす立地案件になると思いますので、まずはスムーズに工場を取得できるよう、地元国富町と連携して、できる限りの御支援をお願いいたします。

一方で、人材確保、従業員確保は大丈夫かという心配が出てくるわけではありますが、これは熊本県で工場建設が急ピッチで進んでいるTSMCにおいても、同様の課題があるようであります。

そこで、人材確保についてどのように対応するのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 今回のローム社の進出は、これまでになく大型の立地案件であり、若者の県内就職への転換、専門人材の県外からの呼び込みなど、新たな産業人材の育成・確保につながる大きなチャンスと捉え

ております。

このため、県といたしましては、速やかに庁内や関係市町との連携体制を整え、新規学卒者やU I J ターン希望者に向けた案内など、円滑な立地操業に向け、積極的に支援協力を行ってまいります。

また、半導体産業の人材育成については、産学官が連携し、九州全体が一体となって動き出しており、本県としても、工学系の地域枠や半導体に特化したプログラムを創設される宮崎大学等と連携し、専門人材の育成に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、事業承継の実態について伺います。

団塊世代の経営者が引退する時期を迎える中、事業承継が円滑に進まなければ、地域経済を支える中小企業等の廃業により雇用や技術が失われるため、事業承継対策は喫緊の課題であります。

新聞報道でありましたが、県事業承継・引継ぎ支援センターが県内全市町村の中小企業者を対象とした「事業承継に関するアンケート調査」に取り組んでおり、今後の事業計画について約1割が「廃業を検討」と回答しており、その理由は「後継者がいない」が約7割であったとのこと。

こうしたことから、廃業を検討している事業者には、支援センターや県、市町村、商工団体などが連携して、タイミングよく事業承継支援を行っていくことが、次の世代に地域経済を支える基盤や雇用の場を引き継いでいく取組として、ますます重要となっていると考えております。

そこで、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターの今年度の取組実績と県の支援策につい

て、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターは、平成27年度に国が宮崎商工会議所に設置しておりますが、事業承継の新規相談、成約ともに年々増加傾向にあり、今年の4月から7月の新規相談件数は167件、成約件数は24件となっております。

また、御指摘のとおり、事業承継は、地域の雇用や生活基盤を次世代へつなぐ喫緊の課題でありますことから、県といたしましても、これまでの第三者承継の費用負担軽減を図る市町村事業への間接補助に加え、今年度から新たに、後継者育成や後継者が行う新事業展開への直接補助を実施しております。

今後とも、市町村や商工団体と十分に意見交換を行いながら、支援策の充実を図ってまいります。

○日高陽一議員 続いて、本県産業のデジタル化について伺います。

デジタルといえば、最近ではチャットGPTなど、生成AIに関する話題を毎日のように見かけるようになり、我々議会においても、タブレット端末による情報共有や資料配付などが進んでおります。

このような社会のデジタル化に取り残されないために、また、人口減少社会における人手不足などの地域課題を解決していくためにも、本県産業のデジタル化を進めていかなければなりません。

本県においても、しっかりとDXを進めている事業者がいる一方で、中小・小規模事業者においては、どのようにデジタル化を進めていけばいいのか分からず、ペーパーレス化のようなデジタル化の一步目もなかなか進んでいないケースが多いのではないかと思います。

このような中小・小規模事業者を含む県内事業者のデジタル化を支援するための相談窓口として、県では、6月30日に産業DXサポートセンターを開設したと伺っております。

本県産業のデジタル化を力強く後押しする取組として大いに期待しているところでありますが、これまでにどのような相談が寄せられているのか、相談件数などの実績や相談対応の状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 産業DXサポートセンターは、県内事業者のDXを一步目からトータルサポートすることを目的に設置したものであり、8月末現在で78事業者から延べ132件の相談を受け付けております。

相談内容は、製造業や小売業、建設業など様々な業種から、DXの始め方や技術的な内容、補助金の問合せなどの相談が寄せられております。

相談に対しましては、必要な回答を速やかに行うほか、相談者の現行業務の課題整理や分析といった継続した支援が必要な場合は、県内のIT企業と連携してサポートを行うなど、必要な対応をワンストップで行っております。

このような中で、これまでの相談者からは、「DXに関する公的な相談窓口の存在はありがたい」など、評価する声をいただいているところであります。

○日高陽一議員 開設から2か月で、既に78事業者から問合せがあるということで、関心の高さがうかがえます。これからも丁寧に、それぞれの事業者の悩みに寄り添った相談対応をよろしくお願いいたします。

さて、産業DXサポートセンターによる支援がスタートしたことで、産業のデジタル化が加速していくものと期待しておりますが、それぞ

れの事業者が抱えている課題や、求めるデジタル化のレベル感は、それぞれ異なると思います。

まずは、社内の意識啓発や担当者の育成などの段階から支援が必要なケースもあれば、既に具体的なシステム等の導入に向けた支援が必要なケースもあるのではないかと思います。

そこで、県内産業のデジタル化に向けて、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内産業のデジタル化を進めるためには、事業者の啓発・理解促進、人材育成、デジタル技術等の導入といった、段階に応じた支援が必要であります。

このため、まず啓発・理解促進としまして、様々な先進事例等を紹介する「DXセミナー」を年6回実施しております。

次に、人材育成としまして、実践的な連続講座の「DX塾」のほか、経営層や一般従業員など、それぞれに必要なデジタル技術を学ぶリスクリリング研修を実施しております。

最後に、デジタル技術等の導入支援としまして、ペーパーレス化のようなデジタル化の一步目や、AI等の高度な技術を活用した需要予測システムなど、事業者のレベルに合わせた補助事業を実施しております。

産業DXサポートセンターとこれらの支援メニューを組み合わせることで、県内産業のデジタル化をしっかりと後押ししてまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、交通政策に関する質問を進めてまいります。

まず、ローカル鉄道の再構築について伺います。

人口減少や新型コロナウイルスの影響により、公共交通機関の利用者数は大きく減少したところであり、中でも大きな赤字が生じているローカル鉄道について、国は有識者検討会を立ち上げるなど、昨年来、その在り方を検討してきました。

また、国は必要な法改正等を行い、先日、再構築を進める上での基本方針を公表しましたが、これによりますと、再構築の対象は、輸送密度4,000人未満の線区か否かを目安とした上で、当面、拠点都市間を特急列車が結ぶ線区などは対象外とし、特に利用者の少ない1,000人未満の線区から優先し、対応するとのことでした。

この方針に基づけば、本県では、JR吉都線及び日南線「油津－志布志間」等が、再構築の優先対象になるものと見込まれますが、ローカル鉄道の再構築に関する国の動きを受けて、県として今後どのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県におきましては、これまで、沿線自治体と連携し、鉄道の利用促進や路線の維持に向けた要望活動に取り組むとともに、特に利用者数が少なく、これまでも度々災害に見舞われてまいりましたJR日南線「油津－志布志間」につきましては、被災した際に復旧が難しい場合なども想定し、他県の事例を研究するなど、将来を見据えた取組も進めてきているところであります。

このような中、今回のローカル鉄道の再構築は、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持するため、「廃止ありき」「存続ありき」といった前提を置かず、国が主体となって、鉄道の在り方について関係者間の協議を促すものでありまして、人口減少等が進む中、一定の評価をしているところであります。

一方、JR吉都線や日南線は、県民の日常生活や観光面において大きな役割を果たしております。長年親しまれた交通機関でもありますので、県としましては、沿線自治体やJR九州の考えを十分伺いながら、必要な対応を行ってまいります。

○日高陽一議員 この吉都線と日南線は、いずれも住民の日常生活になくてはならない重要な移動手段であります。先ほど知事がおっしゃったように、沿線自治体やJR九州とも十分に意思疎通を図っていただき、慎重に対応していただくようお願いいたします。

また、2月のWBC侍ジャパンの合宿で、日南線を利用した県外のお客様からは、交通系のICカードが使えず、大変不便を感じたという声も伺っております。路線維持に加えて、利用者の利便性向上への対応も、引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、バスを中心とした地域公共交通計画について伺います。

鉄道と同様、バスは地域住民にとって重要な移動手段であり、このうち、複数の市町村をまたぐ地域間幹線バスについては、県、市町村、バス事業者において、運行形態の見直しに向けた議論が重ねられています。

また、県においては、昨年度から宮崎県地域公共交通計画の策定に取り組まれており、6月議会では、常任委員会において、計画の骨子等について報告があったところでありますが、先ほど申し上げたとおり、バスは住民にとって重要な移動手段であり、特に地域間幹線バスは、本県交通網の骨格をなすものであります。

そこで、地域公共交通計画の策定について、今後どのように進めていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎県地域公共交通計画につきましては、本年6月末に開催した、行政、事業者、利用者代表等から成る地域公共交通協議会におきまして、計画の骨子を審議するなど、順次、策定作業を進めているところであります。

計画の中では、「人口減少等に伴う利用者数の減少」をはじめ、「高齢化の進展に対応した移動環境の整備」「移動実態・ニーズを的確に捉えた地域公共交通サービスの提供」「運転士不足、交通事業者・行政負担の増加への対応」の4点を課題として整理して、現在、解決に向けた施策や取組について検討を行っているところでございます。

また、昨年来、取り組んでおります地域間幹線バスの見直しにつきましても、改めて市町村やバス事業者と方向性を協議しているところであり、今後、これらの内容を取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、年度内の策定を目指してまいります。

○日高陽一議員 人口減少やライフスタイルの変化が進む中、どのように移動手段を確保していくか、非常に難しい問題でありますけれども、しっかりと対応をよろしく願いいたします。

続いて、長距離カーフェリーについてお伺いいたします。

宮崎カーフェリーにおきましては、コロナ禍において厳しい経営状況が続いておりましたが、令和4年度の決算では、新船効果や行動制限の緩和により、貨物・旅客の回復などもあり、3期ぶりの黒字決算を計上したとお聞きいたしました。

このような中、トラックドライバーの時間外労働時間が制限される、いわゆる「物流の2024

年問題」によって、海上輸送へのモーダルシフトが注目されており、本県と関西を結ぶ長距離フェリー航路は、その受皿になることが期待されております。

そこで、「物流の2024年問題」もある中、宮崎カーフェリーは今後どのような方向性で取り組んでいくつもりなのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎カーフェリーでは、「物流の2024年問題」を海上輸送への転換期と捉え、「2024年問題への対応と新規顧客の開拓」を貨物営業の戦略に掲げ、乗船実績が少ない地域への営業活動を積極的に展開し、新規顧客の獲得を進めております。

また、県としましても、本年6月の補正予算におきまして、トラック事業者が長距離フェリーを利用する際の高速道路利用料の助成のほか、陸送から本県航路に転換した際に助成を行うなど、モーダルシフトを推進するための施策を展開しております。

「物流の2024年問題」は、現在のトラックによる陸上中心の輸送体系が海上輸送へシフトする契機になると考えておりますので、今後とも宮崎カーフェリーとの連携を図りながら、モーダルシフトを推進してまいります。

○日高陽一議員 次に、農業政策に関する質問を進めてまいります。

まず、G7宮崎農業大臣会合を契機とした取組について伺います。

4月に開催されたG7宮崎農業大臣会合では、ロシアのウクライナ侵攻に端を発し、世界的な課題となった食料安全保障の強化に向け、G7各国による議論が交わされました。

本会合での議論の結果、今後の農業・食料政策の方向性として、自国の生産資源を持続可能

な形で活用すること、農業の生産性向上と持続可能性の両立、あらゆる形のイノベーションにより農業の持続可能性を向上させることについて、共通認識が得られ、これらを進めていくために、「宮崎アクション」が採択されました。

全国有数の食料供給基地、また会合の開催県として、本県が「宮崎アクション」の実践に積極的に取り組むべきだと思いますし、知事も、農業の持続性向上に向け、全国のモデルとなるよう取り組んでいく旨を発言されております。

本県の農業をさらに成長・発展させていくためには、生産性を向上させながら、持続性の向上にも取り組んでいくことが大変重要だと考えます。

そこで、G7宮崎農業大臣会合を契機として、本県農業の成長に向け、どのような取組を進めているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 世界的に食料安全保障が大きく課題になる中で、全国を代表する農業県、本県でこのような農業大臣会合が開催されたことは、改めて意義深いものがあると考えておりますし、その成果を将来につないでいく必要があると考えております。

本県農業が今後とも成長していくためには、生産性の向上はもとより、持続性の向上にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、既存の農業技術に加えまして、「宮崎アクション」にも掲げられたように、新たな発想や革新的な技術を取り込み、新しい価値を生み出す、いわゆるイノベーションの創出に向けて、全国に先駆けて取り組んでいるところであります。

具体的には、この農業大臣会合を契機としまして、民間企業等と複数の連携協定を締結を

し、企業等が有するアイデアや技術により、化学肥料から有機肥料への転換や、家畜排せつ物のさらなる有効活用など、新しい取組を進めているところであります。

また、今月、生産者や県内外の企業が参画するプラットフォームを設立いたしました。このプラットフォームをベースとしまして、多様な事業者の連携を促すことで、農業におけるイノベーションをさらに加速してまいります。

これらを通じて、より生産力が高く、持続可能なみやざき農業の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 本県がこれからも全国有数の食料供給基地として発展し続けるよう、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いたします。

続いて、農業における人材確保について伺います。

食料安全保障の議論が進展する中、本県の基幹産業である農業を今後維持していくためには、人材の確保が何よりも大切です。

本県農業は、経営規模の拡大が進む一方で、人手不足の中、雇用者の確保に大変苦勞しております。特に外国人材は、近年、日本で働くメリットが低下し、現地での募集自体が難しくなっているという話を聞いております。

また、現在、国において技能実習制度等の見直しに向けた検討が進められており、人材確保を目的とした新たな制度の創設などについて、近く方向性が示される予定となっております。

このように課題や状況が変化する中、7月上旬に知事はベトナムを訪問しましたが、農業人材の確保に向けた訪問の成果について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私自身、今回、初めて

ベトナムを訪問しまして、県と連携合意を締結しておりますナムディン省や、ベトナム国立農業大学の方々と交流することができ、大変有意義な機会となりました。

ナムディン省では、コロナ禍で十分な交流ができない状況が続いておりましたが、その交流を再開させるべく、ナムディン省の知事や人民評議会議長と意見交換を行い、早速、先週、ナムディン省の議長や副知事など関係者が来県して、農業高校や法人等を視察されたところであります。

また、ベトナム国立農業大学では、昨年、連携協定を締結し、ラン学長と再会して意見交換をするとともに、今年末から本県での実習を予定し、今現在、来日に向けて準備を進めております宮崎クラスの13名の学生、またその他の学生や学校関係者に対し、私自ら、本県の農業、そして本県の魅力について講義を行ったところであります。

一方で、現地では、円安の影響や賃金面から、日本ではなく、台湾や韓国を選ぶ若者が増えていると伺いました。黙っていてもそういった人材が確保できるというようなことではなく、緊張感を持って取組を進めていく必要があると考えたところでありまして、今後は、県内の受入れ環境をさらに整えるとともに、様々な交流の中で、温暖な気候や生活のしやすさ、食や観光など、宮崎の魅力をしっかりとアピールして、選ばれる宮崎となるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 今年、日本とベトナムの外交関係樹立50周年という歴史的な節目でありまして、このタイミングを逃さず知事が訪問されたことは、本県の積極性を示す、いい機会であったと思います。

今後、国内外での人材確保の競争は激しくなっていくと思われませんが、人と人の信頼関係を築きながら、着実に確保につなげるよう、今後の取組をよろしくお願いいたします。

続いて、試験場の試験研究についてお伺いいたします。

本県には、農業、畜産、水産において、それぞれ試験場が整備されており、これまで、農畜水産業のスマート化や新奇病害虫などの危機事象に対応した技術開発、そして加工用米等の需要ニーズに対応した新品種育成など、多くの研究成果を上げられ、本県の農畜水産業の発展に貢献されてきました。

引き続き本県の農畜水産業が発展するには、試験場が果たす役割が非常に大きいものと考えており、地域が抱える課題の解決、他県の産地に負けない技術等の開発を進め、これらを速やかに生産現場に定着させていくことが重要だと思っております。

そこで、農政水産部が所管する試験場の研究方針と、総合農業試験場の本年度の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) まず、試験場の研究方針につきましては、新時代の扉を開く技術開発拠点として、また、広く県民に親しまれる開かれた試験場として、高度な革新的技術で、生産現場の期待に応える研究開発を目指しております。

次に、総合農業試験場の本年度の取組としましては、施設キュウリにおいて、生産性の高い養液栽培のコスト低減を図る技術の確立や、お茶の機能性成分に着目した付加価値を高める製茶技術の開発、さらに、暑さに強く、日もちのよいスイートピーの新品種育成等を行っております。

また、今年度から、研究成果の迅速な普及に向け、研究員が直接現地に出向き、普及指導員と連携した現地指導を実施するなど、生産現場に寄り添った活動を新たに開始したところで

す。
○日高陽一議員 総合農業試験場が本年度から、研究成果を迅速に普及させるため、新たな活動を開始されたとのことですが、この取組によって、生産現場と試験場の連携強化が一層進みまして、本県農業の強みになっていくことを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、耕種農業の産出額について伺います。

本県農業の産出額は3,478億円で、全国4位を誇りますが、米・野菜・果樹生産など、いわゆる耕種部門については、平成6年の1,865億円をピークに、直近の令和3年には1,139億円と、ピーク時の61%まで減少しております。

このため県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、目標年の令和7年には、基準となる平成30年の産出額から100億円アップさせる目標を掲げており、さらに令和4年度からは、目標の達成に向けて、県内関係者が一体となって取り組む機運を醸成するため、取組内容である施設園芸の収量向上の「S」、水稻経営の規模拡大の「S」、露地園芸の作付拡大の「R」の頭文字から銘打った「SSR運動」を展開されております。

近年、燃油・資材の高騰や台風等の自然災害による被害など、耕種農業を取り巻く環境が大変厳しい中、SSR運動の取組を具現化しながら、この状況に負けない力強い農業経営体や産地の育成を図り、農家所得を向上させていく必要があると考えております。

そこで、耕種農業の産出額アップに向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のとおり、県では、耕種農業の産出額アップに向け、「SSR運動」を令和4年度から展開しております。

具体的には、施設園芸では、デジタル化による収量向上を図るため、ハウス内の環境データを集約し活用する、共有基盤の整備に取り組んでおります。

また、水稻経営では、農地の集約や区画拡大等により、経営面積30ヘクタール以上の経営体数が増加しております。

さらに、露地園芸では、加工・業務用野菜における作業の機械化・分業化を支援し、機械作業の受委託を前提とした契約取引の拡大を進めているところです。

今後とも、生産性の向上につながる取組を着実に推進しながら、耕種農業の産出額アップに取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、お米の価格について伺います。

近年の米価は、国内の人口減少に加え、食卓で米離れや、コロナ禍で外食向けの需要減少、ブランド米をはじめとする価格競争の激化の影響などにより、低迷が続いています。

国の報告によりますと、玄米60キログラムの米価は、特にコロナ禍前後では、約12%低下しております。

さらに、最近の食料品の消費者物価は上昇傾向にありますが、国内自給率の高い米価は値が上がりやすく、稲作農家の経営はますます厳しい状況にあります。

そこで、米価低迷に対する県の取組について

て、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のとおり、米価の長引く低迷は、稲作農家の経営に大きな影響を与えております。

米価は、全国的な需給バランス等で決定されますので、県では、国や市町村等と連携し、適正な生産量の達成に向けた取組を進めております。

また、県独自の取組として、県内でのスポーツイベントや、高校の部活動等への新米の提供によるPR活動、学校給食における利用促進、さらには、今後需要の増加が見込まれる外食産業等との契約販売の拡大を推進しているところです。

今後とも、米の需給動向を注視しながら、需要に応じた米の生産を図るとともに、県産米の販売強化に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 食料自給率向上に貢献する米の価格低迷は、生産現場から食卓、外食産業まで大きく影響する重大な問題であります。需給動向を注視しまして、引き続き対策をよろしくお伺いいたします。

続いて、生産資材の価格高騰対策について伺います。

コロナ禍による世界的な物流の混乱や、ウクライナをめぐる情勢、円安の大幅な進行等の影響により、重油などの燃料や、ビニールやマルチなどの被覆資材、原料の海外依存度が高い化学肥料等の価格が高騰し続けているため、県内農業者の経営に大きな影響を及ぼしています。

現在、これらの農業生産資材費の上昇分を販売価格に転嫁する制度や仕組みが必要との声が聞かれるところではありますが、まだこれらの制度が整備されていない状況を考えますと、農業経営にダメージを受けている農業者に対し、直

接、負担軽減が図られる支援を届けることが重要だと考えております。

そこで、燃料や資材、肥料の価格高騰に対して、県ではどのような支援に取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農業における価格高騰対策につきましては、昨年度に引き続き、今年度も6月補正予算において必要な対策を措置したところです。

燃料については、国のセーフティネット構築事業に参加する農家の積立金相当額の一部を支援するとともに、ビニール等の資材については、価格上昇分の2分の1程度を支援しております。

また、肥料については、国が行う価格上昇分の7割を支援する事業に、15%の上乗せ補助を実施しています。

現在、農業者等からの申請受付や交付決定など、早期実施に取り組んでおり、今後も、価格高騰の状況や国の動向も注視しながら、農業者の負担軽減につながる支援を行ってまいります。

○日高陽一議員 続いて、肉用牛繁殖農家への支援についてお伺いします。

最近の子牛価格の相場は昨年よりも大幅に低下して推移しており、また、配合飼料をはじめ生産資材価格の高止まりが続く中、肉用牛繁殖農家を取り巻く環境は一層厳しさを増し、農家からは、この状況が続けば経営を継続できないとの声も聞きます。

このような状況を踏まえ、肉用牛繁殖農家に対しては、国は今年の1月から、和子牛生産者臨時経営支援事業により、地域ブロック別での四半期における平均子牛価格が60万円を下回ったとき、その差額の4分の3を補填していま

す。

このような中、国は、今の厳しい農家の窮状を救済するために、地域ブロック別の平均子牛価格が、従来から実施されている肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格を下回り、さらに全国平均を下回った場合にも、追加して補填する支援を8月に発表したところでもあります。

私は、県内の肉用牛繁殖農家の大変厳しい経営環境の状況を考えると、この国の支援事業の拡大は、農家の不安解消につながるいい施策だと思います。

知事は、国の生産者支援策をどう評価して、また県として今後どのような施策に取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 最近の子牛価格の低迷は、本県肉用牛の生産基盤の弱体化を招きかねないと、大変危惧しているところでもあります。

私も年が明けてから県内全ての家畜市場を回りましたが、足元の厳しい状況を訴える声、また今後の経営に対する不安の声、様々な声を伺っております。

このような中、国では、御指摘がありましたような、従来からの肉用子牛生産者補給金制度に加えまして、今年1月から和子牛生産者臨時経営支援事業を措置し、8月には、子牛価格のさらなる下落を踏まえ、地域ブロック別の平均価格が全国平均を下回った場合にも、補助金を上乗せすることが発表されたところでもあります。

迅速な対応に感謝するとともに、この支援拡充は、農家の不安にしっかりと応えていただくもので、本県としても、とてもありがたく、高く評価しているところでもあります。

県としましても、今議会におきまして、国の和子牛生産者臨時経営支援事業に合わせた県独

自の上乗せ補助や、高齢母牛更新の支援事業をお願いしているところでもあります。

今後とも、国・県・市町村・関係団体が一丸となって、農家の声を伺いながら、本県肉用牛の生産基盤の維持・強化に努めてまいります。

○日高陽一議員 続いて、豚熱対策について伺います。

先月8月30日に、佐賀県の養豚農場において家畜伝染病である豚熱が発生し、翌日にも1万頭規模の大規模農場で豚熱の発生が確認されました。

平成30年9月に、岐阜県において国内では26年ぶりに発生し、それ以降、本州と沖縄の養豚農場において継続的に発生していましたが、平成30年以降、九州初となる発生が佐賀県で確認されたところです。

この豚熱は、県内養豚農場において発生した場合、本県は全国でも有数の養豚地帯であることから、畜産だけでなく、地域経済にも甚大な影響を与えることが予想されます。

今回、佐賀県の農場で豚熱が連続発生し、九州において発生リスクが高まっている状況にあることから、9月5日に本県を含む九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されました。

そこで、佐賀県での豚熱の発生を受けて、本県における養豚農場での豚熱対策について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先月末、佐賀県において豚熱が確認される事態に至ったことを受けまして、過去、口蹄疫も経験し、そして豚の飼育頭数が全国第2位である本県では、養豚農家のみならず、関係者にも非常に危機感が高まっているところでもあります。

このため県では、直ちに養豚農家や関係者を参集して緊急防疫会議を開催し、改めて飼養衛

生管理基準の遵守の徹底や早期通報等の指導を行ったところであります。

また、早期のワクチン接種体制構築のため、ワクチン接種を担う登録飼養衛生管理者を養成する研修会を、9月から実施しているところであります。

今般、国が本県を含む九州7県をワクチン接種推奨地域に設定したことを踏まえ、接種体制の構築や資材の準備等を早急に行い、九州各県とも連携しながら、接種開始の時期を可能な限り前倒しし、今月中のワクチン接種のスタートを目指しているところであります。

さらに、野生イノシシでの感染状況調査も対象頭数を増やして行うなど、最大限の緊張感を持って、防疫体制の強化にしっかり取り組んでまいります。

○日高陽一議員 豚熱侵入防止に向けて、引き続き高いレベルでの防疫対策に、関係機関と連携しながら、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、地域計画について伺います。

昨年度、農業経営基盤強化促進法等が一部改正となり、地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を、市町村が令和6年度までに策定することとなり、現在、県内各地域でも、策定に向けた取組が始まっておりま

す。農家の高齢化や担い手不足等の深刻な問題がある中で、地域計画は、意欲のある担い手への農地集積・集約化などにより農地利用の最適化を進め、10年後の地域農業の在り方を示す大変重要な計画であり、それぞれの地域で十分議論されることが必要であります。

このように地域農業の将来を築く上で大変重要となる地域計画の策定に当たっては、市町村

任せにすることなく、県もしっかりと後押ししていくことが大切であります。

市町村が地域計画を作成するに当たり、県としてどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 地域計画につきましては、市町村が主体となって、それぞれの地域の農業者や関係機関と連携しながら、令和6年度までの策定に向けて取組が進められております。

県では、昨年12月に策定に向けた実施方針を定め、地域での推進体制の在り方や計画策定の手順等を示すとともに、本庁及び西臼杵支庁、各農林振興局に支援チームを設置するなど、各市町村の取組を支援してきたところです。

これらの取組に加えて、現在、県内17市町村20地域で先行モデルの構築を関係機関と連携しながら進めております。このモデル構築で蓄積したノウハウも生かしながら、地域の実情に応じた将来の農業の在り方をしっかりと描いていけるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

○日高陽一議員 地域計画は策定するだけにとどまらず、その後の実現に向けた取組が非常に重要になってくると思います。

実現するためには、農地集約・集積に向けて、農地を大きくしたい、道路を広くしたいといった圃場整備の話など、様々な課題が浮き彫りになってくると思います。

圃場整備については、私も地区の農家の方から、いろいろな相談を受けております。農家の仲間は皆、地域農業に危機感を抱いております。

今後、農業の担い手が高齢化・減少していく中で、少ない人数でも産地の生産力を維持・強

化していくためには、大型機械などによる効率的な農業に転換していく必要があり、これらの導入を実現する圃場整備は、必要不可欠な事業だと考えております。

そこで、地域計画を実現するための圃場整備について、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 地域計画を実現するためには、担い手への農地の集積や集約を加速化させる圃場整備などの基盤整備は、大変重要な取組であります。

圃場整備には、農道拡幅や用排水路整備、換地による農地集約、さらには畦畔除去による区画拡大等、様々な手法があり、それぞれの地域計画に応じて事業を実施する必要があります。

県では今年度、農政水産部内に、地域計画の策定から実現までを一体的に推進するために、新たに農村振興局を設置したところですが、この農村振興局が中心となって、市町村や土地改良区等の関係機関と連携しながら、地域ビジョンに沿った事業計画を提案するなど、地域計画の実現に向けた圃場整備の推進に積極的に取り組んでいるところです。

○日高陽一議員 続いて、農業用ため池について伺います。

近年、全国的に線状降水帯や台風などによる豪雨等で、多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しております。

7月、NHKのニュースウォッチ9において、「西日本豪雨から5年 農業用ため池決壊のリスク」と題し、ため池の決壊とその危険性が報道されました。

この中で、全国のため池はおよそ5万5,000か所、その多くが江戸時代以前に造られ、老朽化が進んでいるものの、劣化などの調査は全体の

半数、約2万7,000か所しか行われておらず、予算確保やマンパワー不足などから、対策が遅れているとの印象を受けました。

また、ハード対策に時間がかかる現状で、決壊したとしても、命を守るための対策も重要との専門家の意見もありました。

本県のため池は、周辺が都市化や混住化が進んでいるところも多く存在しています。決して人ごとではなく、身近に潜む危険ではないかと思われま

す。そこで、県内における農業用ため池の防災対策の進捗状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、655か所の農業用ため池のうち、422か所を「ため池特措法」に基づき、防災重点農業用ため池に指定し、決壊した場合の影響度や危険性を考慮して、51か所の対策工事を優先的に進めているところでありま

す。一方で、未着手のため池については、劣化による安全性を検証するための調査を進めており、現在7割に着手し、令和7年度末には調査完了の見込みです。

今後、対象工事に順次着手する予定ですが、完了には期間を要することから、災害時の備えとして、令和6年度までに全ての防災重点農業用ため池でハザードマップを作成するなど、引き続き関係市町と連携して、ハード・ソフトの両面から、ため池の防災対策に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 よろしくお伺いいたします。

次に、教育政策に関する質問を進めてまいります。

7月末に全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。ここ数年、本県の子供たちの学

力は「全国平均を下回った」と報道されることがあります。

正答率などで表される学力はもちろん大事ですが、それよりも、今の子供たちが生きる未来は予測困難な時代と言われ、そのような時代を生き抜くためには、物事に対する意欲やコミュニケーション力、人を思いやる心などの非認知能力を子供たちに身につけさせていくことが、これからは大変重要になってくるのではないかと考えております。

子供たち自身が「やってみよう」「みんなで話し合ってみよう」と、課題解決に向けて意欲的に取り組んだり、友達と協力し合ったり学んだりするなど、いわゆる「学びに向かう力」の育成が必要であり、そこに着目していくことが、結果的に正答率等で表される学力につながっていくのではないかと考えております。

そこで、全国学力・学習状況調査の結果から、「学びに向かう力」を育成することが大切だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年度の調査結果から、自ら課題の解決に取り組んだり、他者と学び合ったりする児童生徒ほど、教科の正答率も高く、議員の御指摘にもありましたとおり、子供たちの「学びに向かう力」の育成が重要であると捉えております。

県教育委員会といたしましては、今年度より「ひなたの学び」として、問いを持つこと、仲間と学び合うこと、深く考えることを、目指す子供の学びの姿と整理し、授業改善等に取り組んでいるところであります。

今後、市町村教育委員会をはじめ、学校や家庭、地域等が一体となって、幼稚園から高校、特別支援学校までの全ての学びの場におい

て、「学びに向かう力」の育成を推進してまいります。

○日高陽一議員 ぜひ、子供たちの「学びに向かう力」の育成について、一層の推進をよろしくお願いたします。

続いて、教育の情報化の取組についてであります。

文部科学省が令和元年12月にGIGAスクール構想を打ち出し、本県では1人1台端末環境での学習が、小中学校段階では令和3年度から、高校でも令和4年の入学生からスタートしております。

私も学校に視察に参りましたが、1人1台端末を使って生き生きと授業を受けている多くの子供たちの姿を見ることができ、また、熱心に授業を行っている先生方の話を伺い、ICTの活用が進んでいる状況を確認する機会がありました。

一方で、ICTの活用については、地域や学校の取組状況に違いが見られ、授業を行うに当たって、先生たちがICTの活用方法に戸惑ってしまったりするなど、課題も見えてきているのではないかと思います。

今後ますます進展していく情報社会を生き抜く子供たちを育成していくためには、先生方のICTを活用した指導力の向上が非常に重要になると考えます。

本県における教員のICT活用指導力について、現状を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県におけるGIGAスクール構想に基づく、1人1台端末の活用がスタートして3年目を迎えますが、これまでモデル授業の公開や教員の能力に応じた研修を実施したことにより、本県教員のICT活用指導力は、県の調査においても着実に向上して

おります。

一方で、各学校での取組状況の違いや、進級・進学による学びの継続の課題等が見えてきたことから、今年度は、県内を7つのエリアに分け、小・中・高・特別支援学校の垣根を越えたICT教育エリアミーティングを新たに実施し、情報の共有と改善への研修を行っております。

今後とも、宮崎県「教育の情報化」推進プランに基づき、教員の指導力の向上にしっかり取り組んでまいります。

○日高陽一議員 先生方が忙しい中でも、児童生徒のために研究や研修などに御尽力されていることが分かりました。

子供たちは、小・中・高、どの段階においても、切れ目なくICTを活用することとなります。そのため、先生方が垣根を越えて情報を共有することは、とても有効だと思っておりますので、ICT教育エリアミーティング等の有意義な取組をぜひ進めていってほしいと思います。

さて、ICT活用を推進していくためには、ハード面の整備も重要だと考えております。

GIGAスクール構想により、県内各学校においても、大容量ネットワークや1人1台端末の整備が進められておりますが、運用していく上で、ICT環境整備面において問題はないのか、気になるところでございます。

そこで、学校におけるICT環境整備の現状と今後の課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークの導入によって、学校における環境整備は、ほぼ計画どおりに進んでおります。これまで市町村によって様々な環境にあった校務を支援するシステムも整って

きたところであります。

現在、市町村からは、端末の更新費用やライセンス料等の維持管理費について、その負担を国に働きかけるよう、随時要望を受けております。

県教育委員会といたしましては、これらのICT環境整備費に係る財政措置を、引き続きあらゆる機会を捉えて、国に要望してまいります。

○日高陽一議員 続いて、不登校の問題について伺います。

新型コロナの5類感染症への移行により、学校は、授業や行事、スポーツイベント等もコロナ前の風景を取り戻しつつあるようです。

一方、学校の課題としては、国の調査結果によりますと、本県における暴力やいじめは減少したものの、不登校については増加傾向にあり、コロナ禍における影響がその一因となっているのではないかと考えているところであります。

特に小学校の不登校児童の増加の割合が顕著であると聞いておりますが、その現状と対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の公立小学校における不登校児童数は、令和3年度は560人で、5年前と比較すると、約2.7倍の増加となっております。

県教育委員会では、児童生徒の悩みに対応するために、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置・派遣や、24時間子供SOSダイヤル、SNS等による教育相談窓口を設置しております。

学校では、校内教育支援センターでの支援、フリースクール等民間団体・施設との連携、ICT等を活用した学習支援など、多様な手だて

を講じているところであります。令和4年度からは、新たに小学校専任のカウンセラーを配置しております。

今後とも、市町村を支援しながら、小学校における不登校対策の充実に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、日本語指導について伺います。

法務省の資料によりますと、日本に在留する外国人の数は、新型コロナによる入国制限等が緩和されたことにより、回復傾向にあります。

こうした外国人の中には、日本の小学校や中学校に通う年齢の子供たちと一緒に来日される方もおり、そうした家庭の子供たちは、住んでいる近くの小学校、中学校に通っていると聞いております。

調べてみると、外国人の子供たちは、保護者が希望する場合、日本の義務教育が法律等で保障されているようです。

この場合、外国の子供が日本の子供と一緒に安心して学べるためには、日本語の指導などの支援が必要と考えますが、本県内の学校における児童生徒への支援の現状と今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年3月末現在で、8市4町に76名在籍しております。

このような中、県教育委員会といたしましては、約7割の特に支援が必要な児童生徒に対しまして、国の加配を活用した日本語指導支援教員等を配置し、学習支援や通訳等のサポートを行っております。

現在、支援の必要な児童生徒数は増加傾向にあることから、今後は対象となる全ての児童生

徒の支援に向け、市町村や関係機関等と協議会を設けるなど、効果的な支援の在り方について取組を進めてまいります。

○日高陽一議員 ぜひ日本語指導を必要とする全ての児童生徒が、安心して学べる環境づくりに取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、所得水準を世界的に見て、アメリカが10と考えたときに、ヨーロッパは9、韓国が7、日本は5だそうです。その日本の中でも、東京に比べると稼ぐには厳しいこの宮崎です。金銭面ではなく、しっかりとサポートできる体制を整えることが大切だと思います。

これは警察行政になりますけれども、運転免許の試験に関しても、外国の方が今受けると、事前面接など2か月待ちで、試験の言語も英語しかありません。インドネシアやフィリピンなどの英語圏以外の国の方が、県外まで試験を受けに行くそうです。いろいろな部分で住みやすい環境への改善をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、教師の人材確保についてお伺いいたします。

社会は、刻一刻と目まぐるしく変化しております。そのような中で、学校教育には、子供たちが変化の激しい社会を生き抜いていく力を身につけ、将来を担う人材として育成する大切な役割があり、その直接の担い手が教師であると認識しているところであります。

しかしながら、令和5年6月の文部科学省の発表によりますと、全国における教育委員会の43%が、教師不足の現状を「悪化している」と回答しております。昨今の教師不足、教師の成り手不足の問題には、私も大きな危機感を抱いております。

そこでまず、教員採用試験における受験者数の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県における教員採用選考試験の受験者数につきましては、全国と同様、年々減少傾向にありまして、県教育委員会におきましては、この現状を大変重く受け止めているところであります。

今年度、実施いたしました教員採用試験では、363人の募集人員に対し、受験者数は1,012人となっております。

過去、受験者数が最も多かった平成23年度実施の1,701人と比較しますと、約700人の減少となっております。

○日高陽一議員 教育長の答弁にもありましたが、12年前は教員を希望する人が1,700人を超えており、そこから年々減少傾向が続き、ここ数年は厳しい状況にあるということです。

この受験者数の減少傾向が続いている、いわゆる教師の成り手不足の要因について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の採用試験における受験者数減少の状況を分析しますと、受験者に占める新規学卒者の数はほぼ変わらないものの、既卒者の数は大幅に減少しております。

これは、平成24年度以降、定年退職者が増加したことに伴う採用枠の拡大で、講師等が順次、正式採用となり、さらには、平成31年度の年齢制限撤廃で、幅広い年齢層における講師等の正式採用が一気に進んだことが、主な要因であると考えております。

また、教員免許保有者の中に、教師という仕事に不安を持ち、受験に至らない者が一定数いることも、要因の一つと考えております。

○日高陽一議員 県教育委員会として、教師の

成り手不足解消のために、採用試験の見直しや宮崎大学等との連携、県内の優れた指導力を有する教師を新聞で連載するなど、現在も様々な手だてを講じていることは認識しておりますが、先ほどの要因を踏まえた上で、新たな取組があればお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 今、議員の御指摘にもありましたように、まずは宮崎で教師を目指す人材を確実に確保するため、宮崎大学との連携で「県教員希望枠」が拡大されたところがあります。

また、本県教育の将来を担う中高生に対して、教師の魅力・夢に関して語り合う場として「ひなた教師ドリームカフェ」を開催する等、教師の魅力発信に取り組んでおります。

さらに、教員免許を持っていながら教職に就いていない方々に対しまして、教師の仕事に対する不安を解消するための説明会を新たに実施いたしました。

なお、次年度の採用試験は、少しでも早く合格通知が出せるように、試験日程を九州各県とも調整いたしまして、3週間前倒しする予定であります。

今後とも、優秀な人材を一人でも多く確保できるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 教師の人材確保のため、現状を踏まえた上で、様々な取組を行っていることについて理解ができました。

一方で、学校における働き方改革も、学校教育における大きな課題の一つであります。

現在、社会においては、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、精神的、肉体的、社会的によい状態である、いわゆるウェルビーイングの実現に向けた環境整備が進められています。

学校における子供のウェルビーイングの実現のためには、教師自身がウェルビーイングを実現することが必要であると考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校における子供のウェルビーイングとは、子供たちが自らの存在と成長を実感し、生き生きと学校生活を送ることと考えております。

また、その実現のためには、今議員の御指摘にもありましたとおり、私も教師のウェルビーイングの実現が欠かせないと考えております。

教師のウェルビーイングは、まずは教師自身が心身ともに健康で、公私において充実した生活を送ることが必要であり、さらに、教師の仕事に誇りと生きがいを持って取り組むことで、実現できるものだと考えております。

ウェルビーイングの実現により、子供も教師も毎日、生き生きと学校の門をくぐることができる、それが私の願いでもあります。そのためにも、学校における働き方改革にしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 教師のウェルビーイングが実現していくことで、学校はより魅力ある職場となり、担い手不足の解消にもつながると思います。そのためにも、学校における働き方改革は欠かせません。

今年3月に、第二期「学校における働き方改革推進プラン」を策定されたと伺っております。平成31年度から昨年度まで実施した第一期「学校における働き方改革推進プラン」では、県内全ての学校で学校閉庁日が制定され、9割を超える学校で週2日以上部活動休養日が制定されるなど、成果が上がっております。

今後、この第二期推進プランを基に、どのように学校における働き方改革に取り組んでいか

れるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 第二期「学校における働き方改革推進プラン」では、第一期に引き続き、教職員の業務改善と意識改革に取り組んでまいります。

具体的には、まず管理職研修を一層充実させます。さらに、スクール・サポート・スタッフ等の活用や、教育のDX化によって、長時間業務解消に取り組みます。また、部活動の地域移行に向けた指針の作成を含め、家庭や地域との役割分担の協議をさらに進めてまいります。

10月実施の勤務状況調査においては、教職員の声をより今後の施策に反映させるため、教師のウェルビーイングの調査項目を新たに追加いたします。

今後とも、学校における働き方改革に積極的に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 働き方改革であります。この夏、県外のプールで男子児童が溺れて死亡する悲しい事故が起きました。この事故は学童保育中に起きたものでありますが、学校現場においても起こり得るものであります。教師にとって、プール指導は、命を預かる大変リスクのある授業であります。教師不足で一生懸命働いている先生の負担を減らすためにも、プールの授業を廃止すれば大きく改善するのでしょうか。

プール指導を民間スクールに委託することで、より高い技術を学べますし、夏だけではなく年間を通して学ぶことができます。先生の責任負担もなくなりますし、プールの維持管理費もなくなります。教師の負担軽減を様々な角度から対策することも重要であると考えております。

先日、新聞の投稿欄で、中学時代の恩師との

出会いにより、小学校教師を目指すようになったという記事を拝見しました。その先生は母のような存在で、笑顔で明るく、生徒に寄り添ってくださる先生だったそうです。

本県には、教師としての誇りや、やりがいを持って、目の前の子供たちのために尽力している先生方が多く存在することを改めて感じた次第です。今後とも、子供たち、そして教師お一人お一人のウェルビーイングの実現に向けた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、自転車乗車時のヘルメット着用について伺います。

改正道路交通法において、今年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

全国的に自転車乗車時のヘルメット着用が、社会的関心事となってきたしており、大人、子供を問わず、自転車乗車時にヘルメットを着用し、「自分の身は自分で守る」という理解が徐々に進んでいるようであります。

本県では、全ての公立中学校で、自転車乗車時のヘルメット着用が校則等に入っているようですが、高校には、校則等によるヘルメット着用に関する一律の取決めはないと聞いています。

そこで、高校生のヘルメット着用の現状と学校の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 4月以降、学校からは、自主的にヘルメットを着用する高校生の姿が少しずつ増えてきたとの報告を受けております。

県教育委員会では、ヘルメット着用を促進するための3年計画の初年度として、今年度を着

用周知期間と位置づけ、学校への啓発や講演会を実施するなどの取組を行っております。

各県立高校では、生徒会による意識調査やPTAからの着用の呼びかけ、中学校から高校まで使用できるヘルメットの導入を中学校と協議するなど、学校の実態に応じた取組が始まっております。

県教育委員会といたしましては、生徒によるルールメイキングを大切に、校則等への位置づけも含め、生徒が自ら命を守る行動ができるよう、引き続きしっかり支援してまいります。

○日高陽一議員 さて、先ほどヘルメット着用の話にも出てまいりましたが、校則についてです。各学校では、その見直しが進んでいると聞いております。

文部科学省では、校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられているものとしており、社会通念に照らして、合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて定められているものと説明しています。また、学校や地域の現状、社会の変化等を踏まえて、絶えず見直しを求めているようです。

そこで、この校則の見直しの現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、令和2年度以降、県立学校に対して、校則の見直しに関する通知文や、そのポイントをまとめた資料を紹介し、積極的に見直しを進めるように指導してまいりました。

各学校では、学級活動や生徒総会など様々な場面で、校則についての話し合いを行っております。その過程において、保護者アンケートを基に、生徒と教師で協議した内容をPTA役員会や学校評議員会等で示し、意見をいただくな

ど、現在も髪型や服装に関する見直しは進められております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、校則の見直しを通じて、生徒のよりよい成長・発達につなげてまいります。

○日高陽一議員 続いて、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」について伺います。

本年3月に第6代目となる進洋丸が竣工しました。私は、4月の竣工式や7月の文教警察企業常任委員会での調査の際に、船内を見学させていただきましたが、その立派なたたずまいや船内の随所に見られる新しい設備に感激いたしました。

この進洋丸の建造中は、コロナ禍やウクライナ情勢の影響を受けて、資材が高騰したり、部品の入荷が遅れたりするなど困難があったようですが、最新の航海機器や冷凍装置、新たな排ガス規制に対応した脱硝装置等が搭載されまして、すばらしい船が出来上がり、まさに本県の新たな宝が誕生したものだと受け止めております。

そこで、この第6代進洋丸について、現在の活用状況と今後の利活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 第6代進洋丸は、多くの関係の皆様のご協力を得て、無事竣工いたしました。心より感謝申し上げます。

4月の竣工式以来、生徒の乗船実習を7回行い、種子島や神戸などに寄港いたしました。現在は62日間にわたる長期乗船実習を行っておりまして、ハワイへの寄港を予定しております。

そのほか、5月にNTTドコモと連携して、海上の基地局としての防災訓練を実施し、また6月からは、小学生をはじめとする一般の方を対象とした、海に親しむための多目的航海を14

回実施したところであります。

今後は、通常の乗船実習に加えて、他の高校や大学等と連携した海洋環境調査等にも取り組むこととしております。

これからも、本県の海洋産業を担う人材の育成はもちろん、より一層県民の船としての役割も果たせるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、読書の推進について伺います。

先日、文教警察企業常任委員会において、都城市立図書館を視察させていただきました。とてもすばらしい施設の中に、様々な仕掛けや工夫が施されており、若い世代の利用者も多く見られ、来館者数累計500万人という実績に納得したところであります。

一方で、新聞報道によりますと、2020年度の本県における公立図書館1人当たりの貸出し冊数は2.6冊で、九州・沖縄で最下位、全国で45番目ということでありました。

これは、県立図書館と市町村立図書館の貸出し冊数についての数値ということではありますが、これから各地域の「知の拠点」として、ますます重要な役割を担う図書館としては、さらに県民の方々が利用しやすい図書館を目指していく必要があるのではないかと感じています。

読書をする環境につきましては、各市町村の施設や予算、立地等によって実態の違いがあると思いますが、県としては、県立図書館を公立図書館の中核として、県内どこでも、生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりを支援していくことが大切ではないかと考えております。

そこで、お尋ねします。県は「読書県みやざき」を目指すとしておりますが、県内公立図書

館の中核としての県立図書館の役割を踏まえ、読書の推進について、県の取組状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 図書館は、地域住民の読書活動を支える拠点として、重要な役割を担っておりますが、市町村によっては、様々な支援が求められていると認識しております。

そのため、県立図書館では、県内の図書館をネットワークで結び、相互に図書の貸し借りができる配送システムを構築するとともに、職員の専門性の向上を図る研修の実施などに取り組んでおります。

引き続き、市町村を支援するとともに、電子図書サービスの導入に向けた検討や、「みやざき読書アンバサダー」に就任いただいた歌手の米良美一さんの活動などを通して、県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」の取組を推進してまいります。

○日高陽一議員 14もの答弁をありがとうございました。

次に、国スポ・障スポ大会に関する質問を進めてまいります。

令和9年の国スポ・障スポにつきまして、昨年7月に本県開催が内定となり、大会に向けた準備もいよいよ本格化してくるものと思っております。

また、大会に向けて整備が進められている主要3施設につきましては、新宮崎県体育館のサブアリーナが先月20日に供用開始となるなど、徐々に目に見える形で進んできております。

そこで、国スポ・障スポに向けた準備状況と主要3施設の整備の進捗状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 国スポ・障スポの開催に向けましては、開催準備総合計画

に基づき、会場地市町村の選定や競技役員の養成、宿泊・輸送等の体制づくりなどに取り組んできており、おおむね順調に進んでおります。

また、主要3施設につきましては、御質問がありましたように、新宮崎県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」の一部となるサブアリーナが先月、供用開始したほか、陸上競技場とプールにつきましても、順調に整備が進んでおります。

大会を4年後に控え、来年には日本スポーツ協会及び文部科学省による総合視察が行われ、夏頃に本県での開催が正式決定される予定であります。

開催準備も一層本格化してまいりますことから、引き続き、市町村や関係団体の皆様と連携し、両大会の成功に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 大会に向けた準備状況につきましては、施設整備も含めて、おおむね順調に進んでいるとのことでありました。引き続き、計画的な事業推進をお願いいたします。

さて、本議会には、主要3施設のほかに、国スポのテニス競技の会場となる「ひなた宮崎県総合運動公園庭球場」の改修について、債務負担の議案が提出されております。

昨年度、県全体のテニスコートの整備状況等を総合的に判断して、ハードコート化を決定したと伺っていますが、今回、インドアコートを整備するに至った経緯と、整備によりどのような効果が見込めるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修に当たりましては、令和2年度以降、日本テニス協会から、また今年6月には、県テニス協会と県ソフトテニ

ス連盟の合同により、熱中症対策や円滑な大会運営等に効果があるとして、インドアコート設置の要望を受けてきたところであります。

県としましては、国スポに向けた整備はもちろんのこと、国際大会の開催や日本代表の合宿等による観光振興など、スポーツを生かした地域活性化が期待できるとの観点から、インドアコート整備の方針を決定いたしました。

また、日本テニス協会から、施設改修後にJOC認定の競技別強化センターとして申請予定と伺っており、認定されることにより、各種大会や合宿等の誘致に弾みがつくものと考えております。

○日高陽一議員 このインドアコートが整備されることで、国際大会や日本代表の合宿が見込まれ、スポーツを生かした地域活性化にさらに弾みがつくということですので、非常に期待しております。

国スポ・障スポをきっかけに、そのほかにも多くのスポーツ施設の整備が検討・実施されておりますが、大会終了後も有効に活用し、「スポーツランドみやぎ」の全県化、そして通年化、多種目化につながることを願っております。

続いて、大会開催が4年後に迫る中、県民の盛り上げをいかに図っていくかが重要であります。国スポ・障スポでは、県民総参加型による「おもてなしの心あふれる大会を目指す」との基本方針を掲げておられますが、今後、県民の機運を高めるために、どのような取組を行っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 4年後の国スポ・障スポでは、県民総参加型の大会を目指していることから、県民の皆様の興味・関心を高め、多様な参加機会をつくることが重要と考

えております。

このため、県準備委員会に広報・県民運動専門委員会を設置し、今年度は、昭和54年に開催した「日本のふるさと宮崎国体」のパネル展や、各種イベントでの広報活動により、大会の周知を行うとともに、公募によるイメージソングの制作や募金活動などの県民運動を実施しているところであります。

今後、市町村や競技団体等と連携しながら、ボランティアの募集や花いっぱい運動など、県民が自発的・積極的に参加できる取組を進めるとともに、節目イベント等の開催を通して、県民の機運醸成に一層努めてまいります。

○日高陽一議員 続いて、成年有望選手の確保について伺います。

天皇杯の確保に向け、県では、今年5月に「成年有望選手確保方針」を決定し、国スポ本番での本県選手団約900名の半数を占める約450名の成年選手に関し、新たに約280名の有望選手の確保に取り組んでいくこととしたところで

す。この約280名の内訳は、県や県関係団体職員のほか、民間企業や県内自治体等での採用職員となっておりますが、これだけの人数を国スポ本番までに確保していくためには、今後ますます取組を加速していく必要があるのではないかと考えております。

そこで、国スポに向けて、成年有望選手の確保にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎国スポにおいて天皇杯を獲得するためには、成年種別における有望選手の確保が大きな課題となっており、県と県関係団体、民間企業、市町村との連携した取組が大変重要であると考えておりま

す。

このため、現在、県においては、教員の特別選考採用を進めており、今年度からは、将来のスポーツ振興を担う専門職員の採用にも取り組んでおります。

また、民間企業や市町村などでの採用を進めるため、アスリートとのマッチングを図る仕組みを構築するとともに、私自身も県内企業等を訪問し、協力をお願いしているところであります。加えて、県スポーツ協会を想定した職員の採用につきましても、現在、検討を進めております。

今後とも、県内企業や市町村等との連携を深めながら、成年有望選手の計画的な確保に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、宮崎の魅力発信に関する質問を進めてまいります。

まず、神楽についてであります。

新型コロナの5類移行で、地域の祭りなどが再開される中、私も3年ぶりに神楽の舞手を務めました。披露できることのありがたさや喜びを実感しましたが、一方で、忘れてしまっていた舞もあり、思い出すまでに大変苦勞いたしました。

民俗芸能を途絶えさせることなく、ずっと伝えていくことが、いかに難しく、そして尊いものであるかを考えさせられ、改めて、ふるさと宮崎の、そして日本の宝である神楽をしっかりと守り、伝えていかなければならないと強く思ったところであります。

神楽のユネスコ無形文化遺産登録は、県内・国内全ての神楽保存団体や地域の人々に活力を与え、神楽の保存・継承や担い手育成に向けた

モチベーションを高める上でも、大きな力になると期待しております。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた進捗状況について、知事にお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 神楽のユネスコ無形文化遺産の登録に向け、昨年10月、本県が提唱しまして、全国神楽継承・振興協議会を設立しております。この取組に賛同する動きが全国で広がっておりまして、現在、国指定の40の神楽のうち、約9割の35の神楽に加入いただいております。先月、2回目の総会を開いて、登録に向けた結束を一層強めたところであります。

私自身、5月に国へ早期登録につきまして要望を行うとともに、今月4日にも、この協議会の会長であります高千穂神社の後藤宮司とともに京都の文化庁に伺ひまして、都倉長官に宛てた要望を行ってまいったところであります。

また昨日、神社関係の全国大会で来県されました参議院議員の山谷えり子議員、有村治子議員、これまでもこの運動に向けて力強く御支援助いていただいておりますが、現在の状況について御報告申し上げ、さらなるお力添えをお願いしたところであります。様々な立場の皆様から理解いただいて、強力に応援いただくことが必要であろうかと考えております。

今後、来年3月にユネスコへ提案されることを目指しまして、文化庁にも後押しをいただきながら、残る5つの未加入神楽への働きかけを重ねるとともに、宮崎県人会世界大会など、あらゆる機会を活用して、県内外に登録の意義を広く伝え、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

神楽を大切に守り伝えてこられた全ての人々の勇氣や活力につながるよう、ユネスコ登録の

の勇気や活力につながるよう、ユネスコ登録の実現に向けて、より一層、邁進してまいります。

○日高陽一議員 ぜひよろしく願いいたします。

続いて、宮崎県人会世界大会について伺います。

開催まで、いよいよ1か月余りとなりました。この大会は、ふるさと宮崎への思いを共有し、その魅力を再発見していただき、県内外にいらっしゃる本県ゆかりの方々と本県との絆を深めていただく、とても意義深いものとなっております。

私も若い頃、ロサンゼルスに住んでいたときに、いろいろとお世話になった方々にお会いできると思うと、非常に楽しみであり、今から大会当日を待ち遠しく感じているところであります。

県人会の方は宮崎のファンだったりするので、その意識を一つにするような有意義な大会としていただきたいと思いますと考えておりますが、宮崎県人会世界大会の開催に向けた意気込みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 置県140年を記念して開催します県人会の世界大会まで、残すところ40日余りとなりました。市町村や関係機関と連携を図りながら、着実に準備を進めているところであります。

これまで、多くの企業等からの御協賛をはじめ、沿道における花の植栽や、社屋への大会看板の設置により、この大会をPRしていただくなど、本大会に対する応援の輪が広がっております。改めて深く感謝を申し上げます。

また、県民の皆様を対象にした記念式典等への参加募集におきましても、募集定員を大きく

超える申込みをいただくなど、徐々に県民の皆様の間における機運の高まりも実感しているところであります。

大会には、国内外の県人会から約250名、県民の皆様約300名をはじめとして、全体で700名以上の参加を見込んでおります。

この大会に国内外から参加される県人会の方々には、本県の魅力を再発見していただくとともに、やはり将来につながる大会にすることが大事でありまして、この大会を契機としまして、国内外の県人会と県民が強固な絆で結ばれ、その絆を未来へとつなげていけるような大会にしていきたいと思いますと考えております。

○日高陽一議員 宮崎県人としての絆であったり誇りであったり、宮崎県人会と県民との強固なつながりをしっかりとつなげて、宮崎を元気にしていく、意義ある大会にしていきたいと思いますと考えております。

今回は、日本一挑戦プロジェクトに向けた取組をはじめ、子供政策、観光政策など、県政の重要課題について質問させていただきました。

日本一挑戦プロジェクトの中で、知事から「これまでの枠にとらわれない本県独自の施策を構築すべく、具体的な事業等を検討している」との答弁もありました。

県民誰もが楽しさや幸せを実感できる社会を実現するには、県民一人一人がその力を存分に発揮することができる環境を整えていくことが不可欠であり、これまでの施策とは全く違った視点で、県民一人一人に働きかける施策の構築、実行が必要となります。

このような施策は、行政のみでできることではなく、行政と民間との協働が大事であります。財源の厳しい本県にあっては、官民ともに無駄をなくし、公共サービスの質の向上を図る

意識を強く持って課題解決に当たること、そして県民の力をうまく引き出していくことが何よりも重要であると考えます。

官民が連携して、効率的かつ効果的に課題解決を図る指標として、成果連動型の民間委託契約方式、PFSというものがあります。実際にこの方式を活用した自治体からは、「限られた予算の中で、従来型の手法では想像できなかった民間ならではの魅力的な提案により、その効果を実感できた」などの成功事例が数多く報告されております。

こういった事例も参考としながら、前例にとられることなく、新たな視点や手法を積極的に取り入れて、県民一人一人の幸せの実現のために、着実に成果を出していただくことを期待しております。

以上で私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。昼間の忙しい中、傍聴席にも何人かいるみたいで、ちょっと緊張しておりますが、今から代表質問をさせていただきます。

宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。9月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を進めてまいります。

す。

昨年12月の宮崎県知事選挙を振り返りますと、3人が出馬され、結果を見れば、事実上、河野知事と東国原候補の一騎打ちでした。河野知事は、4期目挑戦の政策提案を「宮崎再生」と掲げる一方、東国原候補は「稼げる宮崎」等を掲げ、その論争となりました。選挙は政策で選ばれる有権者も多くいることを鑑みますと、「宮崎再生」を掲げる河野知事への県民の期待が大きいこととなります。

それから約半年、6月定例会において、その宮崎再生への取組を反映した6月補正予算280億円、「宮崎再生」「未来創造」に向けた計100の事業が可決されました。

世界を見ますと、5月8日から新型コロナの取扱いが5類感染症に移行し、各地域では様々なイベントや行事等が再開され、コロナ禍前にぎわいが徐々に戻りつつあると感じていますが、3年以上に及ぶコロナ禍により、経済への大打撃をはじめ、生活、仕事、教育、医療等々において、県民の皆様が多なる御負担や御苦勞をおかけしたのも事実であります。

また本県は、燃油・物価高騰をはじめ、昨年、台風14号と、百年に一度と言われる難局に直面しております。

今年はコロナ禍等からの宮崎再生に当たる最初の年、「再生元年」であり、あらゆる分野に勢いをつけなければならない年に当たると考えますので、宮崎再生に取り組む本県のリーダーとしての知事の意気込みを、県民へのメッセージとしてお伺いいたします。

次に、7月11日に本県の副知事に就任された佐藤副知事にお尋ねします。

先ほど、知事へ宮崎再生にかける意気込みを質問させていただきましたが、佐藤副知事が感

じておられる本県のイメージや可能性・将来性等、また知事の補佐役としてどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

佐藤副知事に続いて、7月15日に就任された田中政策調整監にお尋ねします。

政策調整監は、全国知事会、九州知事会における広域的な連携や調整を行うために、令和3年度から設置されました。

現在、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長という重職を務められており、知事としての任期を重ねられた今年4月からは、全国知事会の副会長も務められています。

このように、全国知事会でも大変な御活躍をされている知事ではありますが、政策調整監として、知事会活動などに関して知事をどのようにサポートしていく必要があると考えておられるのかお伺いいたします。

次に、8月25日に本県の警察本部長に就任された平居秀一警察本部長にお尋ねします。

平居本部長におかれましては、三重県の御出身で、警察庁に入庁された後、警察庁の所管する様々な部局、また数々の自治体で御活躍されています。

県内の治安情勢は年々複雑・多様化している上、新たにサイバー犯罪への対策等、時代に合わせた警察の取組がこれまで以上に求められています。

また、人口減少などを踏まえ、中長期的に進められている交番・駐在所の統廃合による住民の不安払拭や全県的な治安の維持等、県民の期待と信頼に応えていく必要があると考えますが、県警本部長に着任に当たっての所信についてお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、以下、質問席から進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

コロナ禍や長引く物価高騰による影響、そして激甚化・頻発化する自然災害、また、急速な少子高齢化、人口減少、それに伴う様々な産業分野における担い手不足など、本県は困難な課題に直面し、先行きの不透明感も増してきております。

まずは、一刻も早く深刻な打撃を受けた県民の暮らしや経済活動を元に戻す宮崎再生を実現し、その後のさらなる飛躍につなげる必要があります。今年はその取組を本格化させる起点となる重要な年であると認識しております。

このような中、これまでの取組の結果、直近におきましては、G7宮崎農業大臣会合の成功や、国際定期便「宮崎ーソウル線」の再開決定、半導体企業の立地に向けた動き、また、侍ジャパンやラグビー日本代表合宿の成功もありました。将来の飛躍につながる様々な成果も着実に現れてきていると考えております。

一方で、依然として厳しく混沌とした状況の中で、このような、よい流れを本格的な本県の再生・発展につなげていくためには、不安や苦悩を抱える県民一人一人に寄り添いながら、明確なビジョンと道筋を示し、力強く実行していくことが、知事である私に課せられた使命であると考えております。

このため、アクションプランの策定や、過去最大規模となります予算編成を行うことによりまして、喫緊の課題に迅速・的確に対応し、宮崎の安全・安心の基盤を確かなものとしつつ、さらには、全国に誇る本県の強みを生かした3つの日本一挑戦プロジェクトなどの取組を通じ、力強い成長の実現を目指すこととしております。

私は、県政のかじ取り役を担うリーダーとして、その先頭に立ちまして、県民の皆様の中に夢や希望の光をともし、そして県民の総力を結集し、輝かしい活力ある宮崎の未来を切り開くため、これからも全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、副知事に就任する直前まで、国土交通省で、国土づくりの方向性を示す国土形成計画の策定に携わっておりました。

この計画は、重点テーマとして、食料安全保障の強化に向けた農林水産業の活性化、またカーボンニュートラルの実現を図る地域づくりなどのグリーン国土の創造といったものを掲げており、さらには、分野別施策として、文化・スポーツが育む豊かで活力ある地域社会といったようなものが掲げられております。

こうした観点から見ましても、宮崎県は、全国有数の食料基地であるとともに、豊かな森林資源、充実したスポーツ環境、神話・神楽などの歴史・伝統文化に恵まれるなど、これからの県づくりを進める上で、多くのポテンシャルを併せ持つ将来性豊かな県であると感じております。

知事の補佐役として、私は国土交通省の出身でありますので、国とのパイプ役はもちろん、まずは県民の期待の大きい高速道路網の早期整備、それから防災・減災、国土強靱化対策について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、商工業、林業の振興、環境対策をはじめ、それ以外の分野につきましても、私がこれまで培ってきた経験や知識、ネットワークを最大限に活用するとともに、河野知事の基本姿勢

である対話と協働、徹底した現場主義の下で、県議会をはじめ県民の皆様と積極的に交流し、現場の声に耳を傾け、関係する方々と丁寧に議論を重ねながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今後、できるだけ多く県内各地を回り、本県の実情やニーズ、課題を把握するとともに、日隈副知事ともしっかりと連携しながら、本県のさらなる成長、発展に貢献できるように全力を尽くしてまいります。〔降壇〕

○政策調整監（田中克尚君）〔登壇〕 お答えします。政策調整監としての取組についてであります。

全国知事会や九州地方知事会では、国に対する要望活動や広域的に連携した取組を行っており、河野知事は任期を重ねる中で、全国知事会の地方税財政常任委員長などの要職を務めております。

このため、私は政策調整監として、地方の実情や課題をきめ細かに把握し整理するとともに、関連する庁内部局との連携、国の情報収集、他都道府県との調整を的確に行うことにより、国への提言の取りまとめ等を行い、本県を含む地方の発展につながるよう、知事を支え、尽力していく所存であります。

これまで国や他の自治体で得た経験等も十分に生かしながら、知事が掲げている「宮崎再生」などの実現にも知事会活動を通して貢献できるよう、精いっぱい取り組んでまいります。

〔降壇〕

○警察本部長（平居秀一君）〔登壇〕 お答えいたします。

県警察の諸課題に対する議員からの御指摘を踏まえまして、宮崎県の治安責任を担う者として、決意を述べさせていただきます。

県警察の運営におきましては、運営方針であります「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本といたしまして、社会情勢の変化を的確に捉えながら、県民の皆様が安心して暮らせるよう、良好な治安の確保に最大限努力してまいり所存であります。

皆様におかれましては、警察活動に対する一層の御理解、御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 次に、財政運営について質問します。

8月10日に、本県の令和4年度の決算見込みが発表されました。その概要を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 令和4年度の一般会計決算見込みにつきましては、歳入が、新型コロナや物価高騰対策の財源である交付金の増加、企業業績の回復に伴う県税収入の増加等により、前年度比0.6%増、過去2番目の7,343億円余、歳出が、防災・減災、国土強靱化対策に係る事業の平年化等により、前年度比1.3%減であります。過去3番目の7,075億円余となっております。

また、歳入から歳出を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、過去最大の145億円余となっております。

なお、県債発行額は、臨時財政対策債の大幅な減により、前年度比28.9%減の609億円余で、県債残高は、前年度比1.5%減の8,441億円余であります。

○野崎幸士議員 本県では、財政健全化に不断に取り組み、健全な財政運営を進めていますが、全国を見ますと、今年7月に新潟県が起債許可団体に移行しました。都道府県では、北海

道に次ぐ2団体目であります。

起債許可団体とは、地方税や地方交付税など、自治体の標準的な収入規模に対する公債費などの借金返済額の割合である実質公債費比率が18%を超えた団体であり、起債をするためには国の許可が必要となります。

本県の令和3年度の実質公債費比率は10.6%で、今すぐに県財政を強く圧迫することは想定されませんが、今後、コロナ禍からの再生や物価高騰対策、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化への対応、国スポ・障スポ大会の施設整備など、財政需要はますます増加することが予想されます。

現時点では、健全な財政運営が進められていますが、本県の今後の財政運営は問題ないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の財政状況を見ますと、いわゆる県の借金に当たります県債残高は減少傾向にあり、また、貯金に当たります財政関係2基金の残高が適切に確保されるなど、今御指摘がありました様々な財政指標を確認しても、健全性が維持されているものと考えております。

一方で、御指摘のとおり、今後も社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策など、多額の財政需要が見込まれます。

そのため、県の実質的な負担を可能な限り抑制し、今後の財政支出を平準化するため、地方交付税措置のある有利な地方債や国庫支出金の活用、県有施設維持整備基金などの特定目的基金の設置と計画的な活用に取り組んでいるところであります。

今後とも、物価高騰など喫緊の課題や人口減少対策、本県の強みを生かした未来創造など、こうした様々な政策課題に適切に対応できるよ

う、財政の健全性を維持しつつ、適切に財政運営を行ってまいります。

○野崎幸士議員 6月定例会で示された令和5年度予算の編成を見ますと、本県は、自主財源が41.6%と本当に乏しい脆弱な財政基盤である中、義務的経費が34.2%を占めている状況で、財政の硬直化も見てとれます。このような財政状況は、全国の自治体でも数多く見られ、各自治体も様々な工夫を凝らしながら財政の安定運営に取り組んでいるようです。

その中で、財政を支える柱の一つになっているのが、ふるさと納税です。令和4年度のふるさと納税による寄附額は、都城市が全国の市区町村でトップの約196億円でした。このふるさと納税の寄附金を使って、教育や子育て、高齢者等の福祉の支援、地域振興等々が推進されています。

ふるさと納税の活用は、貴重な財源の一つと考えますが、県が実施しているふるさと納税の実績と、寄附額の増加に向けた今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 令和4年度の県に対するふるさと納税の実績は、4,473件、約1億300万円であります。これまで県では、マンゴーや宮崎牛、焼酎など魅力ある県産品で返礼品の充実を図るとともに、関係部局や包括連携協定を締結している民間企業等と連携し、ふるさと納税のPRに取り組んでまいりました。

ふるさと納税は、議員御指摘の財源の確保に加え、地場産業の振興、また、地域の認知度向上に寄与する制度であると考えており、今後さらに、観光やスポーツといった本県ならではの魅力を体験できる返礼品を設けるなど、効果的なPRに努めてまいります。

○野崎幸士議員 本県の自然やスポーツ、ものづくり等、自ら体験できる返礼品等は、本県の魅力が直に伝わると思いますし、ふるさと納税には、企業が国の認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行う企業版ふるさと納税制度もあるので、併せて推進していただきたいと思います。

さきの6月定例会においては、宮崎再生にかける予算配分、また全国初、九州初、宮崎初となる12の新事業から見える未来創造への取組等、知事の意気込みが感じられました。

宮崎再生元年がスタートし、いよいよ来年度からは提案された事業が具現化され、成果が求められる年になっていくと思います。

そこで、令和6年度当初予算では、知事が掲げた宮崎再生及び未来創造に向け、どのように予算編成に取り組まれていかれるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、宮崎再生に向けて、生活者支援や事業者支援などに積極的に取り組んでいるところでありますが、物価高騰の長期化、また先行き不透明な国際情勢など、今なお、多くの県民の皆様や企業等から、生活や経営が難しいという切実な声をお聞きしているところであります。

そのため、今年度につきましても、国の動向等を注視しながら、引き続き、柔軟かつ継続的に対応するとともに、来年度の当初予算編成におきましても、宮崎再生を成し遂げるために、大変厳しい状況にある方々や、農林水産業、中小企業等に寄り添う施策に積極的に取り組んでまいります。

さらに、未来創造の取組としまして、本県の強みを伸ばし、さらなる飛躍につなげるため、3つの日本一挑戦プロジェクト、「子ども・若

者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野におきまして、目指す姿や目標を明確に示した上で、前例にとらわれることのない意欲的な取組というものを積極的に予算計上してまいります。

○野崎幸士議員 どのような事業、予算編成になるか、期待しながら注視していきたいと思っております。

ここからは、公営企業会計の決算について質問します。

公表された公営企業会計決算見込みによりまして、水力発電を主とする電気事業では、純損失3億7,700万円余で、昭和49年度以来の赤字であります。

さらに、日向市の細島地区に工業用水を供給する工業用水道事業でも、純損失1,800万円余で平成17年度以来の赤字、新富町で一ツ瀬川県民ゴルフ場を運営する地域振興事業でも、純損失900万円余で令和2年度以来の赤字であり、このように、令和4年度決算において、3事業全てで赤字決算の見込みとなっているようですが、その要因について企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 令和4年度決算見込みにおきまして、電気事業につきましては、部品価格や委託先の人件費の高騰に伴い、今年度以降の水車発電機精密点検工事に備えるための特別修繕引当金が増額となりましたこと等から、昭和49年度以来の純損失を計上したところであります。

工業用水道事業につきましては、令和4年台風第14号により、浄水場が浸水被害を受けましたことから、その復旧に係る修繕費等がかさみ、平成17年度以来の純損失を計上したものであります。

地域振興事業につきましても、同じく台風第14号による冠水被害で臨時休業したことに伴い、利用者数が減り収入減となったほか、コースの復旧に多額の事業費を要しましたことから、令和2年度以来の純損失を計上したものであります。

○野崎幸士議員 赤字の要因は分かりました。

企業局の事業の中で、一番柱となるのが電気事業です。昭和13年から本県の豊富な水資源を活用した水力発電に取り組んで、現在、14の水力発電所を運営しており、将来にわたって安定した経営が重要であると考えます。

この電気事業の今後の経営見通しについて、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局の発電所は、運用開始から60年を超えるものが多く、計画的に更新を進める必要があります。

今後、売電量が最も大きい綾第二発電所の大規模改良工事が本格化し、発電が停止すること等により、令和9年度まで赤字が続く見込みであります。

しかし、発電開始後は、売電収入の増加等により、更新期間の赤字分の回収も含め、黒字に戻る見通しであります。

企業局といたしましては、中長期的な収支の均衡を保ちながら、計画的に設備の更新に取り組むなど、引き続き、将来にわたっての健全経営の維持に努めてまいります。

○野崎幸士議員 この電気事業では、利益の一部を積み立てた地方振興積立金から、過去、平成28年度から3年間、計30億円を県営電気事業みやざき創生基金の原資として、また、令和2年度と3年度の2年間で計20億円を宮崎県国スポ・障スポ大会開催基金の原資として、2度、一般会計に繰り出されています。このように、

本県の地域振興などに多大に貢献されていますので、今後も安定した電気事業が進められるよう要望いたします。

このように、本県の財政、企業会計は健全かつ建設的に運営される中で、本県が抱える大きな問題の一つが、少子高齢化に伴う人口減少です。

本県の人口を見ますと、2030年には100万人を切り、2040年には90万人を切る推計となっており、人口構造の変化は、県民の生活をはじめ、あらゆる分野に様々な影響を及ぼしていきます。

このような大きな問題を背負いながら、将来の本県のあるべき姿を見据え、あらゆる施策を進めるために、県は宮崎県総合計画を策定し、各種施策を進めています。

新たな県総合計画2023のアクションプランは、さきの6月議会を受けて策定され、その一つ前の県総合計画「未来みやざき創造プラン」におけるアクションプランは、令和元年に策定されています。

これまでの取組は、宮崎県総合計画審議会で評価がなされているようですが、令和元年に策定された前のアクションプランに対する政策評価結果の概要について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 前アクションプランに基づく4年間の政策評価につきましては、総合計画審議会に諮問し、目標値の達成状況を参考に、新型コロナの感染拡大など、社会情勢による影響等も勘案した総合的な観点から評価をいただき、先月、答申を受けたところでもあります。

評価結果としましては、5つのプログラムのうち、「危機管理強化プログラム」が成果が出

ているとして「A」評価を、「人口問題対応プログラム」「産業成長・経済活性化プログラム」「観光・スポーツ・文化振興プログラム」「生涯健康・活躍社会プログラム」の4つが、一定の成果が出ているとして「B」評価を受けたところでもあります。

○野崎幸士議員 この政策評価の結果を受けて、今後、特にどのような施策に力を入れて取り組んでいく必要があると考えておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 今回は、新型コロナの影響や、その対応状況等も含めて評価をいただいたものでありますが、例えば、観光分野では、入り込み客数や消費額等の回復状況は、コロナ前の8割程度にとどまっており、まずは落ち込んだ需要の回復、物価高騰等への対応など、県民生活や地域経済の安定化を図ってまいります。

また、新たな総合計画に掲げておりますように、人口減少対策は引き続き喫緊の課題と認識しております。

このため、県内就職や移住など、一定の成果が出ている施策につきましては、さらなる向上を目指すとともに、より踏み込んだ対応が必要と指摘を受けた出生数・出生率の低下や、女性・若年層の県外流出につきましては、施策間・部局間の連携を一層図りながら、新たなアクションプランにおきまして、しっかりと必要な対策を講じてまいります。

○野崎幸士議員 今の答弁でも若年層の県外流出が問題視されていましたが、私も、本県の人口減少対策の重要な取組の一つが、県内高校生の県内就職率アップだと考えております。

本県は、高校を卒業した生徒の県内就職率が、平成27年に54%の全国ワーストとなり、若

い世代の県外流出が大きな問題になりました。それから、3年以上に及ぶコロナ禍で移動制限されたことなどで、県内志向が高まり、昨年3月に卒業した高校生の県内就職率は62.5%と、過去10年間で最も高かったものの、全国ではワースト2位でした。

今年の春、県内高校の就職内定者に占める県内内定者の割合は65.2%と、コロナ禍前と比べて高い水準を維持しているようですが、新型コロナウイルスが落ち着き、移動や行動制限等が解除され、徐々に高校生を中心とする若者の県外流出が進んでいくことが懸念されます。

本県の高等学校の状況について、公立、そして私立を合わせたの学校数は、分校を除くと50校、通信制を除く令和4年度の全生徒数は2万8,060人です。

今回は、本県の高等学校全生徒数の約3割を占める私立高等学校について質問します。

私立高等学校では、建学の精神に基づく多様な教育活動を通じて、進学・スポーツをはじめ、地域社会の即戦力となる専門人材の育成等、ふるさと宮崎の若者人材育成の一翼を担っています。

しかしながら、公立と私立高校では、高等学校等就学支援金制度等で保護者への教育費の負担軽減が図られていますが、まだまだ私立高校のほうが負担が大きいのが現実です。

本県として、私立高校に通う保護者等の経済的負担を軽減するため、どのような取組を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 私立高校生に対する就学支援につきましては、令和2年度に国の制度が大幅に拡充され、保護者等の授業料の負担が大きく軽減されているところであり

ます。

県では、こうした国の制度を活用し、保護者等の年収に応じて就学支援金を交付するとともに、低所得者世帯を対象に、授業料以外の、制服や文房具などにかかる教育費に対して給付金を支給し、保護者の負担軽減を図っているところであります。

さらに、県独自の取組として、私立高校が行う低所得者世帯の授業料減免に対する補助を行っております。

今後とも、国の就学支援制度の動向を踏まえつつ、学校設置者等と意見交換を行いながら、効果的な事業実施に努めてまいります。

○野崎幸士議員 国が打ち出した私立高等学校等授業料軽減補助金制度は、所得に応じて支給額が2段階あります。

世帯収入が910万円未満であれば年間11万8,800円を上限に、世帯収入が約590万円未満なら年間39万6,000円を上限に、補助金が支給されます。

昨年9月に実施された県内の令和4年度私立高等学校の就学資金の支給状況調査では、年収590万円未満の世帯が約6割、年収590万円以上910万円未満の世帯が約25%と、590万円を境に約3倍の格差が生じるわけです。

この格差は、国の制度上、生じた問題ではありますが、保護者負担を少しでも軽減する目的で、既に27都府県で独自に支援制度が実施されていますので、本県でも、この制度の取組を調査研究していただき、本県私立高等学校の保護者負担軽減をさらに進めていただくことを強く要望いたします。

また、ICT教育を進めている中で、私立では1人1台端末の取組の遅れが指摘されていますし、無線LAN等の整備においても、国の補

助はあるものの巨額の費用がかかるため、進んでいないのが現状であります。

I C T教育がこれからの本県の教育の中核を担っていくことや、進化するD X社会へ対応する人材育成等を鑑みれば、その充実を図ることは重要だと考えますので、何らかの支援策を講じていただくよう要望いたします。

次に、専門学校について質問します。

職業教育機関の中核である私立専門学校は、令和4年度時点で本県には31校あり、3,685人が就業的自立とともに、キャリアアップ、キャリアチェンジを目的に学んでいて、本県においては、地元高校生の進学先としても定着している状況です。

卒業後の地元定着率も高く、社会が求める専門人材の輩出に貢献しているとともに、冒頭に申しました、若者の県外流出の防波堤的な役割を果たしていると思います。

このような中、平成25年度に制度化された文部科学大臣認定の職業実践専門課程には、本県では11校26学科が認定され、より実践的な職業教育が実施されています。

この認定校に対しては、令和4年度から国の特別交付税による地方財政措置が講じられていますが、本県では職業実践専門課程を有する専門学校に対する補助が予算化されていないのが現状であります。

県として何らかの予算措置を講じることができないのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の専門学校におきましては、議員御指摘のとおり、現在、その約3割に当たる11校26学科が職業実践専門課程の認定を受けており、企業と連携した実践的かつ専門的な教育が行われております。

これらの職業実践専門課程は、本県の産業人材の育成・確保に重要な役割を果たしており、卒業生の約7割が県内に就職しております。

県といたしましては、県内就職率のさらなる向上等について、学校設置者と意見交換を行い、他県の状況も参考にしながら、支援の効果や必要性について検討してまいります。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、卒業生の約7割が県内に就職し、即戦力として社会で活躍していますので、この専門学科に対する支援も強く要望しておきます。

若者を県内に定着させるということは、地域社会の活性化はもとより、結婚や出産等にもつながり、人口減少という問題の大きな解決策の一つになることは間違いないと確信していますので、本県に暮らす全ての若者に着目し、本県の宝という思いを持って、若者に対する人材育成、県内定着の取組を進めていただくよう要望いたします。

次に、マイナンバーカードの取組について質問します。

まず、マイナンバーカードに関わる手続等の時系列を振り返りますと、平成27年10月中旬から、住民票を有する方全員にマイナンバーが通知され、平成28年1月から、マイナンバー制度の開始と同様に、同時に市町村の窓口でマイナンバーカードの交付が開始されました。

また、平成29年11月から、行政機関が保有する自分に関する情報を確認したり、子育てや介護などの行政手続オンライン窓口であるマイナポータル 서비스가本格的に開始されました。

このような流れで進められたマイナンバー制度ですが、「個人情報誰かに見られてしまわないか心配だ」等の国民の不安もあり、なかなか

か普及しない現状を打破し、その活用を促進するとともに、消費を活性化させるため、今年2月末までにマイナンバーカードを申請することを条件に、最大2万円のマイナポイントが付与される事業が今年9月末まで行われます。

こういった中、全国では、公的証明書交付サービスで、別人の証明書が発行されたり、同姓同名など他の人の情報とひもづけてしまうなど、トラブルが相次いでいますが、本県でも7月、知的障がい者向けに発行する療育手帳の情報とマイナンバーのひもづけを2,336件誤ったミスが判明しましたが、この要因と、今後、同様のミスを発生させないための対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） このたびは、関係する皆様方に御心配と御迷惑をおかけしておりますことに対し、深くおわび申し上げます。

今回のひもづけ作業につきましては、確立された作業手順がない中、膨大な事務処理を手作業で行ったところであり、組織的なチェック体制が不十分であったことが誤りの主な要因と考えております。

そのため、今後、作業マニュアルを整備し、複数の職員によるチェックを徹底するなどの再発防止対策を講じてまいります。

また、療育手帳の適切な管理とひもづけ作業等の事務効率化のため、今年度中を目途に「療育手帳発行管理システム」の構築も進めているところであり、国の方針も踏まえ、的確な事務処理体制を確立してまいります。

○野崎幸士議員 徹底したデータ管理の下、作業体制の効率化を進めていただくよう要望します。

マイナンバーカードに関するミスの原因で最

も目立つのは、人為的ミスです。答弁にありましたように、確立されたひもづけ作業の手順がない中、細かなデータ処理など膨大な仕事量と求められるスピードで、職員の負担も相当なものがあると思います。

このように、マイナンバーカードに関するミスは、急増する膨大な仕事量に携わる職員の疲労等、働き方にも原因があると思いますが、このマイナンバーカード関連に限らず、これまでの職員の負担軽減に向けた働き方改革の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 多様化・複雑化する行政ニーズに限られた人員で対応するためには、業務の効率化をはじめとした働き方改革の推進が重要であります。

このため県では、公務能率や県民サービスの向上を念頭に、不断の取組として、業務見直しや簡素化等を図るとともに、デジタル技術による定型的な作業の自動化なども積極的に進めているところであります。

また、職場内での自由闊達な議論を通じてコミュニケーションを図り、職員が互いに助け合う風通しのよい職場づくりに取り組んでいるほか、鳥インフルエンザや新型コロナなど、危機事象等においては、全庁を挙げて対応し、職員の負担軽減を図っております。

今後とも、職員一人一人がやりがいと意欲を持つことができる、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

○野崎幸士議員 「私だけが」とか「1人で」とかいう感情が、一番のストレスにつながりますので、みんなで助け合うということを念頭に、働きやすい職場環境をつくっていただくよう要望します。

マイナンバーカードの質問に戻りますが、マ

イナンバーカードをめぐるトラブルが相次ぐ中、自治体によってはカードを自主返納される人が増えているようですが、県内におけるマイナンバーカードの返納の状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードは、カードの有効期間満了、国外転出、死亡、本人の希望等の理由により、返納されることとなっております。

市町村に確認したところ、カードに関するトラブルが報道され始めた今年の3月から8月までの6か月間において、県内で返納された件数は2,071件です。

このうち、本人の希望により返納された件数は147件で、6月以降は、それまでの月に比べて件数が増えている状況にあります。

○野崎幸士議員 相次いでトラブルが報告されてから返納件数が増えているようですが、カードを自主返納された理由は、マイナンバー制度に対する不信や不安であり、もう少しメリット、安全性、また運用手続やマイナンバーカードの使い方等を周知すべきだったと思いますが、今後、マイナンバーカードの周知をどのように進めていかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードは、デジタル社会を支える重要な社会基盤であり、運転免許証等との一体化が進められているほか、県内自治体でもカードを活用した電子母子手帳の導入や各種手続のオンライン化などが広がってきており、一層利便性が高まることが期待されております。

また、安全性に配慮し、カードには税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っておらず、加えて、顔写真や暗証番号により、悪用困

難な仕組みとなっております。

しかしながら、一連のトラブルによる不安の声もあることから、県では全国知事会を通じて、国に対し、広く国民の理解が得られるよう丁寧な説明を求めているところであります。

県といたしましても、市町村と連携しながら、ホームページや広報紙などの活用により、一層の周知を図っていくとともに、現在、行われているマイナンバーの総点検にしっかりと対応し、制度の適切な運用を進めてまいります。

○野崎幸士議員 政府は、「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、今年11月末を期限として、さらに点検を行うとともに、点検の進捗状況についても公表することとしています。

この総点検の結果や再発防止策を様子見する人が増えると想定できますので、改めてマイナンバーカードの制度内容等の周知徹底に努めていただくことを要望します。

次に、林業行政について質問します。

知事は、さきの6月議会において、本県の強みを生かした未来を創る3つの日本一挑戦プロジェクトの一つとして、「グリーン成長で環境を守り、地域経済を伸ばす」取組を掲げられ、現在、その体制の構築や具体的な取組内容の検討などが進められているところだと思いますが、この林業分野に当たるグリーン成長プロジェクトの目指す姿と、実現に向けた取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） グリーン成長プロジェクトでは、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を目指しております。

その取組の柱として、「森林資源の確保、二酸化炭素の吸収、山地災害の防止につながる循環型林業の推進」「海外資源への依存を抑える

循環型農水産業の推進」「各産業部門の成長に結びつける脱炭素経営の推進」の3つを掲げております。

特に、循環型林業を推進する上で重要となる再造林をこのプロジェクトの核として位置づけ、再造林率日本一に向けて、意識醸成や支援体制の充実、多様な担い手の確保、林業採算性の向上、県産材の需要拡大などに、林業関係者・県民・大学・行政が一体となって取り組む「宮崎モデル」の構築を進めてまいります。

○野崎幸士議員 本会議で森林由来のJ-クレジット認証促進事業も提案されていますし、グリーン成長プロジェクトでは、再造林率日本一を掲げられています。

再造林においては、森林所有者の経営意欲の低下や再造林経費の負担増、また、何より少子高齢化と人口減少による人材の確保が課題になると思われます。

そこで、再造林の担い手確保に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県ではこれまで、県内外における就業相談会の開催や、みやざき林業大学校における研修等により、林業担い手の確保を図ってきたところです。

また、再造林の担い手確保に向けては、今年度から、植栽作業を行うインターンシップを県内外から広く募集する取組や、新たに造林事業を開始する事業者が、造林保育作業者の装備品を導入する際の支援等を実施しています。

さらに、グリーン成長プロジェクトでは、再造林対策の強化に伴い、造林保育作業者がこれまで以上に必要となることから、多様な担い手の確保について検討を進めてまいります。

○野崎幸士議員 それぞれの取組をしっかりと進めながら、担い手確保に努めていただくよう要

望します。

このように、人材不足が深刻な林業分野において、幼少期から木に触れ親しむ、いわゆる木育の推進は、森林・林業・木材産業、そして環境を理解し、守っていくために、非常に重要な取組の一つだと思います。

木育は平成16年に北海道で誕生し、平成18年9月に閣議決定された森林・林業基本計画において、木育の促進が明記されました。

本県でも、木育の推進に取り組まれているようですが、本県のこれまでの木育への取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、平成22年度から、木育に関する指導者や支援者を養成するための研修会を開催するなど、木育活動を積極的に推進しているところです。

また、平成28年度からは、県産材の地産地消に取り組む「みやざき木づかい県民会議」に、幼稚園、保育園や企業、グループなど157団体が構成する「木育ネットワーク部会」を設け、部会員が行う木育活動や、県産材を使った遊具導入への支援などに取り組んでおります。

今後とも、このような推進体制を生かして、さらなる木育の推進に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 「みやざき木づかい県民会議」ですが、本県林業の活性化と、豊かな森林を次世代に引き継ぎ、県民一人一人が木材のよさや利用の意義について理解を深め、県民全体で県産材の地産地消に取り組むことを目的に平成25年1月に設置され、本県の県産材の普及啓発活動や、県産材を利用した木造住宅の建築の促進等を進めているようです。

知事は、この「みやざき木づかい県民会議」の会長を務められていますが、今後、木育を含めた木材需要の拡大について、どのように考え

ておられるのか伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 木育活動などを通じ、幼少期から木に触れ、木への親しみを感じる機会を持つことは、将来、木造住宅や木造の家具を選択する動機づけとなり、県産材の需要拡大を図る上でも大変重要であると考えております。

私は、実家が家具の小売店舗でありますので、幼い頃から木に囲まれて育つと、このような素直なよい子が育つ、時々そういうアピールをしたりしております。

また、県産材の需要拡大は、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源循環型林業を確立する上で不可欠でありまして、現在、検討を進めております「グリーン成長プロジェクト」におきましても、重点的に対策を講じるべき課題の一つに位置づけております。

このため、私が会長を務める「みやざき木づかい県民会議」においての普及啓発等を通じ、県産材について、住宅はもとより、店舗やオフィスビルなどの木材利用の進んでいない非住宅分野での需要開拓や、県外、海外への販路拡大などに、しっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 本県の自然環境で育った木のぬくもりや香り等も伝えながら、県産材の需要拡大にしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、農畜水産行政について質問します。

本県の農業の抱える様々な課題については、これまで数多くの議論が行われておりますが、そのような中、本県を歴史のある農業県として全国に印象づけたのが、平成27年12月の高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産の認定です。

世界農業遺産の目的は、地域環境を生かした伝統的な農法や生物多様性、農村文化・農村景

観が守られた「農業システム」として一体的に維持し、次世代へ継承していくことです。

この地域が世界農業遺産に認定されて、もうじき8年が経過しようとしていますが、こういった資源を活用した地域振興や関係人口の増加、さらには本県の農業を魅力あるものにつなげる取組も重要だと考えます。

そこで、世界農業遺産認定後の地域活性化の現状と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 高千穂郷・椎葉山地域では、平成27年度に世界農業遺産の認定以来、地元5町村や県で構成する協議会が中心となり、伝統的な農林業や優れた景観、文化等を、「活かす」「育てる」「繋げる」の3つの視点で様々な取組を進めております。

その結果、特産品ブランドの開発や棚田保全の活動等で、地域活動の輪が広がるとともに、地域を支える若い世代への教育活動が定着してきたところです。

県としましては、本年4月に開催されたG7宮崎農業大臣会合においても、世界に高く評価されたこの地域の住民が、今後とも農林業や関連産業で生計を立てながら誇りと豊かさを実感できるよう、持続可能な地域の実現につながる取組を支援してまいります。

○野崎幸士議員 本県では、私の地元、田野・清武地域の「大根やぐら」と「日南かつお一本釣り漁業」が日本農業遺産として認定されています。世界農業遺産、日本農業遺産を生かした地域振興、農業振興の取組にも力を入れていただくよう要望します。

次に、県職員獣医師について質問します。

本県の県職員獣医師は、将来を鑑みたときに大変厳しい状況にあります。

本県は、全国でも有数の農業県であり、その中でもトップレベルの畜産県です。本県の農業産出額は全国第4位、うち約66%を占める畜産算出額は全国第3位です。

令和3年度にスタートした第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の畜産版アクションプラン「みやざき畜産共創プラン」によると、畜産物輸出の目標値を令和元年の44億円から令和7年には66億円と拡大しており、これらの成長促進対応として、令和7年度までに新たな食肉・食鳥処理施設の整備が2か所掲げられています。

また、県内屠畜場における屠畜頭数も、令和元年の109万2,000頭から、令和7年度には113万9,000頭に増やす目標値も掲げられています。

一方、獣医師をめぐる情勢は、全国を見ますと、獣医系大学の卒業生は、ペット診療に従事する小動物診療分野に約5割が就職する一方で、産業動物診療や公務員分野では低い就職率となっています。

本年、農水省が公表した獣医大学卒業者の就職状況を見ますと、公務員分野に12%と、ここ数年、特に新卒者の公務員獣医師への就職率が減少している状況です。

本県の獣医師採用試験の現状を見ても、獣医師が十分に確保できていない状況が続いていますし、今後、定年退職を迎える年齢層の職員が一定数おり、さらに厳しい状況が見込まれますが、県職員獣医師の過去の採用状況と、今後の退職者予定者の見込みについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 獣医師の採用につきましては、令和2年度が採用予定者12名に対して、受験者は12名、最終的な採用者が8名、令和3年度が採用予定者11名に対して、受験者は13名、最終的な採用者が7名、令和4年度が

採用予定者12名に対して、受験者は10名、最終的な採用者が5名となっております。

また、今後の退職予定につきましては、定年年齢が今年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることから、令和6年度及び令和8年度にそれぞれ8名の定年退職者が見込まれております。

採用者が採用予定数を下回る状況に加え、今後も一定の退職が見込まれることから、必要とする獣医師の確保は大変厳しい状況にあります。

○野崎幸士議員 答弁の数字からも、獣医師確保は大変厳しい状況にあります。

平成22年4月、本県で発生した口蹄疫では、畜産業のみならず、地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼしました。また、度々発生する鳥インフルエンザ等、本県職員獣医師が本県畜産を支える重要な役割を担っているわけです。

現在、本県職員獣医師の労働状況を見ますと、家畜保健衛生所では、獣医師1人当たり全国1位の105戸の畜産農家を担っていますし、家畜飼養頭羽数を牛の頭数に換算した家畜衛生単位では1万2,731と全国1位、屠畜・食鳥検査員においては、1人当たりの検査数が九州で1位と、県獣医師1人当たりの負担も非常に大きい状況です。

このように、食の安全、動物愛護、食肉検査など、獣医師は幅広い分野で業務を行っており、特に食肉検査では、今後力を入れていく牛肉等の輸出業務を担っています。また、西都市に新たな食肉処理場も整備される計画となっています。

このような中、県では獣医師確保推進協議会をつくり、総務部、福祉保健部、農政水産部が連携して獣医師確保の取組を行っているという

ています。

本県畜産振興や食肉の安全確保の上で、県職員獣医師を安定的に確保していくことが非常に重要だと思いますが、県はどのような取組を行っているのか、関係部局を代表して、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県職員獣医師の役割が重要性を増す一方で、学生の小動物臨床分野への就職志向が強く、全国的に公務員獣医師の確保が厳しい状況にあります。

このため、関係部局と連携し、受験年齢の上限引上げをはじめ、早い段階から公務員獣医師に関心を持ってもらえるよう、高校生向けガイダンスや、口蹄疫の経験等も踏まえた大学での出張講義、さらに、興味を持った学生や既卒者を対象にインターンシップ受入れを行っております。

また今年度、採用試験の回数を増やしたほか、新たに業務内容などをPRするための動画配信も行っております。

あわせて、働きやすい環境づくりや、能力向上のための研修、学会への参加など、職員がやりがいを持って働くための職場環境づくりに努めております。

○野崎幸士議員 佐賀県では、先月、養豚場の豚が家畜伝染病の豚熱（CSF）に感染し、相当数が殺処分されていますし、本県でもワクチンの準備が進められています。このような場面でも、獣医師の専門的な知識と行動が重要になるわけです。

本県の取組は評価しますが、獣医師系の学生、若者が何を見て就職先を選ぶのか、まずは給与だと思います。

本県職員獣医師は、先ほど申したように、獣医師1人当たりが担っている負担が九州・全国

で一番大きい状況にもかかわらず、初任給は九州で最も低い状況です。

長崎においては、このたび初任給調整手当を改善したことで、例えば家畜保健衛生所職員の給与が九州で7番目から2番目にアップするなど、給与面からも獣医師確保に力を入れていきます。また、ホームページ、SNSでの発信も大変インパクトがあり、採用試験の回数も、長崎県は3回行うことで幅広く獣医師確保に取り組んでおられます。

先ほど答弁にありましたとおり、本県も今年度、採用試験の回数を増やす見直しをされ、早速来月に2回目が実施されますが、今後とも、全国有数の畜産県として、様々な観点から他県の取組を調査・研究しながら、獣医師確保に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、水産分野について質問します。

水産業においても、他の産業と同様、深刻な課題が労働力不足であります。

我が国の漁業就業者は、一貫して減少傾向にあり、本県も同様、5年に1度実施される漁業センサスの結果に基づく漁業就業者数は、平成30年は平成25年に比較して475人（17.7%）減少しており、この状況が続けば、水産物の安定供給や漁村地域の活力維持に影響が生じることが懸念されます。

このように労働力不足が顕在化する中で、平成30年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を受け、特定技能外国人の受入れが進められています。

そこで、本県の漁業における外国人の現状と、日本人就業者の確保の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本格的な人口減少社会を迎え、漁業就業者の確保がこれまで以上に重要でありますので、県では、外国人材はもとより、本県水産業の核となる日本人就業者の確保に取り組んでおります。

その結果、外国人材につきましては、コロナ禍において一時的に減少したものの、現在は561名と以前の水準に戻り、コロナの影響も緩和されております。

日本人の漁業就業者につきましては、新規就業者の確保のために、就業情報の発信や受入れ経営体での研修等に取り組んでおります。また、人材を育成するために、漁船の運航に必要な資格取得の支援なども行っているところであります。

今後とも、関係団体と連携し、漁業就業者の確保を推進してまいります。

○野崎幸士議員 なかなか思っているように成果が出ないかもしれませんが、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望します。

続いて、水産資源についてですが、今年5月に農林水産省から、昨年の日本の漁業・養殖業生産量が発表されました。

前年比7.5%減の約386万トンと、調査開始以来、初めて400万トンを下回りました。しかし、この水産資源の減少が深刻であることを国民が感じていないのが現状です。

そこで、水産資源の持続的利用について、本県はどのように取り組まれているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、第六次水産業・漁村振興長期計画に基づき、関係者と一体となって、水産資源の持続可能な利用管理を推進しております。

具体的には、アマダイやヒラメなど、沿岸の

主要な水産資源について、水産試験場が科学的に行う資源評価結果に基づき、県は、魚種ごとに禁漁期や漁獲量の上限を定め、また、漁業者は、それらに加えて漁に出るのを控えたり、漁具の制限等、自主的な資源管理にも取り組んでおります。

また、漁業者等が稚魚のすみかとなる藻場や干潟等の保全活動を行い、そこに県などが稚魚を放流することで、効果的な資源の増殖に努めております。

こうした取組に加え、浮き魚礁等の整備による生産性の高い漁場造成を通じて、水産資源の持続的利用を進めております。

○野崎幸士議員 資源には限りがありますので、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

去る7月に、環境農林水産常任委員会で宮崎市青島の水産試験場を視察しました。

水産試験場は、昭和45年に再設置されてから今年で54年目になり、施設の老朽化が顕著な上、去る3月には、試験場内の魚の餌を保管する冷蔵庫で火災も発生しています。

試験場では、アマダイ類における親魚養成技術や遺伝子を利用した育苗技術やウナギの稚仔魚飼育技術等、貴重で重要な研究を行っていますし、試験場に勤める職員の労働環境、県民から親しまれる試験場という観点からも、建て替えが必要ではないかと感じました。

今年度の当初予算に、水産試験研究体制等の機能強化及び運営の合理化に係る基本計画を策定するための水産試験研究体制強化事業が新しく盛り込まれ、現在検討が進められていることと思いますが、水産試験場の体制強化に向けた構想はどのような視点で検討されているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 水産試験場は、水産のスマート化や資源の有効利用に係る技術開発などに取り組んでおりまして、本県水産業の成長産業化に大変重要な役割を担っております。

水産資源や藻場の減少、担い手不足、さらには近年の物価高騰など、水産業を取り巻く現状が厳しい状況にある中、水産試験場におきましては、最先端の技術を駆使した試験研究の高度化とともに、老朽化している施設や設備への対応が急務であると認識をしております。

このため、本年度、施設の再整備も含めた体制強化の調査及び検討を進めております。

その検討に際しましては、「漁業の現場に密着した試験研究体制」及び「関係機関との連携強化による技術開発の効率化」という2つの視点を持って、研究の高度化と効率化の両立や、運営体制の合理化を進めることとしております。

○野崎幸士議員 水産試験場が今まで行ってきた調査・研究、技術向上等がさらに発展するような体制を構築していただくよう要望します。

次に、県産品の輸出拡大に向けた取組について質問します。

我が国の農業は、人口減少や食生活の変化などの要因で、国内マーケットが縮小傾向にあり、将来を描きにくい困難な状況にあります。

一方、海外に目を向けますと、世界の人口は現在80億人を上回っている状況で、今後も増え続け、これに伴い、世界の食の市場規模も拡大すると予想されています。特に人口増加の著しいアジア諸国では、食の市場規模がおよそ2倍に増加すると予測されています。

このように、海外での食に対する需要の高まりをいかに国内の生産力に結びつけるかが、これからの日本の農業発展に向けた重要なポイント

であり、全国有数の農林水産業の県である本県にとって、これからの農林水産物・食品の輸出促進が、本県産業の発展に大きく寄与すると思っております。

そこで、本県の農林水産物・食品の輸出促進戦略について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 県では、国際・経済交流や多文化共生社会づくりなど、グローバル関連施策を推進するため、「みやざきグローバルプラン」を策定し、その中で、「グローバル経済交流の強化」を施策の柱の一つと位置づけ、県内生産品の輸出促進に取り組んでおります。

特に、本県が強みを持つ農林水産物・食品については、今年6月に改定した同プランにおいて、輸出額を令和3年の約187.5億円から、令和8年までに210億円に拡大する目標を設定したところです。

同プランでは、輸出先国の市場に対応した商品づくり、またデジタル化の進展に対応した新たな販路開拓・拡大等を促進することとしており、目標達成に向け、関係機関と連携しながら、戦略的に施策を展開してまいります。

○野崎幸士議員 日本からの輸出先1位の中国が、先般、東京電力福島第一原子力発電所にたまる処理水の海への放出を受けて、日本産の水産物の輸入を全面的に停止し、今後、様々な影響が生じることが懸念されますが、輸出促進がこれからの農林水産業に大きな支えになることは間違いのないと思っておりますので、みやざきグローバルプランの目標達成に向けて、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

さて、本県の輸出促進においては、みやざき「食と農」海外輸出促進協議会において、関係

者一体となって取組を進められておられるようですが、みやざき「食と農」海外輸出促進協議会の会長を務めておられる日隈副知事に、これからの農畜水産物の輸出拡大に向けての意気込みをお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 本県農畜水産物につきましては、4月に開催されましたG7宮崎農業大臣会合におきましても、宮崎牛をはじめ高い評価をいただき、改めて世界に通用するものと、自信を深めたところであります。

今後、コロナ後における経済活動再開の機を逃さず、輸出拡大に取り組んでいく必要があるものと考えております。

具体的には、宮崎牛では「おいしさ日本一！」を前面に押し出したプロモーションの実施や、キンカンでは、春節の時期に合わせたアジア圏での販路拡大に加えて、中近東のドバイなど新たな市場の開拓にも取り組んでまいります。

さらに、10月に開催されます宮崎県人会世界大会や、国際定期便の運航再開などを追い風に、輸出先国のニーズに合う戦略を取りながら、積極的なPR等の展開に取り組み、一層の輸出拡大につなげてまいります。

○野崎幸士議員 本県で開催される国際的な催しなど、あらゆる場面において輸出促進につながる仕掛けを講じていただくことを要望します。

次に、土木行政について質問します。

まず、盛土規制法についてであります。

令和3年7月、静岡県熱海市で、大雨によって違法盛土が崩壊し、大規模な土石流により、甚大な人的・住家被害が発生しました。

このような危険な盛土について、法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在してい

ることを踏まえ、今年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。

本県においても、今年の台風第14号の大雨により、美郷町において、県が地滑り防止工事の際に造成した盛土の一部が崩れ、土石流が発生しています。

今後、県では、新たな法律により、規制区域を指定していくことが見込まれます。熱海市で発生した被害を繰り返さないためにも、隙間がないよう規制していくことが重要と考えますが、盛土規制法における規制区域の指定に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 盛土規制法に基づく規制区域につきましては、危険な盛土から人命や財産を守るため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得る区域を、県と中核市である宮崎市において指定することになります。

このため、昨年度末から、人家の密集度や地形条件などに応じた異なる2つの区域を設定するための基礎調査に取り組んでおり、現時点では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、県内ほぼ全域がいずれかの規制区域になる見込みであります。

県としましては、今年度中に基礎調査の結果を取りまとめ、来年度に市町村長への意見聴取やパブリックコメントを実施した後、規制区域の事前公表を経て、令和7年度に規制区域を指定する予定としております。

○野崎幸士議員 令和7年度の規制区域の指定に向けて、しっかりと取組を進めていただくよう要望します。

この盛土規制法による規制区域の指定後は、盛土等を行う際に、様々な制約がかかることに

なると思いますが、規制区域の指定後に新たに必要となる手続とその周知について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う事業者は、あらかじめ知事または宮崎市長への届出や許可が必要となります。

許可申請において、技術的基準への適合や、土地所有者の同意等が必要となり、許可された後も、工事期間中の定期報告や検査を受けることとなります。

また、規制区域内の土地所有者等に対しましては、過去の盛土を含め、常に安全な状態を維持する責務が生じます。

このようなことから、現在、事業者となり得る建設業協会等を訪問し、法の趣旨、許可手続等についての説明や意見交換を行っているところであります。

県としましては、今後とも、規制内容について広く県民への周知に努めながら、危険な盛土等を防止する取組を関係部局と連携して進めてまいります。

○野崎幸士議員 盛土規制法の趣旨等、周知をしてもらい、無届けの盛土や危険な盛土等を防ぐ取組を、関係部局と連携してしっかりと進めていただくよう要望します。

続きまして、国土強靱化についてですが、国土強靱化対策が積極的に進められるようになった、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を生かすべく、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、翌年6月には、同法に基づき、国土強靱化基本計画が策定されました。

その後、平成30年に発生した西日本豪雨や台風第21号等の被害を受け、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定さ

れました。

平成30年度から令和2年度まで実施された3か年緊急対策では、約7兆円の予算で集中的に重要インフラ等の工事が進められました。

政府は、この期日を令和7年度まで延長し、約15兆円の予算で、現在、国土強靱化5か年加速化対策として、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化への対応や、激甚化する風水害や大規模地震等への対策等を中心に、追加的に必要な対策を実行していますが、これまでの国土強靱化3か年緊急対策、また追加された5か年加速化対策の取組状況と、その成果をどのように捉えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 国土強靱化の3か年緊急対策につきましては、河川の浸水対策や道路ののり面対策、橋梁や港湾岸壁の耐震対策などに取り組み、5か年加速化対策では、新たに高速道路のミッシングリンク解消や、インフラ老朽化対策などを加え、様々な取組を行っているところであります。

これらの成果としましては、昨年の台風第14号では、過去の同規模の降水量に対し、家屋の浸水戸数が減少したことや、東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通をはじめとする高速道路の整備の促進、橋梁の老朽化対策が前倒しになるなど、県土の強靱化は着実に進んでいると認識しておりますが、いまだその取組は道半ばであります。

今後とも、必要な予算確保に努め、国土強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 引き続き、国土強靱化に関する全ての事業にしっかりと取り組んでいただくことを要望します。

現在、進められている5か年加速化対策は、

年次計画において3年目となる令和5年度までに約9.9兆円の事業規模となっているようですが、予算規模総額15兆円の約3分の2が執行されることを鑑みると、残りの予算措置に不安を抱きますし、残り3か年という短い時間で、県土強靱化に必要な取組を全て実現することはできず、中長期的な視点に立った目標、計画に基づいた対策を今後とも着実に進めていくことが必要であると考えます。国土強靱化5か年加速化対策後も県土の強靱化を持続的・安定的に着実に進めることが重要と考えますが、必要な予算の確保に向けた考え、取組について、佐藤副知事にその思いをお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 国土強靱化は、大規模自然災害から人命や財産、生活を守り、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための国家百年の大計であり、持続可能な社会を形成する上でも、欠かすことのできない取組であると認識しております。

私は先月、昨年度の台風の被災地を訪問しました。災害復旧箇所が工事中に再度被災する等、本県は風水害や土砂災害等の自然災害の影響を受けやすく、さらなる強靱化が必要であるということを実感いたしました。

このようなことから、県民の命と暮らしを守るために、県土の強靱化を5か年加速化対策後も、国で策定予定の国土強靱化実施中期計画の下で、持続的・安定的に推進することが重要であるというように、思いを強くしたところでございます。

私としましては、徹底した現場主義の下、これまでの経験や人脈を最大限に生かし、県土の強靱化に必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 国土交通省で培われたこれま

での経験を生かし、安全・安心な県土を構築していただけるよう、佐藤副知事にはエールを送ります。

次に、建築行政の取組について質問します。

まず、木造住宅の耐震化についてですが、過去に起きた熊本地震では、住家被害は全壊8,667棟、半壊3万4,719棟に上り、阪神・淡路大震災では、全壊が約10万5,000棟、半壊が約14万4,000棟に達しました。

この阪神・淡路大震災で死亡された方の約4分の3は、倒壊した家屋による圧死・窒息によるものと言われ、その大多数が古い木造住宅であったとされています。

この阪神・淡路大震災をきっかけに、過去の大震災の教訓を踏まえ、平成7年12月に耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）が施行されましたが、木造住宅の耐震化の現状と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 本県において、昭和56年改正の耐震基準を満たす住宅の耐震化率は、令和2年度末で約84%であり、そのうち木造住宅の耐震化率は約79%となっております。

このような中、県では、令和7年度末の目標とします住宅の耐震化率90%達成に向け、市町村を通じて補助事業の活用を促すなど、重点的に木造住宅の耐震化を推進しております。

しかしながら、耐震改修が必要となる木造住宅の所有者は高齢者が多く、工事費用に負担を感じたり、耐震化の必要性の認識が薄いなどの実情があります。

このため、県としましては、耐震化の重要性の啓発や補助制度の周知、必要な予算の確保など、今後とも、市町村と連携して、住宅の耐震

化に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 啓発・周知等にしっかり取り組んでいただき、木造住宅の耐震化を推進していただくよう要望します。

住宅関連で問題が深刻化しているのが空き家問題です。空き家が増え続ける背景には、長寿化、持家率の高さ、核家族化が連動していることがあります。

人口の多い団塊の世代は持家率が86%以上と言われ、2025年問題にあるように、残り2年でその世代が75歳以上の後期高齢者となります。

また、2025年以降、日本では毎年150万人以上が亡くなる多死社会となり、今後、空き家はさらに増えていくことが懸念されます。

国としてもこの問題に対処すべく、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、来年4月から相続登記が義務化されますが、県として空き家対策についてどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村は、空家等対策計画を策定し、この計画に基づき空き家の活用や除却等の対策を行い、県は、市町村に対する助言や援助を行うこととされております。

このため県では「市町村空き家連絡調整会議」などにより、先進的な取組の情報提供等を行っているところであります。

また、空き家対策を円滑に進めるため、国は今年6月に法律を改正し、緊急時における危険な空き家の除却等の対策を強化する予定であることから、県としましては、国からの新たな情報の収集や提供など必要な支援を行い、引き続き市町村と連携を図り、良好な居住環境の確保

に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 空き家とは異なりますが、木造建築物の耐震化の重要性について考えさせられた出来事として、今年7月に宮崎市で発生した青空ショッピングセンターの事案がありました。住民の安全・安心な生活、地域をつくる上でも、しっかり取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、警察行政の取組について質問します。

まず、自転車事故対策についてです。

自転車事故の状況は、全国的には2年連続で増加し、全体の事故の中で、自転車に関連している事故の割合も増加傾向にあるようです。

こういった状況を背景に、今年4月に改正道路交通法が施行され、自転車を利用する人のヘルメット着用が努力義務になりました。

公布から施行まで約1年間の中で、各都道府県の警察でヘルメット着用に向けた普及活動が行われているようですが、本県における自転車事故の発生状況と、自転車ヘルメット着用促進に向けた取組について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 昨年の県内の自転車事故発生件数は413件で、平成21年の1,693件をピークに年々減少しております。

全事故に占める自転車事故の割合は、昨年は10.9%で、平成21年の15.4%と比較すると減少傾向にあります。

一方で、過去10年間の自転車乗車中の死者を見てみますと、死者33人のうち約7割に当たる23人が頭部を負傷しており、そのうちヘルメット着用は1人だけでした。

自転車ヘルメット着用促進の取組につきましては、テレビ、新聞、SNS等による積極的な広報啓発を行っておりますけれども、自転車事

故に関しましては、特に高校生の関与する割合が28%以上と極めて高いことから、学校等の関係機関・団体と連携しつつ、交通安全教室等の機会を通じて着用の促進を図ってまいります。

○野崎幸士議員 先月、宮崎市大塚町の県道で高校生が、そして宮崎市高岡町の国道で女性が、いずれも車と自転車の事故によって亡くなりました。心から御冥福をお祈りいたします。

県においては、9月8日に県警と協力して、朝の通勤時間に県庁駐輪場においてヘルメット着用の呼びかけ、啓発チラシの配布を実施しました。先ほどのような悲しい事故が起きないように、自分の身を守るという観点から、ヘルメット着用を強く推進していただきますよう要望いたします。

次に、高齢運転者による交通事故対策について質問します。

昨今、全国的に高齢運転者による重大事故が大きな社会問題になっています。

高齢化が進展する我が国において、75歳以上、80歳以上の運転免許保有者数は年々増加しており、令和3年には75歳以上の運転免許保有者数が600万人を超えました。

高齢運転者の事故の原因として特に多いのが、ブレーキとアクセルの踏み間違い等の運転操作ミスです。

本県における高齢運転者の交通事故発生状況について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の高齢運転者による交通事故発生件数は、令和4年から過去5年間を見ますと、平成30年の1,920件をピークに年々減少しております。

また、死者につきましては、令和元年の19人をピークに、令和3年は7人にまで減少しました。

昨年の県内の高齢運転者による交通事故発生件数は1,124件で、対前年比で192件減少しましたが、全事故に占める割合は29.6%と、高齢運転者の事故統計を開始した平成18年以降、最も高くなりました。

また、高齢運転者による事故の死者は11人で、前年対比で4人増えております。

警察では、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題であると認識しており、制限運転の普及促進や、安全運転相談の充実、免許の自主返納者への支援等の対策を推進し、交通事故防止に努めてまいります。

○野崎幸士議員 本県においても事故件数が減少する中で、高齢運転者による事故の割合は高止まりにあるようです。全国と同様、本県も高齢者の運転免許保有者が増加しており、今後この傾向は続くと推測できます。

このような中、本県では、ここ数年、毎年4,000～5,000人の高齢者が免許証を自主返納されているようですが、仕事や買物、通院など、移動手段として車の必要性が大きい特に中山間地域等においては、返納が難しい現状です。

そこで、本県では、令和元年5月から、高齢者が天候や時間、体調に応じて自分自身で決めたルールで運転する制限運転の取組が進められており、県警の制限運転の受付箇所を増やすなどの取組により、その人数は増えているとのことでした。

引き続き、高齢運転者の事故のリスクを減らし、少しでも長く安全運転を続けられるよう、しっかり取り組んでいくことを要望いたします。

次に、少年犯罪について質問します。

令和4年版警察白書によりますと、刑法犯少

年の検挙人員は、18年連続の減少となっており、少子化もその要因の一つかもしれませんが、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は2.2人と、成人と比べて引き続き高い水準にあるようです。

県内における少年犯罪の現状と今後の非行防止への取組について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 県内における少年犯罪につきましては、令和5年7月末現在、134人を検挙しており、前年比36人増となっております。

このうち、万引きなどの窃盗が54人と、全体の40%を占めており、本年の特徴といたしましては、複数の少年らが共謀し、出会い系サイトなどを通じて被害者を呼び出して金品を要求する事件や、少年による大麻事犯の検挙も増加しております。

警察といたしましては、非行情勢を踏まえ、学校当局と連携した非行防止教室や薬物乱用防止教室のほか、地域の防犯ボランティアと連携した少年補導活動などにより、非行少年を生まない社会づくり活動を推進してまいります。

○野崎幸士議員 時代かもしれませんが、私が若い頃は、薬物とかSNS関連の少年犯罪をほとんど耳にしなかったんですが、本当に今の犯罪は多様化していると感じます。

昨今、商業施設開業など再開発が進み、コロナ禍の行動制限が緩む中、今年に入って、宮崎駅東口から文化の森公園にかけて発生した、少年等による事件の報道をよく耳にします。

また、若者のたまり場となっている宮崎駅周辺ですが、再開発が進められる中、その周辺を見ると、宮崎駅西口には交番が設置されていますが、東口には警察施設がありません。

警察も治安改善に向け、様々な取組を行われているようですが、宮崎駅周辺における少年非行等の現状と対策、今後の課題について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 文化の森公園も含めた宮崎駅周辺では、少年による傷害や恐喝などが発生するとともに、少年蝟集などによる治安悪化が懸念されているところであります。

警察では、新設いたしました自動車警ら隊も投入し、パトカーを常駐させての警戒活動などのほか、宮崎北警察署が主体となり、教育関係機関や宮崎駅周辺の企業・店舗関係者らによる総合対策会議を開催し、官民一体となった取組を進めております。

引き続き、治安改善に向けた対策を講じてまいります。議員御指摘のとおり、宮崎駅東口には警察施設がない現状でありますので、今後の治安情勢を踏まえながら、活動拠点についても検討してまいります。

○野崎幸士議員 総合対策会議の報告によると、宮崎駅周辺の刑法犯認知件数が前年同期比で約3割減ったとのことで、官民一体となった取組の成果だと思います。

青少年がかげがえのない人生を誤ることなく健全に歩んでいけるよう、少年犯罪防止に御尽力いただきますよう要望いたします。

次に、サイバー対策について質問します。

デジタル化の進展に伴い、データを不正に暗号化し、復元と引換えに身代金を要求するランサムウェアによる被害や、匿名性が高いダークウェブを利用した闇バイトの募集や違法薬物等の取引など、様々なサイバー犯罪が増加しており、本県においても、サイバー空間の脅威が深刻なものとなっています。

この脅威に対処すべく、県警においては、生

活安全部内にサイバー犯罪対策課が設置されましたが、通信インフラの多様化を踏まえると、優秀な人材の確保や育成、さらには、県警が一体となった対処体制の整備が必要であると考えます。

そこで、サイバー空間の脅威に対する警察の対策と今後の課題について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 現在のサイバー事案は、国境を越え、進化する情報通信技術が、様々な犯罪に悪用されている現状にあります。

そのため、本県警察では、関係部門が一体となって事案に対処するとともに、警察庁サイバー特別捜査隊と連携するなど、組織的な捜査を推進しているところであります。

また、これらの捜査を支えるサイバー人財の確保・育成を図るため、情報工学の枠での採用制度の導入や、サイバー研修制度の充実などに取り組んでおります。

今後とも、変容するサイバー空間の脅威に的確に対処するためには、警察が保有するリソースの有効活用が必要であると考えておりますので、既存の体制をベースに、部門横断的な体制の拡充を検討してまいります。

○野崎幸士議員 目に見えない脅威ですので、県民への啓発・周知活動も含め、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

次に、医療・福祉行政の取組について質問します。

まず、熱中症対策についてです。

熱中症は様々な生活の場面において発生し、全国の死者数の推移を見ますと、平成13年から平成17年までの年平均死亡者数に比べ、平成28年から令和2年までの年平均死亡者数は3倍以

上に増えています。

特に近年は、65歳以上の高齢者が8割を超えている状況ですが、本県の熱中症の現状と、特に高齢者をはじめとした予防啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の今年5月1日から8月27日までの熱中症による救急搬送人員は、速報値で754名と、前年同時期より33名多く、また、17名の方が重症と診断されています。

年齢区分別では、18歳未満が11.9%、18歳以上65歳未満が28.8%、65歳以上が59.3%となっています。高齢者が半数以上を占めており、暑さや水分不足に対する感覚機能の低下により、特に注意が必要であるとされています。

県としましては、引き続き、市町村等と連携しながら、各種広報媒体を活用し、適切な室温管理や小まめな水分補給、高齢者をはじめとする周囲の人たちへの目配りや声かけ等、熱中症予防の啓発に努めてまいります。

○野崎幸士議員 引き続き、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

こういった現状の中で、今年の7月に山形県の女子中学生が、部活動を終え、帰宅途中に熱中症の疑いで病院に搬送され、その後、死亡しています。

また8月には、北海道女子児童が体育の授業中に倒れ、死亡する事案も発生していますが、本県における学校での熱中症の現状とその対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校では、これまでも熱中症対策としまして、暑さ指数の測定による活動の判断や運動量の調整、健康観察、適切な水分・塩分の補給等、子供の命を守るための取組を行ってまいりました。

さらに、昨今の気候変動にも鑑み、県教育委員会では、昨年6月に「学校における熱中症対策ガイドライン」を作成し、周知しております。

そのような中、昨年度は2件、熱中症による緊急搬送がありました。いずれも軽度の症状で、その日のうちに帰宅しております。

これらの状況を踏まえ、今年度当初、熱中症の事故防止やガイドラインの活用について、再度、通知をしております。

ちなみに、今年度の現時点では、この夏、1件の緊急搬送がありまして、改めて2学期当初に通知をし、熱中症対策のさらなる徹底を図ったところでもあります。

○野崎幸士議員 まだまだ残暑が続くと思われまますので、効果的な普及啓発や注意喚起に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、感染症対策について質問します。

人類史上まれに見る巨大災害となった新型コロナウイルス、毎年感染が懸念される季節性インフルエンザ、この夏、本県でも流行したヘルパンギーナ、マダニが媒介するSFTSなどの感染症ですが、今年の夏を中心に、そのおのおのの感染が幾度となく報じられました。

今後もコロナをはじめ様々な感染症の流行が懸念され、県民への注意喚起が重要だと思われまますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、感染症の発生動向の把握と、県民への速やかな情報提供を行うため、発生動向調査を実施し、感染症週報により公表しております。

特に、新型コロナ対策では、感染拡大時に知事会見を行うなど県民に注意喚起するとともに、感染状況を分かりやすくお伝えするため、

県独自の取組として、圏域ごとに流行状況を色分けし、また、県全体の推計患者数を示しております。

さらに、手洗いや換気など基本的な感染対策について、新聞やラジオ等を通じて周知しております。

その他、インフルエンザや子供の感染症については、流行状況に応じて注意報や警報を発表するとともに、SFTSなどのマダニ感染症については、ダニの活動が活発になる春から秋にかけて啓発を強化するなど、流行が懸念される時期に合わせて、随時、県の様々な広報媒体を通じて注意喚起を行っております。

○野崎幸士議員 各感染症においては、本県でも重症化や亡くなられる方もいますので、注意喚起や予防対策の周知等をしっかり行っていただくことを要望します。

次に、看護師の特定行為について質問します。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、住まいを中心に、生活支援・介護・医療、そして予防が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

担当課にその進捗状況をお聞きしたところ、ほぼ全県的に中学校区単位でその構築は終わっているとのことでしたので、住民に対して、その周知等を行っていただくよう要望します。

このように、病院から在宅への流れの中で、地域づくりと並行して在宅医療も進められていますが、医師や看護師不足が懸念され、特に看護師の役割拡大が重要視されています。

今後の在宅医療などを支えるために、医師があらかじめ作成した手順書により、特定行為を行える看護師の研修が進められているわけですが、看護師の特定行為研修に関する本県のこれ

までの取組と現在の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 特定行為研修制度を推進するため、県では令和2年11月に、大学や医師会、看護協会等の関係機関と推進検討会を設置し、医療機関等へのアンケートを通じた課題等の把握や制度の周知に取り組むほか、研修参加にかかる費用の支援を行ってまいりました。

また、特定行為の研修機関等に対しては、初年度の運営費や備品購入など開設準備経費の支援を行っており、令和5年7月現在、県内の指定研修機関は3施設、研修修了者は26名となったところであります。

県としましては、今後とも関係機関等と連携して、医療機関の管理者等に対し、看護師の特定行為の意義やメリット等の周知を図るなど、引き続き、研修修了者の増加と研修機関の拡充に努めてまいります。

○野崎幸士議員 今後の医療福祉を充実させる中で、この看護師による特定行為は必ずその必要性が高まりますので、さらなる研修修了者の確保を進めていただくよう要望します。

次に、特定行為研修を修了した看護師の活用について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 特定行為研修を修了した看護師は、胃瘻チューブの交換など、医師の指示を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき、一定の診療の補助を行うことが可能となります。

このため、医療・介護のニーズが高まる中、特にその役割が期待される在宅療養や介護施設をはじめ、医療機関における看護師の資質向上やチーム医療の推進、さらには、医師の働き方

改革に伴うタスクシフトの推進など、本県の地域医療に寄与するものと考えております。

また、専門的できめ細かな医療・看護の提供は、患者や家族の医療満足度の向上や安心感にもつながることから、県としましては、特定行為研修を修了した看護師が県内各地で活躍できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 在宅医療を中心に地域医療での活躍が大いに期待されますので、今後の育成と活躍できる場の確保に取り組んでいただくよう要望します。

このように新たな地域医療体制を構築しながら、持続可能な地域づくりで重要なのは、その地域に若者が暮らし続け、移住者が増加することです。そのためには、地域で安心して暮らすための教育や医療などの環境が整っていることが必要です。

特に医療環境を鑑みますと、地域によっては産科医がいなくなってしまうと、住んでいる地域でお産ができなくなったとか、小児科医が高齢になってきて、夜間の診療対応が難しくなってきたなど、これまで受けられた医療も今後は受けられなくなったりするのではないかと危惧しています。

このように、地域医療の格差が生じるべきではないと思いますし、その解消に向けての取組こそが持続可能な地域づくりにつながり、さらに本県の発展につながると思います。

そこで、県民誰もが安心して医療を受けられる体制の構築に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は九州唯一の医師少数県でありまして、県央に医師が集中する地域間の偏在、また小児科・産科等の特定診療科

の医師不足など、大きな課題となっております。

このため、小児科、産科等を目指す医師への専門研修資金の貸与や、産科医の処遇改善のための支援を行うとともに、医師のキャリア形成プログラムに基づき、地域枠医師の派遣調整等を通じた医師の地域偏在の是正に取り組んでいるところであります。

また、ドクターヘリやドクターカーを活用した救急医療体制を整備するとともに、中山間地域におけるICTを活用した遠隔診療支援システムの構築や、オンライン診療の導入を支援するなど、地域医療体制の機能強化を進めているところであります。

今後とも、県民誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられるような体制を築くことができるよう、引き続き、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 本当に難しい問題とは思いますが、県民の安心な生活、そして本県の発展のためには、医療体制の充実が不可欠なので、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、医療的ケア児について質問します。

現在、本県での医療的ケア児は192名と伺っており、全国でも医療的ケア児が増加している状況です。

こういった中、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で、医療的ケア児支援法が2年前に施行され、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を担うことが明文化されました。

本県においても、医療的ケア児支援法の施行に伴い、昨年7月に県立こども療育センター内

に医療的ケア児支援センターを開設し、様々な対応をされていると思いますが、その相談対応の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児支援センターにおきましては、医療的ケア児の保護者等からの相談をワンストップで受け止め、適切な支援機関への橋渡しを行うなどの相談対応を行っており、昨年7月の開設から今年6月末までの1年間で、保護者や医療機関、福祉事業所等から合わせて106件の相談が寄せられているところであります。

主な内容として、「子供を預けられる事業所を知りたい」「入園、入学において不安がある」「退院後に受けられる生活支援を知りたい」といった保護者等からの相談が多く、このような相談に対し、センターに配置された保健師等が、受入れ可能な事業所の紹介や、教育委員会等を交えたケース会議を実施するなど、地域の関係機関と連携しながら対応しているところであります。

○野崎幸士議員 この支援センターの存在は、本当に保護者の方にとって心強い存在ですし、今まで悩んでいた、また諦めていたことの相談の解決に結びついていますので、これからも支援の取組をしっかりと行っていただくよう要望します。

このように、医療的ケア児に対する法整備や、それに伴う様々な支援体制が進められていますが、今後、本県において医療的ケア児とその家族への支援をどのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児やその御家族は、生活の中で様々な不安を抱えながら過ごされており、医療的ケア児支援セン

ターなどに届いた声にしっかりと寄り添い、必要な支援につなげていくことが重要であります。

このため、県としましては、医療的ケア児支援センターを中心とした地域におけるきめ細かな支援体制を構築するため、相談支援の調整役を担う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成研修を実施しており、全ての市町村に対し、配置を働きかけているところであります。

また、引き続き、施設や設備への補助による短期入所施設等の充実や、医療的ケア児に対応できる小児科医の育成などを進め、関係する皆様が身近な地域で安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 医療的ケアは24時間体制で行う必要があるため、介護をする家族は慢性的な睡眠不足や疲労感にさいなまれます。このような状況が軽減され、医療的ケア児がいる家族でも身近な地域で安心して生活ができるよう、しっかり取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、親亡き後の問題について質問します。

障がいがある子を持つ親が常に心配し、悩ましい問題として、親が亡くなった後の我が子の生活支援や財産管理等の問題が挙げられます。

このような問題の解決策の一つに成年後見制度があり、本県においても、この制度の利用を含め、障がいのある子を持つ親への大きな心配や悩みに寄り添った取組が必要と強く考えますが、本県における親亡き後の問題への取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がいのある方の親亡き後の生活は、本人やその御家族にとって大変切実な問題であり、県では、居住の場であるグループホームの整備に対する補助

や、地域での生活や就労に関する相談支援体制の整備等を行っております。

また、障がいのある方の財産保護と権利擁護を図る上で、成年後見制度は有効な手段でありますことから、成年後見制度の申立てや後見人の報酬等に要する経費を補助する市町村への支援を行うとともに、後見業務を適正に担うことができる法人や、弁護士等の専門職以外で地域の身近な存在として業務を行う市民後見人の養成研修なども実施しております。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支えるための取組を推進してまいります。

○野崎幸士議員 親が元気なうちに、いかに亡き後の対策を備えておくかということが重要です。制度の周知や受皿となる施設の整備等、障がいを持つ方、また、その親が安心して生活できる社会づくりのために尽力していただくよう要望します。

次に、老老介護について質問します。

昨年の国民生活基礎調査を見てみますと、65歳以上で構成される高齢者世帯の夫婦のみの世帯、単独世帯、また要介護者との同居割合も年々増加傾向にあります。このような背景からも、介護者と要介護者がともに65歳以上のいわゆる老老介護が、高齢社会の大きな問題の一つになっています。

こうした社会の中で、昨年の11月、82歳の夫が約40年間介護を続けてきた79歳の妻を、神奈川県大磯町の海に車椅子ごと突き落として殺害する事件が起きました。

被告である夫は、「妻が脳梗塞で倒れて左半身不随になってから、体が続く限り1人で介護すると決意した。その気持ちは揺らぐことはなかったし、今でも変わらない」と法廷で述べて

います。

2人で仲よく生活を続ける中、妻の体の機能が急激に低下し、それまで1人でできていた車椅子の乗り降りが難しくなりました。被告は体力も落ち始めたこともあり、この頃から妻と無理心中を考え始めるようになったと話しています。

その後、様々な事態を知った長男が費用を負担して、被害者は施設に入所することが決まりましたが、このことが被告に妻の殺害を決意させるきっかけになったと見られています。

およそ40年にわたって妻の身の回りの世話を全てほぼ1人で担ってきた被告は、「自分は頑固者で、人の意見を聞かない性格で、誰にも迷惑をかけないで1人で面倒を見るという意識があった。なぜ息子やケアマネジャーに本音をぶつけて相談しなかったのか」と後悔を口にしたそうです。本当に痛ましい事件だと思います。

本県でも全国と同様に、夫婦のみや単独の高齢者世帯が増え、老老介護の割合も今後増えていくと思われま

す。そこで、老老介護の課題と、介護を行う高齢者の負担を減らすためにどのような支援をしているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 老老介護は、主な介護者が高齢者であることから、介護に係る負担により体調を崩しやすい、また周囲に助けを求めることに抵抗があるなどの課題があると認識しております。

このため各市町村では、地域の通いの場の運営や、相談支援機能を持つ地域包括支援センターを設置するとともに、高齢者の家庭を定期的に訪問するなど、問題を抱え込み、孤立しないよう努めているところです。

また、県では、老老介護対策の先進事例を取

集し、その横展開を図るとともに、地域包括支援センター職員やケアマネジャーの研修会の開催等により、市町村の取組を支援しております。

今後、増加が見込まれる高齢の介護者の不安を受け止め、負担を軽減することは大変重要でありますので、引き続き、市町村や関係機関との連携を強化してまいります。

○野崎幸士議員 誰一人取り残すことのないよう、その相談支援体制の構築を確実に進めていただくよう要望します。

先ほどの神奈川県的事件ですが、知事はこの事件をどう感じておられるのか、また、本県の高齢社会をどう支えていかれようとしているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この事件の報道に接するたびに、胸が塞がる思いがしておりました。

およそ40年の長きにわたり、家族や専門家の支援を断り、1人で妻の介護を続けておられた夫の苦勞、過酷さは、想像を絶するものであったろうと思われま

すが、一方で、1人の貴い命が奪われるという重大な結末に至ったことは、誠に残念なことであり、あつてはならないことだと考えております。

今回の事件は、少子高齢化が大きな問題となる中、介護や社会の在り方について、改めて考えさせられるものでありました。

本県におきましては、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおりまして、これまで「地域包括ケアシステム」の構築や、それを支える介護人材の確保、医療・介護基盤の整備などに取り組んでまいりました。

今後さらに、高齢夫婦のみの世帯や独居高齢者などの世帯が増加すると、社会、また地域の在り方が大きく変容することが想定されるところ

るであります。こうした福祉の分野においても、防災の分野においても、家族、親族も含めてであります。隣近所などと普段から接する、日常的なコミュニケーションの大切さというのを改めて感じております。

県といたしましては、高齢者を含め全ての県民の皆様が孤立することなく、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを推進し、本県の高齢社会を支えてまいります。

○野崎幸士議員 この事件の状況、結末は、海に突き落とされた瞬間、妻は「嫌だ」と大きな声で叫んだということです。妻はまさか海に突き落とされるとは全く思っていなかったのだと思います。本当に深刻で、いろいろと考えさせられる事件です。

以上、各項目をるる質問させていただきましたが、知事が打ち出した「宮崎再生」、表向きはコロナ禍前の社会に戻り始めたように感じられますが、コロナ禍中の借入れの返済や、先ほどの事件のように、新型コロナがなかったとしても、社会変化の中で起きる様々な問題を鑑みれば、「中心部だけでなく、地方の隅々までの均衡ある発展」と「誰一人とも、どの地域も取り残さない」政策実現こそが「宮崎再生」だと思います。

歌手の坂本九さんの歌にありますように、「上を向いて歩こう、涙がこぼれないように」、涙が、県民が抱えている悩みや痛みといった問題、要望だとしたら、その涙がこぼれないように、顔を上に向かせるのは政治と行政の役目、優しく背中を押し、希望を持って一歩ずつ歩かせるのも政治と行政の役目だという思いをお伝えして、代表質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時57分散会

9月14日（木）

令和 5 年 9 月 14 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	(同)
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	(同)
9 番	福 田 新 一	(同)
10 番	本 田 利 弘	(同)
11 番	山 内 い っ と く	(同)
12 番	山 口 俊 樹	(同)
13 番	濱 砂 守	(同)
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきますので、知事をはじめ関係部長の明確な御答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

新型コロナ分類が2類相当から5類へ変更となり、本格的な経済回復を考える時期であります。2020年の当初から3年にわたって、経済や社会生活が制約される異常な事態が続いたため、この間の日本経済の国内総生産（GDP）水準は、新型コロナ感染拡大前の水準を下回る状態が続いておりました。

加えて、物価・燃油高騰やデジタル化の遅れと半導体不足、さらには将来人口の減少化を見据えると、たとえ需要が急速に回復したとしても、供給制約に直面し、インフレを加速する事態を引き起こしていると、今後の長期的な経済成長の見通しを多くの経済学者が悲観的に見ております。

一方で、2024年問題、働き方改革関連法が適用される来年4月からは、物流業界のみならず、あらゆる産業の人手が不足し、サービスの低迷を強いられる社会問題を抱えている現状です。

そうした中で本県は、直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し、令和22年（2040年）を展望した「長期ビジョン」と、今後4年間の実行計画となる「アクションプラン」を策定されました。

そこで、この4年間、アクションプランの推進にどのような姿勢で臨んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、喫緊の課題である原油価格・物価高騰対策にどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。アクションプランの推進についてであります。

本県はもとより我が国は、少子高齢化による人口減少の進行に加え、長引く原油高・物価高の影響、さらには、デジタル技術等の進展や気候変動による自然災害の激甚化・頻発化など、複雑で予測困難な時代に直面しております。

このような情勢を踏まえ、県が定めた新たなアクションプランにおきましては、まずは、落ち込んだ県民生活・経済活動の早期回復を図り、本県を新たな成長軌道に乗せる「宮崎再生」を第一に掲げますとともに、出生率・出生数の回復に向けた少子化対策や、若者の県内定着の促進などの社会減対策、デジタル化・脱炭素化にも対応した人づくりや産業づくり、災害に強い県づくりなど、持続可能で未来志向の施策を盛り込んだところであります。

今後とも、現場主義や対話と協働、常在危機の意識を徹底した県政運営を基本姿勢として、県民の皆様の声にも真摯に向き合いながら、このアクションプランを県民一丸となって推進

し、誰もが幸せを実感でき、夢や希望を持てるような宮崎県の実現に邁進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。原油価格・物価高騰対策についてであります。

県としまして、これらの対策は、県民生活・経済活動の安定化はもとより、宮崎再生の早期実現や、次なる成長にとっても重要であると考えております。

このため、国の交付金や宮崎再生基金等を活用し、これまでも生活者支援として、保育所等の給食支援や、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、理容・美容・クリーニングの利用促進などに、また、事業者支援として、交通・物流事業者や農林漁業者への燃料・資材等の価格高騰分の補助などに取り組んできたところであり、

しかしながら、影響が長引くなど先行き不透明な状況が続いておりますので、引き続き、県内への影響の把握に努めるとともに、全国知事会等を通じて必要な要望を行うなど、国とも連携を図りながら、しっかりと対策を講じてまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

コロナ禍からの反転、人口減少や社会変化の対応、国際情勢と最先端技術の進展など、現時点では予測のつかない状況もあるかと思いますが、であるからこそ全庁を挙げて取り組み、そして私たち議員も、国や市町村とも連携して、若者が将来に希望の持てる社会、活力と安心・安全な暮らしづくりに、共に前進してまいります。

次に、県民の命と暮らしを守る取組について

伺います。

初めに、台風による豪雨災害など、自然災害が頻発化・激甚化しています。また、近い将来、南海トラフで地震が発生することは間違いないと指摘されていることは、言うまでもありません。

改めまして、南海トラフとは、大陸プレートの下にフィリピン海プレートが沈み込んでいる場所を指し、このエリアでは、100年から200年の間隔で蓄積された「ゆがみ」を解放する大地震が発生しているようで、前回の発生は1944年、昭和東南海地震であり、間もなく80年が経過しようとしております。さらに、この震源域で、前々回の巨大地震である安政東海地震から90年ぶりでの発生となっております。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内に南海トラフ地震が起こる可能性を70%から80%程度と予測しております。

政府の被害想定では、太平洋側の多くの地域で震度6強を超える強い揺れが襲い、最大で30メートルを超える津波が襲来。本県においては、建物被害は約8万棟の住宅が倒壊・焼失し、最悪のケースで、人的被害は約1万5,000人を超えると想定されています。

それら被害の甚大さはもちろんのこと、より深刻なのは太平洋ベルトでの被害で、経済的な生産活動は停滞し、例えば鉄道事業者は、運行を止め、安全確認をしなければならず、製造業の製造ラインの安全確認、金融・サービス業は、オフィスのエレベーターの閉じ込めの救出に数日かかり、修理・補修が終わるまで出勤ができず、業務にならないと指摘されております。

そもそも電力はどの程度で復旧するのか。政府の被害想定によれば、全国で最大2,930万軒が

停電すると想定されており、復旧には最大で2週間かかると考えられています。

また、浄水場や水道管の被害も発生し、そのほか港湾の被害が出れば、国内外への物流輸送は停滞し、さらに大量の瓦礫で、道路や河川、港の機能は著しく低下するであろうと予測されております。

まずは、交通と物流のインフラ整備、電力・水道といったライフラインの回復が最優先であり、町並みや住宅の再建は当分の間、後回しにせざるを得ない。

では、その間の避難所運営や市民生活への救援、また、医療・介護現場での支援活動など、どう備えるべきか。

南海トラフ地震だけでなく、台風や風水害、火山の噴火などなど、改めて「自分の命は自分で守る」という自助努力を認識し、県民全員への防災・減災への取組を、再度その情報発信を促していかなければならないと考えます。

そこで本題に入りますが、地域防災の強化を図るためには、幾つか組織があります。その一つに、災害時に住民の皆さんが地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るために結成された自主防災組織があり、また、長い歴史を持つ消防団は、住民の積極的な参加の下に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」も制定されました。日夜、地域防災に貢献されていることは言うまでもありません。

さらに、防災士は、2002年（平成14年）に設立された日本防災士機構が認証する民間資格で、我が国の防災と危機管理に寄与することを目的に、民間パワーで地域防災力の向上に貢献されています。

では、防災力を高めるには、地域防災の中核

を担う消防団員や防災士などを確保することが重要だと考えますが、県の取組を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 大規模災害時には、自分の命は自分で守る「自助」に加え、地域住民の支え合いなどの「共助」の取組が不可欠であります。消防団員や防災士は、その中心的役割を担う重要な存在であります。

このため、消防団員につきましては、県内の大学生や全ての高校生に、その重要性や魅力をアピールする募集チラシを配布するとともに、若手や女性団員による意見交換会を実施するなど、その確保に取り組んでおります。

また、防災士については、平成20年度から県が認定研修機関となり、宮崎県防災士ネットワークに委託して、県内各地で養成研修を実施するとともに、県ホームページで紹介するなど、その確保に取り組んでおります。

○重松幸次郎議員 消防団員、防災士の担い手の確保をよろしくお願ひいたします。

県の建設工事等入札参加資格に関する事項の中に、地域貢献として「消防団員の在籍数」を格付における総合点で加点する仕組みがありますが、防災士についてはまだのようではありません。

そこでお尋ねいたしますが、本県において建設工事発注に、建設工事の入札参加資格の認定において、従業員の防災士の資格取得についても評価すべきと考えますが、県土整備部長の見解をお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 建設工事の入札参加資格におきましては、土木一式工事などの5業種について、企業ごとに技術力や経営力、社会性などを考慮して、建設業者の格付を行っております。

建設業者は、防災・減災、国土強靱化の中心的な役割を担い、さらには災害発生時に被災現場での最前線に対応に当たっていただく、県民の安心と安全を守る大変重要な存在であり、現在、従業員の消防団加入を地域貢献として評価しているところであります。

議員御指摘のとおり、防災士についても、地域防災力の向上に貢献していると認識しておりまして、防災士の資格取得など、防災意識を高める取組を評価することは重要と考えておりますことから、今後、建設業関係団体の意見も伺いながら検討してまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。御答弁にありましたとおり、消防団や防災士などの立場で、災害現場に建設産業の方々がおられることは、災害発生後の連携を図るにも、的確な対応と機動力を増やすことが期待できますので、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、防災施設におけるフェーズフリーについて伺います。

フェーズフリーの意味ですが、日常と非日常のフェーズ（局面）の垣根をなくして、双方の価値を高めようとするものであります。

このフェーズフリーの質問は、昨年11月の一般質問で安田厚生議員もされておりました、その際は、「非常食や防災グッズなどのフェーズフリーのものを購入したり、使用したり、サービスを利用することで、自然に防災に参加して、結果として防災力を高めることにつながる」という内容の議論でありました。今回、私は、施設や事業にフェーズフリーを周知させることも重要だと思います。

先日、宮崎ブーゲンビリア空港での「南海トラフ防災展」に行っていました。また、今月19日から27日までは、同じくブーゲンビリア

空港で「私たちの防災展」も行われるようでありまして、空港ビルのホームページでは、「宮崎空港ターミナルビルが地域住民の方々の避難所になっていることや、近年、全国的にも大規模な災害が多発していることを踏まえ、今回の防災展を通して、改めて防災の重要性についてみんなで考え、必要な対策を講じていく機会となっただけだと思います」とありました。

会場には県職OBの大坪常務もおられました。熱心に御説明いただきました。

まさにこのような取組を、そして避難所として避難訓練もされているのがフェーズフリーであります。

そこで、防災グッズや非常食と併せて、避難施設や事業にもフェーズフリーの概念が広がるのが重要だと考えますが、県の見解を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） フェーズフリーについて、これまで県では、災害時に備え、レトルト食品など、ふだん使っているものを多めにストックし、使った分を補充するローリングストック法などを紹介しておりますが、災害時の電気自動車の電源利用やホテル避難、炊き出しに使えるかまどベンチの設置、テナホテルの避難所活用などもフェーズフリーの例として挙げられます。

フェーズフリーは、災害に強い社会をつくる上で、重要な概念であると考えておりますので、県の様々な広報媒体を活用しながら、こうした事例の紹介を行うことなどにより、フェーズフリーが県民に浸透するよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員 民間、行政の施設がいつでもフェーズフリーであることが周知されていれ

ば、いざというときに安心につながりますので、さらなる展開をお願いいたします。

命を守る取組の最後に「#7119」について伺います。

救急車の出動件数は年々増加傾向にあり、救急車の利用がさらに増加することが予想されま

す。本県では、救急車で搬送された方の約4割が入院を必要としない軽症です。この中には、早い処置により入院とならなかった方もいますが、本来、救急車を利用する必要がなかったが、「救急車を呼べばいいのか判断に迷う」「今すぐ診てもらえる病院が分からない」などで、救急車を要請される方も多くおられると考

えます。既に、東京都、大阪府、京都府、奈良県など、九州では、福岡県が「#7119」システムを採用されておりますが、そこで、救急安心センター事業の「#7119」の導入について、県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県の救急出動件数は、平成25年に4万1,726件でしたが、令和4年の速報値では5万1,821件と増加傾向にあります。

このような中、医療機関を受診する緊急性や救急車を呼ぶ必要性などに、医師や看護師等が電話での相談に応じる救急安心センター事業、いわゆる「#7119」は、相談者の不安を解消するとともに、救急車の適正利用に資するものと認識しております。

一方、導入に当たりましては、その必要性や運営費用の負担の在り方等について、県や各市町村間での合意形成を図る必要があるため、先ほど議員の御紹介にもありました、福岡県などから情報収集を行うとともに、県内市町村や関

係機関の意見を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

○重松幸次郎議員 御検討をよろしくお願いいたします。

また、よく似たサービスに「#8000」がありますが、こちらは、休日・夜間に子供の病気の対応に困ったときに相談できる窓口であります。電話をすると、小児科医師、看護師に直接相談でき、子供の症状に応じた対応や受診のアドバイスが受けられます。「#8000」は全国どこでも利用できますので、周知をまたお願いいたします。

テーマは変わりまして、県民の文化芸術・交流の促進について伺います。

4月の改選後、宮崎県議会文化芸術振興会が、日高陽一会長の下、32名でスタートいたしました。引き続き事務局長を仰せつかりました。会員議員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスで、レッスンや公演中止を余儀なくされた文化団体の皆さんでしたが、今こそ文化芸術が持つ力を最大限に生かして、人々の絆や地域の交流を再生し、活力ある社会へ歩んでまいりたいと思います。

そこで、県の執行部から文化芸術に関する取組を伺いましたところ、みやぎきの神楽の支援サポート制度や、神話にまつわる講演会などの企画を伺いました。記紀編さん1300年記念事業からのさらなる展開に期待するところでございます。

そこで、本県ならではの文化資源を生かした地域づくりにどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の文化資源には、今御指摘がありました神楽や神話、特色ある伝

統芸能もあれば食文化もある。また、若山牧水にちなんだ短歌文学への取組、国際音楽祭、様々な資源が長い歴史と豊かな風土に培われたもので、数多く受け継がれているわけでありませぬ。

県では、これらの文化資源を再認識し、今後の人づくりや地域づくりにつなげていくため、平成24年から9年間、記紀編さん1300年記念事業を展開するとともに、その集大成として、一昨年、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を開催いたしました。

これらの取組を踏まえ、文化振興条例及び文化振興計画を策定したところでありまして、文化を活用した地域づくりを施策の柱の一つに掲げ、県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれる宮崎づくりを進めております。

現在、県民向け講座であります「神話のふろさと県民大学」や、神楽の継承を支援いただくサポーター企業の拡大、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた活動などに取り組んでおりまして、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、本県ならではの特色ある文化資源を最大限に生かした地域づくりを推進してまいります。

○重松幸次郎議員 文化・芸術分野のさらなる振興と、またスポーツ振興も併せて、宮崎県の魅力を発信できますよう、よろしく願いいたします。

次の項目は、毎年7月上旬に我が党の国会議員も参加して開催しております政策要望懇談会に御案内したところ、今年も県内から14の団体様にお越しいただきました。その中から、県で取り組めるところの要望をピックアップして、幾つかお伺いいたします。

初めに、県精神福祉連合会の皆さんからのお

話を伺いましたが、精神疾患や精神障がいのある本人とその御家族は、次第に本人との会話をしなくなり、部屋に閉じ籠もる。また病院への受診拒否をするなど、切実な悩みを抱えておられました。

そうした中での御要望には、訪問受診の機会や、また家族会の皆さんと交流し、治療方法や日常生活などを語り合う居場所の費用助成などがありました。

また、重度障がい者(児)の医療制度を利用できるのは、身体障害者手帳1級から2級、療育手帳Aか、身体障害者手帳3級及び療育手帳B1両方を持っている方であり、精神障がい者は含まれておりませぬ。他県では県の制度が多くありました。

そこで、重度障がい者(児)医療費公費負担事業について、精神障がい者を助成の対象にできないか、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 重度障がい者(児)医療費公費負担事業は、重度の身体及び知的障がいのある方への医療費助成を行う市町村に対し、県が経費の2分の1を補助するものであり、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で、大変重要な事業であります。

議員御指摘のとおり、当該事業では、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、こうした方々におかれても、それぞれの地域で安全・安心で充実した生活を営んでいただくことは大切なことであります。

今後、他県の状況に関する情報収集に努めるとともに、市町村との幅広い意見交換を行いながら、当該事業の在り方について研究してまいります。

○重松幸次郎議員 日向市や木城町などは独自

の助成制度があり、また、本年10月からは、新富町でも助成が始まるようであります。全国でも多くの県がこの助成制度を採用しておりますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

壇上で述べましたように、新型コロナウイルス感染症は5類に下がりましたが、まだ感染者が東北地方で拡大する中、本県でも定点当たり19.10（8月28日～9月3日）と、まだ減少傾向ではないようであります。

その要因として、オミクロン株の新しい変異株である「EG.5株」、通称「エリス」が台頭してきていると報道されております。

5類になる前までは、保健所の皆さんが疫学調査、検体輸送、濃厚接触者の特定、入院調整のほか、電話相談、健康観察など、土日や深夜まで業務に従事しておられ、併せて、健康管理や食品衛生など多忙な毎日を送られていたことに、深く感謝と敬意を表するものでございます。

国においても、今月1日に感染症対策の司令塔となる「内閣感染症危機管理統括庁」が発足しました。初動体制の遅れや、ワクチンの手配・接種などの教訓を踏まえ、今後は地元の保健所や医療機関等も統括庁と連携し、これまでの経験を生かし、次の感染症に備えていくことは重要であります。

そこで、保健所における新型コロナ対策の総括と今後の体制整備について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 保健所は、新型コロナ対策を最前線で支える機関として、県民からの相談対応をはじめ、疫学調査や患者の搬送、自宅療養者の健康観察、事業所におけるクラスター対応等、広範かつ重要な役割を担っ

てまいりました。

このため、特に感染拡大期には、全庁的な応援体制を構築するとともに、市町村等からの支援や外部委託の活用、あるいは業務のデジタル化など、体制強化のための各種対策を講じてきたところであります。

これらの対応を踏まえ、今年度、県感染症予防計画の見直しや、各保健所ごとに健康危機対処計画を新たに策定するなど、今後の感染症危機対応に必要な保健所体制の整備に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 統括庁の設置に合わせて、厚生労働省内に「感染症対策部」を新設され、同庁と連携して関連施策の企画・立案を進められるようであります。県内8か所の保健所の体制強化をよろしく願いいたします。

また、その体制強化のためには、公衆衛生医師の確保が重要です。また、県職員の定年延長が年次ごとに5年間延ばされるならば、公衆衛生医師の延長もあるのでしょうか。そのことも踏まえまして、公衆衛生医師の確保について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 保健所長を担います公衆衛生医師の確保は、新たな感染症危機等に対応した保健所体制を整備する上で、最重要課題の一つではありますが、医師不足が続く中、全国的にもその確保が困難な状況にあります。

このため、本県におきましては、現在、県のホームページや医学系専門誌に募集案内を掲載するとともに、厚生労働省の医師マッチング事業への登録等により、若手や中堅職員の確保に努めております。

また、本県の定年は65歳ですが、職員体制等に応じ、定年後も勤務延長により職員として勤

務いただくことや、退職後に会計年度任用職員として勤務いただくことなどにより、本県において培った知識や経験を、引き続き公衆衛生行政に生かしていただくよう、働きかけを行っております。

○重松幸次郎議員 予測のつかない新たな感染症対策や健康維持のために、先ほどの保健所の機能強化と公衆衛生医師の確保をよろしく願います。

続きまして、宮崎県医師会様から政策要望を3点いただきました。

こちらにも医師不足対策についてであります。本県は、医師偏在指標に基づいて、医師少数県に位置づけられ、あわせて、医師の高齢化と若手医師の不足、偏在（地域偏在・診療科偏在）により、救急医療をはじめ、地域医療の確保が年々厳しさを増している状況であります。

このため、宮崎大学との連携や、僻地などの地域医療の提供を行える自治医科大学卒業医師派遣の要望も、西諸医療圏から出されております。

宮崎県の医療体制の均衡の確保を図るためには、医師の偏在を是正する必要があると考えますが、医師偏在是正に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内の医師総数は年々増加しているものの、大半が宮崎東諸県医療圏での増加であり、地域間の偏在が課題となっております。

このため、自治医科大学卒業医師の計画的な配置を行うとともに、医師免許取得後9年間を県内で勤務し、うち4年間を宮崎東諸県医療圏以外の医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムにより、医師の偏在是正に取り組んでおり、今年度は、調整を行った医師20名のう

ち15名が、医師少数区域等で勤務しているところです。

今後とも、地域に必要な医療を提供できるよう、宮崎大学などの関係機関と連携し、医師の偏在是正に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 地域のニーズに合わせた人材の確保・育成に資する働きかけをよろしく願います。

あわせて、医師の働き方改革ですが、現在、労働局、県、宮崎大学、県医師会、医療勤務環境改善支援センターなど、関係機関が一体となって、宿日直許可の取得推進など、医師の働き方改革に取り組んでおられますが、現在の進捗状況では、医師少数県の本県において、2024年4月以降においても様々な課題が残り、救急や周産期医療をはじめ、地域医療へ深刻な影響が懸念されるため、県独自の対策をお願いしたいとの要望がございました。

医師の働き方改革に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 来年4月から、医師の健康確保と長時間労働の改善を図ることを目的に、医師の働き方改革が開始されます。

県ではこれまで、県内医療機関に対し、制度の周知や準備状況の把握を行い、個別の相談に対応するほか、県医師会に設置している医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関向けセミナーや、労務管理、医業経営の専門家派遣による支援を行っております。

また、救急医療等を担う医療機関には、医師の労働時間短縮や勤務環境の改善に資するICT機器や休憩室等の整備費用等の補助を実施しております。

今後とも、地域の医療体制に影響が生じるこ

とのないよう、関係機関と連携しながら、医療機関の取組を支援してまいります。

○重松幸次郎議員 勤務環境や医療従事者への支援、研修機会の確保など、よろしく願います。

続いて、看護師・准看護師養成校への支援と、看護大学の在り方についてであります。

医師会立看護学校は、卒業後に県内医療機関へ就業し、地域医療への貢献は大きいものの、近年は、少子化、大学志向等により、定員確保に苦慮されております。

あわせて、文部科学省が管轄する学校等と、厚生労働省の基準に基づき指定される看護師等養成所については、管轄省庁の違いによる補助金の金額差もあり、運営が厳しくなっております。

一方、県立看護大学は、かつて3県立病院に附属していた看護学院を統廃合し、設立されたものでありますが、看護大学の卒業生のうち、県内就職する割合は例年4割程度であり、県立学校として、県立病院への入職を働きかけることが筋であると考えての県医師会からの要望であります。

県内の看護師確保に向けた取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今後、高齢化の進展に伴い、看護師の需要拡大が見込まれます。このため、看護学生の県内就職と看護師の地元定着の促進は、大変重要であると考えております。

このため県では、中高生を対象にした看護の魅力発信や、看護学生への修学資金の貸付けをはじめ、看護師等養成所には運営費の支援を行うとともに、県立看護大学の県内出身者推薦枠を40名に拡大するなど、県内就職の促進を図っております。

また、県ナースセンターによる無料職業紹介や復職支援、新人看護師研修の充実や勤務環境改善の普及・啓発など、離職防止の取組も実施しているところであります。

県民誰もが住み慣れた地域に必要な医療を受けられる、安心と希望あふれる宮崎を築いていくことができるよう、引き続き、県内に定着する看護人材の養成・確保に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 先ほどの医師の確保と併せまして、看護人材の確保と支援をよろしく願います。

昨年、全国の出生数は80万人を下回り、ピーク時の3分の1に減少しました。これ以上の減少は、地域経済の縮小、あらゆる産業や地域コミュニティ、また伝統文化も維持できなくなるなど、あらゆる面に支障を来してまいります。

そこで、出生数減少の要因と、それを食い止めるために、子供を生み育てやすい県づくりにどのように取り組むのか、これも知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 出生数減少の要因としましては、子供を産む世代の女性人口の減少に加えまして、未婚化・晩婚化が進んでいることや、コロナ禍による婚姻数の減少などがあるものと考えております。

このため県では、これまでの「子育て県民運動」に「出逢い」の視点を新たに加えた「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を今年度から展開し、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図るなど、結婚・出産の希望がかなう環境づくりに取り組んでおります。

また、妊産婦健診に係る通院費用の補助や、病児保育利用料の助成といった新たな施策を通

じまして、子育て世帯の負担軽減を図るなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援にも力を入れているところであります。

現在、国においては、次元の異なる少子化対策が検討されており、引き続き、その動きを注視しつつ、市町村や企業・団体等と十分に連携を図りながら、子供を安心して生み育てることができる県づくりに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 宮崎の、そして若者の未来のために、出会い・結婚・出産・子育てまで、切れ目のないサポートをよろしくお願いいたします。

次のテーマは、ゼロカーボン社会への取組です。

2050年までに二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする脱炭素社会を実現するため、まずは2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標達成を目指し、政府は2021年に新たな地球温暖化対策計画を定めました。

計画では、地球温暖化対策の基本的な考え方として、国民の意識変革と行動変容につなげる必要性を指摘し、「国民、国、自治体、事業者など全ての主体が参加し、連携して取り組むことが必要だ」と訴えておりますが、2013年度の温室効果ガス排出量は、CO₂換算で14億800万トン、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するには、2030年度までに約7億6,000万トンまで減らす必要があり、つまり約半減させることは容易なことではないと思われれます。

繰り返しますが、国家国民があらゆる方策を総動員して取り組むべきではありますが、まずは県として、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事の

御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今年の夏は、長期的な温暖化の傾向に加えて、エルニーニョ現象の影響もあるということではありますが、国内の平均気温が観測史上、過去最高を記録するとともに、世界的にも複数の地域で最高気温が45度を超えるような状況にもあります。

国連の事務総長が「地球沸騰化の時代が到来した」と警告し、各国に気候変動対策を訴えているところであります。

地球温暖化は様々な災害をもたらす気象危機の要因でありまして、温室効果ガス削減は、地球の未来に対する、また将来世代に対する、私たち一人一人の責務であると考えております。

このため県では、昨年度、環境基本計画を見直し、2030年度に向けた新たな削減目標を設定するとともに、その達成に向けたロードマップを作成し、省エネの推進や再エネの導入などに取り組んでいるところであります。

さらに、グリーン成長プロジェクトの中で、本県において温室効果ガス排出量の4割を吸収しております森林資源を守る再生林の推進とともに、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を展開することとしておりまして、安心して暮らせる社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 政府によりますと、家庭部門のCO₂排出量は、2021年の時点で、2013年度比約25%の削減まで達成できているとのことですが。

CO₂排出量の4割が電力由来であることから、計画では、省エネ家電への買換えやLEDへの取替え、断熱効果の高い建材による住宅改修、屋根に設置する太陽光発電、高効率給湯器の導入促進などを掲げております。今後、実効

性を高める取組が求められております。

そこで先月、我が党内のメンバーで佐賀県小城市の市役所に伺い、小城市庁舎防災機能強化事業の取組を見学させていただきました。

令和4年2月から、庁舎の電力を太陽光で発電した再生可能エネルギーのみで運転する設備が完成し、制御・蓄電池室から配電された自主電力で、万一停電になっても外部電力には頼らず、災害時72時間は電源を確保できる設備でありました。その効果で、年間電気料金は約1,000万円、CO₂量が年間361.14トン削減できることも御説明いただきました。

そこで、太陽光発電設備の設置など、ゼロカーボン社会に向けた県庁舎でのこれまでの取組と今後の予定について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 県庁舎に関しましては、施設の更新や修繕等に合わせ、省エネ化や再エネの活用等を進めており、これまで、照明のLED化や空調設備の省エネタイプへの改修のほか、防災庁舎や議会棟などに太陽光発電設備を設置しております。

また、今年度は、環境省の交付金を活用して、7号館及び延岡総合庁舎に太陽光発電設備を設置するほか、本館附属棟のLED化を予定しております。

今後も、照明の順次LED化や太陽光発電設備の設置、公用車のEV化に伴う充電設備の整備など、脱炭素化を推進する取組を、関係部局と連携を図り、進めてまいります。

○重松幸次郎議員 今後さらなる再生可能エネルギーの活用を推進していただきたいと思っております。

次は、木材活用の促進についてであります。

県森林組合さんにも政策要望懇談会に来てい

ただき、意見交換をさせていただきました。

県内の人工林の多くが利用期を迎え、間伐から主伐・再造林へのシフトが加速している中、資源循環型の林業を確立していくため、県の森林・林業長期計画では、再造林率の目標を80%としておりますが、現在は70%前半にとどまっております。人口減少や高齢化が進む中で再造林を進めていくためには、所有者の意識の醸成や林業従事者の確保、森林施業の省力化・機械化、苗木の生産体制の強化など、多くの課題があるとのことでした。

二酸化炭素を吸収し、温暖化対策にも森を守ることがますます重要になってまいりますが、再造林の推進に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、再造林の推進に向けて、森林所有者に対して、座談会やチラシの配布等による意識の醸成に努めるとともに、森林環境税を活用した上乘せ補助等により、負担軽減を図っております。

また、林業の省力化や低コスト化に有効なコンテナ苗の生産拡大や、ドローンによる苗木運搬などの新たな技術の普及に取り組んでおります。

再造林の担い手不足も課題であることから、造林作業に参入する事業者への資機材等の支援や、新規就業者の確保・育成も進めているところです。

さらに、グリーン成長プロジェクトにより、林業関係者や県民、大学、行政が一体となって、再造林対策を加速させてまいります。

○重松幸次郎議員 森林の有する多面的機能の維持と、木材供給の安定化のためにも、再造林の着実な実施に向けての取組を要望いたします。

さて、ウッドショックと言われました世界情勢の影響を受け、輸入材に依存することへのリスクが顕在化した一方、国内では、少子高齢化等による木造住宅への木材需要が減少していくことが見込まれます。

国民生活に不可欠な木材の安定確保に向けて、国産材の需要拡大を図ることが重要であります。非住宅部門への県産材の需要拡大にどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、木造率が低い店舗やオフィスビルなどの非住宅分野での木造化・木質化を推進するため、令和元年度から「みやざき木造塾」を開催して、木造の設計スキルを持つ建築士を育成し、「みやざき木造マイスター」として、現在30名を登録しております。

特に、中大規模建築物の木造化については、品質・性能の確かな部材が求められるため、建築士や製材工場等を対象に、JAS認証材の普及研修を実施するとともに、新規の認証取得に要する経費を支援しております。

さらに、県外の建築士や施工業者を対象としたセミナーや商談会を開催するとともに、民間企業等と木材利用の促進に関する協定を締結し、官民一体となった需要拡大の取組も進めております。

○重松幸次郎議員 西都市役所や日南市役所など新しい庁舎には、エントランスや天井に県産材がふんだんに使われておりました。その優雅なデザインは、優しさとぬくもりを感じる空間を醸し出しております。このような建築物の内装に木材が多く使われることを期待して、次のテーマに移ります。

地域経済の活性化についてであります。先

日、宮崎再生対策特別委員会で県北調査に赴き、中心部の活性化の取組として、延岡市商工会連合会さんと、また日向商工会議所さんにて御説明をいただきました。

延岡市商店街さんでは、店主やスタッフが講師となり、プロならではの知識や情報、またちょっとしたコツなどを無料でお伝えする「まちゼミ」を開催し、新たな出会いと顧客づくりにつながっていることを伺いました。

そのほかにも、小学生が体験学習として、実際のお店で働く「子ども商店街」など、ユニークな取組を伺い、一方で、新型コロナの影響で売上げが低迷し、客足が以前のように戻ってこない現状や、軽減税率やインボイスの対応など、店主にとって負担に感じることなど切実なお話も聞くことができました。

町なか再生への取組が大事だと思いますが、商店街や町なかのにぎわい創出のために、県としてどのように支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、商店街等のにぎわいの創出を図る市町村への補助を行っており、空き店舗を活用したチャレンジショップ、地元学生と取り組む夜市など、商店街等の新たな魅力づくりとなる取組が行われております。

また、コロナ禍の中、これまで取り組んできたプレミアム付商品券等発行事業について、物価高騰等の影響を受けている地域経済の回復を後押しするため、今年度も引き続き実施しているところであります。

今後も商店街等をリードする人材育成を含め、地域商業の活性化、商店街や町なかのにぎわい創出の取組を、市町村等と連携し、促進してまいります。

○重松幸次郎議員 これまで同様、若手経営者へのリーダー研修も含め、活性化支援をお願いいたします。

次に、最低賃金の引上げについてであります。

今回の見直しで、全国の加重平均で初めて時給1,000円を超えることとなりました。本県では44円アップの897円になりますが、物価高から県民生活を守り、個人消費を喚起し、経済の活性化と好循環につなげることになる反面、賃上げの原資に乏しい中小企業や事業所への目配りも重要であります。

では、このたび大幅に引き上げられる最低賃金に対する県の認識と、引上げを受けた今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 最低賃金の引上げは、労働者の所得の拡大や地域格差の是正など、労働者の生活の向上を図るためには大変重要であります。

特に、このたび、地方の多くの県で、中央最低賃金審議会の目安額を上回る大幅な引上げが実施されることは、若者の都市部への流出を防ぐなど、労働力の確保にもつながるものと考えております。

一方で、原材料価格の高騰等により、厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者の事業継続や雇用維持に悪影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

このため、県といたしましては、国や関係機関等と連携しながら、最低賃金の遵守や各種支援策等について周知広報を図るとともに、引き続き、生産性向上に向けた支援や、新分野・新技術への取組に対する支援などに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 公明党も、中小企業の賃上げを後押しする施策を一貫して推進してまいりました。具体的には、賃上げと設備投資を行う企業に支給する業務改善助成金などの補助金拡充をはじめ、税制優遇として、法人税から一定割合を控除する賃上げ促進税制の措置がありますので、その周知もよろしくお願ひいたします。

賃上げと併せて、先月末、物価高騰や人手不足などのコスト上昇分を適切な価格に転嫁を促す協定締結式を、県が呼びかけて行った旨をニュースで知りました。価格転嫁の円滑化に関する協定の目的とその内容について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進展する一方で、中小企業・小規模事業者は、物価高騰や深刻な人手不足などにより、引き続き厳しい状況に置かれております。このような状況に対応するため、先月、国や県、経済団体、労働団体によりまして、「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結したところであります。

この協定は、今回の最低賃金の引上げで増加が見込まれる労務費や、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に転嫁することについての機運を醸成し、サプライチェーン全体での共存共栄、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を高めることを目指すものであります。

本協定に基づきまして、価格転嫁に関する情報収集や支援情報等の周知、発注者側の立場から、取引条件の適正化などを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の促進に取り組み、県内事業者の円滑な価格転嫁を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 昨年の中小企業庁の調査に

よりますと、コスト上昇分を価格に転嫁できない中小企業は2割に上るとありました。受注側の立場の弱さに付け込んで、発注側が適正な価格転嫁を拒むことがないように、指導・助言などに取り組んでいただきたいと思います。

次の項目です。

令和元年に「めざせ！健康長寿日本一の宮崎県」について質問し、その取組の中で、「健康への関心が低い働く世代が、おのずと健康によい行動を取れるような環境整備の一つとして、県内企業に対して健康経営の啓発を行うサポート企業登録制度の創設や、経営者を対象とした健康経営セミナーの開催等にも取り組んでいるところでございます」との当時の部長の答弁がございました。

今現在の状況について、健康経営の推進に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 健康経営は、働く世代への健康寿命延伸の取組の一つであり、企業等が従業員の健康管理を経営的視点で捉え、組織として取り組むことにより、従業員の活力向上や業績向上などにつながることを期待されています。

このため県では、企業等の経営者を対象にしたセミナー開催のほか、健康経営に取り組む中小企業への知事表彰を実施し、昨年度までに50社が受賞されました。

また、「健康経営サポート企業」として登録いただいた企業の協力も得ながら、健康経営やその普及に取り組む企業等を支援しております。

今後とも、関係機関と連携しながら、健康経営への理解と取組がさらに広がるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員 健康経営に対するインセンティブ措置では、自治体においては、公共調達加点评価、つまり公共工事や入札審査で入札加点が全国で49自治体であり、九州では長崎県が入札審査点数加点になっておりました。

そのほかの自治体では、融資優遇や保証料の減額、奨励金、補助金があり、地域金融機関等でも融資優遇などがありました。安心して働く環境づくり、健康経営の取組をお願いしたいと思います。

次は、本県の基幹産業である農畜産業の振興について伺います。

昨日の代表質問でもございましたが、子牛価格の価格低迷に伴い、国の価格差補填制度に適用される、県独自の補助をする議案を提出されました。畜産農家の経営を安定させ、宮崎牛のブランドをさらに高めていくことは重要であります。

そこで、宮崎牛の国内外における販路及び消費拡大に向けて、県はどのように取り組んでいられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、「おいしさ日本一」を冠としまして、WBC侍ジャパンの宮崎キャンプや、大都市圏の主要駅における宣伝広告など、継続的かつ集中的な宮崎牛プロモーションを展開しているところであります。

来月開催されます東京食肉市場まつりにおきましては、全共における「おいしさ日本一」、さらには先日、九州管内の枝肉共励会での個人・団体の優勝、こういったものの成績を追い風としまして、会場を宮崎牛一色に染め上げ、私も上京して、首都圏の消費者や卸業者に対して、直接PRを行うこととしております。

さらに、来月の宮崎県人会世界大会をはじめ、テレビやSNSなど、あらゆる手段や機会

を活用して宮崎牛の露出を増やし、新たな客層の獲得に取り組んでいくこととしております。

また、国外対策として、最重要市場として位置づけているアメリカ、香港、台湾などにおける商談会への職員の派遣や、現在、整備が進められておりますハラール対応食肉処理施設とも連携しながら、新たな市場の開拓も推進してまいります。

また、今年50回を迎えるダンロップフェニックスゴルフトーナメントには、松山英樹選手、またブルックス・ケプカ選手、それぞれディナーで宮崎牛を活用していただいたり、そういった選手の参入というものも発表されたところでありまして、そういった機会を契機として、改めて宮崎牛の国外に向けたPRは、大きな機会になるものと楽しみにしております。

引き続き、関係機関一丸となって、宮崎牛のさらなる需要創出に努め、本県肉用牛の生産基盤を支えてまいります。

○重松幸次郎議員 知事自らのトップセールスに期待して、関係機関が一丸となって、本県肉用牛の経営基盤を支えていただきたいと思います。

また、本年4月にG7宮崎農業大臣会合が開かれました。G7メンバー国の日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、そしてEUの各国からと、そのほか招待国際機関などが集結し、食材の安定供給の確保や農業の持続的な発展についての議論、そして現地視察など、宮崎の魅力を発信できた有意義な会合だったと思います。

そこで、本県の農産物の輸出拡大に向けた産地づくりについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和4年度に

おける本県の農畜水産物の輸出額は、過去最高の約112億円となり、このうち、農産物は初めて10億円を超え、今後とも伸びが期待できることから、さらなる農産物の輸出拡大に向け、海外のニーズや規制に的確に対応していくことが重要であります。

このため県では、健康志向の高まりにより欧米でのニーズが高い有機茶の生産を支援するとともに、台湾の残留農薬基準に対応したキンカンの産地育成を支援するなど、輸出に向けた取組を進めております。

今後とも、国やジェトロ、県の海外事務所等から情報収集を行うとともに、輸出に意欲のある生産者等と連携しながら、海外のニーズや規制に対応した産地づくりを支援し、農産物の輸出拡大に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 宮崎の農産品をさらに国内外に拡大できる好機が到来いたしました。農畜水産物のさらなる海外展開を推進していただきたいと考えますが、しかしながら、生産現場では、従事者の高齢化や若手人材の入職が不足するなど、将来の維持発展のための雇用人材の確保が危ぶまれております。

そこで、外国人材を含め、農業分野における雇用人材の確保について、どのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨年度、県が実施した調査では、約4割の農業法人で雇用人材が不足していると回答があるなど、人材確保は大変重要な課題と認識しております。

このため県では、多様な人材を呼び込むための休憩所やトイレなど雇用環境の整備や、マッチングアプリを活用した実証等に対し支援を行うとともに、農福連携を推進する人材育成を進

めております。

また、外国人材の確保につきましては、ベトナムの教育機関等との連携合意に基づく取組を進めるとともに、受入れに必要な監理団体の県内誘致や、県営住宅を活用した住居確保対策に取り組んでいるところです。

今後とも、多様な人材が農業現場で活躍できるよう、関係団体とも連携しながら雇用人材の確保を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 外国人材の受入れに、住宅対策や職場環境の整備促進を進めておられること、理解いたしました。さらなる人材確保に御尽力いただきたいと思います。

次は、未来への県土づくりとして、県建設業協会さんからの要望の中から、建設産業の今後の方向性についてお伺いいたします。

建設業の時間外労働（残業）に対する上限規制が2024年4月から厳格化されます。長時間労働を是正するための働き方改革関連法の適用について、建設業は運送業などと並んで5年間の猶予が与えられていましたが、その期限が約7か月後に迫り、対応が急がれております。

従業員の残業上限は月45時間、年360時間が原則となり、1人当たりの労働時間が減少するため、同じ仕事量をこなすには、より多くの人手が必要になります。

このため、十分な人手を確保できなければ、住宅建設やインフラ整備などが停滞するおそれがあります。そのためには、働き方改革を進めていく必要があると考えますが、建設業の2024年問題に向けた働き方改革について、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 魅力ある建設業の就業環境づくりを進め、将来の担い手を確

保していくために、県では、様々な働き方改革の施策に取り組んでおります。

具体的には、長時間労働を是正するため、工事の諸経費を割増した週休2日工事を推進するとともに、休日を考慮した適切な工期を設定しているところであります。

また、建設業従事者の処遇改善や担い手の育成・確保のため、今年3月に11年連続で設計労務単価を引き上げたほか、国の改定に準じて、昨年4月に諸経費や最低制限価格を引き上げております。

さらに、生産性向上に向けて、ICT活用工事の推進、余裕期間制度を活用した施工時期の平準化にも取り組んでおります。

今後とも、建設関係団体と連携を図りながら、官民一体となって、働き方改革を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 実は、私の息子も建設業の一社員として働いておりますが、長時間労働が当たり前のように使われていた時期もあり、労働者確保の機運が出始めた昨今では、徐々にシフトが改善されつつあるやに聞いております。

一方で、人材確保と技能者の処遇改善に向けて、建設キャリアアップシステム、コンストラクション・キャリア・アップ・システム（CCUS）の導入は、技術者一人一人の就業実績や資格を登録し、現場作業の効率化などにつながるシステムではありますが、具体的に、このCCUS導入の目的と、制度の普及に向けた県の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） CCUS（建設キャリアアップシステム）は、建設現場で働く技能者の資格や就業履歴を登録し、蓄積することで、技能者が能力や経験に応じた処遇を受

けられる環境を整備することを目的としております。

このため県では、制度の普及に向け、これまで事業者に対しまして、登録費用や機器購入費用の助成などを行ってきております。

また、建設工事の入札参加資格審査における登録への加点や、ほぼ全ての工事で現場利用料などを発注者負担とすることで、活用を推進するとともに、制度の理解促進のための受発注者双方を対象とした研修も実施しているところであります。

県としましては、このような取組を通じて、引き続きCCUSの普及拡大に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。このシステムの活用により、建設業の技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって担い手を確保することに資する取組を期待しております。

宮崎県建設業協会の要望は、このほかにも、高速自動車道路や国県道の整備促進、国土強靱化整備の延長、公共事業の見積り積算の適正化と発注時期の平準化など多岐にございましたが、一つ一つまた本会議や常任委員会等で確認させていただきます。

このテーマの最後に、本県経済の物流拠点である、細島港、宮崎港、油津港の整備促進についてであります。この重要港湾3港における機能強化の状況について、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 本県の重要港湾3港につきましては、地域の産業や経済を支える重要な物流拠点でありますことから、高速道路等の整備と併せて、港湾の機能強化に取り組んでおります。

宮崎港におきましては、カーフェリーの大型化に対応するため、サイドスロープ等の整備を行ったほか、安全な航行を確保するための防砂堤の整備を進めております。

また、細島港では、貨物船の大型化に伴う岸壁の水深不足に対応するため、水深9メートル岸壁の新設工事を進めており、油津港では、大型化する貨物船の同時接岸を可能とするため、岸壁を75メートル延伸する工事に着手したところであります。

今後とも、港湾を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、より一層の機能強化に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 大変重要な港湾整備でございますので、よろしくお願ひいたします。私も、今答弁にありましたとおり、宮崎港のマリーナへの漂砂を改善するための防砂堤の必要性を提起したところでございますが、港湾整備は、多くの関係者との協議や長期的な設計も必要ですし、国からの予算も必要であることも承知しております。その上で、本県経済の物流を支える重要港湾の整備促進をよろしくお願ひいたします。

最後のテーマになりましたが、地域の課題と暮らしの安全について、2点お伺ひいたします。

1点目は、猫の遺棄、つまり飼育放棄で置き去りにすることについてであります。

動物愛護ボランティアの方からの相談がありまして、今回は、特に宮崎港東地区に遺棄された猫の問題であります。

ボランティアグループの調査では、2018年当時、約250匹の猫が港の東地区に生存していたそうであります。

その年の10月、今はグループを解散しておら

れる元代表の方が、広島県のNPO法人の協力を得て、動物基金から獣医師の派遣により、2018年から19年の2年間で、250匹の猫に一斉にTNR——Tはトラップ、捕獲すること、Nはニューター、不妊手術をすること、Rはリターン、戻すこと——を行っておられたそうです。

それから5年がたちましたが、現在、港の猫の数は125匹前後のようであります。つまり125匹前後と減少しておりますが、そのうち、また保護とか譲渡された数も100匹近くあり、自然減、亡くなった猫もいるのに、それでも減らないのは、頻繁に誰かが遺棄しているのが現実のようであります。

先日、私もボランティアの皆さんと港の中を調査しましたが、駐車場周辺に17匹、命の丘周辺に9匹、水門近くに13匹と、あちこちに集団(コロニー)をつくって生息しておりました。

現在のボランティアの方々も熱心にTNRを行っていますが、捕獲できない猫の繁殖、そしてまた、遺棄される猫に手を焼いている現状であります。「遺棄は犯罪です」の看板もあちこちに立てられておりました。

国は動物愛護に関する近年の議論の動向を受け、2019年に「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」が改正され、遺棄に対する罰則について、改正後は、1年以下の懲役刑、または100万円以下の罰金を科することになりました。

もちろん県内あちこちで遺棄されていることでは、まずは港東地区において、県の港湾課、福祉保健部、そして警察本部の方々と検討していただきまして、港湾課さんからは、夜間に水門ゲートを閉めることを検討されていることや、警察本部の方からも、今もパトロール

で巡回されておりますが、さらに強化するというのを御報告いただきました。

猫の遺棄防止に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 本県の捨て猫に関する苦情件数は増加傾向にあり、令和4年度は883件と、令和元年度に比べ約30%増となっております。

県では、最後まで飼うという終生飼養や遺棄防止の徹底を図るため、県政番組での広報やSNSでの動画配信、ポスターによる啓発等を行っております。

また、動物愛護センターでは、小学生を対象とした「いのちの教育」を行い、動物との触れ合い等を通して、命の大切さについて学ぶ機会を提供しています。

今後もこれらの取組を継続し、関係機関と連携して遺棄防止につなげるとともに、特に明らかに遺棄と疑われる事案については、警察に通報するなど、一層厳格に対処してまいります。

○重松幸次郎議員 全県的な取組をお願いいたします。

この質問の前半で述べましたボランティア団体によるTNRですが、ここ最近では、TNR Mという取組に移行しているようであります。TNRした後のその子たちをさくら猫といますが、Mはマネジメントであり、管理する、つまり外へ返した後のさくら猫の見守りであります。

さくら猫とは、不妊・去勢手術済みの目印で、耳の先を桜の花びらのようにV字カットした猫のことです。これは、一目で手術を終えた一代限りの命と分かるとともに、2度目の手術がなされないためです。そして、リターンした猫たちと、さらに遺棄されて不妊

・去勢手術をされていない、いわゆる野良猫たちとも、また集団生活を始めます。

そういう猫たちに餌を食べさせることをタブーとした考えもありますが、後で述べる虐待防止のための餌や水やりは、どの猫たちにも食べさせないということとはできないですし、次が重要なんです、捕獲するためには少しずつなれさせる、つまり猫と人との距離を縮めていかななくては捕獲器にも入らない。そうなると、さらなるTNRは進まないわけであります。

飼育放棄された猫たちにTNRを施し、劣悪な環境の中でも余生を少しでも幸せに暮らしていただきたいという、ボランティアの皆さんの気持ちであります。

本年7月に、厚生常任委員会で、みやざき動物愛護センターに調査に行っていました。県と宮崎市で合わせて約40名の体制で、捕獲や持ち込まれた犬・猫たちを、衛生管理の下、大切に、また丁寧に治療や保護を施し、その後、譲渡会につなげておられる様子を改めて知ることができました。我が党も、動物虐待や犬・猫の殺処分ゼロに向けて、課題解決のために尽力してまいりたいと思います。

最後の質問になります。

電動キックボードなどによる改正道路交通法が本年7月1日から施行されましたが、先日、東京都・池袋駅近くの歩道で、電動キックボードで歩行者に衝突し、けがをさせた上、逃走した疑いで、警視庁は無職の女性を逮捕するという事件が発生しました。

また、大阪府でも、酒気帯び状態で運転していた道路交通法違反で書類送検されておりますが、安全対策が肝要であります。

そこで、本年7月1日から、16歳以上であれば運転免許なしで利用できる特定小型原動機付

自転車、いわゆる電動キックボードが公道を走行可能となっておりますが、交通ルールの周知などの交通安全対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） いわゆる電動キックボードにつきましては、議員御指摘のとおり、道路交通法が改正されて、特定小型原動機付自転車と定義され、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたほか、原則として車道を通行しなければならないなど、新たな交通ルールが定められました。

特定小型原動機付自転車に係る交通安全対策としては、交通ルールの周知が重要な課題であることから、ホームページ、SNSへの掲載やテレビ、新聞等により、県民に対する啓発を進めるとともに、販売事業者等とも連携し、購入者等への交通ルールの周知を依頼しております。

今後、特定小型原動機付自転車の利用者及び他の交通主体双方の安全を確保するため、交通実態に応じて交通指導取締りを実施するなど、適切に交通安全対策を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 電動キックボードは省エネで手軽な交通手段でありますので、これから一気に利用者が増えることは予想されます。しかし、ルールを守り、無事故の利活用ができますように、対策をお願いするところでございます。

警察本部長におかれましては、県内の治安と県民の生命・財産を守っていただきますよう、これから御尽力いただきますことをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時14分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲、立憲民主党の岩切達哉であります。代表質問を行います。

最初に、県議会に関心を持っていただいて、傍聴にお越しの皆さん、そしてウェブで中継を御覧の皆様にご挨拶を申し上げます。

さて、9月は障害者雇用支援月間でございます。宮崎市の中心地にあるデパートや、県庁8号館に懸垂幕があり、推進を呼びかけています。一昨日は障害者雇用優良事業所へ厚生労働大臣表彰を贈るイベントが東京で開催され、10月には県内の優良企業に知事表彰がなされると思います。

障がい者雇用について、表彰を受けるほどの事業所がある一方で、先月8月24日、県各部署の法定雇用率について、7年連続とか5年連続とかで、未達成である部署があるとの発表がございました。誠に残念な報告であります。たまたま1年下回るようになったということではなく、7年連続などということは、そもそもこの課題について認識しているのか、解決する意欲について疑問を持つところがございます。取組の強化を求めてまいりたいと思います。

ところで知事は、8月10日、台風第6号の余波の残る早朝より県庁を出発し、午前のうちには、椎葉村の国道327号の斜面崩壊現場にまで視察に行かれています。現場主義を自認しておられる知事ではありますが、素早く行動される姿

勢には、敬意を表したいと思っております。

本日より取り上げますのは、物価高騰等に対する対策や1次産業支援、宮崎の女性の課題、子供の課題などですが、特に生きづらさを持つ女性が一人でも少なくなるように、知事には、持ち前の行動力と決断力でもって、課題の解決に向けて、取組の強化と明快な答弁をいただきますよう期待して質問していきたく思います。

最初に、世界経済フォーラムが6月に発表した日本のジェンダーギャップ指数は、146か国中125位で、116位だった去年よりも順位を下げたこととあります。男女共同参画社会基本法は1999年成立・施行以来、四半世紀がたちますが、日本の現状はそのような状況と評価されています。

この後、質問いたしますDVや中絶の問題にもつながる、男女の間には様々な格差があるということ、ギャップ、不平等がある実態です。

男女平等は大事ということは共有できると思いますが、知事に、現状としての男女格差の問題、ジェンダーギャップに対する所感を伺いたいと思います。

次いで、宮崎の女性は、賃金について男性の7割という実態だとか、正規雇用か非正規雇用かという雇用形態では、男性が非正規雇用2割に対して、女性はそれが5割という現状があります。雇用労働政策上の大きな課題と思いますが、この課題への対応策について、知事に伺います。

次に、警察本部長に伺います。

今年度、ストーカーやDVなどに対応するという人身安全対策課を発足させましたが、その設置目的について、本部長の思いや、設置されての現状の活躍の状況などをお示しいただきたいと思っております。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、ジェンダーギャップについてであります。

社会的・文化的な性差であるジェンダーによる固定的な役割分担意識や差別、不平等を解消し、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会を築いていくことは、大変重要な課題であると認識しております。

しかしながら、日本のジェンダーギャップ指数は、御指摘のとおり146か国中125位と、教育などの男女差がほぼない分野もある一方で、特に政治・経済分野での格差が大きく、その解消に向けた対策が求められております。

また、コロナ禍の中で、配偶者等からの暴力が増加・深刻化し、さらには、雇用や所得の男女格差が顕在化したことなどから、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることがないよう、男女共同参画社会づくりの重要性がより強く認識されるところであります。

県としましては、今後とも市町村や関係機関とも十分連携しながら、男女共同参画を推進し、ジェンダーギャップの解消に努めてまいります。

次に、雇用労働政策についてであります。

賃金や雇用形態につきまして、男女間の格差の是正を図っていくことは、特に生産年齢人口が減少して、労働力の確保が喫緊の課題となる中で、より一層重要な課題であると認識しております。

また一方で、働き方における様々な格差の是正を進める上では、まず、本人の希望やライフステージの変化に対応した、多様で柔軟な働き方を実現できる環境づくりも必要であると考え

ております。

このため県では、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証取得の促進を図るとともに、企業向けの講演会なども行っており、女性も安心して働き続けられる職場環境づくりを進めております。

さらに、女性の経験や能力を生かした就業につなげられるよう、みやぎ女性就業支援センターにおいては、今年度、体制を強化し、希望に寄り添った相談対応やマッチング支援等に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携しながら、これらの取組を通じて、男女間の賃金や雇用の格差是正にもつながるよう努めてまいります。以上であります。[降壇]

○警察本部長(平居秀一君) [登壇] お答えいたします。

県警におきましては、ストーカー・DV、児童虐待事案等の人身安全関連事案に迅速かつ的確に対処することを目的に、本年3月、生活安全部に人身安全対策課を新設しました。

これにより、これら事案に対し、一元的に指揮を執り、より迅速かつ適切に判断あるいは対応ができる体制となりました。

このような体制の下、人身安全対策課におきましては、人身安全関連事案への主導的な対応あるいは被害者等の安全確保を最優先とした保護対策・検挙措置等の対処能力の向上に取り組んでおります。以上であります。[降壇]

○岩切達哉議員 ジェンダーギャップに関しては、例えばこの議場の中でも、またこちら側の席でも、人口の男女比に比べれば相当に偏りがある状況と、このようなことも課題になろうかと思っております。

我が県の実態でございますけれども、新聞社

などが都道府県ごとの数字を示したりしております。宮崎県の男女格差の状況をどう捉えているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内では、非正規労働者の割合が、令和4年時点で男性21.1%に対し、女性は52.4%、管理職に占める女性割合が、令和2年時点で15.3%など、雇用や経済の分野での女性の参画が十分に進んでおらず、令和4年度の県民意識調査におきましても、「社会全体で男女が平等となっていると感じる人の割合」は14.9%と、依然として低い状況となっております。

このため県では、男女共同参画プランに基づき、ジェンダーによる無意識の思い込みの解消や、働く女性のためのキャリアアップの講座を開催するとともに、女性の活躍について企業への働きかけ等を行っております。

今後とも、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 最低賃金についてでございますが、先ほど、重松議員も取り上げておられますが、東京で1,113円、宮崎は853円から44円引き上げ、897円となりました。この結果、東京都と宮崎県の差は前年より3円縮小し、宮崎県は全国最下位ではなくなりました。

そこで、最低賃金引上げ幅に見合う支援策、特に県内中小企業や小規模事業者に対する支援が必要と考えるところであります。

賃上げに向けて、事業所支援策を具体的に考える場や、先ほど壇上で知事に質問いたしました、男女間の賃金や雇用の格差について考えてもらう場を官民で設置する考えはないのか、商工観光労働部長に考えを伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 物価高騰などの影響により厳しい経営環境にある中、事業者が適正に賃上げを行うためには、生産性の向上や適正な価格転嫁により利益を確保することが大変重要であります。

このため県では、事業者の生産性向上や新事業展開等の取組を商工団体等と連携して支援しているほか、先月、国や経済団体、労働組合等と締結した、価格転嫁の円滑化に関する協定に基づき、県内企業への聞き取り調査などにより、その実現を推進していくこととしております。

また、男女間の賃金や雇用格差につきましては、宮崎労働局が主催し、県や経済団体、労働組合等で構成される「みやざき働き方改革推進会議」において、必要な協議を行っているところであります。

○岩切達哉議員 既に協議の場を持っていらっしゃるということでございます。現状は現状として、先ほど総合政策部長から御報告がありましたので、ぜひその中での具体的解決を目指していただきたいと思っております。

次に、DV防止法が、精神的暴力も保護命令の対象となるなどの改正がなされ、令和6年4月、来年度でございますが、施行されます。その内容について、最初に福祉保健部長に伺います。

関係機関による協議会の設置が法定化されますけれども、対応について伺います。

そして、DV対策宮崎県基本計画について、法の改正により、内容充実が求められるところですが、見直しの方向性を部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） DV防止法の改正により、都道府県においては、令和6年度から関係機関による協議会の設置が努力義務と

なりますが、本県では、平成14年度に、国、県、市町村、民間団体によるDV被害者保護支援ネットワーク会議を立ち上げ、既に情報交換や援助方針の検討などを行っていることから、この会議を基盤として、法律上の協議会への移行を検討しております。

また、今年度で計画期間が満了となるDV対策宮崎県基本計画につきましては、国が示した基本方針に即して、被害者の立場に立った切れ目のない支援や関係機関等との連携、安全の確保への配慮等を基本的な視点とし、ネットワーク会議での意見等も踏まえながら、今年度中に見直しを行うこととしております。

○岩切達哉議員 DV対策は、精神的DV、そして性的DVの存在もしっかり盛り込んで対策していく必要があると思います。

精神的DVや性的DVの現状把握と対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 国が設置する、被害の相談窓口である「DV相談プラス」における令和4年度前期の相談結果によりますと、精神的DVが64.8%、性的DVが8.3%となっており、身体的DVなどと同時に、複合的な被害を受けているケースが多いとのことあります。

また、精神的DVや性的DVも含めた全ての被害者に対する支援として、一時保護による安全確保や、自立のために必要な生活指導等を行うとともに、裁判所に保護命令を申し立てる際の支援等も行っております。

なお、被害を未然に防止するためには、県民一人一人が正しい理解を深めることが重要であることから、今後とも、男女共同参画センターや警察等と連携しながら、広報、啓発を推進してまいります。

○岩切達哉議員 国の数字を示していただきました。なかなか捕捉が難しい問題ではありますが、これから法改正に伴って、注目していかなければならない課題でありますので、引き続き取組方をお願いしたいと思います。

続いて、警察本部長に伺います。

法の改正で、保護命令制度が拡充され、今取り上げました精神的なDVであっても保護命令を裁判所に求めることができるようになりますが、精神的なDVは、身体的な暴力と違い、外見的な傷などは見られません。

難しい対応になるでしょうけれども、精神的、心理的なDV、さらには性的DVなど、目に見えにくい被害に対する相談体制など、法律の改正を生かすために、警察本部としてどう準備されているのか、御答弁を求めます。

○警察本部長（平居秀一君） 議員御指摘のとおり、DV法改正により、保護命令の要件が拡充されることとなっておりますが、県警ではこれまでも、配偶者からの暴力や脅迫の有無にかかわらず、相談者の意思を尊重しながら、事案の危険性・切迫性に応じ、取り得る保護対策等を講じております。

引き続き、法律の的確な運用を図るとともに、被害者に対して、法の趣旨に基づいた保護命令制度の教示や申立て支援等を行ってまいります。

○岩切達哉議員 精神的に脅迫を受けている、なかなか立証の難しい相談を受けて支援する。難しい対応だと思いますので、よろしく願います。

DV被害の対応で、これまで、被害者が加害者から逃げる、身を隠す、家から出て行く、そういう結果となるのが一般的であり、そんな支援が続いてきました。

本来は、守られる側が守られ、加害者側が出ていくような、そんな対応変化が必要ではないかという声も大きくなりつつあります。これからの警察本部の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○警察本部長（平居秀一君） DV事案等の暴力的事案への対応に当たっては、被害者の安全確保が最優先であります。

加害者に対しては、事案によっては検挙するなどして、被害者と加害者を物理的に隔離するという措置を取っております。

被害者の安全確保に向けては、取り得る緊急的な対応として、さらなる被害を受けないために、加害者が知らない場所への避難を促しております。

県警といたしましては、被害者には安全確保の必要性をしっかりと説明し、また、加害者に対して指導警告等を行いながら、事案の危険性、切迫性に応じた継続的な対応を図ってまいります。

○岩切達哉議員 被害者が生まれ育った、また生活の基盤をつくっているところから移動しなければならないと、そういうことで身を守る。これは致し方ない面もありますけれども、それが正しいのかという問題であります。これから連携しながら、被害者支援のありようについて、ぜひ持ち得る力を発揮いただきたいと思っております。

今月、国から出されたDV対策方針には、冒頭に「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と明記されているところであります。

御承知のとおり、2019年から2021年に裁判所が出した保護命令件数は、宮崎県が人口当たりで全国1位であります。これからも福祉と警察

との連携で対応してくださることを期待しておきたいと思っております。

改めて、福祉保健部長に伺います。

宮崎県は人工妊娠中絶の率が高いと報道されました。これも数年、全国1位ということでもあります。望まない妊娠には性的DVの結果もあるのではないのでしょうか。原因をどう捉えているのか、対策にどう取り組まれてきたのか伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 国の衛生行政報告例によりますと、令和3年度の本県の人工妊娠中絶率は、前年度の女子人口1,000人当たり8.2から0.7低下したものの、依然として全国平均より高い状況が続いております。

このため県では、女性専門相談センター「スマイル」や保健所による相談対応、産科等の医療機関での家族計画指導、また、若い世代に妊娠・出産の正しい知識を身につけてもらうため、助産師やピアカウンセラーとして養成した大学生による思春期健康教育を実施してまいりました。

今後は、中学・高校の各世代に応じた、よりきめ細かな啓発を工夫しますとともに、妊娠・出産に関する相談機関の合同会議の開催などを通じ、各部局や市町村、関係機関との連携強化に努め、人工妊娠中絶率の改善に向けた取組を進めてまいります。

○岩切達哉議員 過去であります、平成27年度にこの問題に対応される福祉保健部長の答弁がありまして、その調査をしていただきました。結果に基づいて、そういう啓発が足りていないということで、啓発の強化に取り組まれるようになった。その頃のお考え、答弁と、あまり内容的には変わっておりません。

数字は低下しているけれども、他県も低下し

ているものですから、宮崎県が1位という状況が続いております。疫学調査では、低用量経口避妊薬や緊急避妊薬の存在が中絶減少の要因とするレポートも出てきています。そういうことの周知、そしてまた、そういう避妊法に対応する避妊薬などを手に入れたらどうすればいいのか、そういう具体的支援が宮崎ではどのようになされているのか。宮崎県が1位を続ける原因の分析というのをしっかりしていただいて、その上で対策をしていただきたい。

正しい知識を身につけてもらうというのは当然でありますけれども、そういう境遇になる女性たちの心情も受け止めていただいて、対策を求めたいと思います。

それでは、女性の課題について、知事に伺いたいと思います。

賃金の格差、そして1位とされています人工妊娠中絶問題や、DVからの保護命令、それ以外にも、ひとり親世帯の率、離婚率、これはいずれも全国2位、そういう様々な課題を示すものがありますけれども、宮崎で生きづらさを抱える女性への支援充実を求めたいと思っています。

例えば、女性支援の拠点としての女性相談所ですけれども、これら課題の拡大、そして来年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行の前に、より強化が必要ではないでしょうか。

独立した女性相談所にして、女性相談支援員、そして心理職、治療する力を持つスタッフなどを充実し、実行力、対応力を引き上げ、県内の関係機関の中心に座ることができるよう、体制充実を求めたいと思っています。

これからの女性支援のありようについて、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 我が国における女性の保護・支援というものが、昭和31年の売春防止法に端を発して取り組まれてきたものであるのに対して、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化してきておりました。より包括的な視点から女性支援体制を強化していくことは、喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、女性支援の中核を担う女性相談所において、様々な相談に応じながら、女性が心身ともに健康で安定した生活が送れるよう支援を行うとともに、今年度からDV被害者が緊急一時的に避難できる民間シェルターに対し、環境整備のための支援を行うなど、支援体制の充実を図っているところであります。

また、来年4月には、御指摘がありました、困難を抱える女性の福祉の増進などをより包括的な視点から図っていく、いわゆる困難女性支援法が施行されるため、この法律に基づく県の基本計画と関連の深いDV対策宮崎県基本計画との一体的な整備に向けて、作業を進めているところであります。

今後も、支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、民間団体等と緊密に連携しながら、女性支援に積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 知事には、今年度、都城のほうに母子支援施設を建設することについて御理解いただいて、今、着工していると伺っております。そういうところも、この対応に十分に活用されることになるとと思います。

支援を必要とする女性が誰一人取り残されることがないようにしたいという決意を今、知事からいただきました。具体的な姿が現れてくることを期待しておきたいと思います。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

関連する福祉課題として、福祉保健部長に質問したいと思います。

この春、組織改正で、農政水産部に3つの局が置かれました。

福祉保健部においても広範な政策課題に取り組んでおられますけれども、私は、こども政策局に加えて、女性局と障がい福祉局を設置することを提案したいと思います。

女性局については、今、思いのほどを全て取り上げさせていただきました。もう一つ、身体、知的、精神の障がい3分野を一体的に対応できる体制が必要だと考えます。

障がい者福祉は、その課題が広範であるがゆえに、多数の出先機関で対応され、さらに市町村との連携、民間組織との連携、福祉事業所の育成、手帳制度や金銭給付に絡む諸手続など、複雑広範なそれらの行政課題を統括できる体制が本当に必要になっています。

今後さらに、見た目問題で悩む方に対する支援や、療育手帳の対象外となっている知的障がいの境界層の皆さんへの支援、自閉症スペクトラムあるいは高次脳機能障がいなど、きめ細やかに県民の皆さんに対する支援策の構築と、市町村やNPOなどと連携して支えていく体制をつくる必要があると思います。この提案に対するお考えを伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 障害者総合支援法などの関係法令をはじめ、障がい者福祉に関する制度や施策は、広範かつ多岐にわたっており、現在、障がい福祉課と各出先機関において、市町村や関係機関と連携を図りながら、関連する施策を推進しております。

一方、既存の制度に当てはまりにくい新たな課題も生じるなど、県民ニーズは複雑・多様化

しておりますことから、これらに的確に対応できる体制を確保していくことが大変重要であると認識しております。

このため、国や他県の動向等も踏まえながら、組織体制の在り方等について研究するとともに、今後とも様々な障がいのある方が身近な地域で安心して生活できるよう、サービスの充実や支援体制の整備等を着実に進めてまいります。

○岩切達哉議員 福祉に関する課題に、それぞれ知事を先頭に、一生懸命対応いただいているのは承知しているんですけども、なかなか効果が見えにくい、確認しにくいという課題であろうかと思います。ぜひ一步一步確実な前進を組織的に対応いただきたいと思います。

話題を替えまして、地方自治の関係で知事に伺いたいと思います。

去る8月12日、毎日新聞の1面と3面に、河野知事や宮崎県の総務部長も関係者として登場する記事がありまして、「分権は出来レース」という見出しで掲載されていました。

知事が委員長である地方税財政常任委員会が、国が描くシナリオどおりに展開されたと記事にあります。

会議内容は、企業が都市に集中している実態から、地方税財源が都市偏在している、そこで、これを是正するための「偏在是正」を強化したいという話題であります。委員会を開く前に、総務省が関わった事前調整がなされたことが取り上げられています。

新聞の主眼は、国が地方をコントロールしているとして批判しているのか、偏在是正そのものが問題だとしているのか、読み取ることができなかったのが私の感想なのですが、知事の記事の受け止めについてお聞かせいただきたいと思います。

思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の記事は、全国知事会の地方税財政に係る国への提言の取りまとめの経緯について掲載されたものと認識しております。

様々な論点はあるかと思いますが、この提言の取りまとめに関して、実際の経緯について申し上げますと、地方税財政常任委員長である私の責任の下で、事務局である本県が、新たな地方税財政の課題、前年度要望に対する国の対応状況や、地方税財政制度に関する国の見解等を踏まえて作成したものをベースに、この常任委員会を構成する18の都県が協議を行いまして、内容の整理や修正等を行って提言案を決定したものであります。

こういう文章の修正に関するやり取りには、相当なエネルギーを割いて、様々な文章表現の修正意見を調整して行ったものであります。

さらに、この提言案について、7月の全国知事会議の場では、我々知事同士が真剣に議論を行って、最終的に47都道府県の総意として取りまとめたところであります。

今後とも、各都道府県の意見をしっかりと伺いながら、全国知事会としての意見を適切に取りまとめてまいります。

○岩切達哉議員 およそ都市と地方、東京都、そういったところと宮崎のような状況にある県とは、その辺で若干の対立があるところをまとめられたということだと認識します。

そうして取りまとめたものを、さきおととの11日に、知事自身が国の関係者に提言ということで手渡されたということが新聞にも載っております。

現実の問題として、地方は地元の税源のみに依存せよという主張が通るとすれば、税源の小

さな地方は、歳入は厳しくなって、疫病にも災害にも、教育や福祉の遅れにも我慢しなければならないことになってしまいます。

偏在是正は、日本全体の富を地方の隅々まで公平に行き渡らせ、そして都市と地方の格差を小さくし、人口の移動にも耐え、食料生産地と消費地との関係を穏便な関係にしつつ発展させていくためには必要なことと、私は思うところであります。

知事には、地方税財政常任委員長として、毅然とした態度で偏在是正に向けた議論を今後もリードしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 地方が責任を持って行政サービスを担っていく上で、地方税は基盤となる財源であります。全国知事会としては、かねてから、地方税の充実とともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を求めてきているところであります。

これまで累次の偏在是正措置が行われておりますが、依然として、人口1人当たりの税収額を見ると、格差が存在しております。

例えば、地方法人2税で考えますと、最大の東京都と最少の奈良県を比較すると、5.9倍の差があります。是正措置として行われております特別法人事業税を含めても、3.5倍の格差があるという実態がございます。今、地方税収が過去最高を記録するなど増加傾向にある中で、税収の格差がさらに広がることも懸念されているということでもあります。

このような状況を背景としまして、国の重要課題や予算編成の方向性を示す今年の骨太方針で、初めてこの偏在是正が取り上げられた。それを踏まえて、改めて重要課題として国への提言を行うべきと考えて、各都道府県と意見を調

整した上で取りまとめたところであります。

今後とも、地方税財政常任委員長として、地方税財源の確保・充実につながるよう、しっかりと努めてまいります。

○岩切達哉議員 都市部の思いもあろうとは思いますが、ぜひ地方の声を届けていただいて、どうしても、農業主体か、そういう企業が集中するかで、おのずと違って来るわけですので、それでも日本という枠の中でお互いに役割を果たしているわけですから、偏在を是正していくことは重要な取組になります。ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

地方自治という絡みで、地方の独自の判断の行政ということで、1問だけ取り上げさせていただきますが、鳥取県の出来事ですけれども、鳥取県が18歳以下の医療に係る自己負担を無料にすることを決めました。県と市町村で半分ずつ負担するそうですが、鳥取県の負担は17億円と試算されております。

6月議会でも前屋敷議員が求めましたけれども、我が会派としても、改めて求めたいと思ひます。

知事は「国の責任で」とお答えいただいておりますし、「強く要望している」とも答弁されております。強い要望と言うには、必要性を認識していることと思ひます。

宮崎県においても、18歳以下の医療に係る自己負担を無料化、鳥取県のように県で統一的に実施するとなれば、日本においては、群馬県、鳥取県に続く国内3番目ということになるのでありまして、国内トップクラスの子育て環境にあるということが大きく宣伝できる、移入人口も増加させることができると思ひますけれども、知事に伺いたいと思ひます。

○知事(河野俊嗣君) 子供の医療費に対する

助成は、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策と認識しておりまして、県は市町村と連携して取り組んできたところでもあります。

これは地方の単独事業ではありますが、今は全国様々な自治体で同様になされている。ただ、財政力に応じて、そのカバーする範囲が違う。そのことがいかなものかという問題意識の下で、本来、この制度は国の責任において全国一律に行われるべきではないかと考えておりまして、全国知事会を通じて要望を行っているほか、「みやぎの提案・要望」の中でも重ねて要望を続けているところでもあります。

本県の子育て環境は、合計特殊出生率が示しますように、国内トップクラスにあると自負をしておりますが、さらなる充実を図るべく、都道府県では全国初めてとなる、おむつの定額利用料の支援のほか、病児保育の無償化など、きめ細かなニーズに対応した施策にも力を入れてきているところでございます。

大きな制度は、国のほうで、全国統一で行っていただきながら、地方の実情に応じてきめ細かく対応を図っていく、そのことが重要ではないかと考えており、現在、庁内のプロジェクトチームを中心に、これまで以上に踏み込んだ施策の検討も進めているところでありまして、引き続き、「日本一生き育てやすいみやぎ」づくりに取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 また議論していきたいと思ひます。

次に、話題を替えまして、教育長に伺いたいと思ひます。

県出身歌手の米良美一さんに「みやぎ読書アンバサダー」を委嘱したとのことですが、今回、米良さんにアンバサダーを委嘱し、その期

待する役割はいかなものなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長(黒木淳一郎君) 県教育委員会といたしましては、これまで「読書県づくり」の取組といたしまして、どこでも本がある環境づくりや、読み聞かせボランティアなどの人材育成を行ってまいりました。

一方で、県民の皆様に読書の魅力をさらに伝えていくためには、一層の広報が必要であると考へております。このことから、歌を交えた読み聞かせ活動を行っていらっしゃる西都市民会館の館長、米良美一さんに「みやざき読書アンバサダー」をお願いしたところであります。

米良さんには、県主催のイベントなどを通して、読書についての、これまでの御自身の経験や熱い思ひを交えて、読書の魅力を伝えていただきたいと考へております。この取組により、「読書県みやざき」を広くPRできるものと、大いに期待しております。

○岩切達哉議員 読書はいろいろなものを前進させる基礎になると思ひます。日本一にならなくても、今以上には頑張ってもらわないといけない課題だと思ひていまして、図書館問題等について、山内佳菜子議員が一般質問でたくさん取り上げる予定でありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、この夏、現役の高校生から突然電話がありました。朝の課外授業の中で教科書が進んでいくという内容です。「朝課外に参加するか否かを選択制にしたというのはうそだ。参加しない生徒は授業に追いつけなくなる」と言うのであります。この朝課外の課題は、これまで何度か取り上げてきました。教育長として実情は把握されているでしょうか。

また、私の近所の高校では、朝7時頃から生

徒を送ってくる自家用車の交通整理を先生方が行っておられます。

生徒は今、制度的に県内一円から入学してくるようになりました。そして、先生方の働き方を見直す課題も存在しています。そして、生徒の自己管理力を伸ばさなければならないという話もあります。そういう意味で、朝課外の継続は時代にそぐわないというのが私の意見であります。

大分県や熊本県では一斉廃止をされた。そういう動きも踏まえて、責任を持って対応していただくよう強く求めたいと思ひます。教育長のお考へをお聞かせください。

○教育長(黒木淳一郎君) 朝課外は、保護者からの要請を受けて希望制で実施してござりまして、その実施については、PTA総会で承認を得ることや、教科書の内容を進めないことなどを、校長とも確認しているところであります。

朝課外についてはこれまでも、生徒の進路実現の支援や経済的な負担軽減など、一定の役割を果たしてきたものの、一方で、社会情勢の変化もあり、実施については、様々な御意見があることも認識してござります。このような中、今年度は、高等学校等37校のうち19校の実施となっております。

今後とも、生徒の学習環境の多様化や、教員の働き方改革の観点も踏まえ、生徒の学習習慣の確立につながる取組や、ICT活用等を含めた学習支援の方法について、一層議論を深めてまいります。

○岩切達哉議員 各学校長の領域ですから、なかなか教育長の立場で、やめますとかは言い切れないものもあると思ひます。でも、世の中はこうですよと、きちっとアドバイスすることは必要だと思ひます。ぜひそのことを前進させて

いただきたい。いつまでもこのような電話が直接かかってきたり、現場を見る様子では、よろしくないと思います。

次に、子供の自殺予防の課題について、引き続き教育長に質問します。

おととしの全国の小・中・高校生の自殺件数は514人となりまして、国もその対策に一生懸命であります。

今、1人1台端末が提供されています。端末を使って、個別に子供の悩みにアプローチするとか、相談したいという思いが直接伝えられる、学校内で速やかに共有できる工夫など、既に他県ではなされているとのこと。

このような取組は、宮崎県内の学校ではなされているのでしょうか。あるとすれば、その相談体制について御答弁をお願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校では、1人1台端末を活用した健康観察や学校生活アンケートなどが行われて、その結果を教育相談につなげております。

県教育委員会でも、スマートフォン等から相談できる窓口を開設し、その窓口につながるバーコードを記載したカードを全ての児童生徒に配付しております。

端末からの相談も含めて、多くの相談が寄せられておりまして、教育委員会へメールで相談できる「ひなた子どもネット相談」には、昨年度1,500件を超えるアクセスがありました。

また、今年度開設した臨床心理士等の専門の相談員が対応する「宮崎県子どもSNS相談」にも、現在、900件に迫る登録がございます。

今後も窓口の周知に努め、子供たちの悩みに適切に対応できるよう、しっかり取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 教育の場で対応いただいでい

るということでした。

この間、大人を含む自殺防止については、福祉保健部長の下で熱心に取り組んでいただいておりますけれども、子供の自殺防止に限って議論する場は設けられているのでしょうか。また、取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県では、子供の自殺防止に限って議論する場は設けておりませんが、知事を本部長とした各部局長による自殺対策推進本部会議や、学識経験者、子供関係団体代表者等から成る自殺対策推進協議会を開催し、子供の自殺を含む総合的な自殺対策について議論しております。

そこでの議論を通して、宮崎県自殺対策行動計画を策定し、子供・若者に対する支援を施策の一つに位置づけ、スクールカウンセラーの配置、電子メールやSNSによる相談対応、教職員に対し児童生徒が発するSOSの受け止め方に関する研修等に取り組んでおります。

今後とも、若年層の相談内容の傾向も踏まえながら、子供の自殺対策にしっかりと取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 自殺対策を総合的に頑張っているという点で、成果も見せていただいておりますけれども、2021年の県内の子供の自死は、衛生統計年報によれば、15歳から19歳未満という範囲でございますが、8人カウントされています。その前年の2020年は、10歳から14歳で2人、15歳から19歳で5人、合計7人。ゼロではない現実があるということを受け止めてほしいと思います。

さらに、高齢または中高年の自殺要因と、子供が自ら死を選んでしまう背景、要因は、おのずと違います。特別な対策が必要ということで、既にこども家庭庁等で対策会議が設置され

たと、各都道府県にも設置を頑張れと、こういうような話が出てきております。

そこで提案なんですけど、総合教育会議というのがありますけれども、総合教育会議の中で、「子供の自殺防止」を会議の議題として議論いただいて、教育委員会だけではなく県を挙げて、子供の自殺防止に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、知事と教育委員会が本県教育の課題を共有し、相互に連携を図りながら教育行政を推進するため、総合教育会議を平成27年に設置しております。

この会議では、これまで、いじめ防止対策や共生社会の実現、若者の県外流出防止などについて協議を行ってまいりました。

総合教育会議は、その時々教育を取り巻く諸課題について議論する場でありますので、教育委員会をはじめ関係機関と連携しながら、子供の自殺防止について、どのような協議ができるのか、検討を進めてまいります。

○岩切達哉議員 子供が自ら死を選ぶ子供の自殺について、しっかりと対策を取られるように強く要望したいと思います。子供は、本当は生きていきたいんだという思いを持ちながら、亡くなっていつているんじゃないかと、そういう文献も見せていただきました。ぜひそういう思いを支えられる社会になるように御尽力いただきたいと思います。

話題を替えまして、災害対策について伺いたいと思います。

トイレの男女比について、災害時の避難所についてのガイドラインでは、女性トイレは男性用の3倍という基準が出されています。実際に避難先となる各施設での準備状況について、危

機管理統括監に伺いたいと思います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 災害時における避難所は、学校や公民館、福祉センターなど、国の基準に適合する施設を市町村が指定することとなっております。

こうした避難所におけるトイレの男女比については、内閣府が作成した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に沿った運用が求められております。

避難所のトイレの設置状況について、県内幾つかの市町に聞き取りを行ったところ、例えば宮崎市や都城市では、マンホールトイレを設置したほか、避難所の状況に応じて迅速に仮設トイレが調達できるよう、民間業者と協定を締結し、ガイドラインに沿った運用ができる体制を整えているとのこととあります。

○岩切達哉議員 常備するということにはなっていないですけれども、仮設トイレやマンホールトイレなどの準備をしていると、こういうようなことであったと思います。

災害時に、小中学校の体育館が避難所となることが多いと思います。体育館のトイレが和式でありますと、高齢者の方はお困りになるのではないかと思います。体育館のトイレの洋式化の進捗について、教育長の御報告をいただきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の公立小中学校の体育館におけるトイレの洋式化率につきましては、県教育委員会で把握しているところでは、令和5年9月の時点で約47%となっております。

議員の御指摘にもありましたように、小・中学校の体育館は避難所として使用する可能性が高いため、体育館にあるトイレの洋式化は大変重要であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、設置者である市町村と連携して、学校施設整備に関する必要な支援を実施してまいります。

○岩切達哉議員 避難先で腰を痛めたというわけにはいきませんので、ぜひ、それぞれ費用もかかることですが、よろしくお願ひしたいと思います。

災害対策に関連して、福祉施設には業務継続計画、いわゆるBCP作成が来年度から義務となるところです。例えば高齢者施設では、介護を要する高齢者を抱え、日頃からの準備が必要などありますが、義務化されるBCP作成支援の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川北正文君) 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、継続的な介護サービスの提供が求められております。

サービスを継続するため、また、一時中断した場合であっても早期に業務再開するためには、BCPの策定が重要でありますことから、県では、介護サービス事業者に対して、今年度中に策定するよう周知、指導を行っているほか、関係団体からの依頼に基づき、職員が出向いて行う研修などにより、支援に努めているところです。

来年4月から策定が義務化されることから、年内には新たにオンラインを活用した研修を行うなど、BCPの円滑な策定に向けて支援してまいります。

○岩切達哉議員 防災関連で最後に、消防学校における訓練施設の充実について伺いたしたいと思います。

実火災訓練施設について研究課題としている旨、昨年9月議会で答弁がありましたけれど

も、その後の検討状況を危機管理統括監からお聞かせください。

○危機管理統括監(横山直樹君) 近年、火災の発生件数は減少傾向にあり、現場活動経験の少ない消防職員や消防団員が増加しております。一方、高気密・高断熱住宅等の普及により、建物火災において、急激に炎が広がる現象に遭遇する危険性が高まっております。

実火災訓練施設は、火災時の炎や高熱、煙などを体感しながら消火訓練を実施できるため、消火・救助の対応力向上に有効な施設であります。

このため県では、他県の整備状況についての情報収集や、東京消防庁の訓練施設の視察を行ったところでありますが、今後、県内各消防本部をはじめとする関係者の意見等も伺いながら、整備費用や訓練内容、運用体制など様々な観点から、必要な検討を行ってまいります。

○岩切達哉議員 よろしくお願ひしたいと思います。期待しているところでございます。

話題を替えます。燃油高騰の影響で、じんかい収集車両、いわゆる一般ごみなどを積む車両でございますけれども、じんかい収集車両がガソリン代の影響を受けていると伺っているところであります。町をくまなく回って家庭ごみを集めるわけですから、ガソリン代が高くなると影響は大きいということでもあります。

環境森林部では、一般廃棄物、産業廃棄物などの収集運搬業の皆さんの、燃油高騰に係る課題について把握されているでしょうか。

全国の一部の市町では、廃棄物収集運搬業者に支援を行っているようでありますけれども、宮崎県内において、このような支援の状況があるでしょうか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(殿所大明君) 原油高に対し

では、国による燃油価格の高騰抑制対策とともに、県においても、交通・物流事業者に対する補助を行っており、この中に一部、廃棄物収集運搬事業者も含まれております。

また、家庭用一般廃棄物の収集運搬を委託している市町村においては、燃油価格を考慮した委託料の積算や改定が行われていると伺っております。このようなことから、県内においては、現在のところ、廃棄物収集運搬事業者への支援を要する状況には至っていないものと考えております。

しかしながら、廃棄物処理は、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に欠かすことのできない重要な役割を担っておりますので、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 家庭ごみの収集は、本当に大事な公共サービスです。それぞれの市町の役所が中心なんですけれども、契約により一定の価格でやっていらっしゃると思うんです。そうした中、こういう物価高、原油高という状況が新たに発生している。役所が契約改定をせずに昔の価格のままということになれば、今、労働者の賃上げとかの話題もある中で、厳しくなるわけです。ぜひ注目して、必要な場合には助言などしていただけたらありがたいと思っております。

続いて、環境森林部長にお尋ねしたいと思っております。

分収造林が活発に行われた昭和30年代から40年代、その時代に植えた木が伐採期を超えています。分収林に参加した住民の皆さんから、存命のうちに、本来の契約期間が満了した分収林をぜひ伐採してほしいという相談を受けました。

内容は、森林管理署の判断で、40年の契約期

間を超えても切ってもらえないということで、相談者は、伐期をこれ以上延ばすと、自分たちはこの世にいなくなり、相続人等の複雑な問題になっていくという話でありました。

契約書にある40年とかの期間到来により、伐期となった分収林について、住民の意向に沿う形ではなく、国などの分収林経営者の意向で伐採ができない実態があるのでしょうか、環境森林部長、お聞かせください。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、現在、約5,000ヘクタールの県行分収造林の経営管理を行っており、その多くは伐期を迎えております。

分収造林契約に基づく伐採時期が集中する場合には、伐採量の急増による木材価格の下落や、伐採作業の労働力不足などが懸念されることから、伐採面積の平準化を図るため、契約者に十分説明を行い、理解を得た上で、契約延長の進めようとしております。

また、林業公社の分収林においても、県と同様の対応をしておりますが、国などが行うその他の分収林の状況につきましては、県では把握しておりません。

○岩切達哉議員 おっしゃるとおり、こういう状況なのでと納得いただければ、当然そのとおりになろうかと思っております。この御相談いただいた中身は、そういう納得があったのかどうかという問題かなと想像します。

それでも同じ土地の所有者、国だったり県だったりとかで分けられますけれども、同じ宮崎県民、林家の皆さんの悩みでありますので、ぜひ心温かく寄り添っていただくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、原油価格・物価高騰対策として、農林漁業者への支援がなされているところでござい

ますけれども、農林漁業者の例えば離農、法人の解散など、支援はすれど厳しい結果となったということはないか、心配であります。

また、それぞれの1次産業における生産コスト上昇を、それぞれの生産物に順調に価格転嫁できているのか、現状を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 長引く物価高騰が生産者の経営を圧迫する中、生産コストの上昇分を取引価格へ適正に転嫁しにくいことが、農林水産業の大きな課題として顕在化しております。

このような中、国においては、食料・農業・農村基本法の見直しに向け、適正な価格形成の仕組みを構築するための議論がなされております。本県からも、生産現場の実情等を踏まえ、要望を行っているところです。

また、県においても、生産・流通・販売のそれぞれの代表者による意見交換会を開催するほか、啓発動画による消費者の理解醸成に取り組んでおります。

県としましては、国の状況も注視しながら、生産コストの取引価格への価格転嫁が進むよう、引き続き取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 続いて、昨日の質問にもありましたので、重ねて申し訳ないですけれども、家畜市場において子牛価格が異常な安値となっていることについて、原因をどう捉えているのか、畜産農家に対し、これから行う支援と一緒に御答弁いただきたいと思っております。

○農政水産部長（久保昌広君） 子牛価格の下落につきましては、牛肉需要の低迷を背景とした枝肉価格の伸び悩みや、配合飼料価格の高止まりにより、肥育農家が子牛の購入価格を抑えていることが主な要因として考えられます。

このため、宮崎牛の消費拡大に向けたPRや、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部支援に取り組んでいるところです。

加えて、子牛価格下落の緊急対策として、今議会をお願いしております宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業では、国の事業に合わせて県独自の補助を行うとともに、高齢母牛の更新を支援することにより、農家の経営改善を図ることとしております。

今後とも、農家の声を伺いながら、市場価格などの動向を注視して、必要な対策を講じてまいります。

○岩切達哉議員 飼料が高くなっている、餌が高くなっているというのは承知しておりましたが、牛肉の需要が低下しているということについては承知しておりませんでした。肉をみんなで食べられる、そういう社会をつくっていかないといけないということだろうと思っております。

続いて、水産物についてであります。

福島第一原子力発電所から発生する放射性物質を含む水が海洋投棄されていますけれども、薄めて放出しているので安全という意見や、計測されていない核物質があるので危険とか、プランクトンから大型魚まで、食物連鎖による放射性物質の生体凝縮がなされ、最終的に人の口に入ることになるという意見など、様々出ています。

今後、この放水によって、宮崎県の漁業に対する影響と検査などの対策について、農政水産部長の考えを伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） ALPS処理水が放出されている海域の沖合では、5月から10月頃にかけて本県漁船が操業し、宮城県などに水揚げしております。

この海域では、国が水産物や海水のモニタリングを実施しており、これまでのところ、安全性に問題はないことが公表されております。

また、県では、本県漁船の水揚げ地の販売単価を調査しており、これまでに単価の下落などの影響は確認されておられません。

しかしながら、処理水の放出は長期にわたることから、引き続き、国のモニタリング結果や市場等の状況を把握するとともに、必要に応じて、国の「水産業を守る」政策パッケージの活用など、漁業者が安心して操業できるよう、関係団体と連携して対応してまいります。

○岩切達哉議員 一般に、野菜にしろ、農畜産物にしろ、水産物にしろ、第1次産業に従事する皆さんは、この国で暮らす人々の食料を確保するために一生懸命頑張っていただいているところでございまして、第1次産業の従事者は、十分に守られていく必要があると思います。ぜひそれぞれに十分な対策を今後も強化されるように要望しておきたいと思います。

次に、県土整備部長に伺います。

県道、国道において、除草剤の影響で茶色に変色した草が今年の夏も目立ちました。草刈りの予算が限られているというお話です。大雨の際には、排水溝周辺の草が排水を邪魔して、道路が冠水するということが起きています。

私はこれまでも、議場において、人手不足に対応していくためにも、費用削減のためにも、草刈りの機械化・合理化を繰り返し提案しています。

この夏には、NEXCO3社グループ技術交流会という場所で、車両積載型の草刈り機が紹介されていました。

それら草刈り機械の導入を前提として、業務の省力化を図り、道路環境の美化に努めてほし

いのですが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(原口耕治君) 道路の草刈りは、道路利用者の安全確保と良好な沿道環境を形成する観点から、重要な取組であります。限られた予算の中、質の高い維持管理を行うためには、作業の効率化等が課題となっております。

草刈り作業の機械化につきましては、道路際には縁石や防護柵などの施設があり、形状に合わせるための機械の性能向上や、維持していくための費用など、多くの課題があることから、全国的に普及が進んでいない状況にあります。

県としましては、業界の人材不足も懸念される中、新技術の開発の動向を注視するとともに、同様の課題を抱える九州各県と意見交換を行いながら、引き続き、効率的な道路の維持管理に努めてまいります。

○岩切達哉議員 部長がおっしゃった「良好な沿道環境」、このためにずっと申し上げています。良好な沿道環境は、まさに観光宮崎としてお招きする観光客のためにも必要なことですので、ぜひ、これからも道路の草刈りを頑張っていただきたいと思います。

次に、病院局長に伺います。

延岡市では「空飛ぶクルマ」が話題になり、その話は、県北の救急救命体制を絡めているようであります。

議論の中では、「空飛ぶクルマ」で医師を運ぶとかの考えも示されているとのことですが、病院局においては、この話題について、どのように関与なり、市側から情報提供が行われているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○病院局長(吉村久人君) 「空飛ぶクルマ」を活用したプロジェクトに関して、延岡市から

初めて具体的な説明がありましたのは、令和4年6月であります。その際、同プロジェクトが国の交付金事業として採択され、救命救急医療への対応力強化を図っていく旨の説明がなされるとともに、県立延岡病院の協力を依頼されたところです。

延岡病院といたしましては、その依頼に応える形で、市が設置した同プロジェクトの推進主体に、宮崎大学医学部附属病院、延岡市医師会とともに、オブザーバーとして参加しております。

また、先月22日に開催された事業検討会に、地元医療機関として延岡病院が出席し、今後の具体的なスケジュール等について説明を受けております。

○岩切達哉議員 この課題については、関連質問として松本議員に引き継ぎますので、議長のほうでお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○濱砂 守議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。松本哲也議員。

○松本哲也議員 議長の許可をいただきましたので、延岡市における「空飛ぶクルマ」について、関連質問をさせていただきます。

少し「空飛ぶクルマ」について説明いたしますと、車のように空中を移動可能な乗り物ですが、実は明確な定義はないようです。乗車可能なドローン、プロペラのついた電気自動車など、開発者の主張で「空飛ぶクルマ」と言えるようです。

車とはいえ、必ず道路を走行するものではありませんが、今一番開発が進められているのがドローンを大きくしたタイプで、多くの方がこ

のイメージではないかと思います。2025年国際博覧会（大阪・関西万博）において、運行実施を目指して取り組まれている段階のものです。

そのような中に、延岡市が国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して取り組む事業の一つに、「空飛ぶクルマ」も見据えた新たな救急搬送体制づくりがあります。

事業では、延岡・県北の課題として、「救急現場への到着時間や救急病院への搬送時間の短縮化」「ドクターヘリの片道15分圏の外」が挙げられています。

目指す姿は、「搬送時間の短縮・迅速な受入・スピーディーかつ適切な医療処置により、市民の救命率を向上させ、助かる命を大幅に増やす」となっています。

そこで、今後の県の役割についてお尋ねいたします。

先ほどの岩切議員の質問への病院局長の答弁では、延岡病院は市のプロジェクトにオブザーバーとして参加、先月開催の事業検討会には、地元医療機関として出席されたとのことでした。

延岡市では、この事業をめぐる、様々な議論が行われています。市は、「これまで節目節目で県や近隣自治体には、事業の内容や現在の状況を説明している」と議会で答弁されています。

そこで、県立延岡病院において、延岡市が進める「空飛ぶクルマ」に対して、今後どのような役割を果たしていくのでしょうか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立延岡病院は、県土の約4割を占める延岡西臼杵医療圏及び日向入郷医療圏をカバーし、高度医療や救急医療を提供する中核病院として、その役割を果たしているところであります。

「空飛ぶクルマ」につきましては、山間部を多く抱える県北地域の救命救急医療の強化に向け、今後、技術面での検証や運用体制の在り方など、様々な角度から検討がなされていくものと認識しております。

このようなことを踏まえ、延岡病院といたしましては、県北の三次救急医療を担う立場から、救命救急や災害医療の現場で実際に活用するために必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○松本哲也議員 それでは、次に移りますが、延岡市は、この事業の説明資料において、空飛ぶクルマサービスの導入が急務であるとして、「周辺自治体の医療体制強化にも貢献」や「県ドクターヘリやドクターカー、救急車との連携により、更に効果的な運用が可能」であることを導入のメリットとしております。

しかし、日向入郷医療圏や西臼杵郡の県民の方々から、この事業が進むことによって、県北へのドクターヘリ配備に影響を与えないのだろうか、私には多くの問合せがありました。

私の先輩議員で、勇退されました満行潤一さんは、都城市選出であります。これまで九州各県の広域連携や隣県との相互応援協定の視点など、具体的な事例を織り込みながら、県北へのドクターヘリ配備の必要性を何度も訴えてくださいました。知事の答弁では、「導入は有益であるが、財政上の課題が大きい」とあったようです。

先ほどの病院局長の答弁にありましたように、延岡西臼杵と日向入郷の医療圏は、県土の約4割です。ドクターカーの運行は大変ありがたい、感謝を申し上げます。ですが、高速道の整備状況や地理的な事情からいたしますと、ドクターヘリの配備は、広域行政を担う県に何と

しても導入・整備を行っていただきたいのです。

そこで、県立延岡病院へのドクターヘリ2機目導入に対する県の考え方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 県立延岡病院にドクターヘリを導入することは、延岡西臼杵や日向入郷医療圏の救急患者の救命率の向上など、救急医療体制の充実に有益であると考えております。

一方で、新たにドクターヘリを導入するためには、ヘリの格納庫の整備などの初期導入費用や、年間約3億円の運航経費の負担のほか、救急専門医や看護師などのスタッフの確保などの課題があることから、慎重に検討する必要があります。

県としましては、まずは、令和3年度に導入された県立延岡病院のドクターカーの安定した運行が図られるよう、引き続き、宮崎大学と連携した救急医の養成と地域への派遣などを推進し、県北の救急医療体制の充実に向けて取り組んでまいります。

○松本哲也議員 延岡市では、「県立延岡病院との協議の中で、この取組によって延岡での研修や勤務が期待できることが指摘されている。県立延岡病院としても、空飛ぶクルマが新たな医師確保をもたらすことを期待している」と議会答弁されています。ぜひ様々な角度から、医師確保を含め、県北地域における救急医療体制の充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、市が設置したプロジェクトに、宮崎大学医学部附属病院や延岡市医師会もオブザーバーとして参加されているということは、少し安心いたしました。

しかし、「空飛ぶクルマ」は実証実験中であり、その飛行時間や飛行距離など、クルマの性能もまだまだ不明です。「空飛ぶ救急車」ともお聞きしています。ドクターヘリを補完するものと思いますので、県においては、市の取組にアドバイスを行いつつも、しっかり配備に向けて検討を行っていただきたいと思います。

県北地域の救急医療体制の充実にはドクターヘリが必要です。早期に導入されることを期待し、今後も引き続き議論させていただきたいと思います。

以上で、私の関連質問を終わります。

○岩切達哉議員 では、最後の質問を私のほうから行いたいと思います。

企業局長に伺います。一ツ瀬川ゴルフ場の経営継続についてであります。

8月の台風第6号によって冠水したと聞きます。被害状況と、今後ますます悪化が予想される気候危機の中、ゴルフ場経営継続に対する考えをお聞かせください。

○企業局長（井手義哉君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場につきましては、去る8月9日に台風第6号の影響で冠水し、ゴルフコース内に土砂や流木が流入したほか、バンカーから砂が流出したことから、復旧作業のため8日間の臨時休業となりました。

当ゴルフ場は、河川敷を利用しているため、大雨等による冠水被害を受けやすい環境にありますが、被害が一定程度の範囲内であれば、営業努力等により収益の確保は可能であると考えております。

企業局としましては、災害のリスクや今後のゴルフ人口の動向も注視しながら、引き続き、利用者のニーズに応えたコースづくりや各種コンペの開催など、指定管理者との緊密な連携に

より、一層の集客力の向上を図り、安定経営に努めてまいります。

○岩切達哉議員 多岐にわたる質問にそれぞれお答えいただきました。女性の問題、子供の自殺の問題、声なき声にも県は対応いただかなくてはならない、本当に大変な思いをさせるわけなんですけれども、今後ともよろしく願いたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時16分散会

9月15日（金）

令和 5 年 9 月 15 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	(同)
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	(同)
9 番	福 田 新 一	(同)
10 番	本 田 利 弘	(同)
11 番	山 内 い っ と く	(同)
12 番	山 口 俊 樹	(同)
13 番	濱 砂 守	(同)
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。延岡市選挙区の後藤哲朗でございます。

前回の選挙後、思わぬ病気にかかりまして、厳しい闘病生活をする事となり、自分自身と向き合う機会を十分に得ることができました。

さて、4年ぶりの質問ということもあり、感慨深いものがございます。この間、少子高齢化や人口減少によるマーケットの縮小、労働力の不足といった構造的な問題の顕在化、デジタル化、脱炭素化、自治体間の競争の激化などの潮流の大きな時代の転換期に、議員として、県民の皆様への地域経済・福祉向上等にいかにお役にたてるのか、責任をひしひしと感じております。

それでは、どうかよろしくご質問申し上げます。一般質問に入ります。

まず初めに、知事にお尋ねいたします。

先月の7日、河野知事と熊本・大分県知事は、国土交通省や財務省、自民党本部に、九州の東西軸となる九州中央自動車道と、中九州横断道路の早期全線開通を求める要望書を提出されました。

関係する3県が一体となって、東西軸の重要性を防災、経済の観点からアピールしていただき、その道路の必要性がより深く国にも伝わっ

ているのではないかと思います。

また、九州・山口で大規模災害があった場合に、被災県を支援するための備えとして、「九州・山口9県災害時応援協定」が結ばれております。九州ブロックで支援が行き届かない場合は、全国知事会による全都道府県で支援する協定が結ばれており、広域で支援が行われる体制が構築されております。

これらは国への要望や災害時の広域的な取組の例ですが、宮崎県単独で取り組むよりも効果的なものについては、隣県同士や九州が一体となって取り組む広域連携の取組が重要だと思っております。私の過去の質問でも、主に観光関係の取組について何度か伺っております。

不在の4年の間に、総合政策部に広域連携推進室という組織もできておりました。

知事も4期目となり、九州地方知事会の中では、熊本県の蒲島知事に次ぐ在任期間と聞いております。これからは、知事会の取組をリードする立場であってほしいと思っております。

そこで知事に、九州が一体となった広域連携に今後どのように取り組んでいかれるお考えなのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたしまして、後は質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

九州を取り巻く状況を見ますと、インバウンドが回復基調にあり、半導体工場が相次いで進出する一方で、豪雨災害の激甚化・頻発化といった課題もあります。

このように社会経済が大きく変動している中においては、議員御指摘のように、1つの県だけでなく、九州各県が強みや特性を生かして連携し、広域的に取り組むことで、より大きな効

果が期待できるものがあると考えております。

九州各県の連携を考えますと、全国他のブロックよりは、より密な連携が図られていると考えており、九州地方知事会、さらには経済界と連携した九州地域戦略会議におきましては、従来から、観光地九州のブランド力の向上、災害応援などに取り組んできているところであります。これらに、さらにデジタルの取組に一層力を入れることで、その効果をさらに高めていくこととしております。

また、スポーツ面の取組では、九州全体にサイクリングのコースを設定しようということ、また来月には、初めて「ツール・ド・九州」というサイクリングの大会も開催することとしております。

議員に御指摘いただきましたように、私も期数を重ねることによって、九州・沖縄各県の中では2番目に長い期数の知事となりました。九州知事会を、その議論を引っ張っていく責任も感じているところでございます。

各県知事や経済界とも緊密に連携しながら、九州が一つとなった取組が円滑に進むよう、力を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。「デジタルの力を加えることで広域連携の効果をさらに高める」というお言葉もありましたが、次の質問は、交通体系等で九州が一つとなった取組についてです。

それでは、総合政策部長にお尋ねいたします。

九州地方知事会と経済界で構成されます九州地域戦略会議は、来年の夏までに次世代移動サービス「九州M a a S」の事業を始めることを決められました。

費用の分担方法などの議論はこれからで、事

業化に向けての課題は多いと思われませんが、今後、参加事業者を募り、国内最大の広域サービスを目指す方針であります。

M a a Sは、一つのサービスとしての移動を意味します。そこで、この九州M a a Sの概要と期待される効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） M a a Sにつきましては、専用のアプリを用いて、複数の交通機関等の検索・予約・決済手続を一括で行うサービスであります。九州M a a Sは、このようなサービスを九州全域において提供するものでございます。

具体的には、これまでの地域内における鉄道や路線バスに加えまして、新幹線や高速バスなど、県をまたぐ広域的な交通機関も含めたデジタルチケットの造成・販売等が可能となり、公共交通の利用者や周遊型の観光客の増加など、九州全体の経済活性化が期待されるところであります。

現在、九州各県や交通事業者等から成る準備会におきまして、アプリの選定作業などを行っており、来年夏頃から段階的にサービスが開始される予定であります。本県にとりましても、他県からのインバウンドの取り込みなど、メリットのある取組でございますので、引き続き関係機関と連携して準備を進めてまいります。

○後藤哲朗議員 他県からのインバウンドの取り込みということで、本県にとってもメリットがあるようですので、しっかりと準備をしていただきたいと思います。

次に、海上防災体制の整備についてお尋ねいたします。

本県は、海岸線の長さ約400キロメートル、海

域の面積は約2万平方キロメートルに及ぶ広大な海域を抱えており、宮崎海上保安部及び日向海上保安署により、この宮崎の海の安全・安心を守っていただいているところであります。

そのような中、昨年12月、高い機動力や最新設備を兼ね備えた新型巡視船「きりしま」が、宮崎海上保安部に就役し、これからの活躍が期待されるところであります。

しかしながら、この「きりしま」は、総トン数が約200トンで、保安庁の巡視船としては小型の部類に入り、ヘリコプターも着船できないことから、海がしけた際や、長期間に及ぶ海上での活動のほか、ヘリコプターと連携した海難救助などにおいて課題があります。

そこで、日本各地で発生する海難事故や激甚化する自然災害など、近年、日本周辺海域を取り巻く環境は厳しさを増しており、特に本県では、南海トラフ大地震による地震や津波の発生により、大きな被害が想定されていることから、海上防災体制の整備は喫緊の課題だと考えます。

そこで、海上保安庁の巡視船が防災対応で果たす役割について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 海上保安庁の巡視船が防災対応で果たす役割については、地震や津波、風水害など、様々な災害に備え、県が策定しております宮崎県地域防災計画の中で定められております。

具体的には、津波警報等が発表された場合の船舶等への周知や、遭難者の救助・搬送、行方不明者の捜索のほか、救助物資の緊急海上輸送、排出された油の拡散防止などです。

また、ミサイルなどの武力攻撃が見込まれる場合は、沿岸市町や船舶等への情報伝達なども

行うこととされております。

○後藤哲朗議員 引き続き、海上防災体制の整備についてお尋ねいたします。

海上保安庁では、昨年10月に策定された新たな国家安全保障戦略において、「海上保安能力を大幅に強化し、体制を拡充する」という大きな政府方針が示され、今後、海上保安庁の大型巡視船の整備が進むことから、これら大型巡視船の主な活動海域となる、南西方面における基地岸壁の確保も喫緊の課題です。

そのような中、鹿児島県では今年度、6,000トンクラス2隻に、3,500トンクラス1隻の大型巡視船が新たに就役し、鹿児島海上保安部のみで大型巡視船が10隻体制となるそうです。

本県に海上保安庁の大型巡視船を配備してもらうためには、安定的な基地運用のために使用する岸壁の確保に加え、燃料の供給問題など課題はありますが、南海トラフ大地震等に備えるためにも、大型巡視船の配備は必要と考えます。

そこで、大規模災害時の海上防災能力を強化するため、大型巡視船を宮崎に配備するように要望していくべきだと考えますが、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国は四方を海に囲まれておるわけでありまして、海上保安庁は、海上の安全や治安の確保を図るとともに、大規模災害時には、海難救助や人員・物資の緊急輸送を行うなど、その果たす役割は大変重要であると認識しております。

石井海上保安庁長官は、私の大学の同級生で、鹿児島県知事と同じクラスでありまして、先日、G7の警備に対するお礼ということで参りましたときに、さらなる充実についてもお願いしてきたところでございます。

御指摘のとおり、政府方針では、令和7年度から8年度にかけて、新たに総トン数約3,500トンの大型巡視船5隻が整備されるなど、巡視船等の大幅な増強が図られることになっております。

大型巡視船の配備に当たりましては、港湾の整備はもとより、海上保安庁全体の総合的な船舶の運用・調整が必要となってくると考えられますことから、宮崎海上保安部など関係機関と連携を図りながら、必要な対応を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 よろしく願いいたします。

次に、中山間地域振興についてお尋ねいたします。

過疎法に基づく過疎地域、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域などでは、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないなどの課題があります。

そのような中、地域の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合制度の活用は、効果が高いものと考えますが、県内の特定地域づくり事業協同組合の設立状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 特定地域づくり事業協同組合は、過疎地域などにおいて、人手不足に悩む複数の事業者が組合を設立し、主に県外から採用した職員を、季節ごとに複数の仕事に従事するマルチワーカーとして、各事業者へ派遣するものであります。

県内の状況につきましては、今年1月に県内で初めて設立された2つの組合、日南市の「ACにちなん事業協同組合」と諸塚村の「協同組合もろつかわーく」があり、派遣職員が、農業

や宿泊業、福祉事業などに従事しております。

このほかにも、複数の市町村で設立に向けた検討が始まっており、中でも椎葉村は、今年度中の事業開始に向けまして、8月に設立総会を開催するなど、具体的な手続を進めているところであります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は、移住・定住の促進にも有効と考えますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 特定地域づくり事業協同組合制度は、人手不足解消の一助となることに加え、地方での暮らしを希望する都市部の方々など、働く側にとっても、安定した雇用条件の下、様々な業務を経験しながら、地域の実情を学ぶことができるメリットがあります。

実際に、県内で先行する2つの組合では、これまでに採用した職員7名全員が県外からの移住者であり、そのうち2名は派遣先に正式採用されるなど、移住・定住の促進にも効果が期待できるところであります。

こうしたことから、県としましては、引き続き、市町村や地域の事業者に対して、制度の周知と理解促進に努めるとともに、組合設立に向けた動きを積極的に支援してまいります。

○後藤哲朗議員 総合政策部長、この制度は、人手不足に悩む事業者と地方への移住希望者、そして人口減少に悩む地域のいずれにもプラスになる、まさに「三方よし」の制度であると思っておりますので、ぜひその推進に御尽力いただきたいと思っております。

続きまして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてお尋ねいたします。

2017年6月に、祖母・傾・大崩ユネスコエコ

パークが登録されました。このユネスコエコパークの特徴は、急峻な山岳地形と美しい渓谷、幅広い植生と希少性、豊かな自然の保全と活用であります。

そこで、これまでの祖母・傾・大崩ユネスコエコパークへの取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにつきましては、平成29年の登録以降、宮崎、大分両県と関係6市町による協議会を中心として、様々な啓発活動や魅力発信に取り組んでまいりました。

具体的には、北川湿原や五ヶ所高原など、貴重な生態系の調査に加え、高校生による登山道整備や小学生の交流キャンプ、ロッククライミングやトレッキングなど、地域活性化につながる取組も進めているところであります。

このような中、来年度は、国内10か所で構成する「日本ユネスコエコパークネットワーク」の現地研修・交流会等を開催する予定であり、関係者間で情報の収集や共有を図りつつ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの魅力を広く発信していきたいと考えております。

今後とも、地元市町や関係団体等と連携し、ユネスコエコパークが目的とする「自然と人間社会の共生」を目指しながら、地域振興を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 このたび、延岡市では、エコパークの保存機能、学術的研究支援、経済と社会の発展という3つの機能が相互に強化される関係を維持することと併せ、多くの観光客を呼び込むとともに、エコパークを身近に体感できるよう、北方地域ユネスコエコパーク拠点施設整備構想を策定いたしました。

準拠点施設に位置づける旧下鹿川小学校を、

登山やロッククライミングなど、アウトドアスポーツ等の体験拠点としての機能を併せ持った宿泊型滞在施設に改修します。非常に地元の期待も高いので、今後とも、地元市町や関係団体と連携した地域活性化の取組をよろしく願いいたします。

引き続き、ユネスコエコパークの関連として、県土整備部長にお尋ねいたします。

質問の前に、延岡市でのありがたい光景を述べさせていただきます。

7月22日、まつりのべおか、出会い神輿とばんば総踊りが、天候にも恵まれ、コロナ5類移行ということもあり、大盛況のうちに開催されました。私もみこしのほうに参加いたしました。

このみこしは、幾つかのグループごとに担当順番を決めております。その中に、県延岡土木事務所の職員さんたち15名が参加されておりました。地域に溶け込もうとする姿勢と元気な担ぎぶりには、感謝感激でありました。ありがとうございました。

それでは、エコパーク関連の質問に戻ります。

このエコパークの魅力の一つに、大崩山という、登山家の間では一度は挑戦してみたいという人気の山があります。この山の正式な登山口は2か所あります。ただし、この登山口までの県道2路線が、申し訳ありませんが、不人気であります。

先日、北方総合支所を訪問し、エコパークの取組についてヒアリングしてまいりましたが、この2路線の整備要望がほとんどでした。

そこで、県道上祝子綱の瀬線と県道岩戸延岡線の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（原口耕治君）** 県道上祝子綱の瀬線につきましては、下鹿川工区において、見通しが悪く、離合が困難な12か所で、部分的な拡幅などを進めてきており、これまでに4か所が完成しております。

また、今年度から、下鹿川工区に続く片内工区におきましても、整備に着手したところであります。

次に、県道岩戸延岡線につきましては、幅員が狭く、通行の支障となっております黒岩小中学校付近の930メートル区間で、歩道整備を伴う拡幅工事を進めており、これまでに約510メートルが完成しております。

さらに、今年度から、この区間に続く桑平橋までの450メートル区間の整備に着手したところであります。

今後も引き続き、予算の確保に努め、必要な整備を行ってまいります。

○**後藤哲朗議員** 部長、よろしくお願ひいたします。

次に、福祉行政全般についてお尋ねいたします。

本日9月15日は、私も対象である「老人の日」であります。「国民が老人福祉についての関心や理解を深めること」「高齢者が自身の生活の向上に努めるように促すこと」「高齢者福祉などの啓発を呼びかける日」などを目的とした日です。

県内の老人クラブ「さんさんクラブ宮崎」では、生きがいや健康づくりなど、高齢者自身の生活を豊かにする活動や、環境美化活動など地域を豊かにする社会活動に積極的に取り組んでおられ、シニアパワーを生かした社会活動を実践されています。地域の高齢者福祉にとっても重要なクラブだと考えています。

そこで、老人クラブの会員数と加入率など、現状について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 県内の老人クラブは、令和5年3月末時点で901クラブ、会員数は3万2,216名となっており、3年前の令和2年3月末時点と比較して、クラブ数が97、会員数が6,171名減少しております。

また、60歳以上の人口に対する加入率の推移では、令和2年には9.7%でありましたが、令和5年には7.6%に低下しております。

加入率低下の理由といたしましては、定年延長による就労継続やライフスタイルの変化などが影響しているものと思われま。

○**後藤哲朗議員** 次に、高齢者の生きがいや健康づくりなどに重要な役割を担う老人クラブの活動の活性化を図っていくことが必要と考えますが、県の見解について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者の生きがいや健康づくりだけでなく、介護予防と相互支援という観点からも、その役割が期待されております。

これまで県では、老人クラブが行う見守り活動や介護予防活動などに対して助成しておりますが、昨年度からは、新規会員獲得や健康づくり・介護予防を目的として、県老人クラブ連合会が新たに実施している「eスポーツ・ニュースポーツ体験交流会」にも助成を行っております。

県といたしましては、引き続き、市町村や県連合会と連携し、地域社会を支える重要な担い手である老人クラブの活動活性化を支援してまいります。

○後藤哲朗議員 次に、発達が気になる子供たちへの対応についてお尋ねいたします。

「発達が気になる子」と聞きますと、「病気や障がいのある子」と捉えがちですが、「発達が気になる子、配慮を要する子」とは、「関わり方が分からない子」と考えられています。

病気や障がいの原因とは限らず、家庭環境や保護者との関わり、その子自身の生活や発達のバランスなど、いろんな要因が基となると思います。その要因によって、子供たちの間に差ができてしまい、周囲にとっても気になる存在となっていくものと思います。

気になる子とは、私は、発達障がいの診断をされていないけれども、個別に支援が必要な子供さんのことと考えます。

こうした「発達の気になる子供」は、障がいの診断がないゆえに、周囲が気づきにくく、療育など様々な支援の手も届きにくい状況にあるのだと考えています。

そこで、「発達が気になる子供」に対し、個別の支援をどのように行っているのか、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がいの傾向はあるが、診断にまで至らない、いわゆる「発達が気になる子供」につきましても、障がい児と同様、早い段階で、特性に応じた個別の支援につなげていくことが重要であります。

このため県では、「そうだんサポートセンター」を県内10か所に設け、宮崎市設置の3か所とも連携しながら、障害者手帳を所持していない子供についても、身近な地域で相談や訓練等を受けられるよう、巡回訪問や外来療育による支援を行っております。

また、こうした子供が日常生活を送る上で

は、周囲の大人が理解を深め、その特性を受け入れていくことが重要であり、保護者向けセミナーの開催やペアレントメンターの活用により、理解促進を図るとともに、早期支援の重要性を啓発してまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

このような発達が気になる子は、幼稚園・保育園において、他の園児よりうまくコミュニケーションが取れなかったり、落ち着きがなかったりといった、気になる行動が見られる傾向にあるのではと思います。

保育園や幼稚園の子供たちでいえば、その子が伸びる可能性のある環境の中、知識や技術のある優しい意欲的な保育士・教諭がいる、子供たちの輪に入れる、適切な環境の中で過ごせることが重要と思いますが、保育士数が足りない、療育支援の余裕がないというのが現状と考えられます。

そこで、発達が気になる子供への対応について、幼稚園や保育所に対し、どのような支援を行っているのか、福祉保健部長に県としての取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 発達障がいなど、特別な配慮を要する子供の教育・保育に当たっては、障がいの程度や特性に応じたきめ細かな対応が重要であります。

このため県では、毎年実施する「保育士等キャリアアップ研修」のカリキュラムとして、障がい児保育分野に関する研修を行い、現場で子供の対応に当たる保育従事者の専門的知識や技術の向上を図っております。

また、保護者を支援するため、その支援手法を学ぶ「ペアレント・トレーナー養成講座」を開催し、各施設内に指導者を養成しているほか、県の幼児教育スーパーバイザーを各施設に

派遣し、園内研修を実施するなど、実態に応じた支援を行っております。

こうした取組を通じ、今後とも、保育従事者の資質向上や人材育成に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

令和3年3月に策定されました県の地域福祉支援計画（第4期計画）では、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる、地域共生社会の実現」という基本理念の下、様々な福祉課題に対応した施策の方向性を示されています。

その中で、施策の展開として、「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」「地域共生社会を支える多様な担い手づくり」「ともに支え合い、助け合う地域づくり」の3つの基本目標を掲げております。

その中の「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」では、地域共生社会の意識醸成、包括的な支援体制の整備、住民参加で進める地域福祉活動の推進、市町村地域福祉計画の推進支援を大きな柱と位置づけています。

この地域福祉支援計画策定後に、社会福祉法に基づく新たな事業、重層的支援体制整備事業が国において創設されました。

これは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業だと考えます。

そこで、市町村がこの重層的支援体制整備事業に取り組む意義について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 重層的支援体

制整備事業は、複雑化・複合化した地域の支援ニーズに対して、市町村が多様な主体と連携しながら、包括的な支援体制を構築するため取り組むものであります。

本事業の実施により、例えば、80歳代を迎えた親が、ひきこもり状態の50歳代の子を世話する、いわゆる8050問題といった複合的な課題を抱えた世帯に対して、高齢、障がい、生活困窮といった分野を超えて、より包括的できめ細かな支援をすることが可能になります。

さらに、本事業は自由度が高く、地域の実情に合った取組が可能であるため、市町村の創意工夫でより高い効果が期待できるものと考えております。

○後藤哲朗議員 それでは、次に、重層的支援体制整備事業に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 重層的支援体制整備事業では、県は実施主体である市町村を後方支援する役割を担っております。

県ではこれまで、市町村等の職員に対し、事業の枠組みや全国の先進事例を紹介する研修を実施するとともに、事業の中核を担う市町村社会福祉協議会職員や地域の活動団体の方々を、地域福祉コーディネーターとして養成するなどの支援に取り組んでおります。

また、今年度からは、事業の対象となる世帯を継続して訪問支援するアウトリーチや、支援を行う様々な関係機関の調整に必要な経費などについて、その一部を県で負担しております。

今後とも、市町村が円滑かつ効果的に本事業に取り組めるよう支援してまいります。

○後藤哲朗議員 それでは、地域福祉の推進のためには、県民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指す「地域共

生社会の実現」に取り組んでいく必要があると
考えますが、知事の御認識をお伺いいたしま
す。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様が安心して
幸せに暮らせる社会を築く上で、福祉の充実
はその根幹をなすものと考えております。

社会環境が大きく変化する中で、従来からあ
ります高齢、障がい、貧困などの課題に加え、
近年ではヤングケアラーやひきこもりなど、地
域の福祉課題が複雑化、複合化しております。
個別の施策だけでは対応できないケースも出
てきており、より柔軟な発想や支援体制が求め
られていると考えております。

そのため、議員御指摘のとおり、様々な福祉
課題を包括的に捉え、従来の枠を超えて一体
的に取り組むとともに、行政だけでなく、地域住
民も含め多様な主体が参画し、人と人が世代や
分野を超えてつながり、地域を共につくって
いく「地域共生社会の実現」が極めて重要であ
り、そのための取組をさらに推進していく必要
があると考えております。

引き続き、市町村や関係機関と一体となっ
て、県民福祉の充実に向けてしっかり取り組ん
でまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。本
当によろしくお伺いいたします。

続きまして、企業成長促進プラットフォーム
について、お尋ねいたします。

宮崎県総合計画アクションプランでは、本年
度から4年間に重点的・優先的に取り組む5つ
の重点プログラムを設定しております。その中
で、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」
を掲げております。項目として、産業を支える
多様な人材の確保・育成、新産業の創出と地域
経済の活性化、稼げる農林水産業への成長促進

を主な内容としております。

県ではこれまでに、産・学・金・労・官、13
機関で構成する「企業成長促進プラットフォーム」
を立ち上げ、県内経済の循環拡大や雇用の
貢献等、中核企業として成長が期待できる企業
である成長期待企業を支援していると思いま
すが、その支援の成果について、商工観光労働部
長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 議員の
お話にありました企業成長促進プラットフォーム
では、県外からの外貨獲得や県内経済の循環
拡大、雇用への貢献など、将来、中核企業とし
て成長が期待できる企業を「成長期待企業」と
して、平成28年度より支援を実施してござい
ます。

これまでの成果であります。一定の支援を
終えた22社の中で、3社が売上高30億円を超
え、中核企業へと成長したほか、そのうち1社
は株式上場を果たしております。

また、認定前の状況と支援後の状況を比較し
ますと、売上高の合計は、認定前の207億円か
ら253億円へ、およそ46億円増加するとともに、
新規雇用を413名創出しております。

○後藤哲朗議員 私は、この支援の成果につ
いては、高く評価させていただいております。

そこで、新型コロナウイルスなど経営環境が
目まぐるしく変化している中でも、成長期待企
業等の中核企業には良質の雇用の創出を期待し
ていますが、県として、今後、中核企業の育成
に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、
知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ただいまの部長答弁の
ように、成長期待企業については一定の成果が
現れているところでありますが、今回のコロナ
禍を経験する中で、厳しい環境の変化にも柔軟

に対応できる企業を育成することの重要性を改めて認識したところであります。

このため、県におきましては、令和4年度から、環境の変化に柔軟に対応しながら、新たなビジネスモデルの実現に向けて積極的に挑戦し、また県内経済の牽引が期待できる企業を「宮崎県次世代リーディング企業」として認定し、コーディネーター等による集中的な支援を行っているところであります。

中小企業には、人口減少・少子高齢化の進行や脱炭素社会に向けての対応など、今後、様々な環境変化への対応が求められることとなります。

県といたしましては、宮崎県産業振興機構をはじめ、関係機関と連携を図りながら、本県経済の中核を担う、良質で安定した雇用の創出ができる企業の育成支援に、引き続き取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 次に、「スポーツランドみやざき」の推進についてお尋ねいたします。

新しい県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」のサブアリーナの供用開始のセレモニーが、先月の20日に執り行われました。

ネーミングライツのスポンサー企業の御挨拶の中で、令和7年12月完成予定のメインアリーナが「スポーツランドみやざき」の全県下展開の県北の拠点となり得るように、大いに期待し、応援したい旨のありがたいお言葉をいただきました。

そこで知事に、「スポーツランドみやざき」の全県化の推進に向けて、新体育館をどのように活用されるお考えなのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新宮崎県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」につきましては、先日、私もサブアリーナのオープニングセレモ

ニーに出席したところであります。

県産材がふんだんに使用され、木の温かみを感じられる内装、すばらしい施設でありますし、その中で、車椅子バスケットボールや新体操などのアスリートが躍動する姿を目の当たりにして、その完成を大変うれしく思ったところであります。

令和7年12月に完成予定のメインアリーナは、サブアリーナが約500席であります。観客席を約4,000席に、そのような形で整備されるわけでありまして、バレーやバスケットの公式戦をはじめ、トップアスリートも利用できる高水準の仕様を備えた施設となる予定であります。

これらの施設は、今後、屋内競技の大会等を県北に誘致するための重要な拠点となるものであります。また、スポーツを中心にしながらも、体育館は、イベント、またコンサート、そういった多目的での利用というものも大変楽しみであります。

県としましては、今回進めております「スポーツ観光プロジェクト」におきまして、まずは地元延岡市を中心として、市町村、そして競技団体等と一層の連携を図りながら、この施設を活用した屋内競技のキャンプ・合宿や、国際大会の誘致・受入れを図るなど、「スポーツランドみやざき」の全県化に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 引き続き、「スポーツランドみやざき」に関連してお尋ねいたします。

国民スポーツ大会では、延岡市では、水泳（オープンウォータースイミング）が開催されます。会場は、日豊海岸国定公園内の須美江海岸の湾内です。この須美江海岸は、環境省が選定する「快水浴場百選」や「日本の水浴場88選」にも選ばれている名所です。

このたびのオープンウォータースイミング大会開催は、リハーサル大会、本大会、大会後、そして大会の機運醸成と大会の成功に向け、また、リハーサル大会前のプレ大会の開催に向けて、盛り上がるようとしております。

この大会は、日向市のサーフィンと同様に、自然のすばらしい海を生かしたアウトドアスポーツの観光への可能性があります。

今回、県が立ち上げた「スポーツ観光プロジェクト」では、スポーツ環境日本一を目指し、キャンプ・合宿や大会を誘致するための体制強化をはじめ、スポーツ施設の戦略的・計画的な整備や市町村との連携強化を柱に、各施策を構築すると伺っております。

そこで、オープンウォータースイミング大会のような地域の特色のあるイベント大会を、「スポーツ観光プロジェクト」の中でどのように位置づけていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 地域の特色あるスポーツイベントや大会は、経済効果はもとより、地域の魅力発信や活力づくりに寄与するものであり、今回の「スポーツ観光プロジェクト」では、県内全域のスポーツ環境の充実を柱の一つに位置づけ、市町村による地域の魅力の掘り起こしや磨き上げを支援してまいりたいと考えております。

現在、県北地域では、日向市での様々なサーフィン大会や、「ゴールデンゲームズ in のべおか」「レッドブル・クリフダイビング高千穂大会」などが盛んに開催されております。

今後、お話にありましたオープンウォータースイミング大会のような特色あるイベントや大会が、これまで以上に開催されるよう、市町村等と連携を図りながら、「スポーツ観光プロ

ジェクト」を推進してまいります。

○後藤哲朗議員 よろしくお願ひいたします。

次に、農業水利施設についてお尋ねいたします。

本県の土地改良施設は、昭和初期に造られたものや、昭和40年代の高度経済成長期に集中して整備されたものが大半を占め、老朽化に伴う機能の低下が進んでおり、今後、営農への影響が懸念されています。

中でも、農業水利施設に至っては、地域住民の多くが農家だった頃は、農業を行いながら施設を整備することで、地域の水環境を保全することができました。

しかし、現在は、農家の数が減り、非農家の数が圧倒的に多くなっています。非農家は、地域環境の整備を少なくなった農家に依存している状況なのです。今こそ農業水利施設について、流域の水環境を支える施設なのだから、地域で管理するという捉え方が必要なのではという思いがあります。

そこで、農業水利施設の保全管理の現状について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内の農業水利施設は、延長1万2,000キロメートルを超える用排水路をはじめ、655か所の農業用ため池や、1,235か所の頭首工などが活用されておりますが、その多くが昭和40年代の高度経済成長期に整備・改築され、経年劣化等により施設の老朽化が進んでおります。

また、施設を管理する土地改良区や水利組合は、日常点検や水路の泥上げなどを適時行っておりますが、農業者が急速に減少、高齢化していることから、今後の保全管理が十分に行えなくなるおそれがあり、早急に対策を講じる必要があると考えております。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

昨年5月、愛知県豊田市にある取水施設「明治用水頭首工」で大規模な漏水が発生しました。

近年は、全国で年間1,000件を超える突発事故、災害以外の原因による施設機能の損失が発生し、その8割が老朽化が原因とされています。さらに、災害などで損壊した場合は、周辺地域に大きな被害をもたらす可能性があります。

また、水田は、地下水の涵養や雨水貯留などを通じ、下流域を支えています。近年は、洪水発生時に田んぼダムとして、水を一時的に貯留することが期待されています。

そこで、今後の農業水利施設の長寿命化に対する県の考え方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の農業の持続的な発展を図っていくためには、農業水利施設を適切に管理し、機能を維持していくことが大変重要であると認識しております。

このため、平成31年3月に改訂した「宮崎県農業水利施設ストックマネジメント対策基本方針」に基づきまして、適時適切に補修や更新等の対策工事を進めております。

また、施設の軽微な補修等を行う多面的機能支払制度を活用し、地域住民との共同活動による保全管理も推進しております。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携しながら、計画的な施設の長寿命化対策を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 続きまして、県土整備行政、流域治水についてお尋ねいたします。

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダ

ムの再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、水災害対策を行う考え方でありませ

県では、流域の関係者で構成する協議会を県内58水系全てにおいて設置しており、流域全体で実施すべき治水対策の全体像、流域治水プロジェクトを策定・公表し、流域治水を推進する取組を行っております。

そこで、五ヶ瀬川水系流域治水プロジェクトの今後の展開について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 五ヶ瀬川水系につきましては、令和2年度に流域治水プロジェクトを策定し、河川掘削やダムの事前放流などの対策を推進しているところであります。

現在、国においては、気候変動の影響により、2040年頃には、降雨量が約1.1倍に増加すると見込まれることから、全国の一級水系で、流域治水の取組をさらに加速化、深化させる「流域治水プロジェクト2.0」を策定していくこととしております。

五ヶ瀬川水系では、令和3年度に国が先行して見直した河川整備基本方針を踏まえ、プロジェクト2.0についても、関係機関が一体となって、今年度中の策定に向け、必要な追加対策の設定等について検討を進めております。

今後とも、国や関係自治体等と連携を図りながら、治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 今お話にありました「流域治水プロジェクト2.0」、まさしくこれはバージョンアップだと私は思います。

昨年の台風第14号では、五ヶ瀬川流域において家屋の浸水被害が発生いたしました。今後とも治水対策のさらなる強化への取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、教育行政についてお尋ねいたします。

延岡市では、今月の1日から、不登校児童生徒向けのオンライン学習支援をスタートいたしました。児童生徒は自宅で学校貸与のタブレット端末を使って学習し、参加日は学校長の判断で「出席扱い」とすることも可能となりました。

市は、「学校に来づらくても、子供たちがずっと社会とつながり続けることを実現することで、誰一人取り残さないことを実現することを目指す」としています。

不登校の小学生、中学生が大幅に増加しており、危機感を抱いた市教委は、先進自治体の視察などを重ねて準備、今年度からは、誰一人取り残さない「新たな学びのフィールド」構築事業として、カリキュラムの作成などを行ってきたとのこと。

この例にありますように、ICTを活用した学習支援など、居場所づくりも含め、不登校の子供たちの学びの選択肢を増やす取組が必要だと考えます。

そこで、各市町村においても、不登校支援として、これまで適応指導教室の設置などの取組が行われてきたと思いますが、現在の取組など、義務教育における不登校の子供たちの支援について、県内の状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 義務教育における不登校児童生徒に対しましては、これまで、段階的に学校に通えるよう、教育支援センター、

いわゆる今議員のほうから御指摘のありましたような適応指導教室を校外に設け、一人一人の実態に合わせた学習指導や、社会とのつながりを持つための社会体験等を支援してまいりました。

一方で、新たに校内の空き教室を利用して、専任の支援員等を配置する校内教育支援センターの設置が市町において進んでおり、そこでは、自分に合ったペースで学習・生活できる環境が校内にも整えられようとしております。

今後とも、国の動向を注視し、それぞれの実態に応じた体制の整備を各市町村に支援してまいります。

○後藤哲朗議員 最後に、教育長にお尋ねいたします。

オンラインでの学習支援など、児童生徒は1人1台の端末を含め、ネット環境の中で生活している状況であり、家庭も含めICTの活用が当たり前、日常的なものとなる環境が整ってきます。

そこで、ネット社会で生活していく子供たちにとって、情報モラルは非常に重要だと考えられますが、情報モラル教育についての県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会ではこれまで、情報モラルに関するリーフレットの作成や、学校へのIT専門家の派遣等に取り組んでまいりました。

また昨年度は、モデル校を指定し、情報モラル教育の研究と授業公開を行い、SNS等における正しい情報の見極め方や、言葉の感じ方が人によって異なること等について分かりやすく学べる教材、「GIGAワークブックみやぎ」を小学生向けと中高生向けに分けて作成し、県内の公立学校に配付いたしました。

さらに今年度から、リーフレットを私立学校も含めた県内全ての児童生徒を対象に、毎月テーマを変えて配付するとともに、IT専門家に加え、学校の現状に精通した事務局職員を派遣する等、取組の充実を進めているところであります。

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁をありがとうございました。

若干というか大分時間がありますので、一点感想を述べさせていただきます。

それは、海上防災能力の強化のための大型巡視船の配備の件であります。

先月の29日、防災減災・県土強靱化対策特別委員会で、宮崎海上保安部を視察先として訪問いたしました。その際に、宮崎海上保安部長の貴重な体験談や思いを聞くことができました。

それは、東北大震災を経験され、福島沖での大型巡視船で被災者の救出、そして長期にわたり捜索任務に当たったときのことであり、その任務を通して感じられたのが、南海トラフ巨大地震の被害が想定される宮崎沖での海上防災体制の整備の必要性とのことであります。

まさしく現場の声、体験からの進言だったような気がいたします。被害がないことが一番ではありますが、「備えあれば憂いなし」であります。今回、質問もさせていただきましたが、南海トラフ巨大地震への備えという意味で、大型巡視船の配備は、宮崎沖での海上防災体制が強化されることになると考えます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕(拍手) 志誠会の齊藤了介でございます。

宮崎県議会議場で質問させていただくのは、

初めての機会であります。4月30日に任期をいただきまして、いろんな方から「齊藤さん、県議会ってどんなね。市議会と違うね」とたくさん聞かれました。そのたびに私が答えているのが、私がこれまで県議会を認識していたのと、実際に議員になって仕事をしたときに、全く違うということを県民の方にお伝えしました。

といいますのが、私も市議時代、宮崎県庁はすぐ近くだったんですけども、そんなに市議会の仕事と県の仕事というのは、同じ行政ですから、違いはないだろうと思っていました。

しかし、常任委員会、特別委員会でいろんな話を聞いたり、それから県内の施設を訪問したり、そういう中で、自分が知らないこと、県という行政が行っていることの大きさだとか、何よりも県庁という巨大な組織にたくさんの職員がいらっちゃって様々な事業を行っているということ、さきの代表質問、そして先ほどの一般質問、6月議会もそうですけれども、先輩議員たちと違って、やはりいろんなことを勉強なくちゃいけないなど、本当に反省しているところです。

今回、基本的な質問で、どうか先輩議員におかれましては、温かい心でお聞きいただけると幸いです。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、県と市町村の関係についてお伺いいたします。

総務省官僚として、国の立場から地方自治に従事され、宮崎県の総務部長、副知事、そして知事を務める中で、知事が理想とされる宮崎県づくりのために、県と市町村の関係はどうあるべきか、そのお考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

県と市町村の関係におきまして、基礎自治体である市町村には、住民に身近な行政サービスの提供、そして広域自治体である県には、市町村間の連携・調整や補完、広域での総合的な施策の推進が求められております。それぞれの役割と責任をしっかりと果たしていく必要があると考えております。

私はこれまで、国の役所、さらには各県の県庁、そして市役所、それぞれで地方行政を経験してまいりました。それを踏まえると、国・県、市町村が適切な役割分担の下に力を合わせていくことは極めて重要であるということ、また、課題解決のヒントは現場にあるという信念に基づきまして、一貫して徹底した現場主義で取り組んでまいりました。

県が抱える様々な課題の解決、また県政のさらなる発展のためには、住民に最も身近な現場で行政を担う市町村と十分な意思疎通を図り、協働して各種施策を進めていくことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員 今、知事がおっしゃった現場主義ということなんですけれども、実は私も会社勤めが結構長くて、そのときも、結構上司の方から現場をとにかく大事にしろということを言われましたので、そのお考えには本当に賛同する者の一人であります。

今回、質問するに当たりまして、改めて県議会という組織のすごさを感じたのが図書室です。図書室の蔵書が、やはり市議会の図書室と比べると本当に数も多いですし、そして司書の方がいらっやっや、いろいろと投げかけた質問に関して資料を出していただける。だから、我々議員にとっても、働きやすい環境が整って

いるなということを感じました。

その司書の方から準備していただいた資料で、「地方自治法基本解説 第8版」というのをちょっと拝見しました。そこに、今知事が御答弁になりましたような、県の仕事ということが書かれていました。

「都道府県は、市町村を包括するものとされています。これは、都道府県の区域は、これに含まれる市町村の区域の全部を合わせたものであるという意味であって、都道府県が市町村の上位に立つ地方公共団体であることを意味するものではありません」ということです。

あと、都道府県と市町村の関係の中で、「現在の社会生活の進展は、住民の日常生活圏の拡大をもたらし、市町村の区域や都道府県の区域を超えた事務の処理を要請するようになっており、地方公共団体の間での協力が求められます」と、また「地方公共団体の協力・協働による事務の処理は、事務の効率化や、単独で処理することが困難な事務への対応といったことから必要とされるようになっていきます」と記載がされておりました。

続きまして、次の質問に移ります。

市町村は、農林水産、商工、観光、福祉、教育、防災と、様々な分野において各施策に取り組んでおり、同様に県も各施策に取り組んでいるものの中には、効率化を図れるものや、さらに連携を強化すべきものがあると考えます。県と市町村の間の課題解決のための議論の場があるのか。

また、宮崎市議時代に、県が関係する案件で、時折、市の職員の方から県に対する不満を耳にしてきました。

これは様々な事情があると思いますので、大切なことは、県と26の市町村の首長や職員が常

にコミュニケーションを取り、そしてお互いの立場を理解し合いながら、一つになって本県の発展のために行政の仕事を進めていくことだと私は考えます。

そこで、本県のリーダーとして、河野知事はどのようにして県と市町村間で課題解決に取り組まれているのか、お考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどの答弁で申し上げましたように、私はある市役所で勤務したことがあります。そのときに、県庁と仕事したときに、その県がとても偉そうだったという印象を受けております。それじゃいかんと、今御指摘がありましたように、上下関係ということではなしに、対等・協力であると。様々な政策課題について互いの役割を理解し、施策の目的や進め方について十分な共通認識を持つ必要があると考えております。

そのため、私が就任してから、県・市町村連携推進会議というものを設けまして、県の幹部職員と全市町村長が一堂に会して、課題に対する認識や施策の方向性を共有するため、率直な意見交換を行っているところであります。

また、私自身が県内各地に出向いて、ブロックごとの市町村長と議論を交わす円卓トークというものも実施しておりますし、またさらには、市町村の役場で職員とスクラム談義ということで、市町村職員との直接の意見交換なども行う中で、各地域が抱える実情や将来の展望などを直接語り合い、その思いを受け止めるとともに、知事として、また県の思いというものも伝えるという取組を進めているところであります。

引き続き、このような取組を継続し、市町村としっかり連携して、様々な課題の解決に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 今のお話を聞いて、本当に県民の一人として、河野知事の下で、県内の市町村職員も一緒になって、一つの方向に向かえるなというふうに確信を得ました。

そこで、市町村規模ではどうしても職員の考え方というのも住民目線になりがちで、だからこそ私は、県全体を大局に見ることができる県という組織の存在が重要になってくると思います。当然市町村同士だと、お互いに遠慮があったりだとか、昔、ある首長経験者の方から、そういったことを耳にしたこともあるんです。だからこそ、やはり県がそこを引っ張って行ってほしいんだということでした。

最後に、先ほど河野知事もいろいろとお考えを述べていただいたんですけども、もう一度改めて、宮崎県づくりを行っていく中で、知事を支える県庁職員、県内26市町村の首長をはじめとする市町村の職員、そして宮崎県の発展を願って、様々な分野で宮崎県づくりに関わっていらっしゃる105万人県民に対して、知事の思いと決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、コロナ禍や物価高騰、相次ぐ台風災害によりまして、県民の暮らしが大きな影響を受ける中で、本格的な少子高齢化、人口減少でありますとか、デジタル化、脱炭素化の急速な進展、深刻化する気候変動問題など、大きな時代の転換点を迎えていると考えております。

このような中、本県が再び輝きを取り戻し、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎を実現していくためには、県のみならず、県議会、市町村、企業・団体、県民の皆様の英知やエネルギー、ネットワークを結集した県づくり、そのまとまる力、結束する力、これは極めて重要

だと考えております。

そうした強い信念の下、就任以来、現場主義に徹して、積極的に県内各地に公私ともに足を運び、現場の実態を把握し、地域の皆様の様々な御要望や御意見に耳を傾け、まさに対話と協働で県政を進めてきたところでございます。

先ほど御説明しました、県・市町村連携推進会議、円卓トーク、さらにはふれあいフォーラム、様々な場面で対話を重ねるとともに、例えば新型コロナ対策や物価高騰対策におきましても、医療機関や飲食店等の訪問や、様々な分野の皆さんとの意見交換を行うことによりまして、現場の実態に即した感染拡大防止対策や、宮崎再生基金の創設などに結びつけてきたところであります。

今後とも、こうした対話と協働、さらには徹底した現場主義の基本姿勢の下で、将来を見据えた明確なビジョンと道筋を示し、本県のリーダーとして私が先頭に立って、県民の皆様と一丸となって、本県のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 知事は、先ほどほかの議員さんのお話にもありましたけれども、全国知事会の中で副会長という要職をお務めになられて、そして知事会も議会と一緒に、常任委員会、特別委員会があるようです。

そこでも、地方税財政常任委員会の委員長、それから文教・スポーツ常任委員会の副委員長、そして国土交通・観光常任委員会の委員と、宮崎県に本当にふさわしい委員会に所属されて、活躍、活動されているということで、どうかお体に気をつけて、ますます頑張ってくださいと思います。

それでは、2問目、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会についてお尋

ねします。

2027年に本県で開催が予定されております、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会におきまして、各競技会開催市町村の施設整備や運営に係る財政負担が大きいということで、県に対して、補助金や交付金の拡充についての要望が各市町村から上げられているようであります。

宮崎県で大会が予定される時期は、9月から10月と暑さがまだ厳しい時期であり、体育館や選手控室内に選手の体調管理のための空調設備の設置要望が、各競技団体から開催市町村に上げられているようですが、現時点では、大会運営補助金要綱に、この取扱いについて明らかになっていないようです。

また、予定されていた会場のレイアウトが変更になることで、仮設で整備される数が増えることも予想されますので、要綱上も補助金交付金の柔軟な対応をお願いしたいようです。

このような市町村の施設整備や大会運営に対する支援拡充の要望に対して、県はどのように対応していくお考えか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 国スポ競技会場につきましては、市町村が円滑に競技施設の整備を行えるよう、国や関係団体の交付金等を最大限活用するための助言を行っているほか、令和3年度から、競技施設の基準を満たすための整備に当たり、既存施設の改修は2分の1以内、県内に競技施設がないため、仮設整備を行う場合は、10分の10以内の補助を行っております。

また、議員御指摘の空調設備の設置など、大会運営に係る支援につきましては、令和6年度から経費調査を行うこととしており、市町村と

十分な意見交換を行いながら、必要な支援を検討してまいります。

○齊藤了介議員 以前、何かの本で読んでみましたが、最初の国体が宮崎で開催される前に、岩切章太郎翁が当時の知事に対して、日本最大の運動公園、現在の木花の総合運動公園だと思えるんですけども、その要望をされて、県とかなり押し合いがあったというふうに記憶しております。

なぜ宮崎でそれだけの規模の運動公園を造る必要があるのかと言う県に対して、岩切章太郎翁は、後々の県の発展を考えたときに、これは絶対やるべきだということで譲らなかったということを知ったときに、その後の「スポーツランドみやざき」の礎は先人たちが築いた、であるならば、私も今度、次回の国民スポーツ大会で、さらなる礎を築くべきだと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今お話ししました、昭和54年に開催されました「日本のふるさと宮崎国体」が、その後の本県の「スポーツランドみやざき」の礎になったとの話を当時の関係者からたくさん耳にしてきました。2027年の大会におきましても、我が国における「スポーツランドみやざき」の地位を確固たるものにするために、取組が必要と考えます。

一つ参考にしたいのが、青島太平洋マラソンです。県外から毎年たくさんのランナーが参加され、国内でも評価の高い大会なんですけども、参加者からは、「高校生たちの給水箇所でのお手伝いや声援がとてもうれしかった」との声を耳にしてきました。

県民運動リーフレットにも記載されておられ、県民総参加で大会を成功させていかなければなりません、その中心に高校生ボラン

ティアを置き、若い世代を大人が支える形で大会を盛り上げていくことは、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりにもつながると思っておりますが、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 令和9年の国スポ・障スポは、県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会を目指しており、多くの県民が様々な立場で大会に参加・協力していただくための県民運動を展開しているところであります。

議員の御質問にありました、高校生など若い世代のボランティア等への参加につきましては、大会の盛り上げや若い視点による本県の魅力発信に資するほか、郷土愛を育み、支え合って生きる社会づくりの意識の醸成など、「未来のみやざき」を担う人材の育成にもつながるものと考えております。

このため、市町村や関係機関と連携し、若い世代を含む多くの県民による大会ボランティアへの参加や競技会場での応援など、積極的な参加を促すための取組を進めてまいります。

○齊藤了介議員 今回、テニス競技会場となります、ひなた宮崎県総合運動公園の庭球場を24面のハードコートに改修し、うち6面をインドアコートにされると、そして照明設備も国際水準に整備していくということは、私は、野球、サッカー、ラグビーに続いて、「スポーツランドみやざき」の名前をテニス界にとどろかせることになるかと期待しております。

その中で、北海道で開催されました全国高校総体で、佐土原高校男子テニス部の選手がシングルスで優勝と準優勝、ダブルスで準優勝、団体で3位と、また、シングルスで優勝した大岐優斗選手は、インターハイの後の全日本ジュニアテニス選手権18歳以下の部の男子シングルス

でも優勝したということは、本当に我々県民にとりましても、夢と希望を抱いたことであります。

国民スポーツ大会での天皇杯、そして皇后杯を目指して、本県ジュニア世代の育成というのは重要な課題でありますけれども、県立高校の部活動における練習環境の整備をどのように進めていくお考えか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 佐土原高校男子テニス部のインターハイでの試合を、私も北海道の会場で応援してまいりました。頂点を必死に目指す姿に心から感動し、大変頼もしく感じたところであります。

2027年の宮崎国スポに向けましては、練習拠点施設の整備を計画的に進めております。

具体的には、県総合運動公園内の施設以外に、県立高校にも整備しております。昨年度までに、延岡星雲高校のアーチェリー場と相撲場、宮崎工業高校の水球プールが完成し、今年度は8月に宮崎北高校の体操場が完成したところであります。

このような整備は、高校の特色づくりにもつなげなければならないものでありますし、また、国スポの後も、本県の一層の競技力の向上を支える施設でなければならないものと考えております。

○齊藤了介議員 ぜひとも佐土原高校テニスコートをハードコートに整備してほしいと思いますし、先ほど話した大岐選手たちが近い将来、錦織圭選手のように世界の4大会で活躍して、そのテレビ放送を見た宮崎県内のスポーツ選手たち、高校生たち、そしてもっと若い子供たちが影響を受けて、そこに続く、そういう未来への投資をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、3番、食の安全保障についてお伺いいたします。

日本は人口が減少しておりますけれども、これから世界の人口はますます増えていきます。その中で心配しているのが、人が生きていく上で最も大切な水と食料の問題であります。国も食料危機に備えて、食料・農業・農村基本法の改正に向け、動いております。

私は市議時代、農業分野は本当に全然分かっていなかったものですから、詳しい議員の方に任せて、ほとんど農業のことに触れることはなかったんですけれども、でも今はそれじゃいけないと、自分も消費者の一人として、農林水産業の分野に関心を持ってやるべきだということで、農業の経験というのは、知り合いの方のビニールハウスの張り方を手伝ったぐらいしか分からなくて、本当に情けない国民の一人なんですけれども、しかし、その立場から質問したいと思います。

今回は、農・林・水産といずれも重要なんですけれども、農業に絞ってお伺いいたします。

本年4月22日、23日に、シーガイアコンベンションセンターにおきまして、G7宮崎農業大臣会合が開催されたことは、本県農業にとって誇らしいことであります。

しかし、「G7農業大臣声明2023」や「宮崎アクション」を見ますと、持続可能という言葉が出てきますが、食料自給率の低下や担い手不足、高齢化が進む我が国農業の現実を見ますと、私、個人的には、持続不可能の直前まで来ている気がしてなりません。

このことは、農業関係者だけの問題ではなく、農業の恩恵を受けている我々消費者、国民にも責任があると思います。消費者にも今の農業の現実を突きつけて理解してもらって、他人

ごとではなく我が事として巻き込んでいかないと、国防同様に我が国の農業の存続はないのではないかと危機感を持っております。

そこで、食の安全保障に対する知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 不透明な国際情勢や気候変動、さらには爆発的な世界人口の増加、こういったものを背景に世界的な食料不安が懸念されている中で、食料の多くを海外に依存する我が国にとりまして、食の安全保障は極めて重要な課題であります。G7宮崎農業大臣会合でも、中心的なテーマとして活発に議論されたところでもあります。

国においては、食料・農業・農村基本法の見直しの方向性を示した答申がまとめられ、法改正に向けた準備が進められております。

このような中、全国第4位の農業産出額を誇る本県には、国民に安定的に食料を供給していく役割があり、その責務がますます高まっているものと認識しております。農業というものが産業の単なる一分野ではなく、我々の命を支える産業であるとともに、国家存立の基盤でもあると、そのような認識もしております。

県では、担い手の減少や高齢化など、構造的な課題に対して、農地集約による大規模化に加え、デジタル技術を用いたスマート農業の導入等によりまして、生産性の向上を図り、我が国有数の食料供給基地として、農業生産力の維持に努めてまいりました。

今後は、これら生産力の強化を加速させるとともに、地域資源を活用した肥飼料の生産やエネルギーへの転換など、資源循環の取組を進め、持続可能な農業のモデルとして全国をリードし、食料安全保障の強化に貢献してまいります。

○齊藤了介議員 ぜひともお願いいたします。

「食料を自給できない国は独立国ではない」、これはフランスのシャルル・ド・ゴール大統領の言葉です。

「君たちは、国民に十分な食料を生産自給できない国を想像できるかい。そんな国は、国際的な圧力をかけられている国だ。危機にさらされている国だ」、これはジョージ・ウォーカー・ブッシュ大統領の言葉です。

「60%の食料を外国に頼っているということは、外国に生命線を握られているということです。国としては独立してはいますが、食べ物に関しては従属国家でしかない」、これは農学博士の小泉武夫先生のお言葉です。

元農林水産事務次官の末松広行さんが書かれた「日本の食料安全保障」という本を読みましたが、イギリスも1966年にはカロリーベースで45%の自給率しかなかったそうですが、1996年には79%まで上げ、2019年には70%ということで、何とか維持しているということでした。このことは、イギリスではパンが主食というスタイルが変わっていないことが大きいというふうに、末松先生は分析されてました。

我が国の場合、日本人1人が1年間に食べる米の消費量が、1962年、1人当たり118.3キログラム、これが現在は50キログラム程度だそうです。半分を割っているそうです。そのことによって、ほかのものから多くカロリーを摂取するようになって、自給できる米の消費が減り、その他のものは国内生産ができないということで、自給率が低下しているのではないかと書かれていました。

私も実は毎朝パンを食べていまして、今朝もこの質問をするから御飯を食べてこなくちゃと思ったんですけれども、妻がパンを置いていっ

て、賞味期限を見たら、これはちょっと腐らせるので、今朝はパンを食べてきました。知り合いにもパン屋さんがいらっちゃって、この問題は どうしていくのが一番いいのかなと考えたところ、ここに書かれてあったのが、炊いて食べる御飯以外の需要を増やすと。

どういうことかという、パック御飯です。パックですぐに食べられる御飯であったりとか、米を粒ではなくて粉として食べる米粉、こういう方法を増やしていくべきじゃないかと書かれてました。

御承知の方も多いと思うんですけど、新潟県は微細製粉技術というのを開発して、県内の自治体で新潟製粉株式会社をつくって、パンやパスタで米の消費拡大をしているということでした。

もう一つ、知事のほうにお伺いします。

私たち人や動物、植物にとって、水は大切な命の源であります。その大切な守るべき水源を含む森林が、北海道をはじめ日本全国で外国資本に売買されているとの話を耳にしてきました。

先日も地元テレビ局でこの問題が取り上げられていたのを見ましたが、いよいよ他県の問題ではないということを改めて認識しました。

都城市安久町の山林約700ヘクタールが海外資本に買収され、農林水産省が発表している他県の報告面積とも桁違いの大きさだと報じられていました。

先ほどの海外企業は届出をせずに、後に県からの接触で書類を提出され、森林の取得・管理のみが記載されていたということで、この件につきましても、山下博三議員が再三、問題視され、議会でもただされていることと思います。

そして宮崎県議会でも、10年以上も前から特

別委員会を設置して、国への意見書を提出したり、宮崎県水源地域保全条例を制定されたということを知りまして、心から敬意を表します。

我が国の法律では、海外資本の土地の売買を規制することはできないのですが、県民の命の源である水源地域を県は今後どのようにして守っていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県が誇る豊かな森林は、先人がたゆまぬ努力によって守り育ててきたものであります。木材供給はもとより、二酸化炭素を吸収・固定し、災害や洪水から私たちの生命や財産を守るとともに、水資源を確保するという大切な役割を果たしているところであります。

御指摘のとおり、現行の法令下では、森林の土地売買そのものを規制することは難しいため、県では、森林法や国土利用計画法による土地の取引に係る事後の届出制度に加え、先ほど紹介いただきました、平成26年に制定しました宮崎県水源地域保全条例によりまして、事前の届出を義務づけ、所有者に対し、森林の適正な管理に係る指導・助言を行っているところであります。

県としましては、引き続き、豊かな水源が将来にわたって確保されるよう、法令に基づく届出の周知徹底と、適正な指導・助言に努めるとともに、伐採後の速やかな再生林など、適切な森林整備にしっかり取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 国が法律を定めて、我々の大切な財産を守っていくべきなんではしょうけれども、日本は160を超える国とGATS(サービスの貿易に関する一般協定)があつて、30近い条約を改正しないとこれができないということを知りました。

しかし、アメリカ、ニュージーランド、オー

オーストラリア、スイス、韓国は規制しておりますし、ましてや中国とかインドネシア、フィリピンは、外国人の土地所有を認めておりません。

私有林を市町村が代わって管理する森林経営管理制度も活用して、大切な我々の水源となる山林が、適切に所有、管理されることを願っております。

続きまして、本県農業の担い手の現状につきまして、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 2020年の農林業センサスによりますと、令和2年2月1日時点で、本県の総農家戸数は3万940戸で、5年前の平成27年と比較して7,488戸減少、また、ふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者数は3万1,570人で、同じく5年前と比較して1万112人減少しております。

また、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は61.9%で、5年前と比較して4ポイント上昇しており、担い手の高齢化が進行しております。

○齊藤了介議員 本県には、農業を学べる県立高校は何校あって、何名の高校生たちが学んでいるのか。そして、定数割れは起こしていないのか。あわせて、これらの高校を昨年度卒業した生徒のうち、就農や農業・食品関連産業に就職した生徒の数はどのくらいいるのか、県内と県外の割合についても、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県で農業を学ぶことのできる県立高校は8校ありまして、令和5年5月1日現在の生徒総数は1,610名であります。定員を満たしている学校や学科もありますが、充足率は約75%となっております。

議員の御質問にありました農業に関連する進路につきましては、令和4年度卒業生578名のう

ち、就職は137名で、うち農業法人による雇用を含めた就農は20名となっております。

農業関連の大学や専修学校等への進学は113名となっております、合計しますと、約43%の生徒が農業関連への就職、または進学をしております。

このうち、就農も含めた就職では、県内が77%、県外が23%、進学では、県内が76%、県外が24%となっております。

○齊藤了介議員 本県は県立農業大学校を持っているんですけども、ここを卒業した学生のうち、就農や農業・食品関連産業に就職した学生の数はどのくらいいるのか、また県内と県外の割合、あわせて、卒業後、4年制の農業系大学に3年次編入された学生の数を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県立農業大学校の令和4年度卒業生51名のうち、就農が21名、JAや食品加工会社など関連産業への就職が23名、合計44名が就業しており、そのうち、89%が県内、残り11%が県外となっております。

また、令和4年度卒業生に農業系大学へ編入した学生はおりませんが、大学への編入が認められた平成22年度以降、宮崎大学農学部などへ5名が編入しております。

○齊藤了介議員 県立農業大学校では、2年後期に海外農業研修があるようですが、どこの国に行って、そしてどのようなことを研修するのか、お伺いいたします。

また、本校卒業時に宮崎県農業士と専門士の称号が授与されるようですが、どのようなものなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県立農業大学校の海外農業研修につきましては、グローバル

な視点を備えた人材を育成するため、最近では、令和元年度にニュージーランドで、農業体験や農場視察などの研修を実施しております。

なお、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内研修に振り替えております。

次に、称号についてですが、宮崎県農業士は、農業に必要な専門知識や技術などを習得したことを証するものとして、本県が独自に授与しているものです。

また、専門士は、平成22年度に県立農業大学校が文部科学大臣の認めた専門学校となったことを受け、新たに授与が可能となったもので、4年制大学への編入資格となるものです。

○齊藤了介議員 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画によりますと、農業戸数や基幹的農業従事者の数の減少や高齢化が進んでいるものの、組織単位で経営を行う農業法人は増加していると記載がありました。

農業法人は、新規就農者の受入れ組織として大きな役割を果たしているようですが、本県で農業法人が増加している状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農業法人は、担い手の減少や高齢化が進む中、産地の維持や雇用の受皿など、大変重要な役割を担っています。

このような中、県内の農業法人数は、令和5年1月1日現在で910法人と、5年前と比べ17%増加しており、売上高1億円以上の法人が全体の4割を占め、県内で1万人以上の雇用を生み出しております。

これは、規模拡大や経営の多角化等に伴い、家族経営からの法人化や他産業からの参入等により、法人数が増加傾向にあるためです。

法人経営は、高度かつ多岐にわたる経営管理

能力が求められることから、県としましては、引き続き、相談内容に応じた専門家の派遣など、農業法人の育成や支援に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 7月下旬に、宮崎再生対策特別委員会で、都城農業協同組合の方と意見交換する大変貴重な経験をしました。

その場では、子牛価格が下がっていることや、酪農家の経営実態、飼料や肥料、燃料の高騰について、現場に関する話をお聞きしたのですが、飼料や肥料も海外に依存している我が国農業の現実を改めて認識しました。

その中で、農業に必要な飼料や肥料の生産を地元で調達するための体制づくりについて御意見があったのですが、今後どのようにして飼料や肥料の海外依存度を下げていくお考えか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 近年、海外から輸入される飼料や肥料の原料価格の高騰が常態化する中、原料の海外依存度を低減させることは、農家経営の安定を図るためにも大変重要であると認識しております。

このため県では、畜産農家と耕種農家の連携強化を進めており、具体的には、配合飼料の代替となる飼料用米の生産・利用の拡大や、稲わらと堆肥の循環システムの確立に向けた取組に対し支援を行っております。

また、化学肥料の使用を低減するため、県産の豚ふん堆肥を原料とした低コスト肥料生産の取組にも支援しているところです。

今後とも、地域資源を持続可能な形で活用し、県産飼料・肥料の生産や利用のさらなる拡大に努め、海外依存度の低減を図ってまいります。

○齊藤了介議員 平成13年に設立されました

「みやぎきの食と農を考える県民会議」の取組を知りまして、その内容のすばらしさに感銘を受けました。

活動の一つに、小学生向けの「味覚の授業」があり、五味五感を学ぶ体験型の食育授業です。食について学ぶことは、人が生きていく上でとても大切なことであり、農業県である宮崎県の発展につながる、とても重要な事業と評価しております。

宮崎の子供たちは、必ず一度は受講してほしい授業であり、運営団体と県の努力によりまして、毎年開催校数を伸ばしているようですが、一方では、年々活動量が増えていくことで、人手不足など御苦労されている現実がございます。また、県内全ての小学校で実施されるためにも、教育委員会の協力は不可欠であると考えます。

今後この重要な事業を継続させてほしいと願っておりますが、「味覚の授業」の課題と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 「味覚の授業」につきましては、子供の味覚を発達させる点で大変重要な取組であり、本県では、「食と農を考える県民会議」と一体となって、平成27年度より取り組んでいるところです。

その結果、昨年度、全国トップレベルとなる71の小学校で実施し、3,180名の子供たちが参加していますが、一方で、サポートしていただく人材の確保が課題となってきております。

このため県民会議では、この活動を広く周知するとともに、地域で食育活動を行う栄養教諭や栄養士など様々な方々に「味覚の授業」の運営に協力をいただいているところです。

今後とも、市町村や教育委員会等との連携を

強化しながら人材確保に努め、できるだけ多くの子供たちがこの授業に参加できるよう取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 先ほどお話ししました県民会議だよりの最後のところに、本当に今の日本の農業を解決する大事な心が、精神が書かれていましたので、ちょっと御紹介させてください。

「いただきます」からはじめよう宣言

最近、あなたは「いただきます」を言いましたか？

子どもたちには教えているけれど、あなたは今日「いただきます」と手を合わせましたか？

この言葉が、暮らしの中から少し遠くなりました。

それと同時に、私たちの食生活から「本当の豊かさ」が消えていきました。

畑が工場になり、農産物が商品になり、食卓から季節と家族団らんの会話が消え、子どもたちは、野菜の本当の色も、香りも、手触りも覚えていません。

食べ物が遠くの見知らぬところから運ばれるようになってから、生産者の汗や土のにおいも食卓に届くことはなくなりました。

すべての野菜や畜産物は、自然から生まれた「いのちの恵み」です。

生産者も、消費者もこの「いのちの恵み」を食べて生きています。生かされています。

このことが、「食」と「農」の原点であることを、私たちはもう一度自分たちの「自然な感覚」として取り戻す必要があると思いませんか。

でもそれは難しいことではありません。当たり前のことをやればいいのです。

身近にあるものをおいしくいただく。身近

にある食材を生かした料理を選ぶ。

畑の土に触れ、遊び、語り合い、そして食事の時には生産者も消費者も「いのちの恵み」にそっと手を合わせ、感謝の心を伝えればいいのです。

それが「いただきます」。私たちのこれからの食生活を豊かにする言葉です。

私たち宮崎県民は、この「いただきます」という言葉で食卓を満たし、私たちの食生活を豊かにする運動を今日から始めます。

ということで、本当に素晴らしい内容に私は感銘を受けました。私もこのことを県民の一人として周りの人に伝えていきたいと思います。

最後、教育についてお伺いします。

私は、政治が最も力を注がなくてはならないテーマは教育であると考え、これまでも議員活動を行ってきました。

子供の頃、小学校で教わった「日本は石油のようなエネルギー資源を持たない国であり、国民こそが大切な資源である」との考えは、今でも強く心に残っております。

県議会議員として、本県教育の向上に向かって仕事をしていく上で基本的なことをお伺いしますが、県の教育委員会並びに26市町村教育委員会の関係性とそれぞれの役割について、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君） 法におきましては、県教育委員会は、市町村教育委員会に対しまして、必要な指導、助言等を行うことで、教育行政サービスの向上を図ることとされております。

また、県の教育振興基本計画等を策定し、それらに基づき、県全体の教育施策を推進することが求められております。

市町村におきましては、こうした県の方針等

を踏まえつつ、地域の実情に応じた特色ある施策に主体的に取り組むことが求められております。

今後も、各市町村の自主性を尊重しつつ、互いに連携しながら、県全域でよりよい教育の推進に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 今の教育長の御答弁の中で、必要な指導、それから助言等を行うという表現があって、また県と市町村の関係ともつながってくるんですけれども、私がちょっと危惧しているのが、あまりにも市町村の自主性を重んじることによって、全体の調和が、もしくは全体が向かうべき方向がぶれるんじゃないかなという懸念がありまして、もう一度確認したいのが、県の教育委員会は市町村の教育委員会を統治できる、よくコーポレートガバナンスという言葉があるんですけれども、そういう捉え方でもいいのかお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今申し上げましたように、県の教育委員会は、市町村教育委員会に対しまして、必要な指導、助言、もしくは援助を行うこととなっております、統治はそこには含まれておりません。

今後も、市町村教育委員会とは互いに連携しながら、本県教育の推進に取り組んでいくつもりでございます。

○齊藤了介議員 それでは、本県の教育を向上させていくために、県の教育長と市町村の教育長とが現場にある課題の解決に向けて議論していくことは重要であると考えますが、そのような場はあるのか、その詳細について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育現場の諸課題の解決に向け、県教育委員会と市町村教育委員会とが連携を密にすることは大変重要であると

考えております。

このため、例年、市町村教育委員会連合会と2度にわたり直接意見交換を行ったり、翌年度の事業に関して、市町村教育長と情報の共有を図るなどしております。

そのほかにも、教育次長が全市町村の教育長を訪問し、教育課題について議論するなど、連携を深めているところであります。

また、今年の7月には、私自身、市町村教育長の代表者の方々と直接、喫緊の課題である部活動の地域移行や不登校対策について意見交換をしたところであります。

今後も、市町村教育委員会とさらなる連携を図りながら、教育現場の課題解決に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 ぜひよろしく願いいたします。

本県教育の向上に最も重要なのが教職員であります。教職員の成り手が減ってきているとの話を聞きますが、教職員の採用についてお伺いいたします。

私は、教員に必要なものは、教育に対する強い信念と、そして子供に対する深い愛情と情熱だと考えております。そのような教員を採用するために、どのような工夫を行っているのか。また、採用後の教員の質の向上に向けて、どのようなことに取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度の教員採用選考試験では、1次試験におきまして、関係法令や専門性等を問う筆記試験を実施いたしました。

また、2次試験におきましては、指導力や使命感、社会性等を評価する模擬授業と個人面接に加え、コミュニケーション力や人間性等を多

面的に評価するグループワークを実施しております。

これらを通して、人間的魅力にあふれた教員の採用を目指しております。

採用後につきましては、経験年数などに応じた研修や、教員同士で学び合うメンター制度を実施するとともに、今年度からは、新たな研修制度の下、教員の主体性と管理職との対話を重視しながら、資質能力の一層の向上を図っております。

○齊藤了介議員 我が国の仕事の中で、先ほど話しました国民の命をつくる農業の担い手が減っていること、そして国民を立派な人間に育てていく教師の成り手が減っていること、このことは、国家としても本当に重大な危機だと思っています。日本の始まりであります神武天皇御生誕の宮崎県こそが、この危機から脱するために、県民が一丸となって、日本全体に対して、こういった危機を救う県になるべきだと私は思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、6月議会で可決されました新規事業の「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」は、本県高校生の留学を促進し、グローバル人材の育成を目的とした、すばらしい事業であると評価しています。

私は、世界における日本人の役割は、和の精神をもって、弱肉強食型の世界から共存共栄型の世界に変えていくことだと考えております。

そのことを実現するために、各分野において世界と渡り合えるスキルを持った若者を育てていくことが重要であり、世界の情勢を知り、語学力のある若者を育てていくための、よいきっかけになる事業ではないかと期待しております。

先ほどの農業の問題にもつながりますが、本県農業の未来への種まきとして、本事業と同様に、世界の農業先進国に本県で農業を学ぶ高校生を留学させるお考えはないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） G7宮崎農業大臣会合における「高校生の提言」プロジェクトでは、本県の高校生が、現在学んでいる学科を超えて、農業の未来について直接語り合い、互いに理解し合い、提言に反映する、頼もしい姿がありました。

その成果を生かすべく、今年度取り組んでいます「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」では、地域や県内企業を支援、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指して、事業の推進に鋭意取り組んでいるところであります。

農業先進国への留学につきましては、受入れ等の条件が現在は十分に整っていないことから、現時点では、情報を収集している段階にありますが、その意義は大変大きいと考えております。

○齊藤了介議員 最後の質問になります。

知事はアメリカの大学に留学された御経験もお持ちのようではありますが、そのときの御経験ですとか、3人の父親として子育てをされ——そして最近、お孫さんも御誕生されたと聞きましたけれども、知事の教育に対するお考えをお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 教育というものは、大きく捉えると、悠久のときを経て培われた人類の英知を、その存亡をかけて次の世代へと託す営みであろうかと考えております。

また、私たち一人一人にとりましては、多様な個性や能力を輝かせ、人生を豊かにすると

もに、あらゆる世界の知見を得る鍵と、そして未来を切り開く力を与えると、そういう重要な役割を果たしていると考えております。

自分自身が受けてきた教育、そしてアメリカで学んだ留学の経験、さらには3人の子供たちを育てた、そういった経験から、そのような教育の力というものを感じるところでありますし、年を取れば取るほど、また知事として年数を経れば経るほど、教育の大切さ、人づくりの大切さということを痛感しております。

私は危機管理について語るときに、長岡藩の教えである「常在戦場」を参考に、常在危機の意識を徹底していこうということと呼びかけておりますが、長岡藩には米百俵の故事がございます。窮乏する長岡藩に支援策として届けられた米百俵、これを食べてしまうとそれで終わりですが、それを教育に充てることによって、明日の1万俵、100万俵になると。

教育の大切さを語るに、これほどそれを的確に表している故事はないなと思います。今、我々が我慢してでも、教育という将来、未来への投資に充てることによって未来を切り開いていこうとする、すばらしい姿勢だと考えておりますし、先ほど議論があった森林・林業を支える、これは木を植える営みにも相通ずるものがあるのではないかなということを感じております。

そのような思いがあったかどうかは分かりませんが、若山牧水が子の成長を若竹に例えた歌があります。

「若竹の伸びゆくごとく子ども等よ真直ぐにのばせ身をたましひを」

これはすばらしい歌だなと思いますし、それを支えるような教育でなければならないということも感じておるところであります。

私は、就任しましてから毎年、小中学校や特別支援学校を訪れて、私自身が授業を行う「知事の白熱教室」というものを行っております。いつも子供たちのはつらつとした姿や笑顔に元気づけられておまして、改めて子供が地域の宝、社会の希望であるということを感じております。

希望ある未来の世界や日本、そして宮崎県を築いていくための最大の財産は「人」であると、そのような認識の下に、これからも「人づくり」に力を入れてまいります。

○齊藤了介議員 今、知事から大変ありがたいお言葉をいただいて、私が政治家として活動していく上で、すごく刺激を受けた詩があるんです。それを最後に皆様に御披露して終わりたいと思います。

坂村真民先生の「あとからくる者のために」という詩です。

あとからくる者のために
田畑を耕し
種を用意しておくのだ
山を川を海を
きれいにしておくのだ
ああ
あとからくる者のために
苦勞をし我慢をし
みなそれぞれの力を傾けるのだ
あとからあとから続いてくる
あの可愛い者たちのために
みなそれぞれ自分にできる
何かをしてゆくのだ

こういう宮崎県づくりに、私も39名の1人として、38名の方たちに追いつけるように、これからも頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます

ました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。

皆様から多大なる御声援をいただき、2期目の当選をさせていただきまして、最初の一般質問であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、世界を混沌の渦に陥れた新型コロナウイルス感染症も、令和5年5月以降、感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に移行されたことを受け、やっと普通の生活を取り戻してまいりました。でも、新型コロナウイルスがなくなったわけではありません。県民の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策に留意してお過ごしいただきたいと思います。

一方、河野知事におかれましては、さきの県知事選挙で再選を果たされ、4期目の県政運営をスタートされたことは、大変喜ばしいことでもあります。

河野知事の4期目にかかる思いは、昨年末、県知事選挙の翌日に、宮日新聞のインタビューで思いの全てを語られております。皆さん、宮日新聞のユーチューブチャンネル「4選の河野知事に聞く」を御覧になってください。河野知事の思いがたくさん詰まっていますから、ぜひ

見ていただきたいと思います。

そのとき、河野知事がお話しになった中で印象に残ったところがありますので、御紹介したいと思います。

4期目にかける思いを聞かれた知事は、「宮崎により深く根ざし、政治家として一皮も二皮もむけなければならない。今までのようにしっかり仕事をして成果を出す。そしてそれを県民の皆さんへ伝える発信力を磨いていくんだ。それともう一つ、県職員との緊張感が重要だ。私が継続したことで、「このままでいいんだ」という感覚が、改革・チャレンジの機運を薄めさせてはいけない。政治家として緊張感を持ってもらう接し方が必要であると思っている。「与えられた4期目は、今までとは違う知事、政治家としての力を発揮しなければいけない。4期目だからこそ経験を生かしてできることがある」と語られております。

全国知事会でも、地方税財政常任委員会委員長などの要職を務められるなど、私たちが河野知事の御活躍を大変期待しているところであります。引き続き、よろしく願いいたします。

県議会は今年度、3つの特別委員会を設置し、たくさんの課題に向き合っております。

私もその中で、コロナ禍、物価高・原油高からの宮崎再生に関する所要の調査活動を行うことを目的とした宮崎再生対策特別委員会に所属し、県内各地を回らせていただき、県民の皆様方から貴重な御意見を伺っております。

先日、その宮崎再生対策特別委員会の県北調査で、とある機関の役員の方のお話をお聞きする機会がありました。その中で、いわゆるゼロゼロ融資の返済が始まるため、経営が非常に厳しいというお話がありました。

このゼロゼロ融資というのは、新型コロナウ

イルス感染症の影響で、売上げが減少した事業者に対して無利子・無担保で融資する制度であります。

そこで、改めて商工観光労働部長にお尋ねします。コロナ対策の一環として行われたゼロゼロ融資の県内の融資総額についてお伺いします。

以上で壇上の質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君)〔登壇〕

お答えします。ゼロゼロ融資についてであります。

県では、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援といたしまして、原則無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資を実施したところであります。

お尋ねの融資実績ですが、本県独自の県コロナ関連貸付けが3,030件、約579億円、全国統一要件の国コロナ関連貸付けが9,681件、約1,232億円となっており、これらを合わせた融資総額は、1万2,711件、約1,811億円となっております。〔降壇〕

○山下 寿議員 新型コロナウイルスが、感染症法上、5類感染症になったことは先ほど申し上げました。そのため、私たちの行動様は大きく変化して、気分的にもかなり楽になったと思いますが、事業者の体力は、ゼロゼロ融資を返済できるまで回復していないようです。

先ほどの役員の方のお話では、コロナ禍前の6～7割までしか回復していないところに、燃料高騰と急激な物価上昇が、回復の足を引っ張っているそうです。

燃料高騰と物価上昇の価格転嫁をこれから消費者の皆さんに説明して、御理解をいただかなければならないところに融資の返済が始まって

しまう。本当に厳しいとのことでした。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。先ほどの宮崎県におけるゼロゼロ融資の総額は1,811億円との御報告がございました。現在までのゼロゼロ融資の返済状況についてお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県における7月末時点でのゼロゼロ融資の残高は、1万868件、約1,177億円となっております。このうち約8割の事業者におきまして、元金返済が始まっております。

また、融資残高のある約1割の事業者において、返済困難な状況となっており、国や県の要請に基づき、金融機関や県信用保証協会において、据置期間の延長など、柔軟な対応をいただいているところであります。

○山下 寿議員 借りたお金は返す、ごく当たり前のことですが、今回こんなにも多くの事業者の方々が返済に苦慮されているのはどうしてでしょうか。それは、ゼロゼロ融資の制度が、新型コロナウイルスによる影響が長期間になることを想定していなかったからではないでしょうか。つまり短期間で終息すると思って設計されていたからなのではないかと私は思うのであります。

想定を超えたコロナの影響。そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。このままでは、コロナ禍を一生懸命に生き抜いてこられた事業者の経営が危ない。ここで廃業してしまったら元の木阿弥になって、そもそも融資をした意味すらなくなってしまう。それだけは何としてでも防ぎたい。返済が困難となった事業者に対して、どのような対策を考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） ゼロゼ

ロ融資の返済本格化や物価高の中で、県内の中小企業者が事業を存続していくためには、経営状況を把握し、課題解決に向けた取組が大変重要であります。

このため県では、これまでの資金繰り支援に加え、金融機関等で構成する中小企業支援ネットワークの取組といたしまして、定期的に事業者の経営状況のモニタリングを行い、必要に応じて関係機関がアドバイスを実施する取組を継続しております。

また、支援ネットワーク関係者を対象とした研修の充実や、専門家による伴走支援体制の強化を図るとともに、販路開拓の支援といたしまして、県外のバイヤーを招聘した協働商談会を実施しております。

今後も関係機関と連携し、事業者の経営支援にしっかりと取り組んでまいります。

○山下 寿議員 本当に百年に一度のことです。でございますから、どうぞ手厚くよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、マイナンバー制度についてお伺いします。

マイナンバー制度が始まってから耳にすることが少なくなった住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネット、その住基ネットにも住基カードというものがあったのですが、皆さん、どんなカードか、どんな機能が備わっていたか覚えていらっしゃいますか。私はほとんど覚えていません。

では、今多くの方が保有されているマイナンバーカードには、どんな機能があるのでしょうか。マイナンバーカードを取得すると、本人確認書類として利用することができたり、健康保険証として利用できるそうです。

そんなマイナンバーなんですが、現在いろん

な問題が生起しているのは皆さん御存じのとおりであります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。マイナンバー制度の当初の設立目的についてお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現することを目的としております。

具体的には、国民の利便性向上として、行政機関への申請において、課税証明といった添付書類が削減されるなど手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

また、行政の効率化として、国や地方自治体との情報連携が進むことで、情報の照合・転記等に要する時間・労力が大幅に削減されるとともに、手続が正確でスムーズになります。

さらに、公平・公正な社会の実現として、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止などが可能になります。

○山下 寿議員 現在マイナンバーカードに関するトラブルは、次のようなものがあります。

マイナ保険証に他人の情報が登録されていた、コンビニで他人の証明書が発行された、登録抹消の印鑑証明書が発行された、住所変更未反映の証明書が発行された、公金受取口座が別人のマイナンバーに登録されていた、マイナポイントが他人に付与されていた、などとなっております。

2023年8月末時点で、マイナンバーカードの地域別保有率全国1位の宮崎県においても、マイナンバーカードに関するミスが確認されました。

そこで、知事にお伺いします。全国でもマイ

ナンバーカードに関するトラブルが報告されている中、宮崎県でもミスが確認されたことを受け、今後どのような対応をされるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年7月に公表しました、療育手帳情報とマイナンバーとのひもづけ誤りにつきましては、事務処理を手作業で行う中で、組織的なチェック体制が不十分であったことが主な原因でありまして、反省すべき点が多々あったものと、重く受け止めているところであります。

療育手帳につきましては、今年度、構築しております管理システムの活用によりまして、的確な事務処理体制を確立することとしております。

また、あわせて、その他のマイナンバーとのひもづけが必要な業務につきましても、制度を所管する国の方針も踏まえながら、改めて作業マニュアルを整備するなど、再発防止対策を徹底してまいります。

マイナンバー制度は、住民の利便性向上と行政手続の効率化の両立を図り、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤でありますので、現在、国が進めておりますマイナンバーの総点検にもしっかりと対応し、県民の皆様の信頼を回復するとともに、引き続き、市町村とも連携しながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

○山下 寿議員 ここまでトラブルが続出すると、制度自体のレジリエンス、いわゆる強靱性が心配になってしまいます。

マイナンバーカードには、被保険者情報や公金受取口座の口座番号など、個人情報がたくさん入っていると私は以前から、思っていました。周りにもそう思っている人が多くいます。

だからマイナンバーカードが怖いと。

もしマイナンバーカードが盗まれたり、落としてしまって、よからぬことを考えている人たちの手に渡ってしまったら、私の個人情報が悪用されてしまうのではないかと心配になってしまいます。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。ハッカー集団などから私たちの大切な個人情報を守るためのセキュリティー対策はどうなっているのかお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードに記録されている情報については、住所、氏名などに限定され、税や年金等のプライバシー性の高い情報は入っておらず、不正に情報を読み出そうとした場合は、ICチップが自動で壊れる仕組みとなっております。

また、マイナンバーにひもづけられた情報は、漏えいのリスクを考慮し、一元的に管理せず、それぞれの情報を所管する機関ごとに管理されているほか、インターネットから切り離された専用ネットワーク内で利用されております。

さらに、定められた行政手続以外での不正利用については、厳重な罰則があります。

このように、マイナンバー制度には、丁寧なセキュリティー対策が講じられておりますので、県としましても、制度の安全性について、しっかりと周知を図ってまいります。

○山下 寿議員 次は、南海トラフ地震への取組についてお伺いします。

西暦1923年、大正12年の9月1日、東京、神奈川を中心とする南関東で、マグニチュード7.9と推定される大地震が発生し、約340万人が被災し、約10万5,000人が死亡あるいは行方不明になったとされる関東大震災が発生しました。

あれからちょうど100年、阪神・淡路大震災から28年、東日本大震災から12年の時を経ても、忘れてはいけないものがあります。そして近年、声高に叫ばれている危機が、南海トラフ地震の発生の可能性であります。

地震の専門家で構成される南海トラフ地震に係る評価検討会は、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が発生する確率は、70%から80%であると評価しています。いつ起きても不思議でない南海トラフ地震、令和2年3月、県が策定した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」では、最大クラスの津波を引き起こす南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害をもたらすと想定されています。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。南海トラフ巨大地震により想定される甚大な被害とは、どのような被害なのかお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 議員の御質問にありました、令和2年3月に県が公表いたしました南海トラフ巨大地震の被害想定では、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ内全体で、マグニチュード9クラスの地震が発生した場合、県内では、宮崎市や日南市、川南町など6市7町で最大震度7の極めて強い揺れに襲われ、沿岸市町への津波の到達時間は最短で14分、高さは最大で17メートルとされております。

これにより、県全体で約1万4,360ヘクタールが浸水し、死者約1万5,000人、負傷者約2万人、建物の全壊約8万棟のほか、停電約59万1,000軒など、県内全域にわたり大きな被害が出るのが想定されております。

○山下 寿議員 これは大変な被害が想定され

ています。政治の仕事は被災する人たちを1人でも減らすこと、そのためには、効果的な防災訓練の実施が必要であります。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。県の防災訓練の実施状況についてお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県では、様々な災害を想定した図上訓練に加えまして、毎年、大規模災害を想定した実動型の総合防災訓練を行っており、今年度は11月に高鍋町をメイン会場として、南海トラフ巨大地震の発生を想定した訓練を行うこととしております。

この訓練では、関係機関による道路上の瓦礫除去や、救助・消火活動などの訓練に加え、避難タワー等を活用した避難や避難所開設、炊き出し、広域避難者受入れなど、住民参加型の様々な訓練を行うこととしております。

このほか、11月の「津波防災の日」に合わせた県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」を実施することとしておりますが、例年多くの団体がこれに合わせた避難訓練を行っており、昨年度は約6万3,000人が参加したところであります。

○山下 寿議員 人はパニック状態になると、あり得ない行動を取りますから、適切かつ確実に県民を安全な場所に誘導できるよう、引き続き効果的な訓練の実施をお願いいたします。

次に、防災への備えについて質問します。

災害発生時など、被災地に送るための救援物資を備蓄する倉庫を、高鍋町にある県立農業大学の敷地内に建設予定だと聞いています。

そこで、危機管理統括監にお尋ねします。災害支援物資拠点施設整備の進捗状況についてお尋ねします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 議員お尋ねの災害支援物資拠点施設は、南海トラフ地震な

どの大規模災害に備え、平時は県の備蓄物資を集約して保管する備蓄拠点として、また、災害時には国からのプッシュ型による支援に円滑に対応できる広域輸送拠点の2つの機能を有する施設として、来年度までに整備するものであります。

今年度は、測量と設計・建物施工の業者選定、地質調査を行うこととしておりますが、測量につきましては先月までに完了しており、現在、設計及び建物の施工について、公募型プロポーザル方式により、受注業者の選定を行っているところであります。

さらに今後、年度末までに地質調査を行うこととしております。

○山下 寿議員 県立農業大学校は高鍋町にありますから、トラックなどを活用して速やかに被災地に物資を届けるためには、最寄りの高鍋インターチェンジを利用するのが自然な流れになると思われま

す。県の津波浸水想定によれば、高鍋インターチェンジは津波浸水区域から外れていますが、これはシミュレーションの結果であり、想定外が起こらないとも限りません。

南海トラフ巨大地震により想定される津波の高さが、高鍋町で最大11メートルであるのに対して、東児湯消防組合消防本部のある高鍋インターチェンジ入り口付近の標高は10.3メートルであるという実情を鑑みると、高鍋インターチェンジは津波の影響により使えなくなると想定して準備するほうが、危機管理上、極めて合理的な判断ではないでしょうか。

では、その合理性を具現化する方策として考えられるのが、川南パーキングエリアを活用する案であります。

川南パーキングエリアは標高が高く、津波の

影響を受ける可能性はほぼないため、川南パーキングエリアにスマートインターチェンジを整備することにより、より速やかに、より確実に救援物資を被災地に送ることが可能となると思われます。

そこで、知事にお尋ねします。川南パーキングエリアにスマートインターチェンジを整備することについて、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震等の大規模災害に備えるために、高速道路をはじめとする道路ネットワークの強化は喫緊の課題でありまして、高速道路へのアクセス性向上を図る上で、スマートインターチェンジの整備も有効な手段の一つであると認識しております。

議員お尋ねの川南パーキングエリアは、私も度々立ち寄りますが、多くの人でにぎわっているなど、親しまれているなど感じております。

ここは高台にありますことから、津波や洪水に対する安全性を有しておりまして、こうした防災上の観点からは、整備に適した場所ではないかと感じております。

一方で、スマートインターチェンジの整備につきましては、最終的には国が判断するものになりますが、まずは地元自治体を中心となって、広域的な視点から、国や西日本高速道路株式会社等とともに、将来の交通の流れや産業への効果等を踏まえたインターチェンジの必要性について、総合的に検討していく必要があります。

このため、県としましては、地元の御意見を伺いながら、必要な支援を行ってまいります。

○山下 寿議員 私も地元自治体といろいろと話しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、令和5年8月30日、佐賀県唐津市の農場で、豚熱に罹患した豚が確認されました。これを受けて、宮崎県では、速やかに県内の防疫体制を強化し、養豚農家さんと緊密な情報共有を行い、必要な処置を行っており、今のところ、宮崎県内での豚熱の発生は確認されていません。

やはり私たち宮崎県は、このような家畜伝染病には苦い記憶があります。13年前の口蹄疫と鳥インフルエンザ、そのとき感じた感染拡大を局限するための教訓を一つ紹介すると、その疑いも含めて、家畜伝染病が発生した場合、初動と封じ込めが一番大切であります。

とにかく防疫体制を確立して、防疫措置を完了させる。その中で何が一番大変かということ、殺処分なのです。現場では1人でも多くの人手が必要になります。その作業に慣れた人が1人でも多くいると、作業効率も格段に向上し、迅速な防疫措置につながります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。豚熱が他県で発生した場合の協力体制についてお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 養豚農場で豚熱等が発生した県において、速やかな防疫措置が困難と判断した場合は、他県の家畜防疫員の派遣を国へ要請し、国は、各都道府県と調整の上、必要な人数を発生県へ派遣することとなっております。

本県では、口蹄疫の際に全国から人的支援を受けた経緯を踏まえ、国から派遣要請があった場合は、積極的に対応することとしており、国内で豚熱が確認された平成30年度以降、中部地方や関東地方など6県に対し、延べ20名の家畜防疫員を派遣しております。

一方、今回の佐賀県での事例のように、九州

内で豚熱等が発生した場合は、九州各県との申合せにより、家畜防疫員の派遣は見合わせ、県内の養豚農場における発生防止対策に専念することとしております。

○山下 寿議員 令和5年9月5日、農林水産省は、宮崎県を含む九州7県をワクチン接種推奨地域に設定しました。

その通知を受けた県は、接種プログラムを農林水産省に提出し、提出したプログラムの宮崎県豚熱ワクチン接種実施要領に規定している登録飼養衛生管理者の認定要件を満たすための研修会には、約500人もの申込みがあったそうです。

そのほかの要件を満たせば、いよいよ豚熱ワクチン接種が開始されると思われそうですが、準備は整っているのでしょうか。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。本県での豚熱ワクチン接種のための資材等の確保状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県内には、約350の養豚農場に約80万頭の豚が飼養されており、今回の初回接種は、生後間もない子豚などを除く全ての豚が対象となり、そのワクチン接種を迅速に行うためには、ワクチンに加え、注射器等の資材について、必要な量を確保することが重要となります。

ワクチンにつきましては、国が全国の需給調整を行っていただいたことで、初回接種の開始に必要な頭数分のワクチンを、9月下旬までに確保できることとなりました。

また、注射器等の資材につきましては、県において取扱業者と調整を行ったところ、9月下旬までに一定量を確保できる見込みとなっております。

○山下 寿議員 続けて、農政水産部長にお尋

ねします。豚熱ワクチン接種についての今後の取組についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、ワクチン接種の打ち手を確保するため、農場の管理者等を対象とした研修会を9月から10月まで実施を予定しておりますが、前倒しでの受講を呼びかけたところ、9月末までに約500名が受講する見込みとなっております。

また、9月12日には、本県のワクチン接種プログラムが国の承認を受けましたので、家畜伝染病予防法に基づき、県内全域の豚やイノシシの所有者に対し、ワクチン接種命令を近日中に行う予定であります。

これら体制整備や手続等に加え、必要な資材等の確保を並行して行いながら、豚の流通上のつながりが特に強い熊本県や鹿児島県とも緊密に連携し、9月下旬には県内の農場で初回接種を開始できるよう、準備を進めているところであります。

○山下 寿議員 今後、九州各県で豚熱ワクチンの接種が開始されることになると思われますが、流通には影響しないのでしょうか。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。九州での豚熱ワクチン接種が種豚や精液などの流通に与える影響についてお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 国が定めた豚熱の防疫指針によって、豚熱ワクチンを接種した農場からは、種豚や精液等を非接種区域に流通させることができないこととされております。

このため、今回、本県での豚熱ワクチンの接種により、県内で生産された種豚や精液等は、非接種区域である北海道へ流通させることができなくなります。

一方で、今後、本県を含めた九州各県が接種

区域となることから、九州内での種豚や精液等の流通については、これまでと変わりありません。

○山下 寿議員 我が国で豚熱が発生したため、日本から豚及びイノシシ並びにこれらに由来する製品に係る輸出検疫証明書の交付が一時停止されております。

基本的に、輸出相手国の受入れ再開の確認が取れたものから輸出が可能となります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。豚肉の輸出が停止された場合の養豚業者に与える影響についてお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 我が国からの豚肉の輸出が可能な国においては、豚熱の発生がなく、かつ豚熱ワクチンを接種していない都道府県で生産・処理された豚肉であること等の条件があり、今後、県内でのワクチン接種により、本県からの豚肉の輸出ができなくなります。

本県はこれまで、香港やシンガポールへの輸出拡大に取り組み、令和4年度は43トンを輸出しましたが、これは、県内の豚肉生産量の0.1%未満に相当します。

このことから、輸出停止による県内養豚業者への影響は限定的なものと考えておりますが、海外に5店舗ある宮崎ブランドポークの指定店や、海外に取引先を持つ法人経営においては、輸出停止の影響があるものと認識しております。

○山下 寿議員 養豚農家も飼料高騰で大変苦勞しておられますので、手厚い御支援をよろしくお願いいたします。

次に、「こども未来戦略方針」についてお伺いします。

政府は、令和3年12月、「こども政策の新た

な推進体制に関する基本方針」を策定し、それに基づく「こども家庭庁設置法」など、子供施策に関する法律が施行され、異次元の少子化対策を強力に推進する体制を強化しました。

その異次元の少子化対策の方向性を示すものの一つに、令和5年6月、「こども未来戦略方針」の策定が挙げられます。

その中で、3つの基本理念、1つ、「若い世代の所得を増やす」、2つ、「社会全体の構造・意識を変える」、3つ、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」が示されております。

ここまで手厚い子供に関する施策を私は今まで見たことがありません。政府は本気で少子化対策をやろうとしています。そのレベルが物すごく高く、それを実現するために相当な困難が予想されると考えられます。

そこで、知事にお伺いします。「こども未来戦略方針」に示された3つの基本理念の実現可能性についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今御紹介がありました3つの基本理念のうち、「若い世代の所得を増やす」、また「社会全体の構造・意識を変える」という2つの理念につきましては、賃上げ等による成長と分配の好循環をはじめ、男性育休の取得促進等によります、仕事と育児を両立できる環境づくりなど、経済界と一体となって取り組むことが不可欠でありまして、それらの実現に当たっては、企業・団体等に対する支援や働きかけが重要であると考えております。

また、3つ目の理念であります「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」につきましては、幼児教育・保育の充実や、母子に対する伴走型支援の強化といった国の具体的な施策と連動して、地域の実情に応じた施策も組み

合わせるなど、より効果を高める取組が必要と
考えております。

国は2030年までが「日本のラストチャンス」
と捉えまして、少子化対策と経済成長の実現に
向けて、不転換の決意を示しているところであ
りまして、安定的な将来に向けての財源の確
保、さらには、国民、また社会の構造なり意識
を変えていく、しっかりとこうした取組を進
め、本県としましても、国や市町村等と連携し
ながら取り組んでまいります。

○山下 寿議員 6月1日付、共同通信のイン
ターネット記事で、「政府の「次元の異なる少
子化対策」の素案に、子ども政策の予算規模を
今後3年間は年「3兆円半ば」とし、「ス
ウェーデンに達する水準となり、画期的に前進
する」と明記することが分かった」と報道され
ました。

スウェーデンは、1999年に出生率1.5で最低と
なった以降、様々な施策を通じて2010年に1.98
へと出生率を回復した国であります。私たち日
本人が少子化対策を学ぶ上で大変参考になる国
の一つであることは間違いありません。

そんなスウェーデンが少子化対策を行ってき
た施策が、今回、政府が「こども未来戦略方
針」で示した3つの基本理念に相通ずるもの
があるのではないかと考えております。

私は大変期待しておりますが、年に約3兆
円の予算を確保するのは非常に大変なこと
と思っております。財政的に大丈夫なのか心配に
なっております。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。「こ
ども未来戦略方針」の実施に当たっては、国、
地方とも多額の予算を必要としますが、本県は
どのように対応するのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 今回、子供・

子育て予算の倍増に向けた大枠が示されたと
ころであります。安定的な財源の確保に向けた
具体的方策については、まだ明確になっており
ません。

一方、児童手当の拡充をはじめ、保育士等の
職員配置基準の改善や、産前・産後ケアの充実
など、子供・子育て世帯の支援拡充につながる
施策が示される中、これらの実現に当たって
は、県や市町村も相応の負担が生じるものと理
解しております。

このため、国に対して、全国知事会等を通じ
て幅広い合意形成を進め、財源の安定確保に向
けた道筋を早期に示されるとともに、地方の負
担が増大しないよう強く要望しており、引き続
き、国への働きかけを行ってまいります。

○山下 寿議員 ここまで予算の規模が大き
くなると、補助金や給付金の給付などがメイン
の施策のように思われがちですが、そうではあり
ません。実は、基本理念は、子育て世帯への金
銭的支援、あるいは制度的な優遇を施すことだ
けを求めているわけではありません。

基本理念の2つ目の「社会全体の構造・意識
を変えること」は、具体的な例を挙げれば、育
休制度などの改革がそれに当たると思います。

つまり、これまで一般的な認識として、女性
が育休取得の対象であった会社などが多かった
と思います。その対象が男性に広がったりする
可能性があります。そうになると、少子化の影響
で、ただでさえ働き手確保が難しくなっている
中での男性社員の育休取得という状況が生起す
可能性があるかと思われれます。

そこで、知事にお尋ねします。国が強化を進
めている育児休業制度について、県内の企業へ
の普及に向けてどのように取り組むのかお伺い
いたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年6月に国が決定した「こども未来戦略方針」におきましては、施策の一つとして、働き方改革の推進と、それを支える育児休業制度の強化が掲げられておきまして、その実現のために、男性の育児休業取得率の引上げや、中小企業に対する助成措置の大幅な拡充などに、官民挙げて取り組んでいくこととされております。

私も今、改めて自分なりに少子化対策についていろいろ調べ物をしておりますが、議員御指摘のように、スウェーデンやフランスでは、少子化の傾向というものがある国の存立や国力にも直結する重大な課題だということで、抜本的な対策に踏み切った。そのことが出生率の改善につながっているということでありまして、その中でも、育児休業制度の充実というのは、非常に大きな要素になっていると考えております。

私自身も、同じ志を持つ知事と活動いたします「日本創生のための将来世代応援知事同盟」におきまして、育児休業を取得しやすい環境整備の促進や、人的・金銭的制約の多い中小企業に対する支援の強化等につきまして、今年8月、国に対し提言を行ったところであります。

県といたしましては、宮崎労働局と連携しながら、国が強化を行う育児休業制度や助成措置につきまして、広報紙等による周知を行うとともに、「働きやすい職場「ひなたの極」認証制度」の啓発などを通じて、引き続き、安心して働き続けられる職場環境づくりの促進に取り組むことで、県内企業への制度の普及・定着を図ってまいります。

○山下 寿議員 政府が掲げた基本理念・施策ではありますが、国に任せっきりにするのではなく、宮崎県の特長等に応じた形で施策を推進していただく覚悟が必要であると思っておりますので、

よろしくお願いたします。

次に、2027年に本県で開催が予定されている国民スポーツ大会についてお伺いします。

昭和54年の第34回「日本のふるさと宮崎国体」以来、48年ぶりにここ宮崎で、「第81回国民スポーツ大会」の開催が予定されています。

そのため、現在、宮崎県におきましては、多額の予算をかけ、国スポで使用する競技施設の整備を進めているところであります。

先日、延岡市に新設された「アスリートタウン延岡アリーナ」のサブアリーナ完成式典に出席してまいりました。現在、都城市に陸上競技場、宮崎市にプールの整備が進められております。今後、順次供用開始される予定になっております。

そして、次に気になるのが、選手の育成状況をはじめとする競技力向上です。開催地は開催地のメリットがあります。ホームであることはもちろん、大会と同じ施設で競技できるなどの環境的メリットは大きいと思います。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。宮崎国スポに向けて、どのような計画により競技力向上に取り組んでいくのかお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎国スポに向けた競技力向上につきましては、県競技力向上基本計画の中で、大会開催までの年次目標を設定し、その達成に向け、現在、推進体制の整備・充実や選手の育成・強化など、様々な取組を進めております。

こうした取組により、昨年の栃木国体では、カヌーやボクシングで競技別優勝を収めるなど、一定の成果が上がっております。

しかしながら、宮崎国スポで天皇杯を獲得するためには、全ての競技の底上げを図るとともに、特に、競技得点の高い団体競技での入賞が

必要となります。

このため、各競技団体と十分な情報交換を行い、課題を共有し、少年競技力の強化や成年有望選手の確保を図りながら、競技ごとの強化計画を充実させるなど、競技力向上に向けた取組を進めてまいります。

○山下 寿議員 ホーム開催というのは、県民の皆さんの思い入れが違うと思います。やはりそれだけ心が熱くなるものです。私はぜひ、天皇杯を獲得してほしいと思っています。県民一丸となって頑張ろうではありませんか。

そこで、競技力向上対策本部の本部長である日隈副知事にお尋ねします。宮崎国スポの天皇杯獲得に向けて、競技力向上対策本部長である副知事の意気込みについてお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けて、現在、私が本部長を務めております県競技力向上対策本部を中心に、関係機関や各種団体と一丸となりまして、計画的かつ戦略的に競技力向上に取り組んでいるところであります。

特に今年度からは、官民を挙げた総合的な取組をさらに推進するため、県教育委員会から総合政策部に担当業務を移管しまして、本県の課題であります成年の有望選手の確保にも積極的に取り組むとともに、各競技にそれぞれ担当者を割り当て、きめ細かな強化対策を進めているところであります。

このような中、一昨日は、鹿児島特別国体に向けた壮行式で、県議会から濱砂議長と、そして山下寿議員にも御出席いただきまして、激励をいただいたところでありますが、本部長として、選手や関係者の皆様とともに、さらなる競技力向上に向け、決意を新たにしたところであ

ります。

競技力向上対策本部としましては、引き続き、開催に向けて競技力向上の機運を高め、県民の皆様への御理解と御協力、御支援をいただきながら、宮崎国スポにおける天皇杯獲得という大きな目標の達成に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

○山下 寿議員 私たちも次の国体は見ることはできないと思っております。48年ぶりの国体でございますから、どうか天皇杯に向けて頑張ってくださいと思います。

それでは、最後に、東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出についてお伺いします。

東京電力は、令和5年8月24日午後1時頃、放射性物質を除去する装置（ALPS）で、トリウム以外の放射性物質を除去した処理水の海洋放出を開始しました。

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、IAEA、第三国の分析機関の関与を得て、放出前に規制基準値を下回っていることを事前に確認済みであります。

それにもかかわらず、日本の周辺の国からは、処理水の海洋放出に関する抗議が相次ぎ、挙げ句の果てには、日本産魚介類の全面輸入禁止措置を実施してくる国まで出てきていることは、皆さん報道などで御存じのとおりであります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出による海産物等への影響についてお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） ALPS処理水は、放出前に、国及び第三者機関により、含まれる放射性物質の安全基準を下回っているこ

とが確認されるなど、厳格に管理されて放出が行われています。

また、海洋生物のALPS処理水での飼育試験や周辺海域の海水や魚類、海藻類のモニタリングも行われております。その結果、海洋生物に放射性物質が蓄積しないことや、モニタリングによる測定値に異常がないことが確認されております。

このことから、処理水の海洋放出による海産物等への影響は、今のところありません。

○山下 寿議員 海洋放出された処理水は、放出された瞬間、海水と混ざってしまい、検出器で検出できないぐらいトリチウムが希釈されてしまうため、その影響がないのは当然のことだと思いますが、検出器でトリチウムが検出されないということは、全くトリチウムがないということと同義語ではありません。

そこで、環境森林部長にお尋ねします。処理水に含まれるトリチウムがもし仮に体内に入ったとした場合、どのような影響があるのかお伺いします。

○環境森林部長（殿所大明君） トリチウムは自然界に広く存在する放射性物質であり、日本では、人は食物や空気中などから自然放射線を平均で年間2.1ミリシーベルト受けております。

また、国際放射線防護委員会が勧告する自然放射線及び医療放射線を除いた被曝の放射線量の限度は、年間1ミリシーベルトとされています。

このことを踏まえて、国は、原子力発電所からのトリチウムの排出について、トリチウムを含む水を毎日2リットル飲み続けたとしても、人が受ける影響は年間1ミリシーベルトが限度となるよう、基準を定めております。

今回の希釈されたALPS処理水は、この基

準の40分の1未満で放出されていることから、国は、環境や人体への影響は考えられないとしております。

○山下 寿議員 政府は、処理水の海洋放出で、風評被害による水産物の買い控えなどに対する対策のため、基金の設立などによる総額約1,000億円もの漁業支援を行っております。

宮崎県内の漁船の中には、東北沖など、遠い太平洋の沖合で操業するものもあります。

水揚げされた魚の安全性が科学的に証明されていても、今騒いでいる国は、科学的根拠をあまり求めていないようです。ということは、県内で水揚げされる魚介類も、いつ風評被害に遭うか分からないこととなります。

そこで、知事にお尋ねします。宮崎県内で水揚げされる魚介類も風評被害の懸念があるが、県の対応についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国は、ALPS処理水の放出は、厳格な管理の下で行われておりまして、魚介類などの食品の安全上の問題は生じないということや、処理水放出によって生じる諸問題に対し、処分が完了するまで全責任を持って対処するとしております。

私としましては、風評被害はあってはならないと考えておりまして、まずは、科学的根拠に基づいた正確な情報をあらゆる機会を通して伝え、漁業関係者や消費者の方々の様々な不安や懸念を払拭していくことが重要と考えております。

現在のところ、本県水産物の販売単価に影響は出ておりませんが、万が一、風評被害が生じた場合には、被害を受けた方々が、国の「水産業を守る」政策パッケージを円滑に活用して、安心して事業を継続できるよう、きめ細かな相談対応を行うとともに、実情に応じた支援を国

に求めてまいります。

○山下 寿議員 以上で、準備しました質問は終わりましたが、とにかく先ほどからいろいろお伺いしましたように、大変困難ないろいろな問題が山積しております。どうか皆さん緊張感を持って、私ども議員もそうでございますが、県民の安全・安心、幸せのために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。以上で終わります。(拍手)

○濱砂 守議長 次は、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、都城市選出の荒神稔でございます。よろしくお祈りいたします。

河野知事におかれましては、4期目の御当選、おめでとうございます。ますますの御活躍をお祈りいたします。

私も今年4月の統一選挙におきまして、地域の思いを背負い立候補いたし、今回壇上に立たせていただくことができました。ありがたさと同時に、地域の皆様方に感謝の気持ちでいっぱいあります。

私の議員の始まりを紹介いたしますと、今は合併により地方自治体としては存在しない旧北諸県郡山田町で議員活動を、2年半在籍し、合併となり、失職から新都市議会議員となりました。

ふるさとの自治体が合併により消滅する町議会最後の日の寂しさは、当時の町長をはじめ、執行部、同僚議員、複雑な気持ちで無言になった時間を今でも忘れられません。

県議会議員でも、この体験をした中山間地域の議員は数少ないと思います。それから中山間地域の問題に対するふるさとの声が山積して、今日に至っています。

県政につなぐふるさとの代弁者として、中山

間地域の活性化はもとより、諸問題や課題の解決策を県政に提言するなど、県勢発展のために精いっぱい頑張っております。

そして今日は、私の育ての親とも言える後援会から、多数の傍聴に来ていただいております。本当に心強い気持ちでございます。

それでは、9月の定例会に当たり、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問を進めてまいります。

まず初めに、中山間地域が抱える農林業の課題についてであります。

本県の課題として、人口減少に伴う労働・担い手不足があります。人口減少対策としては、若い世代が安心して子育てができる社会環境を整えることが、国の政策で必要であると私は思います。

また、中山間地域では、人口減少とともに核家族化による空き家等の問題をはじめ、農業及び林業の高齢化による農林業の担い手不足があります。高齢の農業経営者の方が、担い手の不足から離農となり、それに伴い、農地や山林等の荒廃地が年々増加の一途をたどっております。

みやざき行財政改革プラン(第四期)の記載でも、我が国は、本格的な少子高齢化で人口減少社会を迎え、特に本県は、全国平均より早く高齢化が進んでおり、このまま人口減少が続けば、生産年齢人口の減少による深刻な労働力不足や社会保障ニーズの増加、税収不足による住民サービスの低下への懸念など、多くの課題に直面するため、対策の急務が求められております。

さらに、県の令和5年度から令和8年度の中山間地域振興計画では、中山間地域は高齢化率が高く、生産年齢の若い世代の人口減少が進

み、集落活動を支える担い手の確保が課題となっていることも明記されています。

このことから、中山間地域が抱える農林業の課題について、今後どのように取り組んでいけるのか、河野知事にお考えをお伺いいたします。

以上を壇上からの質問といたしまして、あとは順次質問席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県土の約9割を占めます中山間地域は、高齢化等の急速な進行に伴い、農林地の保全管理や生産活動の低迷等が懸念され、地域の存続が危惧される状況にあります。

しかし、日本の原風景であります豊かな自然や多様な伝統・文化・絆が継承される、かけがえのない地域でありまして、何としてもこれを守り、将来に引き継いでいかなければならないと考えております。

このため、中山間地域の主要産業であります農林業について、より効果的、継続的な施策により振興する必要があると考えております。

具体的には、農林地等の維持管理や鳥獣被害対策、複合的経営体の育成などによりまして、農林業の下支えとなる活動を支援するとともに、集落住民が共に支え合い、地域資源を保全・活用する仕組みづくりを推進し、集落機能の維持・強化を図っております。

さらに、先人が守り育ててきた豊かな森林資源を次世代に引き継ぐべく、再造林を核とした循環型林業を推進しているところであります。

今後とも、中山間地域で暮らす人々が、誇りと活力を持って持続的に農林業に取り組めるよう、しっかりと支援してまいります。以上であります。 [降壇]

○荒神 稔議員 答弁をありがとうございます。今後とも、中山間地域で暮らす人々が、持続的な農林業に取り組める支援をしていく内容の答弁だったと思います。

農林水産省が発表された2023年の農業構造動態調査によりますと、今年2月1日現在では、農家や法人などが前年比4.7%減少し、92万9,400であります。

近年の経営件数は、数%ずつ減少する傾向が続いているようでございます。高齢化などを背景に個人経営の離農が進み、法人などは逆に増加しているような現状です。

本県の現状を見ますと、農林業センサスによりますと、平成27年度の農業従事者が、5年後の令和2年度は1万人以上減少して3万1,570人と、これは午前中にもありましたが、減少の人数でございます。

一方、市町村と農業委員会が、通常の農作業では作物の栽培が不可能と判断した荒廃農地については、以前の答弁で、2020年11月末時点で耕地面積の4%に当たる2,860ヘクタールで、このうち再生利用が可能な荒廃農地の面積は約1,254ヘクタール、そして再生利用が困難な荒廃農地は1,605ヘクタールとあります。

県として、今後、高齢化が進むわけですが、担い手不足で離農となり、遊休農地から耕作放棄地、そして荒廃農地等のおそれがありますが、この中で、中山間地域における遊休農地について、県はどのような対策を考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 中山間地域では、農業従事者の減少に加え、農地が分散し、条件不利地域も多いことから、遊休農地等が増加してきております。

このような中、現在、市町村においては、地

域農業の将来の在り方を定める地域計画の策定が進められており、遊休農地等も含めて、農業に利用される区域と農業上の利用が困難な区域に明確化される予定であります。

県としましては、今後、農業に利用される区域は、担い手が効率的な営農活動ができるよう、関係機関と連携しながら、農地の集積・集約や基盤整備等を推進してまいります。

一方、農業上の利用が困難な区域では、鳥獣を寄せつけないための緩衝帯の設置や放牧、計画的な植林などの取組を後押ししてまいります。

○荒神 稔議員 基盤整備のできる中山間地域はいいんですけれども、基盤整備が難しい地域もあるということを私たちは危惧しております。

また、農業法人も地域外から借り手をいろいろと模索するわけですが、どうしてもコストの問題、条件が合わずに、年々荒廃地が増えていくのが現状でございます。

先ほど「関係機関と」という答弁がありましたが、私は関係機関にはJAも存在するのではないかと考えております。

JA都城は、過去、組合員日本一を誇ったJAであります。持続可能な農業と地域の活性化等をどのように図るか、それを支えるJAの経営基盤をどのように維持するか、JAグループは喫緊の課題として、平成29年3月から県域JA統合を検討されてまいりました。来月10月2日、合併臨時総会が開催されるようです。

県域JA構想は、組合員へ一層貢献ができるように、「一人は万人のために、万人は一人のために」を掲げ、未来に花を咲かせるためには、今こそ土づくり、種まきを検討されることが不可欠だと言われております。県でも、ス

ピード感を持って、中山間地域の土地利用の対策を願っております。

それでは、山林の登記と集積・集約化についてお尋ねいたします。

これも午前中に質問がございましたが、登記名義人の死亡後、相続人が変更されていない相続未登記山林や農地が年々増加しております。

本県の相続未登記農地面積は、農地面積の28.4%にも当たると言われております。この問題は、未登記の問題により集積・集約化を妨げると言われております。

中山間地域振興計画によると、県内の中山間地域全1,861集落のうち、市町村が将来の消滅可能性を懸念している集落が、昨年4月時点で1割超の234集落になり、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める限界集落の割合も、昨年4月の時点で46%に上り、深刻な人口減少や高齢化が加速し、集落の維持・存続が難しくなっている状態であります。

そこで、森林所有者が自ら管理できず、手入れの行き届かない森林の増加にどのように対処していくのか、持続可能な森林活用には、「伐って、使って、すぐ植える」サイクルが不可欠だと語られております。環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない森林については、その意向に基づき、市町村が主体となって、効率的な林業経営と適正な森林管理を行うための仕組みとして、森林経営管理制度が令和元年度に創設されました。

市町村においては、森林の取扱いに関する意向調査に順次取り組んでおり、管理を委託する意向のあった森林のうち、林業経営に向いているものは、市町村が林業事業体に経営を再委託

し、そうでないものは、市町村による間伐等の森林整備が行われています。

県としましては、森林経営管理支援センターによる市町村職員への研修の実施等、きめ細かな支援を行い、森林の集積・集約化にもつながる本制度を推進してまいります。

○荒神 稔議員 ただいまの答弁は、森林経営管理制度を推進していくということで、これは所有者が明らかになっている方が窓口で申請するわけでございまして、心配しているのは、未登記とか、山林の所有者が不明、またその制度を無関心でまだ知らない、いろんな条件の方がいると思いますが、そういう管理が不可能な山林所有者への急務な対応策が必要じゃないかと思っておりますので、この件は提言しておきます。

それでは、本県の杉丸太の生産量32年連続日本一がいつまで続くのか不安でございしますが、持続可能な時期についてでございます。

令和3年度は、林業産出額も木材生産部門で初めて日本一となったようでございます。本県の再造林率は70数%ですが、山主の後継者不足や経費負担等を理由に再造林が追いついていない荒れる山林の現状を踏まえ、本県における将来の森林資源量の見通しについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 第八次森林・林業長期計画の試算では、杉・ヒノキの民有人工林において、現状に近い70%の再造林率で、現状と同程度の量を伐採し続けた場合、伐採可能な資源量は、20年後に約10%、45年後に約20%減少する見通しとなっております。

また、本県における伐採の多くは、道に近いなど採算性が高く、効率的な林業経営が可能な森林で行われており、このような場所で再造林

が進まないと、本県林業の高い競争力が失われるだけでなく、森林の持つ二酸化炭素吸収や山地災害防止などの機能の低下が懸念されます。

このため県では、グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一という高い目標を掲げ、持続可能な林業の確立を目指してまいります。

○荒神 稔議員 再造林率日本一という目標を掲げて確立されるということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、再造林には欠かせないわけですが、再造林には苗が必要です。杉コンテナ苗の生産拡大に向けた新規生産者への支援についてお尋ねいたします。

農業就業の高齢化と農業担い手不足により、将来に向けて産地として持続的な農業振興に欠かせないのが新規就農でございします。

この取組でございしますが、所得向上を目的に、ハウス施設に植栽時の活着率が高いコンテナ苗の生産に従事する新規就業者は、林業に属する規定から、新規就業者には該当しないのが現在の規定です。

杉コンテナ苗の生産拡大に向けた新規生産者への支援について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） コンテナ苗は、植付けが容易で活着がよく、通年での植栽が可能であるため、再造林の効率化・省力化には大変有効であります。新たに生産を始めるには、施設整備等の初期費用や高い生産技術が必要となります。

このため県では、新規生産者に対し、自家採種園の造成や生産施設の整備、挿し付け用の穂木の採取経費など生産に要する経費について、支援しております。

また、穂木の採取、挿し付け方法等の研修会や、優良苗木生産者による個別指導を行うなど、生産技術の向上を図っております。

県としましては、コンテナ苗の新規生産者を育成し、生産拡大を図ることにより、再造林に必要な苗木の安定供給にしっかりと取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 先ほど知事の答弁にもございましたが、先人が守り育ててきた豊かな森林資源を、次世代に何としてでも将来、引き継ぐことが大事でございまして、そのためにもいろいろな策を練っていただければと思います。

新規就農支援の中ではいろいろと策があるわけですが、今後も、杉コンテナ苗生産者も農地を所有している人もいるわけですので、林業、農業の区別なく、若い方々が就農する場合は、同等な支援策が必要ではないかということを提言して、次に移ります。

次に、子育て環境についてでございます。

「ひなたの出会い・子育て応援運動」について、4月からこども家庭庁も発足され、九州の地方新聞社4紙の子育て支援に対するアンケート実施では、子育てに対する意見として、教育費の支援を訴える声がありました。

少子化の大きな要因は、未婚者が増える若い世代が結婚・子育てに将来の展望を描けない現状の課題があります。

本県の県民所得は228万8,000円で、全国平均297万5,000円より68万7,000円少ないです。県は、人口減少を踏まえ、本年度から取り組まれた「ひなたの出会い・子育て応援運動」による議論を踏まえて、推進会議を行っております。

その会長として、どのようにこの応援運動を推進していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 未婚化や晩婚化などの

影響で少子化がどんどん進んでいる。それに加えて、コロナ禍の影響によりまして、出会いや結婚が減っている。婚姻数や出生数の減少に歯止めがかからないという厳しい現状に直面しております。

このため県では、これまでの「子育て県民運動」に「出会い」の視点を新たに加えました「ひなたの出会い・子育て応援運動」を今年度から展開し、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図っているところであります。

この運動の司令塔の役割を果たします推進会議におきましては、会長である私自ら、各分野の代表者と意見交換を行い、本県の少子化の現状や課題を共有しながら、今後の推進方針を定めるとともに、高校生や大学生など若い世代や実務者レベルによる部会を通じて、各企業・団体による取組を推進しているところであります。

このほか、県内各地で、少子化をめぐる問題につきまして市町村長と議論を重ねるなど、地域の実情を肌で感じ、私の思いを直接伝える取組も行っているところであります。

今後とも、推進会議を中心としまして、県民や市町村、企業・団体等と一体となって、少子化対策に全力で取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 今後の推進会議には、高校生や大学生、若い方々を取り込まれた部会に大変期待しているところでございます。

次に、県独自の学校給食費無料化についてでございます。

東京都の人口は過去最高の1,408万5,000人であり、一極集中で地方の人口減少に拍車をかけると言われております。日本の人口は、2010年1億2,638万2,000人をピークに、総人口は12年連続減少であり、将来を担う14歳以下の人口

は、総人口に占める割合、過去最低の11.6%と
言われております。

政府は、次元の異なる少子化対策の柱に位置
づける児童手当で、新たに高校生までの支給と
か所得制限の撤廃、多子世帯への加算、児童手
当拡充と学校給食の無料化など、いろいろと対
策を練り、今後3年間で加速して、24年度に拡
充されるとあります。

学校給食の無償化による県内の状況と県の取
組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度の市町村を
対象に実施した調査では、学校給食の実施主体
であります市町村において、26市町村中、7町
村が実質無償化となる全額補助を行っております。

5月には、市町村担当者会を開催し、現段階
での給食費補助の情報提供や、今後の各市町村
の取組について、情報交換等を行いました。

また、本県で開催した九州地方教育長協議会
におきましても、交付金による一時的な措置で
はなく、長期的な視点での切れ目のない支援に
ついて協議し、8月に国へ要望を行ったところ
であります。

現在、国では、学校給食費の無償化の実態調
査と課題の整理が進められておりますので、今
後とも国への働きかけを行うとともに、動向を
注視してまいります。

○荒神 稔議員 午前中も出ましたけれども、
本県は人工妊娠中絶の実施率が4年連続最多で
あるとか、人口10万人当たりの自殺者もワース
ト3とか、いろいろと報じられておりますが、
この「ひなたの出会い・子育て応援運動」に大
変期待をかけているところでございます。今、
教育長のほうから答弁がございましたが、国で
も動向があるわけですがけれども、私は、どこの

地域でも、日本国どこに住んでも、子供は一緒
の教育を受け、学校に行けるのが普通ではない
かと思っております。

今、子育て中の世帯が、もし学校給食無償化
が進めば、一人っ子の子が2人、そして2人の
子が3人へと、いろいろとにぎわいのある家族
が増えることが今は必要ではないかと私は思っ
ています。

それでは次に、愛知県大村知事が、少子化対
策として、事実婚のカップルから生まれた子供
に法的保護を与える制度の創設の要望で、全国
知事会で趣旨を説明されたと書かれておりまし
た。

全国知事会で発言のあったこの制度につい
て、知事の感想をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の愛知県知事の提
言というものは、結婚や家族の在り方について
考える一つの問題提起になったのではないかと
考えております。

実は、全国知事会に先立って、先ほど答弁で
申し上げました、将来世代応援知事同盟とい
う23県の知事から成る会合が岩手で開催されま
した。そのときにもこの問題が議論になりまし
て、今、性の多様性というものを社会で受け止
めようというような動きが広まる中で、結婚、
妊娠・出産をめぐつても、多様な在り方、価値
観というものを認める、そういう議論があつて
もいいのではないかということでもあります。

ただ、これを出生率回復の特効薬と位置づけ
るのは、なかなか課題があるようであります。
一つには制度的な問題、一つには過去のデー
タの分析の問題ということでもあります。

制度的な問題で申し上げますと、フランスな
ど海外におきましては、結婚観や宗教上の違い
のほか、婚姻手続の負担などから、事実婚の割

合が高くなっているということでもあります。

例えばフランスなどでは、離婚の際に、裁判上の手続までが必要になってくるというようなことで、結婚、離婚というものはハードルが高い。それでは事実婚を選択をしよう。そのときに、民事連帯契約制度（PACS）という制度が用意されて、それに沿って届出をすると、嫡出子と同じような保護を与えられるという制度があるということ、事実婚の割合が高くなっているという状況がございます。

一方、我が国においては、結婚と法律婚を同一と捉える考え方が主流でありまして、婚姻手続の負担も比較的軽いことなどから、事実婚の割合が極めて低い状況になっている。そういう制度的な違いがあるというのが一つあります。

それから、フランスについてもよく言われますが、婚外子が増え始めたのが1970年代後半からで、ただ、当時は出生率は低下傾向にあって、出生率の回復は90年代になってからということでもありますので、出生率の回復の要因として、婚外子の増加を挙げるのは無理があるのではないかという専門家の指摘もなされているところでもあります。

いずれにしても、今回の提言につきましては、国民的な議論を要する婚姻制度や結婚観に関わる問題でもあります。

また、必要に応じて、民法の改正とか所要の法整備なども必要になってくるという非常に重要な課題でありますので、今後の国の動き、また議論の動向を注視してまいります。

○荒神 稔議員 御感想をありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

高等学校の内容についてでございますが、来年度、2024年度の県立高校の募集定員は、延岡

商業と高鍋高校が各40人ずつ減るため、80人少ない7,320人のようでございます。

今回、工業高校についてでございますが、工業高校土木学科改編について、要望の内容をお聞きいたしました。建設業界の担い手不足を解消する要望の内容でございますが、このことについてお尋ねいたします。

県内の県立工業高校には、以前、土木学科が延岡工業高校と都城工業高校の2校に存在していましたが、都城工業高校に限っては、平成14年に建築科と土木科が統合されて、建設システム科となっております。総合的に建設のことを学べるようになっているようです。

2年生のときに、2級土木施工管理技士1次の試験、そして3年のときに2級建築施工管理技士1次の試験、このそれぞれの試験を取得できるようになり、どちらも合格率90%を超えると聞いております。このことにより、就職活動のときに、土木系の建設会社に就職するか、建築系の建設会社に就職するか、選択肢が増えると言われております。

県内の土木科のない工業高校も、総合的に学べる建築システム科のような形に移行して、建設のことを総合的に学べる学科を増やしたいんじゃないかという内容の御意見をいただきました。

そこで、県内の工業高校において、建築や土木など総合的に学べる学科の改編等ができないのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県高等学校教育につきましては、令和3年3月策定の「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」におきまして、令和10年度までの在り方を、多方面から様々な御意見を賜り、それを取りまとめた形で示しておりまして、現在、それに基づいた魅力ある高

等学校づくりを推進しているところであります。

その中で、工業も含めた専門学科の学びにつきましては、可能な限り学科を維持することとしておりまして、専門性の深化を図るための学びができるよう努めております。

一方で、議員御指摘の今後の学科の在り方につきましては、近年のコロナ禍の影響や不透明な国際情勢、本県が直面する人口減少等、直面する諸課題を踏まえることが大切でありまして、その時々々の社会情勢や保護者・地域のニーズなどを適切に把握していく必要があると考えております。

○荒神 稔議員 10年前から都城工業高校がそういうふうに総合的にやって、保護者、本人、また事業者から、選択肢が増えた、やはりこれは若い人たちが県外に流出しないためにも広げるべきじゃないかということでございますので、今後、検討の余地があると思います。よろしく願いいたします。

それでは、次のN I Eについて質問させていただきます。

このN I Eについてでございますが、学校で新聞を教材として活用する活動のことであります。このことは、過去に同僚議員も質問されているようでございます。

新聞を教材として活用する活動のN I Eについて質問させていただきます。

私も市議会議員当時、質問にこの問題を取り入れたことがございます。この当時の教育長の答弁を紹介しますと、校長会や教頭会を通じて、新聞活用のよさを理解していただくこと、N I Eに関する教職員の研修や教材研究の時間の確保等、それぞれのことをいろいろ当時の市議会で答弁されました。

また、新聞を教材として活用することは、身近な社会問題へ関心を深め、地域社会の一員として自覚を育むことになり、加えて読解力、思考力、判断力、表現力の育成のために大変意義があるとも語られておりました。

私の感想として、県の教育委員会の御理解と御尽力が必要不可欠だと当時から思って、今回、一般質問の中に取り入れた理由でございます。

昨年8月、宮崎市でN I Eの全国大会が開催されました。今年8月、県内の教諭を中心に、新聞を教材にする楽しさを体験してもらうN I E宮崎県大会の第1回が行われたわけですが、N I Eの全国大会や県大会の開催により、どのような効果が期待されるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) N I Eは、子供たちの社会への興味・関心を高め、言語能力や情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力を育成するものでありまして、ひいてはキャリア教育にもつながるものと考えております。

昨年度、本県で開催された全国大会では、県内外から2日間で延べ2,100人の参加があり、パネルディスカッションや公開授業、実践発表等を通して、新聞の効果的な活用が、今、国や県が推進している「主体的・対話的で深い学び」につながることを共有する機会となりました。

この全国大会をきっかけに、本年8月、初めての県大会が開催され、本県におきましても、新たな一步を踏み出したところであります。

○荒神 稔議員 ただいまの答弁は、新たな一步を踏み出したということでございますが、今後のN I Eの取組についてお伺いしたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 県教育委員会で

は、N I E推進協議会と連携・協議しながら、これまで延べ236校を実践校として指定し、その効果的な取組は、県教育研修センターのホームページからも閲覧できるようになっております。

また、今年度は、指定校やN I Eアドバイザーの数を増やすことで、活動の広がりや充実を目指しております。

さらに、先ほど述べました初めての県大会におきましては、今年の全国大会の報告やアドバイザーの実践を共有でき、まさにN I Eを広く発信するための、大変意義のある取組となったところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、N I Eの実践が、指定校や担当者だけで終わる一過性のものではなく、広く継続して行われるよう、しっかり取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 ただいまの答弁は、一過性のものではなく、県内教職員向けのN I Eアドバイザーの実践報告の発信、教育研修センターによるN I Eマニュアル等の情報発信をするという内容でございました。私は今回質問して、大変価値があったなと思っているわけでございます。今後、N I Eの実践が県内に広く継続して取り組まれることを再度提言して、次の質問に移ります。

次に、新陸上競技場についてお尋ねいたします。

河野知事におかれましては、都城市の新陸上競技場、延岡市の新県立体育館、宮崎市のプール施設整備事業の議会の答弁で、「様々な立場から御意見をいただき、大変難しい問題でありましたが、今回の整備に至った」という内容を語っておられます。

都城市に新陸上競技場を整備することに、私

ども都城市民の一人としても大変ありがたく、そして当時の県議会にも心から感謝を申し上げるところでございます。

そこで、国スポ・障スポの開催決定を来年に控え、改めて大会に向けた知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国スポ・障スポを4年後に控え、先月20日にはアスリートタウン延岡アリーナのサブアリーナが供用開始するなど、スポーツ施設の整備が目に見える形で着実に進んでまいりました。

昭和54年の前回国体の施設整備が、今日の「スポーツランドみやざき」の展開に結びついてきたように、48年ぶりの大会を契機として、スポーツを通じた地域振興を県内全域に広げていきたい、そしてそのことが本県のさらなる発展につながると、そのような思いで主要施設の分散整備を決断し、現在準備を進めているところであります。

また、本県アスリートが躍動する姿は、県民に夢や感動を与え、スポーツに対する関心を一層高めることにもつながります。

そのため、天皇杯獲得という高い目標を掲げ、競技力の向上を推進するとともに、地域スポーツの振興や県民の健康づくり、生きがいづくりにつながるような大会を目指してまいります。

さらに、大会には多くの方が来県されますことから、本県ならではの「おもてなしの心」で温かくお迎えするとともに、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信する大会としてまいります。

○荒神 稔議員 県民への大会周知と機運醸成が重要であるというような答弁と思いますが、開催日程公表の時期を来年に控え、大会イメー

ジソング募集から、大会イメージソング制作の進捗状況と、機運醸成にどう活用していくのか、若い人に暮らしたいと思われる宮崎にしたいと語られている総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） イメージソングにつきましては、大会の周知と機運醸成を図るため、歌詞及び曲を公募により制作しているところであります。

歌詞につきましては、先月25日まで県内在住者を対象に募集し、400件を超える応募がありました。

現在、県準備委員会の広報・県民運動専門委員会において審査を行っており、10月下旬から、歌詞に合った曲を募集し、完成したイメージソングの発表は、来年夏頃を予定しております。

活用につきましては、各種イベントでの使用や、イメージソングに合わせたダンス等を制作し、学校や地域への普及を図るなど、若い人々をはじめとする多くの県民が、様々な場面で耳にすることができるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○荒神 稔議員 様々な場面で耳にすることができる取組を進めるということでございますので、私は、イメージソングをしつこいぐらい使用されて、スポーツに関心がない人でも鼻歌が出るぐらいに機運醸成を図っていただきますよう提言いたします。

それでは次に、国スポ・障スポ開催、開会・閉会式における輸送・交通対策について、現在の取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 開閉会式には県内外から多くの来場者が見込まれますこと

から、円滑な輸送・交通対策が重要であると考えております。

このため、会場周辺道路の拡幅や交差点の改良工事を進めているほか、貸切りバス・タクシーの県内保有状況や、会場周辺の臨時駐車場及び輸送ルートに関する基礎調査を実施してきたところであります。

今年度は、交差点等の交通量やバスの実走による調査、交通規制の検討など、開閉会式に係る輸送計画の策定に向けた総合調査を実施しております。

今後、これらの調査結果を踏まえ、関係機関・団体と十分連携しながら、必要な対策を検討してまいります。

○荒神 稔議員 「スポーツランドみやざき」として、開催後のスポーツ観光と地域活性化について、県は、スポーツ観光プロジェクトに新陸上競技場などを活用して、地域活性化に取り組むということですが、この件について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、国スポ・障スポに向け、新陸上競技場をはじめ、体育館、プールなど、高水準の仕様を備えた施設の整備を進めており、これらは「スポーツランドみやざき」を全県に展開していく上で、新たな拠点となる大変重要な施設であります。

このため、今回のスポーツ観光プロジェクトでは、これらの施設の活用を念頭に、市町村や競技団体等と一層の連携を図り、誘致活動を強化することとしております。

特に、新陸上競技場につきましては、日本陸連の第1種公認を取得いたしますことから、陸上競技を筆頭に、ラグビーやサッカーなどの国際大会や、国内外代表クラスのキャンプ・合宿

の誘致・受入れを目指し、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○荒神 稔議員 今後のスポーツ観光が都城市をはじめ各自治体と連携されて、地域活性化につなげるような政策を提言して、次の質問に移ります。

次は、都城警察署建設についてでございます。

まず、南海トラフ巨大地震を想定した後方支援都市である都城、そして都城市民の役割の周知と、市民に自助としての防災力を啓発できているのか、課題がございます。

県議会では、防災減災・県土強靱化対策特別委員会で警察署への研修は行っていないことから、ここでお伺いいたすわけですが、大規模災害における後方支援都市と、警察との連携について、8月25日付で新警察本部長に就任されました、平居警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 警察と大規模災害時後方支援拠点都市等との連携につきましては、これまで宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会に参加する自治体が主催する訓練等に、防災関係機関の一つとして参加してまいりました。

今後も、同協議会に参加している関係自治体や防災関係機関との連携を図ってまいります。

○荒神 稔議員 次に、国スポ・障スポの開催に向けた警察の対応策について、本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 令和9年に本県での開催が内定しております、国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会につきましては、県外から多数の選手や関係者等の来県が見込まれ、ソフトターゲットとしてテロ等の標的となり得るほか、交通渋滞の発生なども懸念されます。

警察といたしましては、県や関係機関等と連携を図りながら、市民生活への影響やニーズも考慮しつつ、必要な警備措置、交通対策を講じてまいります。

○荒神 稔議員 国スポ・障スポに向けた県警の対応の内容を教えてくださいましたが、先ほど申しました都城警察署は、日本一古い警察署であります。

昨年の当初予算に、都城・高岡警察署の庁舎調査費が計上されておりますが、このことから、都城警察署の建て替え計画について、本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） まず、一般論でございますけれども、警察署につきましては、治安基盤や防災活動拠点としての機能を十分に発揮できる施設が必要であると考えております。

この点、都城警察署の建て替えにつきましては、警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡等の事情を参酌して決定するというにされておりますことに加えまして、警察署建替調査事業の結果や人口動態あるいは犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢、さらに過去の災害状況などから、総合的に判断する必要があります。

現在、これらを踏まえて、建て替えの計画を進めているところであります。

○荒神 稔議員 今、建て替えの調査費は計上されているけれども、まだ話せる段階ではないのかなと思いました。この理由には場所の選定等もあろうかと思えます。

私の思う適材地は、都城盆地の中央地域であり、交通体系の利便性もある沖水地区も候補の一つに取り上げられるとありがたいなと思って

いるところでございます。

国スポ・障スポの開催地が、日本一古い都城警察署から日本一新しい警察署で、「おもてなしの心」に間に合うような計画をしていただければ、大変ありがたいなと思っております。これに加えて、南海トラフの後方支援都市でもありますので、急務な計画をお願いしておきます。

今回の質問は、いろいろと中山間地域に住んでいればこそその内容で、住民からのいろんな相談事がございます。そして農地の活用、今後、活用できるものは、その再活用に目を向けなきゃいけないかなど。そして学校給食も、どこよりも先に県が取り組めば、目の前には国の動向もあるとは聞いておりますので、その辺も大事かなど。そして工業高校のほうも、人手不足、こういう状況の中で、いかに若い人が流出しないように取り込むかも一つの問題だと思います。

また警察のほうも、南海トラフ地震があってはなりません、国スポ・障スポは目の前にありますので、「おもてなしの心」で、日本一の警察でお迎えしていただければと思っております。

これで私の一般質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、19日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会

9月19日（火）

令和 5 年 9 月 19 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	(同)
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	(同)
9 番	福 田 新 一	(同)
10 番	本 田 利 弘	(同)
11 番	山 内 い っ と く	(同)
12 番	山 口 俊 樹	(同)
13 番	濱 砂 守	(同)
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。9月19日、皆さん、今日は何の日か御存じでしょうか。

ニュージーランドの女性の友人からLINEが届きました。読ませていただきます。

「9月19日は、世界で初めて国レベルでの女性参政権をニュージーランドが獲得した日です。今年は130年目の節目の年。記念式典をZoomで一緒に見ませんか」という誇りに満ちた文面内容でした。

片や、新閣僚に5人の女性が登用されたものの、副大臣28名、政務官26名の全てが男性という内閣人事が行われているというのが、日本の現状です。

記念すべき日に、一人の議員として登壇できることに身の引き締まる思いです。

そのような中、今日は、私の事務所のインターン生、宮崎公立大2年の長友陽奈詩さん、奈須成美さんが来てくれています。ありがとうございます。

2人は、県内の大学生15チームが参加した政策立案コンクールで優勝を果たしました。2人のテーマは「みんなの声が届く日本」。生まれ育った宮崎のジェンダーギャップ指数の低さに着目して、女性を含む多種多様なリーダーが必要として、解決策を提案しました。

先人の知恵と努力、そしてこれから羽ばたく若者のみずみずしい感性には、時代をつくる力

があると信じています。

まずは足元から、みんなの声が届く宮崎の実現に向けて、質問に入ります。

1問目は、日本一挑戦プロジェクトの「子ども・若者」について、知事に伺います。

日高陽一議員の代表質問に対し、河野知事は「合計特殊出生率日本一」という目標を示し、「特に第2子以降の希望を後押しする」との答弁もありました。

この話を聞いたとき、国や全国の自治体の子供支援策でも、第2子以降、つまり多子優遇策があふれる中で、「宮崎は第1子から応援します」と打ち出すことはできないのかなと、私は感じてしまいました。

そこで質問します。「子ども・若者プロジェクト」において、第2子以降の希望を後押しすることの意図を知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

県では、子育て支援対策として、これまで全ての子供・子育て世帯に対し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできたところであります。

しかしながら、夫婦が理想とする子供の数と、予定する数にはまだまだ開きがあることから、少子化対策を進める上で、希望する家庭が希望する子供の数を持てるように支援することが重要と考えております。

本県の特徴としまして、多子世帯の割合が高いことなどが挙げられ、その背景には、通勤時間の短さや男性の家事時間の長さなど、夫婦で子育てしやすい恵まれた環境があり、こうした強みを生かした施策が有効であると考えており

ます。

このため、もちろん第1子も含めて子供を持つ、そういう希望をかなえるサポートにしっかり取り組んでいくわけですが、今申し上げましたような考え方、事情・背景から、特に「子ども・若者プロジェクト」では、第2子以降の希望を後押しする施策を構築することとしたところであります。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

県内自治体でも、第1子支援が既に始まっています。人口増加率県内トップの三股町は、9月から制度上、第1子の保育料無償化に乗り出しました。理由として、「世帯内の児童数に関わらない支援が行える」「現行制度に多子世帯優遇の不満感を抱く保護者もいる」との説明がありました。

代表質問で答弁がありましたが、これまでの枠にとらわれない来年度予算、知事の強いリーダーシップに注目しています。

ここからは、子供の命や学びに関わる問題を10問取り上げます。

まず最初に、ホーユーの業務停止に伴う特別支援学校における県の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） ホーユーの業務停止に伴い、影響を受けた特別支援学校は5校であり、今回の事態を受け、各学校で保護者説明会を行った後、学校とホーユーとの契約は、県教育委員会により、9月9日付で解除いたしました。

契約解除直後は、5校とも給食を停止し、弁当などで対応しておりましたが、順次給食を再開し、本日までに全校で給食を再開しております。

なお、給食業務を行う調理員につきまして

は、新たな委託業者との契約が決定するまで、県で直接雇用することとしております。

特別支援学校の給食は、刻み食やペースト食にするなど、より慎重な対応が必要であるため、今後とも各学校と連携し、児童生徒に安全・安心な給食を提供できるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 本日から全5校で給食を再開できるとの答弁に、ひとまず安心いたしました。

担当の財務福利課に確認したところ、今回影響を受けたのは、特別支援学校5校の全児童生徒約373人、そのうち外注弁当で対応したのは290人、家庭から弁当を持参しなければならなかったのは69人、さらに別の1人は刻み食が必要な児童生徒でしたが、家庭の事情で弁当を持ってくることは難しく、弁当対応を行った4日間については、昼食の前に早退して、デイサービスに連れて行って刻み食を食べるという対応を迫られたと聞いております。

約20年前までは、県が直接雇用する調理員が調理していましたが、行財政改革の一環で民間委託が進みました。ホーユーとの契約開始は8月1日からで、僅か1か月余りでこのような事態が起きたわけです。

民間に委託する際の契約の在り方、民間に委託するのではなく、行政が守るべき分野もあるのではないかと。命に関わる公共サービスの在り方が問われる出来事です。今後もしっかりとした対応を求めて、次の質問に移ります。

県内の保護者からメールをいただきました。読ませていただきます。

小学5年と5歳の2人の息子を育てながら、フルタイムの仕事をしています。5歳の子はダウン症で、来年度にはみやぎ中央支

援学校に入学する予定です。新1年生の通学は原則、保護者送迎となっているようですが、受入れ時間は8時40分と決められ、それ以前は不可。この方針は昔からですとの説明でした。

地域の公立小学校に通う長男は7時半に登校し、同じ義務教育なのに、この差はどうしてなのかなと疑問です。

周囲に聞くと、時間まで駐車場で待つ、職場に相談して、時短勤務やフレックスタイムのような調整をする。ファミリーサポートセンターの有償ボランティアをお願いするものの、対応できるボランティアがいるかも分からない状況です。

今は共働き世代も多いですし、頼れる身内もない家庭では、このルールは非常に厳しく、今の時代に合っていないと思います。困っていることを知っていただくことが必要だと思い、連絡させていただきました。突然で申し訳ありません。

という、とても丁寧な文面でした。

そこでお伺いします。特別支援学校の登校時間を早めることができないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別支援学校におきましては、登校時、保護者から引継ぎを受けた直後から、児童生徒一人一人の個性や障がいに対して、職員が常に対応できる体制を取るため、それらを基に登校時間を定めております。

登校時間を早めることにつきましては、一部の保護者からの要望があることは認識しております。

一方で、登校時間を早めることは、遠方の児童生徒のスクールバス乗車時刻を早めることにつながったり、各家庭において、登校に向けた

準備に要する時間が切迫するなど、児童生徒や保護者の負担過重につながることも懸念されま

す。このような状況を踏まえ、登校時間を早めることは困難ではありますが、今後とも、どのような支援ができるのか、福祉等の関係機関とも情報を共有してまいります。

○山内佳菜子議員 希望する児童生徒だけでも早めに受け入れることができないか、研究を続けていただきたいと思います。

一方、大阪府枚方市では、障がい児の通学を支援する事業があります。国や県の補助を受けて市町村が実施する地域生活支援事業の一環で、対象は一人で通学が難しい児童生徒。市が契約を結んだ事業所約40か所の中から通学ガイドヘルパーを派遣し、1か月上限2,000円の自己負担で利用できます。

そこでお伺いします。ほかの自治体の事例を踏まえ、本県においても、地域生活支援事業により、障がい児の通学支援に取り組むことはできないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 地域生活支援事業による障がい児の通学支援につきましては、県内では、3市町において、大阪府枚方市と同様の条件で、事業の対象として位置づけられておりますが、近年の実績はございません。

市町村が実施する地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、国や県の補助を受けて、地域の実情に応じ、多様なサービスを提供するものでありますが、市町村の財政負担が大きくなっているのが現状であります。

このため、県としましては、今後とも国に対し、地域生活支援事業実施のための十分な財政支援措置を要望するとともに、他自治体の事例

等を市町村と情報共有することにより、地域における効果的なサービスの提供につながるよう取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 今回の御答弁でありましたが、県内では、えびの市、高鍋町、木城町が制度化をしているものの、保護者の疾病など、対象条件のハードルがあり、利用実績がないと伺っています。

子供の学びの機会を保障する、そのためには、保護者の就労を支えることも大切です。今後も、教育と福祉でしっかりと連携し、共働きやひとり親が増えている現在の実態に合った登校の在り方の検討をお願いします。

話題を替えて、9月は世界小児がん啓発キャンペーン月間です。今年から、NPO法人日本小児がん研究グループの取組に協力いただき、県庁もゴールドにライトアップいただいています。ありがとうございます。

先日、県内で小児がん患者を受け入れている宮崎大学医学部附属病院で話を伺いました。

医療の発達で、7割以上の子供たちは長期的に生存できるようになりました。「子供たちが自分らしく社会生活を送るためには、入院中や療養中の学習支援が非常に重要。入院前にいた学校に戻る際に、せめて授業が分かる状況でないと、自分の居場所を見つけられなくなる」という先生方の御意見を伺いました。

同病院には清武せいりゅう支援学校の院内学級がありますが、授業時間が非常に限られ、医学部生や看護学生がボランティアで勉強を教えてください。

そこでお伺いします。長期入院中の子供などに教育を行う訪問教育学級の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 訪問教育において

は、障がいの状態や入院治療等の事情により、学校で教育を受けることが困難な児童生徒に對しまして、教員を派遣して教育を行っております。

その場合、教員が児童生徒の家庭で行う場合と、入院する病院内で行う場合とがございませう。今年度5月現在、県内7校の特別支援学校で、33名の児童生徒が訪問教育を受けておられまして、そのうち、17名は家庭で、16名は入院する病院内で学んでおられます。

訪問教育の授業時間につきましては、学習指導要領において、実情に応じて適切に定めることとなっております。本県では、児童生徒の体調の変化等に十分配慮しながら、教員の移動時間や学級編制等の状況も踏まえ、小中学部は週に6時間、高等部は8時間を原則としておられます。

○山内佳菜子議員 非常に限られた時間数だと感じます。

オンライン対応などにより、授業時間を増やすことはできないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 訪問教育では、当該児童生徒の体調等により、対面では予定していた授業を受けられないことがあります。

その際、児童生徒の体調の回復や、治療の状況に応じてオンラインを活用して授業を行うなど、まずは予定していた授業時間の確保に努める必要があると考えておられます。実際、コロナ禍におきましては、オンラインを活用して授業を行ってまいりました。

今後は、入院前に在籍の小中学校等とつなぐなど、オンラインのさらなる活用も視野に入れ、授業時間の増加について研究してまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ研究を続けていただき

たいと思います。

この3連休は、病気と向き合いながら学び続ける県内の中高生3人のお話を伺う機会がありました。

1人は、学校と医療機関がしっかりと連携し、授業の様子をオンラインで見せてくれたことに「対応が神」と保護者と口をそろえる子、また別の子は、事故をきっかけに情報処理能力が落ち、ほかの子よりも何倍も時間と努力が必要で、「進学を希望しているけれど大変」と話し、また別の子の保護者は、「障がい者の就職の難しさは聞くが、就学もこんなに大変とは」と言葉少なに話してくださいました。「学校や先生によって対応が全く違う」という話も聞いております。

名古屋医療センターがまとめた「長期療養中の高校生の希望に応える好事例集」という冊子では、在籍校、教育委員会、医療機関で連携して、長期入院中の生徒のリアルタイムの情報を共有する体制をつくること、教育委員会や学校がコーディネーターの役割を担い、オンラインを含めて、その子に合った教育を提供する方法や必要性を、実例を交えて紹介しています。

教育委員会としても、特別支援学校だけでなく小中高校を含めて、誰一人置き去りにしない教育の研究を深めていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

清武町にある県立こども療育センターは、児童福祉法に基づく障がい児療育拠点施設であり、医療法による小児整形外科病院としての機能を備えた県内唯一の施設です。

センター内には医療的ケア児支援センターが昨年7月に開設され、医療的なケアが必要な子供を支えるための重要な拠点ともなっています。

そこで質問いたします。こども療育センターの施設・設備の経年劣化が問題になっていると聞いていますが、現状と今後の対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県立こども療育センターにつきましては、昭和62年に整備してから36年が経過しており、一部で雨漏りも見られるなど、施設の老朽化による課題が顕在化してきております。

このため、今年度は診療への影響が懸念される診察室等の応急補修工事を行うとともに、建物全体の防水補修工事のための調査・設計を行っているところであります。

また、建物以外についても、老朽化した設備の計画的な更新や、利用者のニーズに応じた機器の導入等により、当センターの機能の充実を図り、利用者の利便性向上に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 命に関わる施設ですので、早急な対応をお願いいたします。

こども療育センターの入所状況を見ると、小児科の診察が必要な患者の入所は、5年前の平成30年度は48人でしたが、直近の令和4年度は575人と、10倍以上に増えています。小児科の対応が必要な一方で、現在の常勤医は整形外科だけです。

そこで伺います。医療的ケア児などの利用が増える中、常勤の小児科医の確保が重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 近年、たんの吸引や経管栄養等を日常的に必要とする医療的ケア児等への支援ニーズの高まりから、こども療育センターにおける入所児童への小児科の診察件数は、年々増加傾向にあります。

こうした中、現在、当センターの小児科では、非常勤の医師が交代で診療を行っておりますが、療育拠点施設としてのさらなる充実・強化を図っていくため、常勤小児科医の配置が重要な課題であると考えております。

このため県では、当センターなどで医療的ケア児等の診療に携わる小児科医の確保・育成を目的として、宮崎大学と連携した研修等を実施するとともに、引き続き同大学と意見交換などを行いながら、小児科医の確保に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 県内唯一の施設で、最後のとりでですので、引き続きの御努力をお願いいたします。

ここからは、地域での受皿となる事業所のことを質問いたします。

8月28日、医療的ケアが必要な子供や大人を受け入れている宮崎市の事業所「H A L E たちばな」を運営するホームホスピス宮崎が、宮崎県に対して要請書を提出、私も同席させていただきました。

「H A L E たちばな」の堤育子施設長は、こうお話しされています。「ゼロ歳で人工呼吸器をつけた子供を受け入れる保育所はもちろん、施設はほとんどありません。若い親が重症の子供を24時間介護し、夜も眠れず、仕事もできません。目をかけてもらえない兄弟の精神も不安定になり、家族が壊れるケースもたくさん見してきました」と、地域の受皿の必要性を強く訴えています。

ここで伺います。県内における医療的ケア児とその受皿となる短期入所施設の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児の現状につきましては、医学の進歩を背景に、

近年、増加傾向にあり、全国では約2万人と推計されており、本県では、今年3月末時点の調査で確認できた方が192人となっております。

また、御家族の休息や一時的な外出のため、医療的ケア児等を受け入れることが可能な県内の短期入所施設は、現在、医療機関が運営する「医療型」の施設は5か所、福祉事業所が常勤の看護師を1名以上配置して運営する「福祉型」の施設は11か所となっております。

○山内佳菜子議員 医療的ケア児は増えている一方で、受皿が足りません。その一つの要因が報酬の低さです。

「H A L E たちばな」のケースで見ると、16歳の人工呼吸器を装着した子が2泊3日短期入所した場合、経費16万5,400円に対して報酬は3万2,730円、僅か5分の1です。

さらに、「H A L E たちばな」は「福祉型」で、報酬が約3倍の「医療型」との報酬の大きな開きが全国的にも問題視されています。

松戸市には独自の補助制度もあります。要請書では、国に報酬の見直しを求め、県の独自支援策を求めています。これは、「四つ葉の会」など、県内の医ケア児のお母さんでつくる団体も賛同しているところです。「事業所が増えること、事業所の経営が安定して、サービスを安心して継続的に使えることが願いです」と、お母様方からも伺っております。

ここで伺います。医療的ケア児を受け入れる事業所への支援について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児等の支援については、より身近な地域において、短期入所や日中一時支援などの受皿を増やし、御家族の負担軽減のための環境を充実させていくことが重要であります。

このため県では、医療的ケア児を受け入れる事業者への支援として、必要な施設・設備の整備に対する補助や人材育成のための研修に取り組んでいるほか、九州各県が一体となって、国に対し、短期入所施設の報酬体系の見直しについての要望を行っているところです。

引き続き、他県等の情報収集や、関係団体の皆様との意見交換を行うとともに、来年度の障害福祉サービスの報酬改定に向けた動向を注視してまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 医療的ケア児などの支援について、県としてどう取り組むのか、知事にもお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年7月、医療的ケア児支援センターの開所式で、こども療育センターに赴いた際にも、療育の現場を目の当たりにし、医療的ケア児とその御家族が、社会から取り残されることなく、安心して健やかに過ごせる支援体制づくりが重要であると、改めてそのような認識をしたところであります。

本県では、医療的ケア児支援センターに届いた、医療的ケア児の保護者等からの生の声をしっかりと支援に結びつけるとともに、各地域における医療的ケア児等コーディネーターを核とした、医療・保健・福祉などの関係機関による協議の場の拡充を図ってきております。

今後とも、よりきめ細かなサポート体制の構築に取り組むとともに、市町村や関係する皆様と意見交換を行いながら、医療的ケア児とその御家族が、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

○山内佳菜子議員 受皿がなければ、コーディネートもできません。現場の声、当事者の声を施策に反映するよう強く求めて、次の質問に移ります。

ここからは、情報を守る観点から9問、質問します。

マイナンバーカードと保険証を一本化するマイナ保険証について、県内の市町村国保におけるマイナ保険証の利用登録率を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 国の調査によりますと、令和5年6月1日現在で、本県の市町村国保の被保険者23万5,810人のうち、マイナ保険証の利用登録者数は14万31人であり、利用登録率は約59%となっております。

なお、全国における被用者保険も含めた医療保険全体での利用登録率は、国が8月に公表した資料によりますと、52%となっております。

○山内佳菜子議員 マイナンバーカード取得率が全国一の本県で、登録率も伸びているようです。ただし、野崎議員の代表質問でもありましたが、県内で1月から7月に、本人の希望で返納されたマイナンバーカードは135件。トラブル発覚後の6月以降、増えています。

そこでお伺いいたします。マイナ保険証を持たない方には、資格確認書が交付されることですが、交付の流れや有効期間について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 資格確認書につきましては、原則、本人の申請に基づき各医療保険の保険者が交付することとされておりましたが、国において見直しが行われた結果、当分の間、マイナ保険証を持たない方全員に、本人の申請によらず、保険者が職権により交付するよう運用が変更されたところであります。

また、資格確認書の有効期間につきましては、5年以内の期間で、各保険者において設定することとされております。

○山内佳菜子議員 まだ様々なことが不確定で

すし、資格確認書を誰に送るのかの確認などの作業でも、ミスが発生や混乱が予想されます。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題ではあります。ただ、強引に突き進むと、かえって国の情報管理に対しての信頼が落ち、デジタル化が後退してしまうことにつながるのではないかと、私は危惧しています。

各種世論調査では、健康保険証の廃止について延期や撤回を求める声が7割を超えています。岸田首相が言う「国民不安に丁寧に対応する」とは、民意に応じて、来年秋の健康保険証の廃止という方針を一旦延期して、今の健康保険証を存続させた上で、徹底的な総点検を行った上で、国民自らの判断で、マイナカード、マイナ保険証を選ぶ道筋をつくることではないでしょうか。

7月に共同通信が行ったアンケートでは、保険証の廃止について、「1、予定どおり廃止、2、延期すべき、3、撤回すべき、4、その他」を質問し、県内26市町村首長のうち、11首長は「予定どおり廃止」を、延岡市などの11首長は「延期すべき」を選択しました。河野知事は「その他」を選び、「地方の声を聞きながら進めてほしい」と回答されたようです。

ここで改めて伺います。マイナカードをめぐる問題への対応の精査や、紙の保険証を使い続けたいという国民の声に応えるために、紙の保険証の廃止については、延期または中止すべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） マイナ保険証につきましては、より正確な情報に基づく、適切な医療の提供につながるとともに、就職や退職に伴う保険証の切替えが不要になるなど、多くのメリットがあるとされております。

一方で、マイナンバーカードをめぐるのは、

本県でも療育手帳のひもづけの誤りがあったわけではありますが、全国的に様々な問題が発生をしており、このような事案が重なりますと、制度全体への信頼を損ないかねないことから、こうした誤りの是正、そして再発防止に向けた取組、精査というものは極めて重要だと考えております。

また、国民への丁寧な説明や、安心してサービスを利用できる環境を構築することを全国知事会を通じて国へ要望しているところであります。

紙の保険証の廃止につきましては、国において、国民の不安を払拭するための措置が完了することが前提とされておりますので、総点検や再発防止策などの対策を十分に講じるとともに、現場や地方の声を踏まえて判断することが重要だと考えております。

○山内佳菜子議員 しっかりと国の動向を知事として見極めていただきたいと思います。そして、この宮崎から声を上げていただきたいと思います。

次に、情報を守るという観点から、平成30年9月議会の代表質問で、県議時代の渡辺創衆議院議員が取り上げた公文書管理について質問いたします。

渡辺議員は「公文書管理について考える上で最も大切にしたい視点は、政治・行政の政策判断は、未来からの検証に耐え得るものでなければならないということ」と述べました。その後、時は流れ、森友・加計学園問題や「桜を見る会」などでの公文書改ざん、廃棄が問題となり、改めてその管理の重要性が高まったところであり、また近年では、デジタル化が進む公文書をどのように保管するかも、国が検討を行っているさなかにあります。

そこで確認します。公文書の適正な管理について、現在どのような取組を行っていますか。また、公文書のデジタル化にどのように対応していくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 県では、公文書を適正に管理するため、文書取扱規程に、保存期間をはじめ、作成から廃棄に至るまでの統一的な基準を定めております。

また、平成30年度に不適正な文書管理が発生したことから、毎年度、全職員を対象とした文書取扱チェックシートによる自己点検や、集中して文書の引継ぎや廃棄、書庫の整理に取り組む文書整理推進期間の設定により、公文書の適正管理に対する意識向上を図っております。

さらに、公文書のデジタル化については、次期文書管理システムの令和7年度運用開始に合わせて、公文書の管理方法を全体的に見直すこととしており、その中で、デジタル化に対応したルールを整理することとしております。

○山内佳菜子議員 歴史的な価値がある公文書は、歴史資料文書と判断され、文書センターに保存する流れとなっています。

この文書センターは約7万冊保管されていますが、研究者から「どんな資料があるのか分からない。他県のように保管している資料の目録を公開してほしい」など、利便性の向上を求める御意見をいただき、担当課に伝えたところで

そこで、文書センターについて、県民などがより利用しやすい運営が求められています、県の取組を総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 文書センターは、歴史的価値のある公文書等を選別収集し、適切に管理保存することを目的に設置しており、県民との共有財産として所蔵資料を広く活用して

いただく観点から、閲覧サービスも実施しております。

現在、さらなる利便性向上を図るため、所蔵している文書とその内容を整理した公開用目録を作成するとともに、利用者が求める資料を速やかに特定し、的確に案内できるよう、国立公文書館が認証するアーキビストという公文書管理の専門職の養成を進めております。

今後とも、公文書等の適切な管理保存を図るとともに、様々な方が利用しやすい文書センターの運営に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 迅速な対応をいただき、ありがとうございます。今後も未来の県民の財産を守り、活用する方法を研究いただくことを要望して、次からは県立図書館の質問に移ります。

県立図書館の施設整備について、老朽化の状況を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在の県立図書館は4代目に当たり、開館から35年が経過し、施設の老朽化が見られるところであります。

具体的には、建物の壁にひび割れや、書庫の一部に雨漏りが見られたり、電気や空調、それを管理する中央監視盤にも、不具合が生じたりしております。

そのため、現在、電気設備の更新を行っているところでありますが、今後も、その他の改善が必要な箇所につきましては、計画的に対策を講じていきたいと考えております。

○山内佳菜子議員 先月ヒアリングに伺ったのですが、そのときは1階南玄関が雨漏りのため閉鎖、中央監視盤の不具合のため、空調を手動で操作しなければならず、火災の際も手動で行うこととなり、大火に見舞われた図書館の歴史を振り返ると、対応が必要ではないでしょう

か。16ミリフィルムがよじれて視聴できない状態になっているものもありました。

そこで、県立図書館における資料の保存状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館では、古文書や一般資料、フィルムなどを保存しており、それぞれの資料に応じて、適正な温度や湿度での管理に努めているところであります。

しかしながら、歴史的価値のある16ミリフィルム等の郷土資料の中には、経年劣化により、例えば昭和34年の「宮崎県政だより」に収められた映像など、視聴が困難なものも出てきております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、適正な保管の在り方について、必要な検討を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 16ミリフィルムの中には、視聴できるかどうか業者に委託して確認しないと分からないけれども、その確認さえ予算が伴うため、確認できていないというものも少なくないと聞いております。

続いて、県立図書館の収蔵能力の現状と今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立図書館は、約84万点の資料を収蔵しておりまして、毎年約1万4,000点ずつ増えております。

令和3年度に、書庫の収蔵能力についての実態調査を行った結果、令和13年度には96万点となり、上限に達すると想定したところであります。

そのため、既存施設の活用や書庫の増設、資料のデジタル化など、あらゆる視点から、収蔵スペースの確保に向けた研究を行い、できるだけ早く方針を固めていきたいと考えているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、利用者や時代のニーズを適切に把握し、県民の財産である貴重な資料等を後世に残せるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 年間1万4,000点ずつ資料が増える中、令和13年度、つまりあと8年しかタイムリミットがないということです。

令和2年には、日本図書館協会の図書館施設委員会委員が代表を務める「栗原研究室」から、「宮崎県立図書館の機能強化に向けての調査報告書」というものが提出されています。

約100万冊の収蔵能力増が必要とされ、図書館西側に別棟で5階建ての書庫棟増設が提案されていますが、その後、具体的な検討や計画はなされていません。この増設構想を含め、既存施設の活用、市町村との連携も含めて、早急な検討が必要ではないでしょうか。

県立図書館の開館は1902年、全国で3番目に古い公立図書館です。敗戦直後に県民が打ちひしがれている際には、宮崎出身の作家、中村地平を館長に招き、青島での臨海文庫や、農山漁村に本を運ぶ農村文庫などのユニークな取組満載で、現在の図書館サービスの基礎となっている事業は数多いと伺っております。

現在の4代目の図書館は、1988年に落成、当時の松形知事が、置県百年記念事業として、宮崎大学農学部跡地に約400億円をかけて、県民文化の拠点、宮崎県総合文化公園の一角に整備しました。

15日の齊藤了介議員の一般質問で河野知事は、教育について「未来を切り開く力を与えるもの」「年を重ねるたびに教育の大切さ、人づくりの大切さを感じている」と語られました。

私は、今回の一般質問で述べた、長期療養中の子供たちへの学び、公文書、文書センター、

県立図書館も、先人が培った歴史を学び、人を育てるための唯一無二の財産、未来への投資に値するものだと思っております。

そこでお伺いします。「知の拠点」である県立図書館の役割認識と、今後の施設整備について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 明治35年に開館した県立図書館は、御指摘のとおり、京都、秋田に次いで全国で3番目に古い、当時の教育関係者の情熱によるものでありますが、120年以上にわたって「知の拠点」として、県民の生涯の学びを支えるとともに、宮崎の歴史・文化を伝える上で重要な役割を担っているものと認識しております。

私もよく図書館を利用しておりますが、特集コーナーや新刊コーナーにどんな本が並んでいるか、それを拝見するのが楽しみでありますし、絵本が好きなものですから、子供の本コーナーに入り浸って読むこともあります。親子連れで読み聞かせなどを行っている姿は大変いいものだなと思えます。

カウンターで本の貸し借りをする日常的な風景に加え、参考書を横に置いて学んでいる学生の姿、また、展示された郷土資料などを見る方々などの姿を目にして、改めて図書館というものが、県民の皆様にとって大切な場所であると感じているところであります。

本県は、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」づくりを推進しております。

ただいま様々な課題というものを指摘いただいたわけですが、しっかりと現場の声、実態というものを受け止めながら、今後とも計画的に整備の検討を行うとともに、これまで以上に県民に愛され、親しまれる図書館づくりを目指し

てまいります。

○山内佳菜子議員 岩切達哉県議の代表質問でも取り上げられましたが、以前は日本一の読書県を目指されていたという経緯もあると思えます。

今回は、県立図書館に絞って取り上げましたが、文書センターや博物館、美術館と併せて、置県140年の節目に合わせて、文化拠点、知の拠点の今後の在り方、役割を総合的に考える、よい節目になるのではないのでしょうか。特に、図書館はあと8年というタイムリミットもあるので、県民、市町村、有識者も交えて考えるきっかけとしていただきたいと思えます。

最後に、多様な社会・人権を守る観点から、性的マイノリティー関連で4問、質問します。

2月議会で西村賢議員が提案した対応マニュアルについて確認いたします。

性的マイノリティーの児童生徒から相談があった場合の対応について、マニュアルなどの作成は進んでいますか。また、当事者の声は反映されているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教職員が相談を受けた場合の対応マニュアル等につきましては、法律や個別の事情に配慮する必要性等を示した文部科学省の資料を踏まえ、現在、作成中であります。

また、県内で啓発、講演活動に取り組まれている当事者や関係の方々のご意見も参考にしながら、作成を進めてまいります。

あわせて、今年6月に、いわゆるLGBT理解増進法の制定もありましたので、リーフレットも見直しております。

今後の計画といたしましては、リーフレットも含め、年度内に作成を完了し、各学校へ配付いたします。次年度の初めには、管理職向けに

説明、周知を行い、教職員に向けた研修にも取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 西村議員も紹介された黒木瑞季さんは、心は女性なのに体は男性で生まれたトランスジェンダーです。

学校のトイレに行けない、いじめられて死にたいと追い詰められるなど、苦しい幼少期を経て、子供たちに絶対に自分と同じ思いはさせたくないという強い思いから、学校や行政で講演を多数行い、宮崎県男女共同参画地域推進員としても活動されています。

黒木さんは、「学生時代、一番相談したかったのは、親でも先生でも医師でもなく、当事者の人だった。どう生きていけばいいのか、当事者に一番聞きたかった」とおっしゃっており、当事者を交えた相談体制の充実を提案しています。

そこでお伺いいたします。性的マイノリティーに関する相談窓口当事者を配置するなど、当事者と連携する考えはないか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、性的マイノリティーに関する相談について、内容に応じて、宮崎県男女共同参画センターの総合相談や、宮崎県人権啓発センターの人権相談窓口などで対応しており、令和4年度は、男女共同参画センターで23件、人権啓発センターで1件の相談を受けております。

各窓口では、相談者に寄り添い、助言を行うとともに、必要に応じて、より適切な相談機関を案内しておりますが、相談者の御要望によりましては、県内の当事者団体を案内するなどといった対応を取ることとしております。

県といたしましては、今後も当事者団体等の御意見を伺いながら、相談体制の充実に努めて

まいります。

○山内佳菜子議員 23件、1件、県の相談件数は非常に少ないと感じます。当事者と連携して、生きづらさを抱える人に寄り添う体制づくりを強く求めます。

ここからは、これまでも数多くの議員がこの宮崎県議会で質問してきました、パートナーシップ宣誓制度についてお伺いします。

県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） パートナーシップ宣誓制度については、当事者の悩みや困り事などを県民に理解していただく基盤づくりが重要であると考えております。

このため県では、今年3月に作成したハンドブックを活用し、性の多様性の理解に向けた研修会や、県政番組等での啓発に取り組んでおりますが、さらに、県職員が性的マイノリティーの方々に対応するためのハンドブックの作成等も進めているところであります。

また、当事者の困り事の解消のための住民サービスにつきましては、市町村の理解と協力が必要であるため、昨年度からこれまで、9市5町と個別に意見交換を進めております。

宣誓制度を導入済みの自治体からは「導入済みの他の自治体との連携に取り組んでいきたい」、未導入の自治体からは「制度導入に関する住民の要望等は寄せられていない」等のお話を伺っております。

○山内佳菜子議員 意見交換を進める上で、県が今後どのように対応されるのかということ非常に注目しているところではあります。

県は昨年7月から、県営住宅で入居できる同居親族として、パートナーシップ宣誓をしている同性パートナーを認めています。入居は認め

ているのに、県はその前提となる制度を持たないのでは、組織内で矛盾を抱えているようなものではないでしょうか。県も制度の導入へ向けて努力すべきではないでしょうか。

47都道府県のうち、制度を導入済みなのは14都府県で、10月から導入する香川、島根県を含めると16都府県になります。人口カバー率は70%を超えています。6月のLGBT理解増進法の施行も後押しとなっているようです。

そこでお伺いいたします。都道府県レベルでパートナーシップ宣誓制度の導入の動きがありますが、ほかの都道府県の事例を調査研究していますか。また、する考えはありますか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） パートナーシップ宣誓制度に係る他都道府県の取組については、これまでも導入の有無や、導入している場合にはその内容について、必要な情報収集を行っているところであります。

今後、他の都道府県の動向については、継続して把握してまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひその研究の、その先の対応についても強く求めたいと思います。

宮崎市の当事者支援団体「レインボービュー宮崎」が、県庁のライトアップの時期に合わせてパレードを始めて5年になります。

私は昨年から参加しています。知事は参加されたことはありますか。今年の様子を伝える動画は御覧になりましたか。X（旧ツイッター）での再生回数は1万8,000回を超えています。「河野知事、宮崎県でも県単位のパートナーシップ宣誓制度を一日も早く導入してください」というメッセージを参加者全員でコールしました。

そこでお伺いします。パートナーシップ宣誓

制度導入の方向性について、知事に考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどのパレードに参加したことはありませんが、報道等でそのようなパレードが行われていること、そのメッセージについても理解しているところであります。

御質問のパートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーの方々の生きづらさの解消を目的に、各自治体が同性カップルに婚姻に相当する関係であることを証明するものであります。

この制度については、制度が必要とされる背景などを県民の皆様にご理解いただくとともに、行政サービスを提供する市町村の協力を得ることが不可欠でありまして、そのような基盤づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、県としましては、引き続き、この制度を含めた性的マイノリティーの人権問題につきまして、県民への啓発活動を進めるとともに、これからも、市町村、当事者の方々との丁寧な意見交換にしっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 パートナーシップ宣誓制度は、カップルを認めるだけの制度にとどまらず、人権問題を解消するための一つの入り口として、一人一人が安心して生活できる自治体を目指していますという、メッセージ性が強い政策だと感じています。

昨年12月に宮崎日日新聞が知事選立候補者に行ったアンケートで、「パートナーシップ宣誓制度を県も導入すべきだ」という質問に対して、候補者の3人中2人は「○」、つまり賛成と答え、河野知事だけが「△」、どちらとも言えないと回答しています。

そもそもパートナーシップ宣誓制度を自治体

が導入するのは、日本で同性婚が認められていないことが背景にあるのですが、今年4月の県議選立候補者アンケートでは、「同性婚を法的に認めるべきだ」という問いに対して、当選した39人、今現在、議場にいる議員39人の皆様ですが、その半数を超える21人が「○」と回答しています。

改めて、同性婚について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の法制度上、現在の法制度上では同性婚は認められておりませんが、このことに伴う生きづらさを訴える当事者がおられ、様々な動きも出てきております。

当事者も様々な思いを抱えた方がおられますので、しっかりとその思いに寄り添いながら、今後、社会全体において、多様な議論を進めていくべきものと考えております。

6月には、先ほど御指摘いただきました、いわゆるLGBT理解増進法が公布・施行され、地方自治体についても、性の多様性の理解増進に係る努力義務が定められたところであります。

県といたしましては、今後の議論の動きを注視しながら、性的マイノリティーの方々安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。今日は合計26問、質問させていただきました。議場でお聞きの皆様、そしてインターネット中継をお聞きいただいている皆様、御視聴いただきありがとうございました。

私の意見、そして県の考えを、皆様が今どのように受け止めておられるのかを今後もしっかり研究して、皆様の声が届く宮崎となるように精進してまいりたいと思います。

また、河野知事にも一層の御理解と御協力をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。今回が初質問となります。これまで、市役所職員として当局の答弁の作成等には関わっておりましたが、実際に自分が質問する側になりますと、やはりどうしても勝手が違っております。大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

先日の代表質問でも取り上げられましたが、8月12日付の毎日新聞の朝刊で、「分権は出来レース」という見出しで、税収の偏在是正措置をめぐるやり取りが報道されました。「対等関係骨抜き」という小見出しも大変センセーショナルに感じました。

この記事の内容についてはここでは問いませんが、地方分権の在り方と、国と地方の関係性を問う、非常に興味深い内容でした。

1993年の国会における「地方分権の推進に関する決議」以降、長い年月をかけ地方分権が進められてきました。2000年に地方分権一括法が施行され、国から地方への権限移譲も進み、国と地方の関係性も「上下・主従関係」から「対等・協力関係」に転換することになったと言われています。

自分たちの地域に関することは、自分たちが主体となって決めるという理念に従い、地方分権が進められてきましたが、まだまだ道半ばと

感じています。

そこで、地方分権に関する認識と、国と地方の関係の在り方について、知事のお考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

地方分権は、地方が自己決定、自己責任の原則の下、自らの発想と創意工夫により、それぞれの地域の特性に応じた、魅力ある地域づくりを進めるための基盤となるものであります。

これまで、義務づけ・枠づけの見直しや、国から地方への税源の移譲など、地方分権の取組は着実に進展してまいりましたが、制度運用に当たっての「従うべき基準」をはじめとした、地方に対する国の関与が依然として残るなど、今後も国と地方の役割の見直しや明確化が必要であり、その取組をさらに進めることが重要であります。

私は、国と地方の関係はあくまで対等であり、それぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応していくことが重要であると考えております。

このため、本県知事として、また全国知事会の副会長や地方税財政常任委員長など、地方の代表として様々な役割を担う中で、本県はもとより地方の意見を国に対してしっかり伝えるとともに、国と地方がそれぞれの責任を果たすことで、地域の多様性の維持・発展を図っていくことができるよう、引き続き取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。知事も、地方分権の推進には、まだまだ解決すべき課題があると認識されていると理解いたしまし

た。ぜひ、引き続き全国知事会でも連携いただき、課題解決に向け、御尽力いただきますようお願いいたします。

国と県、そして基礎自治体は、連携・協力すべきパートナーと認識しております。新型コロナウイルスの対策でもそうでしたが、国や地方を取り巻く課題の解決において、三者の連携は不可欠です。引き続きしっかりと連携をお願いします。

次に、就職氷河期世代への支援についてお伺いします。

少し私自身について話をさせていただきます。

私は1977年生まれ、現在46歳になります。地元都城市の小学校、中学校、高校を卒業し、県外の大学を卒業したのが1999年、まさに就職氷河期真っただ中でした。民間企業の採用は絞られ、公務員試験にも応募が殺到し、公務員になるにも高い倍率をくぐり抜けなければなりませんでした。

当初、教員を志望していた私は、教員採用試験をパスすることができずに実家に戻り、1年間、就職浪人として過ごしました。短期のアルバイト等もしておりましたが、あの「自分が社会から取り残されているのではないか」、そのような感覚、焦燥感は、いまだに忘れることができません。

私は翌年、何とか市役所に採用となりましたが、私と同世代やその前後の氷河期世代の多くの仲間は、希望する就職ができず、現在も不安定な仕事に就いていたり、あるいは無業の状態にある方も多く存在していると認識しています。

国は、2019年に「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、社会全体で支援を行って

いく方針を打ち出しました。これまで自己責任論にさらされてきた氷河期世代に対し、ようやく支援の手が差し伸べられることになりました。

それでは、初めに、本県における就職氷河期世代への支援体制と県の役割について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 就職氷河期世代の方々への支援体制につきましては、令和元年に策定された、国の「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、宮崎労働局が主催し、県や各種経済団体等で構成する「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が設けられています。

このプラットフォームでは、令和2年度から4年度までを第一ステージ、令和5年度から6年度までを第二ステージとする事業実施計画を策定し、各構成機関において様々な取組が進められております。

また、プラットフォームにおける県の主な役割は、その運営において、宮崎労働局をサポートするとともに、市町村との連絡調整等を担っております。以上でございます。

○永山敏郎議員 国、県、各種経済団体が連携しての支援体制、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」での取組が、現在4年目と理解いたしました。

それでは、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の支援対象者とその数について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 支援対象者は3つの区分に分かれており、その数は、区分ごとに国において独自に推計されています。

まず、正規雇用を希望しながら非正規雇用を

余儀なくされているなど「不安定な就労状態にある方」は、本県では4,400人となっています。

次に、就職を希望しながら十分な就職活動ができていないなど、「長期にわたり無業の状態にある方」は2,367人となっています。

最後に、ひきこもりの状態にあるなど「社会参加に向けた支援を必要とする方」は、必ずしも就労に向かうことが望ましいとは限らないことから、推計の対象とされておりません。

なお、これらの数値は、あくまで推計値とのことで、プラットフォームにおいて取組を進める上では、ハローワークの求職者数や就職実績なども活用しております。

○永山敏郎議員 繰り返しますが、対象を3つの区分に分け、「不安定な就労状態にある方」が4,400人、「長期にわたり無業の状態にある方」が2,367人、「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、推計の対象としないという答弁をいただきました。

では、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の具体的な支援内容を伺っていきます。

当初、就職氷河期世代支援については、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出されておりました。

「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が第一ステージとして位置づけた、令和2年度から4年度までの3年間における事業実施計画の目標とその達成状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 第一ステージの事業実施計画における目標及び達成状況につきましては、まず、「不安定な就労状態にある方」ですが、主な目標として、「令和4年度末の正規雇用者数2,400人増」を掲げたところ

る、宮崎労働局によりますと、就職氷河期世代の方全体で5,051人の増加となっております。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」につきましては、主な目標として、「みやざき若者サポートステーションでの相談件数1,100件」を掲げていましたが、こちらは新型コロナウイルスの影響もあり、963件と目標を下回っております。

最後に、「社会参加に向けた支援を必要とする方」ですが、主な目標として、「地域レベルでのひきこもり相談窓口の明確化・周知」を掲げ、これについては、県内全市町村で相談窓口を設置することができたところです。

○永山敏郎議員 それぞれ目標達成、未達の項目がありますが、とりわけ「不安定な就労状態にある方」への支援について、正規雇用者数の増加が、目標の2,400人を大きく上回る5,051人の増加とのことであります。プラットフォームでの取組の成果と捉えます。ありがとうございます。

それでは、引き続き、第二ステージとして位置づける、令和5年度から令和6年度までの2年間における宮崎県の事業実施計画の目標とその達成の見通しについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 第二ステージの事業実施計画における目標等につきましては、まず、「不安定な就労状態にある方」ですが、主な目標として、「ハローワーク紹介による正社員就職者数を3,400人」とすることを掲げています。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」ですが、主な目標として、「みやざき若者サポートステーションの新規登録者を90人」とすることを掲げています。

最後に、「社会参加に向けた支援を必要とする方」ですが、主な目標として、「幅広い相談支援を行うための専門チームの配置」を掲げています。

これらの目標の達成に向けては、プラットフォームの構成機関と協力して取組を推進する必要がありますので、第一ステージでの取組状況も踏まえながら、引き続き連携を図ってまいります。

○永山敏郎議員 この第二ステージは、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の変化を捉え、新たに設定されたものです。支援策による正規雇用者数の増加は見られましたが、一方で、正規雇用から失業に転じる方々が生じるなど、効果が相殺された側面があると分析されています。

先ほどの第一ステージにおける正規雇用者数5,051人の増加は、減少分は含まれていないとのことですので、支援対象者は依然として多く存在すると考えます。第二ステージにおきましても、ぜひ目標達成に向けた取組をお願いします。

それでは、さらに踏み込んで、3つの区分それぞれの対象者への支援策についてお伺いしていきます。

まず、「不安定な就労状態にある方」に対する県の支援内容について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「不安定な就労状態にある方」につきましては、本意ながら非正規雇用で働いている方が多いことから、早期の正規雇用化に向けた支援が必要と考えております。

このため、県におきましては、就職のためのスキルアップや新たなキャリアへの挑戦のため

の支援として、支援対象者を含む全ての求職者を対象とした、職業能力等の習得を目指す訓練を実施しております。

特に支援対象者の方々に対しましては、人材を求める県内企業との出会いの場として、令和3年度から「就職氷河期世代マッチング支援事業」を実施し、対面とオンラインでの合同面談会を開催しております。

○永山敏郎議員 職業能力訓練やマッチング支援に取り組んでいるとのことですが。

それでは、「就職氷河期世代マッチング支援事業」について、これまでの実績と今年度の計画をお伺いします。また、宮崎労働局が実施している同様の事業との連携の状況についても、併せて商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「就職氷河期世代マッチング支援事業」につきまして、令和3年度からの2年間で、合同面談会を6回開催しており、全体で119名の参加があったところです。

この事業の就職決定者数は、対象世代に限られた中ではありますが、令和3年度が13人、令和4年度が19人であり、これまで32人の方々に正規雇用につながることができました。

また今年度は、面談会を9月9日にイオンモール宮崎で対面により開催したところであり、今後は10月と1月にオンラインでの開催も予定しております。

同様の面談会は、宮崎労働局においても実施しており、実施時期の調整や周知・広報の協力など、様々な連携を図っているところであります。

○永山敏郎議員 実際に私も9月9日土曜日に行われました合同面談会を見学してまいりました。服装自由、入退室自由、履歴書不要、飛び

込み参加オーケーと、気軽に参加しやすい工夫がなされておりました。私も窓口に行きましたら、「当日受付はこちらです」と、気軽に声をかけていただいたところです。

就職に結びついた人数は、支援対象者全体からすると少数かもしれませんが、実際に効果のある事業であります。

国との連携についても、宮崎労働局は9月26日火曜日に面談会を予定していますが、開催時期や曜日など、すみ分けが工夫されていると認識いたしております。多くの方に参加いただけますよう、引き続き周知等をよろしくお願い致します。

次に、「長期にわたり無業の状態にある方」への県の支援内容について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「長期にわたり無業の状態にある方」につきましては、支援施設として国が設置しているみやざき若者サポートステーションにおいて、社会参加や就労に踏み出していただくための個別相談や各種セミナーなど、様々なプログラムが行われております。

県といたしましても、本人の適性に応じた支援を行う観点から、これらの国の支援プログラムに追加して、心理カウンセリングや短期のジョブトレーニングを行っているところです。

さらに県では、福祉事務所等への出張相談で、支援対象者の掘り起こしを行いながら、ハローワーク等との連携の上、個人の状況に応じた相談対応を行っております。

○永山敏郎議員 若者サポートステーション、通称サポステは、働くことに悩みを抱えた若者を支援する目的で、国と県との協働で設置した機関ですが、対象年齢を49歳まで引き上げ、サ

ポステ・プラスとして就職氷河期世代への支援が開始されました。

それでは、みやざき若者サポートステーションにおける、就職氷河期世代の登録者数と利用状況についてお伺いします。また、利用促進に向けた課題と今後の取組についても、併せて商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） みやざき若者サポートステーションは、宮崎市、都城市、延岡市の県内3か所に設置されており、就職氷河期世代の方々の新規登録者数は、令和2年度が24人、令和3年度が36人、そして令和4年度が54人と、年々増加しております。

また、新規登録者も含めた就職氷河期世代全体の利用状況につきましては、令和2年度が503件、令和3年度が1,058件、そして令和4年度が1,496件と、こちらも年々増加しているところであります。

今後、一層の利用促進を図るためには、支援対象者のさらなる掘り起こしが必要と考えており、県といたしましても、関係機関と連携しながら、継続的な周知・広報に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 新規登録者数、利用件数ともに増加傾向となっております。就労に向けた個別相談以外にも、セミナーやジョブトレ、職業体験などに参加される方も多いと考えます。

私も実際にみやざき若者サポートステーションを見学させていただきました。相談ブースもプライバシーに配慮した造りになっています。スタッフの皆さんも、利用者一人一人に合わせた対応、大変丁寧な支援を心がけていただいております。大変ありがたいと思います。引き続き、きめ細かな相談対応をよろしくお祈いします。

さて、支援対象者のさらなる掘り起こしが必

要であるという認識でありますけれども、今年度、県事業として実施する「就職氷河期世代アウトリーチ強化事業」について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「就職氷河期世代アウトリーチ強化事業」につきましては、県として、今年度から新たに実施するものであり、みやざき若者サポートステーションの都城及び延岡の相談所に、支援員をそれぞれ1名ずつ配置し、支援対象者の掘り起こしや訪問相談等を行っているところであります。

この事業により、遠距離で来所が困難であった方や、来所での相談に心理的負担を感じていた方などにとっては、今後、継続的に、また安心して相談いただけるものと期待しております。

県といたしましては、引き続き、支援対象者の状況に応じた支援メニューを提供することで、就職氷河期世代の方々のさらなる雇用につながってまいります。

○永山敏郎議員 相談にサポステまで足を運ぶことのハードルが高い方も多いと思います。訪問支援による訪問相談等で、多くの方に支援が行き届きますよう対応をお願いいたします。

ひきこもり状態にあるなど、「社会参加に向けた支援を必要とする方」への支援については、対象が就職氷河期世代にとどまらないことから、後ほど別項目で質問いたします。

2019年、令和元年に、兵庫県宝塚市が全国に先駆けて、就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施しました。3名の募集に対し、北海道から沖縄まで、全国から1,800人を超える応募があり、報道でも大きく取り上げられました。インタビューを受ける受験者たちの切実な声。就職氷河期世代の問題が、社会問題として

改めてクローズアップされた瞬間です。

国は同年、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」を策定し、その中で、国家公務員、地方公務員の中途採用の促進にも取り組む方針を打ち出しました。それを受け、翌年以降、全国の多くの自治体で、就職氷河期世代を対象とした公務員採用試験が実施されました。

それでは、就職氷河期世代を対象とした、本県の職員採用選考の実績と今年度の計画について、総務部長へお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 当該世代を対象とした採用試験につきましては、年齢や一定期間、正規雇用労働者として雇用されていないことなどの要件を満たす方を対象に、令和2年度以降、毎年度実施しております。

これまでの実績は、令和2年度が採用予定者3名に対して175名から応募があり、3名を採用、令和3年度が採用予定者4名に対して111名から応募があり、4名を採用、令和4年度が採用予定者6名に対して117名から応募があり、6名を採用しております。

今年度は採用予定者数を3名とし、現在、10月15日に実施する第1次試験の受験者を募集しているところであります。

○永山敏郎議員 採用予定者数に対し、多くの応募があったようです。

今年度の試験案内を確認しましたところ、受験資格については、今年度53歳になる方から38歳になる方が対象となります。まさに就職氷河期世代を広く対象とした試験になっています。

また、「一定期間、正規雇用労働者として雇用されていないこと」も条件にされております。本来の趣旨、不本意ながら不安定な職に就いている方を対象とした採用試験になっていると感じます。

採用予定人数には限りはありますが、県としてもしっかり対応いただいていることに感謝申し上げます。

受付期間が9月28日までとなっております。初回の令和2年度以降、応募者数は減っているようですが、多くの対象の方に採用試験の情報が届きますよう、SNS等、様々な媒体での告知をお願いいたします。

続いて、県内市町村における就職氷河期世代を対象とした職員採用選考の実施状況について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 令和4年度の実施状況になりますが、延岡市と門川町が当該世代に限定した職員採用試験を実施しております。

また、9市町村が同世代も対象年齢とした職員採用試験を実施しており、合わせて11市町村で13名が採用されております。

○永山敏郎議員 令和4年度の採用人数が県内市町村で13名、県職員の6名と合わせましても約20名、なかなか狭き門となっております。

国の方針にもありますとおり、民間企業における正規雇用の推進と併せ、公務員の中途採用の促進にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

今年度から、公務員の定年引上げが実施されます。その影響で、どの自治体でも新規採用者数を抑制することが考えられますが、就職氷河期世代への支援を目的とした採用試験の実施について、引き続き、県を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、公務員の中途採用については、採用後の賃金格差の問題も存在します。県、そして県内市町村でも、中途採用による賃金格差について認識いただき、改善に向け議論を進めていただきますようお願い申し上げます。

これまで、就職氷河期世代の支援に関し質問をしてまいりました。官民を挙げての様々な支援の効果が現れていると認識いたしますが、まだまだ支援が必要な対象者は多く存在すると感じます。関係部局におかれましては、第二ステージの目標達成に向け、引き続き対応をよろしくをお願いします。

それでは、就職氷河期世代への支援について、知事の認識をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私たちの就職は、昭和63年、まさにバブルの頃であります。それから10年ほど違うだけで、就職氷河期世代の方々におかれましては、バブル崩壊後の雇用環境が大変厳しい時期に就職活動を行われ、その中には、不安定な就労を余儀なくされている方や、長期にわたり就労できていない方など、今もなお様々な課題に直面している方々が数多くいらっしゃるものと、胸の痛む思いがしております。

このため、県におきましては、これまで部長が答弁しましたように、宮崎労働局をはじめ、市町村や各種関係団体等とも連携しながら、支援対象者の状態に応じて、就職や正規雇用化を促進するとともに、社会参加に向けた支援にも取り組んでいるところであります。

今後とも、このような就職氷河期世代の方々をはじめ、復職や社会復帰等に向けて再チャレンジしようとする全ての方々が、それぞれの個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる社会の実現を目指してまいります。

○永山敏郎議員 知事から就職氷河期世代へのメッセージと受け取ります。ありがとうございます。

就職氷河期世代の問題は、経済問題と人口構造、働き方の転換等の要素が重なってスタート

しています。不況による非正規労働者への転換、増加が大きな要因の一つ。公務部門でも、会計年度任用職員が増加し、例えば、公的図書館の司書についても、7割が非正規職員とも言われています。非正規公務員の問題については、また別の機会に触れたいと思います。

少子化が大きな社会問題となっています。団塊の世代に次ぐ人口のボリュームゾーンである団塊ジュニア世代、そしてポスト団塊ジュニア世代は、就職氷河期世代と重なります。安定した職に就き、家庭を持ち、子供を生き育てる。それまで当たり前とわれてきた生き方を選べなかった仲間たちが大勢います。第3次ベビーブームは起こりませんでした。少子化問題と就職氷河期世代問題は、無関係ではないと考えています。

昨今は、教員不足をはじめ、あらゆる業界で人手不足と言われています。しっかりと就職氷河期世代を活用していただきたいと思います。

次の質問項目に移ります。

就職氷河期世代支援の対象でもあります、ひきこもり状態にある方への支援についてお伺いします。

ひきこもり問題は、これまでも多くの議員が一般質問で取り上げています。継続して取り組んでいく重要な課題であります。

まずは、このひきこもり問題に関し、県の認識と取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ひきこもりは、本人だけでなく、職場や学校、家族など、様々な要因が複雑に絡み合っている問題です。また、長期化すると、家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であると認識しております。

このため県では、精神保健福祉センターに

「ひきこもり地域支援センター」を設置し、医療や福祉、雇用、教育など幅広い分野と連携を図りながら、当事者やその御家族の支援ニーズに沿った相談対応や、家族会への支援、県民向けセミナーの開催等に取り組んでおります。

さらに今年度から、身近な地域においても、ひきこもりの方やその御家族の状況に応じて、様々な相談に対応できるよう、市町村の支援体制整備にも取り組んでいるところであります。

県としましては、これらの対策を進めることで、より多くの方々が社会とのつながりを回復できるよう取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。「ひきこもり地域支援センター」での支援、そして市町村での支援体制整備にも取り組んでいるとの御回答をいただきました。まさに、地域や社会全体で取り組んでいかなければならないと認識しております。

8月6日付の宮崎日日新聞の1面で、厚生労働省が全自治体を対象に、ひきこもりに関する初の実態調査を行うとの報道がありました。8050問題が深刻化する現状を踏まえ、課題把握に努め、ひきこもり当事者や家族を支援するマニュアルづくり等に反映させる目的とのこととあります。

全国調査に先駆け、本県では独自のひきこもり実態調査を平成30年度と昨年度に実施しています。この本県実施の実態調査についても、これまでの一般質問で取り上げられておりますが、改めて実態調査の結果を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では昨年度、ひきこもりの方の傾向や特徴を把握するため、民生委員・児童委員に対する調査を実施しました。

平成30年度の前回調査と回答方法が異なることから一概に比較できませんが、把握できた該当者は、前回とほぼ同数の600人となっております。

年代別では、40歳代が26.8%と最も多く、次いで50歳代、60歳代となっております。また、ひきこもりの期間は10年以上が34.8%と最も多く、前回は6.2ポイント上回り、長期化・高年齢化が進んでいることがうかがえます。

さらに、今回初めて当事者や家族を対象に実施した支援ニーズ調査では、「身体・精神面についての専門機関への相談」や「生活費についての相談」「就労に向けた準備に係る支援」を必要とする方の割合が高くなっております。

○永山敏郎議員 把握できた該当者は600名、平成30年度とほぼ同数との回答であります。

4年間でひきこもり状態から脱した方もいれば、新たにひきこもり状態になられた方もいらっしゃるのだらうと考えます。

今回の調査の回答率も60.1%となっておりますので、実際には、もっと多くの支援を必要とする方が存在すると考えます。年代でも40代が最も多く、支援のニーズについても、「就労に向けた準備に係る支援」を必要とする方の割合が高いということですので、やはり就職氷河期世代の問題とひきこもり問題がリンクしていることがうかがえます。

それでは、「ひきこもり地域支援センター」における相談件数の推移について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） これまでの相談件数の推移につきましては、延べ件数で、令和2年度が1,363件、令和3年度が1,606件、令和4年度が1,751件と、年々増加しております。

○永山敏郎議員 本当に年々相談件数が増加し

ております。令和4年度のセンターの年報によりますと、昨年度の相談実人数は149人で、本人居住地別では、多い順に宮崎市が76人、都城市が12人、日南市が9人と続きます。県内各地から相談が寄せられています。

一方で、センターの人員体制については、センター長1名、正職員1名、会計年度任用職員5名と、昨年と同様の体制です。センターの人材不足については、昨年9月の一般質問で図師博規議員も指摘されております。県の実態調査で把握しているだけでも、県内600人の該当者が存在し、今後ますます相談が増加することが予想されます。

センターの負担軽減、また当事者や家族が相談しやすい体制を構築するため、県内全域での相談体制の構築、強化が必要です。

そこで、今年度、県が実施しています「市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業」の内容について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） ひきこもりの方やその御家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えているため、一人一人の状況に応じ、寄り添う支援が重要であります。

このため、市町村において、福祉や雇用、教育など、幅広い関係機関が連携して支援を行うプラットフォームの県内全市町村での設置に向けた研修会の開催や、市町村支援アドバイザーによるそれぞれの地域の課題に応じた助言を行うこととしております。

また、当事者や御家族の理解者となる「ひきこもりサポーター」による、ひきこもりの方の見守り活動や、家族会の活動への協力など、身近な地域でのサポート体制を強化する取組を進めております。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。ひ

きこもり当事者への支援は、それぞれの状況に合わせた対応が必要で、時間もかかります。相談の窓口も一つではなく複数開いておくと、きめ細かな対応が可能です。引き続き、市町村とも連携し、ひきこもり当事者と家族の支援について、県全体で取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、県土整備、総合交通網の整備についてお伺いします。

宮崎県議会議員として4月30日に任期がスタートし、4か月余り。この間、多くの道路建設促進に関する大会が開催されました。人や物の移動に関し、自動車に頼るところの大きい本県において、道路整備は喫緊の課題であるということに改めて認識いたしました。

それでは、地域高規格道路「都城志布志道路」に関連して質問します。

初めに、都城志布志道路の宮崎県側の残り区間であり、都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 都城志布志道路の都城インターチェンジから乙房インターチェンジにつきましては、現在、国が整備を進めているところであり、令和6年度の開通に向けて、橋梁工事や道路改良工事が進められております。

これらの区間の整備が完成しますと、宮崎県側の区間が全て開通し、都城志布志道路全線の約93%が供用されることとなります。

都城志布志道路は、防災、経済、医療など様々な分野への波及効果が期待されているため、引き続き、国や鹿児島県と連携を図りながら、早期の全線開通に向け、予算確保などに取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 令和6年度開通予定ということですので、最長で令和7年3月末まで、残り1年半の期間を残すこととなります。まだまだ先は長いと認識しております。

さて、現在の宮崎県側の終点となっています乙房インターチェンジ付近ですが、朝夕の通勤ラッシュ時はもとより、平日午前中も渋滞が見受けられます。渋滞の原因の一つは、乙房インターチェンジを降り、北側に位置する乙房交差点で、東側へ右折する車両に起因するものではないかと認識しております。

この流れに起因する渋滞については、残り区間が開通すれば大きく緩和されることと思いますが、最長で1年半の期間を残しております。

乙房インターチェンジ開通が令和4年3月12日、そこから数えますと、実に3年間という長い期間、渋滞が発生する見込みで、渋滞緩和の対策が必要と考えます。

また、残り区間が開通した後についても、交通の流れが大きく変わり、今度は乙房交差点の西側から乙房インターチェンジ方面へ向かう車両が増加すると考えられます。

そこで、乙房インターチェンジ付近における、残り区間の開通前及び開通後の渋滞緩和策を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 警察におきましては、令和4年3月12日に、横市インターチェンジと乙房インターチェンジの間が開通した後、同インターチェンジに接続する県道御池都城線と財部庄内安久線とが交わる乙房交差点において、同インターチェンジから国道10号に向かう右折車両の交通量が増加していることを把握しております。

当該交差点につきましては、令和4年4月8日から踏切などの道路環境を考慮した上で、交

通渋滞を緩和するため、右折矢印信号の延長をしております。都城志布志道路の全線が開通するまで、交通流の変化に応じて、引き続き信号機の調整を実施していきたいと考えております。

また、全線開通後も、交通量を確認しながら、随時、同様の渋滞緩和策を実施してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。渋滞の状況については、乙房インターチェンジ開通後に交通量の増加を把握し、現在も信号機の調整で対応いただいているということです。

この乙房交差点は、もともと交通量も多く、付近に踏切があるなど、渋滞発生の要因も抱えています。調整のバランスを取るのが難しいと思いますが、引き続き、交通の状況を確認いただき、対応をお願いします。

また、残り区間開通後についても、交差点の東西の右折信号の設置も視野に入れ、渋滞緩和に向けた対応を併せてお願いいたします。

さて、交通量の増加に伴い心配されますのが交通事故です。乙房交差点では、実際に車両が歩道に乗り上げる事故や接触事故も発生しています。現在は、ラバーポールやポールコーンとも呼ばれる、白いラインが3本入ったオレンジ色の軟らかい棒が1本だけ設置されています。

乙房交差点付近には乙房小学校もあり、毎日多くの児童が交差点を横断して通学しています。また、自転車で中学校や高等学校へ通学する生徒も存在します。

交通量の増えている乙房交差点における通学児童・生徒の安全対策が求められますが、その取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 通学路の安全対策につきましては、「通学路交通安全プログ

ラム」に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備を進めているところであります。

議員お尋ねの乙房交差点につきましては、昨年度行った、地域の方々や学校、市町村、警察などとの通学路合同点検において、近年、交通量が増加していることから、さらなる安全対策が必要との指摘がありました。

このため、歩道上で信号待ちをしている通学児童・生徒の安全を確保するために、車両用防護柵を設置することとしており、来月上旬には完了する見込みであります。

県といたしましては、今後とも、関係機関と十分に連携を図りながら、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。自治会やPTAなどからも安全対策への声が上がっていたと思います。来月上旬には車両用防護柵が設置完了ということで、大変安心いたしました。引き続き、交通量が増加している箇所への安全対策をお願いいたします。

都城志布志道路と周辺の整備について質問させていただきました。

都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間の残り区間の開通まで残り1年半。渋滞緩和を目的とした地域高規格道路の整備により、一時的に渋滞が起こるというジレンマが発生しています。これは、これまで終点となっていた、横市インターチェンジや平塚インターチェンジなどでも同様に発生していた問題です。

道路の完成により、利便性の向上や、防災、経済、医療と様々な効果が期待できますが、完成までの期間、どうしても渋滞や安全面の問題が発生します。その間、沿線やインターチェンジ付近の住民は、日々、騒音や振動などに悩まされながら生活しています。

災害の渋滞緩和策は、1日でも早く全線開通することです。引き続き、国や鹿児島県とも連携いただき、早期全線開通に向け対応いただきますよう、知事、そして関係部局にお願いいたします。

本日は、就職氷河期世代の問題、ひきこもり支援、県土整備について質問させていただきました。いずれも国や市町村と連携が不可欠です。「国と地方はそれぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応していくことが重要」、冒頭の知事のお言葉をお借りしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、一般質問を進めてまいりたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

まず、本日傍聴にお越しくございました皆様、また配信動画で御視聴いただいている県民の皆様、ありがとうございます。

今日は、傍聴席には、日頃からお世話になっている皆様がお越しくくださっています。大変力をいただきます。また、インターンシップでお世話になっている皆さんも、今回駆けつけてくださいました。

まずもって、4月の選挙におきまして御支援いただき、誠にありがとうございました。この場に登壇できるありがたさと責任の重大さを改めて感じております。

初登壇に当たりまして、私のプロフィール等のお話をさせていただき、議員としての思いと決意をお話しし、質問をいたします。

私は、大学卒業後に上京し、32年間の一部上場企業での事業経験を踏まえ、郷里宮崎へUターンし、この場に立たせていただきました。

初めて政治に携わり、4か月半ではございますが、私の使命は、県民の皆様の福祉に貢献することはもちろんでございますが、東京で培ってきた経験や人脈、情報を宮崎につなぎ、宮崎の発展に寄与することだと改めて思いを新たにしたいところでございます。

地元にご協力、宮崎に関わる大きなきっかけは、私が大学2年時に1年間、渡米した際、アイスクリーム店でアルバイトをしていた同世代の女性の一言にあります。

その言葉は、「Do you know KABUKI ? (歌舞伎を知っていますか)」という言葉であります。この言葉が私の大きな転機になったと言っても過言ではありません。

このことは、18年間、日本で教育を受け、三味線の名取りとして、そして剣道も小学生低学年から続けていたこともあり、日本の文化等に詳しい、そう思っていた私に、自国についての知識不足を突きつけてくれました。

学生時代に海外へ憧れてアメリカに渡ったわけですが、学んだことは、自国のこと、自分のルーツを学び、知ることの重要性でございました。

帰国後、1986年からの宮崎大学での学生時代は、町や村おこし、そういった地域活性化の機

運の中で、郷里高岡町での祭り、映画祭といったイベントを邁進する学生生活を送り、そのときに郷土に対する思いを醸成することになったわけです。

その後、就職は東京となりましたが、32年間企業に従事しながら、郷土の会の運営を先輩から任され、在京県人会の役員を経て、この場に立たせていただきました。

前職では、営業・マーケティングを主とし従事しました。企業は、売上げを上げ、利益を向上させ、社員の福祉を守り、納税する、そして成長していくことが求められます。会社では、日々数字とにらめっこの生活を送ってまいりました。

県もやはり成長していくためには、県民の皆様の福祉を担保し、県内総生産を向上させるために利益を追求していく必要があると感じます。この利益イコール付加価値が上がれば、県民の皆様の所得の向上にもつながり、企業や事業の成長も実現できます。そして税収の向上にも連携していきます。

宮崎県をオール宮崎の事業体とするならば、成長のみならず、付加価値を生んでいく施策を展開し、稼げる県にしていく必要があると確信します。

そこで、付加価値を生み出していく県の取組について、知事の政治姿勢をお伺いしたいと存じます。

また、知事は、4期目を迎えられ、知事会の中でも存在感が高く、全国知事会における副会長及び地方税財政常任委員長を務められています。

ある記事で知事は、「本県と同様の課題を抱えている地方の声を代弁するため」、そして「地方が発展することが日本の発展につながる

という、自治省時代からの思いを宮崎から実現していく」とお話をされていましたが、大変印象に残っております。

宮崎を中央に、そして世界につなぎ、様々な行政関係者や宮崎ファン、宮崎出身者を巻き込まなければ宮崎の発展は望めないと確信します。県外の関係者とのつながりを本県の発展に生かしていくことが重要だと思います。知事のこの点に関するお考えを伺います。

以上を壇上からの質問とし、あとの質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、付加価値を高めるための施策展開についてであります。

議員御指摘のとおり、産業活動における付加価値を高めて経済成長を図り、県内総生産や県民所得の向上につなげることは、県政の発展を図る上で大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、本県の強みであります農林水産業を生かし、県内における加工・製造により付加価値を高め、外貨を稼ぐフードビジネスの振興をはじめ、地域経済を牽引する次世代リーディング企業やスタートアップ企業の育成、企業誘致・観光振興などに、官民一体となって取り組んでいるところであります。

また、このような取組を通じて好循環を創出し、医療・福祉や教育の充実、安全・安心の確保など、県民の幸福度向上につなげることも重要であります。

今後も、「人」「暮らし」「産業」の各施策を戦略的に展開しながら、本県のさらなる魅力や価値の向上を図り、安心と希望、そして活力にあふれる県づくりに尽力してまいります。

次に、県外の関係者とのつながりについてで

あります。

本県は、豊かな自然や農林水産資源に恵まれている一方で、大消費地から遠く、都市部のような人・物・金・情報の集積に乏しいというハンディを背負っているわけであります。

したがって、県民の総力を結集して取り組むことはもとより、本県出身者をはじめとする県外の本県関係者、団体とのつながりを最大限に生かしていくことも、大変重要であると考えております。

このような考え方の下、これまでも県政の推進に当たりましては、個人や企業のふるさと納税、企業・団体との連携協定に取り組むとともに、みやざき大使やみやざき応援隊など様々な仕組みの中で、多くの宮崎ゆかりの皆様、本県の経済活性化や地域づくりなどの幅広い分野で大いに貢献をいただいております。県外の県人会とのつながりも同様であります。

私自身も知事としての任期を重ねる中で、全国知事会等での役職を担うことをはじめ、培ってきた国との太いパイプをはじめ、経済界、スポーツ、県人会の方々など、県外の、そして国外の多くの皆様と個人的なつながりを深めてまいりました。

今年10月には、宮崎県人会世界大会が開催されます。ふるさと宮崎を中心とした強固なネットワークを構築しようとするもので、開催後もそのネットワークを生かし、日本一の宮崎牛等の食や、神話、スポーツ環境など、世界に誇れる宮崎の魅力を国内外に向け発信し、交流人口の拡大や観光、物産の振興など、本県の活性化につなげてまいります。

今後とも、ふるさと宮崎の希望と活力あふれる将来を切り開くべく、私がこれまで丁寧に築き上げてきた人脈も含め、県内外の宮崎を応援

する皆様のネットワークをさらに強固なものとし、私がおの点、先頭に立って、総力を結集した県政運営を力強く進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 知事の御見解をいただきました。この2点の重要性を改めて共有させていただいたところでございます。付加価値を高める意識を皆様とさらに醸成し、宮崎ファン、宮崎関係者の裾野を広げていくことを、私も全力で取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、財政支出の財源確保についてお伺ひいたします。

本県を再生させ、成長軌道に乗せるためには、付加価値を生む分野に積極的に投資すべきであると考えます。

野崎議員の代表質問で答弁がありました。令和4年度の決算状況を踏まえると、当県の財政は健全性を維持していると確認したところであります。

投資余力を生むためには、義務的な歳出をできるだけ抑制していく必要がありますが、社会保障関係費などの財政需要は、今後も増加すると見込まれます。

本県の成長につながる財政支出の財源を確保するために、どのように取り組んでいらっしゃるのか、知事のお考えを伺ひます。

○知事（河野俊嗣君） 本県を新たな成長軌道に乗せ、飛躍させるためには、御指摘のとおり、社会保障関係費などの義務的な財政需要の増加に適切に対応しつつ、その時々様々の政策課題に的確に対応していくための政策的経費を確保・措置し、本県の強みをさらに伸ばしていく必要があります。

そのため、歳入確保策として、産業振興など

の取組を通じ、地域の稼ぐ力を高め、将来の税収の増加につなげるとともに、国庫支出金や、交付税措置のある有利な県債の積極活用に加え、企業版ふるさと納税など、寄附金の確保などにも取り組んでいるところであります。

さらに、全国知事会地方税財政常任委員長として、本県をはじめとする全国共通の課題であります、一般財源総額の確保・充実などを図るため、地方税財政制度の見直しを国に強く求めているところであります。

引き続き、本県のさらなる成長を図る施策を展開していくため、歳入確保に積極的に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 県の財政の健全性を図りながら、企業でいう利益を向上させていく。言い換えると、付加価値を向上させる投資をしっかりと行っていけるような財政運営を強化いただくようお願いいたします。

本日も新聞の記事に企業版のふるさと納税が出ておりましたけれども、そういった財源を確保していき、各部局としっかりとした取組をお願ひしたいと思っております。

そして、その実である各部局の政策に連携されて、初めて県民の皆様への還元につながると確信しております。

まず、食と農の価値向上の施策について、「みやざきフードビジネス振興構想」について伺ひます。

県産品の付加価値を高めて、産業競争力強化や地域活性化を目指す「みやざきフードビジネス振興構想」が改定されました。令和5年度から8年度を期間として、飲食、観光業などの飲食関連産業生産額1兆6,000億円を目標に、官民一体で施策を推進するとしています。

同構想は平成25年に制定され、一定の成果を

上げてきたという認識です。フードビジネス振興構想について、改定の背景と今後どのような姿を目指していくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） フードビジネスにつきましては、平成25年3月に構想を策定し、豊富な農林水産物という本県の強みを生かした食関連産業の成長産業化を目指して、様々な取組を推進してきたところであり、一定の成果を上げてまいりました。

一方で、さらなる高付加価値化や生産性向上などの課題もあり、また、近年のコロナによる消費行動の変化や、環境負荷に関する意識の高まりなど、フードビジネスを取り巻く環境も大きく変わっております。

このため、今年6月に構想を改定し、これまでの産地加工の推進や6次産業化などの取組に加え、新たに首都圏や海外に向けた戦略的な販路開拓、食関連事業者の規模拡大に取り組むとともに、フードテックなどの先端技術の導入を推進し、フードビジネスのさらなる発展につなげてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎再生に向けて、全庁での重要な構想になると確信します。積極的な推進を要望いたします。

続きまして、食品製造業者付加価値向上への取組についてお伺いします。

宮崎県は、農業産出額が令和3年度は全国第4位を誇ります。それに対して、食料品・飲料等の出荷額は全国22位となっています。

このことは、県内で生産された豊富な食材がそのまま出荷されていると、県外で加工され、素材供給型の産業構造が変わっておらず、付加価値をつけていく伸び代があると確信いたします。

本県の食品製造業の付加価値を高めていくために、どのような支援を行っているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 食品製造業の付加価値を高めるためには、魅力ある新商品の開発、食品の安全管理、生産体制の強化が重要と考えております。

このため、食品開発センターによるフード・オープンラボ等の設備や、ノウハウを生かした技術支援のほか、県産素材を活用した商品開発の経費への支援を行っています。

また、第三者認証の取得や衛生面の施設改修への補助を行い、安全管理に係る信頼性を高めることで、海外展開も含めた取引拡大を促しています。

さらに、さきの6月補正により、県外に流出する食品加工を県内に取り戻すことなどを目的に、新たに、受託製造や事業拡大のための設備導入の支援に取り組み、生産体制の強化を進めております。

今後とも、人材育成を含め、付加価値向上に努めてまいります。

○本田利弘議員 宮崎県の産業活動の付加価値を上げていくために、豊富な素材を活用し、加工品に結びつけていくための食品製造業者への支援をよろしく願いいたします。

続きまして、ローカルフードプロジェクトについてお聞きいたします。

フードプロジェクトの一環として、これまで、1次産業者が2次、3次への事業を拡大する、6次産業化が図られてまいりました。今後は、農林漁業者や加工、販売業者らの連携を強化し、「餅は餅屋」で強みを出し合い、高付加価値化を図る取組が重要と考えます。

具体的な施策として、農林水産省が令和3年

度から、地域食品産業連携プロジェクト、ローカルフードプロジェクトを推進されております。課題はあるものの、本県は全国トップの取組と、県内外の事業者から伺っております。非常に期待しているところであります。

そこで、本県におけるローカルフードプロジェクトの現状と今後の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のとおり、県では、農林水産物の高付加価値化に向け、多様な食と農の関係者が連携し、それぞれの強みを出し合いながら、新ビジネスの創出に挑戦するローカルフードプロジェクト——略してLFPと申しますが、このLFPを推進しております。

令和3年度に設立しましたLFPの推進母体であるプラットフォームに、8月末現在で234の事業者が参画しており、具体的には、県産の小麦を活用したギョーザや、未利用の魚肉を原料としたハンバーガー用パテの開発など、これまで計21件のプロジェクトを支援しているところです。

今後とも、このような推進体制の下、フードビジネスの関係部局と連携しながら、開発された商品等の情報発信や販売促進にも取組を拡充するなど、LFPの取組を一層強化してまいります。

○本田利弘議員 様々なビジネスが生まれていく可能性に満ちあふれている取組だと思えます。今後ますます取組が広がり、スピード感がますます加速する支援をお願いいたします。

続きまして、農業振興と農業従事者を守る施策についてお伺いいたします。

まず、所得安定対策についてでございます。

ウクライナ危機に端を発する異常な物価高騰

は、農家経営の生産コスト圧迫に拍車がかかり、肥料や飼料、燃料、電気などのエネルギーの物価上昇にとどまりません。

働き手の不足と人件費の上昇、さらには2024年問題など、農畜産物の流通に関わる問題もあり、農業者への経済負担は増え続けています。就農者やJA関係者から直接話を伺うことも多い中で、悲痛な声が上げられております。

農畜産業の所得安定化に向けた物価高騰対策について、県はどのように取り組んでいらっしゃるのか、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 燃料や飼料等の価格高騰が長引いております、こうしたコスト増の価格転嫁がままならない農畜産業の経営が非常に厳しい状況にあるという声は、生産者をはじめ多くの方々から、私自身も直接伺っております。

全国有数の食料供給基地である本県にとりまして、基幹産業である農畜産業を守ること、そして食の安全保障が叫ばれる中で、この食料供給機能を保っていくことというのは、非常に重要な課題であると認識しております。

このため、県としましては、昨年度に引き続き、燃料やビニール等の資材、肥料、飼料に対する価格高騰対策や、耕畜連携による地域資源の有効活用に向けた取組に加え、経営安定のための技術支援やコンサル等を行っているところであります。

また、不安定な国際情勢等によりまして、燃料や飼料等の価格が高止まりすることが懸念されることから、私は、あらゆる機会を捉え、国に対して、農畜産業におけるエネルギーや飼料等の価格高騰対策の拡充・強化を要望しているところであります。

今後とも、価格高騰の状況や国の動向も注視

しながら、農畜産業の所得の安定化につながる支援を継続的に行ってまいります。

○**本田利弘議員** 国、県の対策補助に関しましては、単年度であり、不安は隠せないというような声も上がっております。先々も見据えて、県民の皆様の声にしっかりと応えた施策展開を強く要望いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、新規就農者の状況について伺います。

2022年の県内新規就農者数は389人で、3年連続で減少している状況であることが新聞でも報道されました。農業法人などへの就農者が減少したことが原因で、給与など待遇面が影響していると見て、国や県が就農支援策の活用を呼びかけるなど実施されているようです。

新規就農者の直近の状況と課題、そして新規就農者確保の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長(久保昌広君)** 御質問のとおり、新規就農者数は3年連続で減少し、令和4年は389人となりましたが、このうち自営就農者は、就農トレーニング施設での研修や資金面の支援など、サポート体制の充実により、前年より5人増加し166人でした。

一方、雇用就農者は、21人減少し223人となり、県の調査でも、約4割の農業法人が人材不足と回答するなど、対策が急務となっております。

このため県では、農業法人での「お試し就農」や、トイレなど働きやすい環境整備に対する支援により、雇用就農の促進を図っております。

令和7年の新規就農者の目標数である500人の達成に向け、今後とも、関係機関と連携し、就

農しやすい環境づくりを進め、新規就農者の確保に努めてまいります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。

さらに関連質問でございますけれども、本年も台風第6号の影響や線状降水帯の発生による豪雨により、耕作地の浸水も発生している状況でございます。新規就農者の皆様から、就農に関して事前情報の説明、特に農地情報について伝わっていないとする声もいただきました。

就農希望者に対する農地情報の提供の在り方について、農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長(久保昌広君)** 近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、農業分野でも大きな被害が生じており、御質問の新規就農者にとりましては、農地や農機具等の取得に多額の初期投資を行うため、特に深刻な問題であります。

このような中、国は、今年3月に農業者が自然災害リスクを把握し、正しく認識できるように、必要な情報提供や啓発、適切な助言等を行うよう、各都道府県に通知したところです。

県としましては、この通知を市町村や農業委員会等に速やかに周知したところですが、引き続き農業委員会等に研修会等で啓発を促すとともに、就農希望者に対しても、ハザードマップの確認等によって災害リスクを十分把握できるよう、様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

○**本田利弘議員** 農業を志される皆様は、当県にとって金の卵であります。1次産業立県であり、基幹産業でもある農業について、待ったなしの取組であり、付加価値を上げていくために欠かせないものであると思います。引き続き、よろしく願いいたします。

次に、環境森林施策について、森林環境譲与

税の状況について御質問いたします。

宮崎県の森林面積は県土の76%であり、地球温暖化防止や災害防止・国土保全等の公益的な機能を有する森林の整備を促進するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

森林環境譲与税は、令和元年度から全国の自治体へ譲与が開始され、その財源となる国の森林環境税は、来年4月から県民の皆様への課税が始まります。

このような中、森林環境譲与税は、制度開始5年目を迎えた今でも、全国的に見てみると、自治体によっては譲与税の執行率が低いという報道もあります。

そこで、県内の市町村における森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林環境譲与税は、県内の市町村に、令和元年度からの4年間で約37億7,000万円が譲与されており、その約6割に当たる約24億3,000万円が、森林整備や人材育成・担い手確保、木材利用などの施策に活用されております。

一方、未活用の譲与税については、基金等で管理されており、市町村はこの基金等を活用し、地域の実情を踏まえて、森林経営管理制度に係る将来の森林整備や、公共施設の木造・木質化などに計画的に取り組むこととしております。

なお、令和5年度の配分額に対する執行率は108%と見込まれており、県では今後とも、譲与税が積極的かつ効果的に活用されるよう、市町村を支援してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。公益的な機能を有する森林の整備を促進するため、

必要な費用を国民からひとしく負担する仕組みとして創設されているものであります。この目的を実現するためにも、しっかりとした活用をよろしくお願いいたします。

続きまして、再生林について御質問いたします。

宮崎県内民有林の再生林率目標は80%になっておりますが、現状では70%台であります。また、地域別の状況を見ると、県北地域に比べて、県央地区がかなり低くなっていると聞いております。

各地域において再生林率に差があり、抱えている課題は複合的ではありますが、利益追求型の皆伐を行い放置すると、森林の有する公益的な機能が損なわれるおそれがあります。森を守る視点、付加価値を得る視点から、再生林率の向上が求められております。

県では、令和5年度から再生林強化対策に取り組むこととしておられますが、具体的な3本の柱の中で、再生林の意識醸成及び推進体制の強化に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 昨年、県が実施したアンケート調査等によれば、森林所有者が所有している山林の価値を十分に理解しないまま、また、再生林の必要性や必要経費などに関する説明を十分に受けないまま売却している事例が多数見受けられ、再生林が進まない原因の一つになっています。

このため今年度から、新聞広告やチラシにより、県内の山元立木価格の相場や再生林の必要性、適正な伐採と再生林を実施できる林業事業者の周知を行い、再生林意識の醸成に努めることとしております。

さらに、再生林の担い手として期待される

「ひなたのチカラ林業経営者」の新規登録を促すため、林業事業者への指導・助言体制を整備したところであります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。持続可能な資源循環型林業を目指していくためには、再造林を強化する一方で、収穫した木材の需要の確保が必須であります。

さらに、木材価格を高い水準で維持し、森林所有者への還元と、再造林意欲を喚起することも必要であると思います。

続きまして、出口戦略についてお伺いいたします。

県産材の出口として、県内外を問わず、本県産材のよさをアピールするなど、幅広い市場エリアを開拓していくことが重要であると思います。

人口減少に歯止めがかからず、県内における住宅建設の減少が見込まれる中で、県産材の県外への販路拡大にどう取り組んでおられるのか、環境森林部長の御見解を伺います。

○**環境森林部長（殿所大明君）** 令和3年の製材品出荷量の約7割に当たる73万立方メートルを県外に出荷している本県では、住宅分野における取組に加えて、店舗などの非住宅分野や家具などについて、新たな販路の開拓を行っております。

特に、大消費地であり、本県とのフェリー航路がある関西圏では、建築士や商社等を対象としたセミナーや商談会のほか、本県での産地見学会を開催するなど、高品質で安定供給が可能な県産材の魅力を伝えるプロモーション活動を実施しております。

また、県外の住宅メーカーや木材流通事業者と連携協定を締結して、官民一体となった県産材利用を進めるなど、県外へのさらなる販路拡

大に向けて、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

○**本田利弘議員** さらにもう一步踏み込みまして、出口をさらに、海外マーケットも視野に拡大していく必要があると考えます。

海外への県産材の輸出拡大にどのように取り組んでいらっしゃるのか、環境森林部長に伺います。

○**環境森林部長（殿所大明君）** 昨年度の県産材の輸出額は約77億円と推計しており、このうち原木が約9割を占めていることから、より付加価値の高い製材品を輸出することが重要となっております。

このため韓国では、プレカットした木材と建築技術をパッケージにした輸出を進めるため、木造建築セミナー等による技術者の養成や、パートナー企業の開拓などに取り組んでいます。

台湾では、近年、木造建築への関心が高まっていることから、木材利用に関するセミナーの開催に加え、今年度から台湾林業試験場とのシロアリに関する共同研究などに取り組んでいます。

これらの取組に加え、新たな輸出先の開拓に向けたニーズ調査を行うなど、さらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。2022年、本県の杉丸太生産量が32年連続で日本一となった、うれしい発表があります。付加価値をつけるために、加工まで踏まえた製品の他県、海外への出荷を積極的に推進し、品質で評価される当県の杉材の需要拡大を目指したかじ取りをよろしくお伺いいたします。

続きまして、情報戦略についてお伺いいたします。

広報紙やチラシなどの紙媒体、県政記者室への情報提供によるマスメディアの利用に加え、県全体や事業ごとのホームページ、ユーチューブチャンネル、SNSなどにも取り組まれております。しかし、それだけでは伝わり切れないことも多くなっているのではないかと感じます。そして、掲載をアップすることが目的ではないかと思うような場面も多くあります。

情報提供に関して、県が東京で行うイベントは、これまでの情報提供ルートだと、県内メディアが取材して記事になることがあります。それでは県内の人に伝わっても、首都圏など県外在住者にはほとんど伝わらない状況だと言っても過言ではございません。県外に広く発信したい情報が、思うように県外に伝わらない状況にあります。

そこで、知事にお伺いいたします。情報戦略の重要性について、どのようにお考えか伺いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 情報戦略は極めて重要な課題で、これは自治体にとっても企業にとっても同様であろうかと考えております。

県民の皆さんに安全・安心な生活のための必要な情報を分かりやすく届け、県政に対する理解や関心を深めながら、県政への参画を促すこと、そういった観点からも重要でありますし、インバウンドが再開し、人々の交流が活発化していく中で、国内外の多くの方から「選ばれる宮崎県」を実現するためには、本県の様々な魅力を適時・的確に、積極的に伝えていかなくてはならないと考えております。

アメリカ大使館の方に、九州という地域が観光地としてどのように映っているか聞いたことがあります。まずは英語での発信、今旅行しようとする方は、ネットで検索して情報を得よ

うとしますので、英語での発信で検索に引っかけられないと情報がないに等しいと、そのようなことも伺い、非常に印象深いことであります。

私自身も、日頃からSNS等での情報発信を行っておりますが、目的やターゲットに合わせて情報伝達手段を選択し、タイミングや表現を工夫しながら、伝えたいことがしっかりと伝わるよう、戦略的な発信は大変重要でありますし、難しいことでもあると考えております。

今、インターネットも含めてであります。取り扱われる情報量が飛躍的に発達している、言わば情報洪水のような状況の中で、いかに必要としている方に必要な情報を届けていくかということ、これは戦略的に取り組んでいく必要があるかと考えております。

今年侍ジャパンやラグビー日本代表合宿、G7宮崎農業大臣会合等で、宮崎のことが発信される機会にも恵まれました。来月には宮崎県人会世界大会が開催され、本県のファンや交流人口を増やし、観光誘客や移住等につなげるための絶好の機会でもありますので、こういった機会も活用しながら様々な媒体を効果的に活用し、戦略的な情報発信に心がけてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。まさしく戦略的な情報発信が非常に重要かと思えます。議員になって、各部門から説明や情報をいただくことが多いわけですが、これまで触れていないウェブページがあることにも気づかされました。部局、外郭団体がそれぞれによいものをお持ちではないかというふうに感じております。

今回、アンケートサイト、グーグルフォームを使って、独自に「宮崎の情報サイトに関するアンケート」を9月7日から3日間、実施いた

しました。115名の方に回答いただき、県内在住者が55.8%、県外・海外在住者が44.3%、出身で見ると、宮崎県出身者が79.5%、県外出身者が20.5%の皆さんに回答いただきました。

宮崎県の公式観光サイト、みやざき観光情報「旬ナビ」を38.9%の方が活用しているという回答をいただきました。しかし、ほかのサイトを見ていきますと、情報の活用状況について低いスコアであることが確認できました。

皆様からは、「宮崎のリアルかつ詳細な情報が簡単に手に入る」など、ポジティブなものもありますが、「求める情報になかなかとどり着かない」「首都圏で宮崎県内の情報があまり伝わらない」との意見もあります。

今後、課題である交流人口、関係人口を増やしていく必要からも、県の情報を必要なときにタイムリーに入手できることが重要だと思われま

す。そこで、県として情報をしっかりと伝えるための具体的な取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 情報伝達手段の多様化が進む中で、ホームページやSNSなど、様々な媒体の特性を生かしながら、効果的な情報発信に努めております。

令和4年3月には、県ホームページをリニューアルし、海外の方を含め、閲覧者が情報を探しやすいよう、ページデザインや掲載情報の分類などを変更したり、食や観光、移住などの分野ごとに、本県の魅力を発信する場所をトップページに新設したところであります。

また、SNSを積極的に活用しながら、県ホームページへの誘導も図ることで、県内外の皆様が、本県の様々な情報に触れる機会を増やすとともに、職員の広報に取り組む意識やスキ

ルの向上にも取り組んでおります。

今後とも、伝えたい情報がしっかりと伝わるよう、工夫や改善を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎の価値を高めていくための情報戦略として、時代の変化に合わせて情報媒体をうまく活用する仕組みや、情報を発信する県職員の皆様の広い知識、メディア活用の意識づけが必要だと感じます。また、海外マーケットやインバウンド需要の開拓も視野に、多言語化などの対応も必要になると考えます。

アンケートで出されました、情報発信ツールと内容を整理する、誰のための情報か明確にするなどを考察して、全庁としての情報戦略策定を要望いたします。

続きまして、コロナ5類移行後について、御質問させていただきます。

新型コロナが5類感染症に移行となり、中止となっていた祭りの復活や、外国人観光客が回帰している中で、どうにか夏が戻ってきた感がありました。

一方で、5類移行後の全国の感染状況を見ていくと、夏場に入り、九州、沖縄を皮切りに感染が増加し、現在は東日本を中心に感染が増加しております。

5類移行直後の全国約5,000の定点医療機関からの報告者数は約1万3,000人でしたが、9月15日公表の直近1週間の報告者数は、約10万人以上まで増加しております。定点当たりの報告数で見ても、5類移行直後は2.6でしたが、直近1週間は20.2まで増加しております。

こうした状況を踏まえ、5類移行後の県内の感染状況と、感染状況に応じた県民の皆様への意識喚起の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 新型コロナは5類移行後、緩やかな増加傾向にありましたが、過去3年と同様、夏場に入り、人の移動等による接触機会の増加により感染が拡大し、7月下旬には定点当たりの報告数が27.2、1日当たりの新規感染者推計値も1,000人を超える状況まで増加したところであります。

県では、5類移行後、独自の感染状況区分を設け、県内外の感染状況を可視化するとともに、感染増加の傾向を捉え、知事会見や新聞、SNS等による県民へのきめ細かな情報提供、注意喚起を行ってきたところであります。

直近の定点当たりの報告数は、7月ピーク時の報告数からは減少しておりますが、依然として多くの感染が確認されていることから、引き続き感染動向を注視し、適時適切に注意喚起を行ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

関連質問でございますが、公費支援の取扱いと、県の対応について伺いたいと思います。

新型コロナが5類感染症に移行しても、高齢者や基礎疾患のある方に感染すれば、重症化するリスクも残っているわけでありまして。5類移行後の対応として、新型コロナ患者に関わる病床を確保するための病床確保料のほか、患者等に対する公費支援がなされております。

具体的には、外来医療費のうち高額であるコロナ治療薬については、本人負担分について、入院医療費については、高額療養費自己負担限度額から最大2万円を限度に減額する形で公費支援がなされております。これらの措置が9月末までとなっております。

そこで、その後、制度についてはどうなるのか、10月以降の医療提供体制及び患者等に対する公費支援の取扱いと県の対応について、福祉

保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 新型コロナの5類移行に伴い、県は、幅広い医療機関による医療提供体制の確保をはじめ、医療費の急激な負担増を避けるための公費支援など、9月末までの時限的な措置として取り組んできたところであります。

こうした取組の10月以降の取扱いについて、国は、病床確保料の支給対象期間を感染拡大時に限定することや、医療費に係る公費支援を段階的に縮小しながらも延長するとの方向性を示したほか、受診相談や症状悪化時の相談窓口の設置や、高齢者施設等に対する各種施策も継続するなど、冬の感染拡大に備え、一定の配慮があったものと考えております。

県といたしましては、国の方針を踏まえ、各種施策を継続するとともに、県民や医療機関が混乱することのないよう、丁寧な周知に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 継続をありがとうございます。引き続き、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

今後のコロナ対応の支援についてということでお伺いいたします。

医療・介護・福祉施設に従事されている皆様は、5類移行後も仕事を取り巻く環境は変わっていない状況です。さらに言うと、施設を訪問される方の意識や行動などが日常化している中で、さらに気を使う場面は増えている状況だともお聞きします。

従前から人手不足が指摘されている高齢者施設等においては、今後も、コロナの集団感染やその対応のための労働力確保、感染対策のために購入する衛生用品等の経費、いわゆるかかり増し経費の発生が懸念されます。

そこで、高齢者施設等において、5類移行後も感染対策が大きな負担となっている中、今後、県はどのような支援に取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 高齢者施設等におきましては、5類移行後も職員の方々が自らウイルスを持ち込むことのないよう、また施設内で感染拡大することがないよう、高い緊張感を持って感染対策に取り組まれておられることに、改めて感謝申し上げます。

県としましても、重症化リスクの高い高齢者等を守るために、施設訪問時におけるマスク着用の推奨など、感染対策に係る県民への周知に取り組むとともに、施設職員を対象とした検査のためのキット配付や、高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助を継続するほか、陽性者発生後のサービス継続に係るかかり増し経費についても、当面、支援を続けていくこととしております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。先ほども出ましたけれども、冬場にかけてインフルエンザの影響も出てくるリスクが高まる可能性があります。コロナ感染症対策も、引き続き、基本に基づいた、できる限りの対応を要望いたします。

県央地区公共土木施設における災害復旧工事について伺います。

昨年、令和4年度の台風第14号の復旧状況に関しては、公共土木施設の被害件数は、県及び市町村でトータル1,388件、金額にして347億円に上りました。今年、令和5年度の台風第2号、第6号の豪雨による被害で、さらに218か所が災害に見舞われる状況になっております。

令和4年度、台風第14号の影響で、県央地区の河川復興規模としては最大である高岡町片前

地区について、国による災害査定が翌年になるのは、時間がかかっているのではないかと聞いた声も上がりました。

公共土木施設における災害復旧工事着手までの手続について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 公共土木施設において災害が発生した際には、施設管理者は直ちに、測量や調査、設計、工事費の積算など、必要な資料作成を行い、その後、国が現地で復旧の範囲や工事費を決定する災害査定が行われます。

災害査定は、発生から2か月以内に行うこととされておりますが、昨年の台風第14号では、平成17年以来となる大規模な災害であったことから、最後の査定を終えるまでに5か月の期間を要したところであります。

査定後は、速やかに復旧工事に着手することとしておりますが、用地取得が必要な箇所や出水期に施工できない箇所など、工事着手までに時間を要する場合があります。このような場合には、応急対策を実施し、豪雨等による被害拡大の防止に努めているところであります。

○本田利弘議員 状況は大変よく理解できました。ありがとうございます。復旧に向けて、できるだけスピードある対応をよろしく願いいたします。

当地区の復旧スケジュールに関して伺います。

当地区について、地域住民の皆様にとって、次の災害につながるのではないかとする心配や、大規模な工事になることから、復旧に向けての作業道の敷設などについての声も出されている状況です。

宮崎市高岡町片前地区における大淀川護岸崩

壊箇所の復旧スケジュールについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 片前地区の大淀川の護岸につきましては、昨年の台風第14号により約290メートルの区間が崩壊したところがあります。

本箇所は、出水期を避けて施工する河川内の工事であり、工事着手までに時間を要することから、これまでに、大雨による出水に備え、応急対策として大型土のうを設置しております。

復旧工事のスケジュールにつきましては、全体を6工区に分けて、それぞれの工区を並行して行うことで早期完成を図ることとし、今年6月に契約しております。

現在は、仮設道路等の準備工事を行っており、来月から護岸本体の工事に着手し、来年3月の完成を目指しているところであります。

施工に当たりましては、地元の皆様へ工事の状況など情報を発信しながら、被災箇所の早期復旧に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。今後も、台風、線状降水帯の発生による豪雨で、今年も出水が考えられます。当地区の住民の皆様への対応が発生する場合は、施工関係会社、宮崎市、高岡土木事務所等との連携を図り、しっかりとした対応を要望いたします。よろしくお願いたします。

次に、宮崎県物産貿易振興センターについてお伺いします。

新宿の新南口を出てすぐ、サザンテラスに構える新宿みやざき館KONNEは、今年でオープンして25年目の歴史を刻み、首都圏在住の宮崎出身者、ゆかりの皆様には、なくてはならない存在でございます。

また、宮崎に足を踏み入れたことのないお客

様も、KONNEにとりこにされる方もいらっしゃるかと認識しております。私も大変お世話になっております。

昭和29年、宮崎県物産協会設立以降、現在はウェブ通販の台頭、ふるさと納税の積極的な活用など流通も大きく変化し、取り巻く環境は大きく変化してきております。

公益社団法人宮崎県物産振興センターの役割をどう捉えていらっしゃるのか、商工観光労働部長の見解をお願いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宮崎県物産貿易振興センターは、県産品の国内外への販路開拓及び需要拡大を図り、本県の経済発展に寄与することを目的として設立された、県内事業者を主たる会員とする公益社団法人であります。

センターは、主にアンテナショップにおける県産品のPRや販売、販路開拓に意欲的な事業者に対する商談機会の提供、催事等への出店支援などを通じ、本県の物産振興の牽引役としての役割を担っております。

県としましては、センターが、県内全域の事業者を対象に、販路開拓などの支援を担う唯一の公益的団体でありますことから、今後とも、物産貿易振興センターと緊密に連携を図りながら、県産品の販路拡大やPRに取り組んでまいります。

○本田利弘議員 重要性がよく分かります。

関連質問でございますけれども、国内及び香港の5か所のアンテナショップは、県内事業者や首都圏在住の宮崎出身者、各地のお客様からの期待も大きい状況だと十分に分かりました。

アンテナショップでは、店内での県産品販売プロモーション、観光のイベントが実施されているという報告もありましたけれども、アンテ

ナショッポの状況と今後の展開について、商工観光労働部長に掘り下げて御見解を伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） アンテナショッポにつきましては、宮崎と新宿に県が設置し、県産品のPRや販売促進等に取り組んでおります。

特に新宿みやざき館KONNEでは、議員から御指摘いただいたとおり、平成30年のリニューアルにより、イベントスペースでの催事やレストランでの県産食材を用いた料理の提供、大型ビジョンによるPRなどを展開し、首都圏での情報発信拠点としての機能を発揮しております。

近年、博多や香港に民設民営のアンテナショッポも誕生し、本県の魅力を発信する新たな拠点となっております。

今後とも、アンテナショッポの機能強化、また、民間企業と連携した新たな販路開拓策にしっかりと取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。公益社団法人宮崎県物産振興センターは、宮崎県ゆかりの皆様の重要な拠点として、ポストコロナの運営体制の再強化など、役割はますます重要になってきていると存じます。引き続き、役割の充実に向けた支援をよろしく願いいたします。

最後に、宮崎県人会世界大会及び県人会支援について伺います。

宮崎県人会世界大会の開催まで、残すところ38日になりました。在京宮崎県人会の役員経験者として、この施策に対する期待を込めて御質問いたします。

国内の各地の県人会の課題として、役員、会員の高齢化等で継承が難しい状況になっていると感じます。また、会を運営する財源の問題な

ど、大きな課題に直面しております。

県人会会員と県民が交流する場をつくり、県人会の活動の活性化を図ろうと初めて開くこの大会が、県外、そして世界につながる大きなかけ橋になることを切に願っております。

宮崎県人会世界大会開催により見込まれる効果を開催後どのように生かしていくのか、知事に御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回初めて行います県人会世界大会には、国内外の県人会から約250名、県民の皆様約300名をはじめ、全体で700名以上の参加を予定しております。県民との交流や参加者同士の交流のほか、本県の文化等に触れ合う機会を設けることとしております。

私は、この大会の会期中に行われることも、もちろん重要ですが、その後の展開が極めて重要だと考えております。

この大会を通じて、国内外から参加される県人会の方々に本県の魅力を再発見していただくとともに、世代間交流を通じて、また県人会同士の横の交流を通じた県人会の活性化を図り、ふるさと宮崎を中心とした強固なネットワークを構築したいと考えております。

大会開催後は、これらを本県の魅力発信や、プロモーションのさらなる展開につなげていくとともに、県民の国際理解・交流の促進や、国際社会で活躍する人づくりに取り組むなど、みやざきグローバルプランに掲げる「世界に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざき」の実現にもつなげてまいりたいと、このように考えております。

○本田利弘議員 今回初めて開催される宮崎県人会世界大会で、皆様がつながり、そして次への飛躍に結びつく大切な機会になります。今、知事からも御見解をいただきましたが、次に

しっかりと結びつけていくような大会にできればと思っております。

そして、県人会が宮崎ゆかりの皆様への心よりどころとして新たなステージに力強く羽ばたいていくためにも、それぞれが強くなり、宮崎の底力を世界で発揮できるよう、県としての支援を要望いたします。よろしく願いいたします。

以上、32年間の企業経験を踏まえ、この場に立たされた私として、県民所得の向上、稼ぐ力という視点から、付加価値にどう結びつけていくのか、また、その基盤、環境整備に向けた取組、そして宮崎をどう発信するのかといった視点で、今回、執行部の皆様の姿勢を伺わせていただきました。

宮崎県としても、コロナを克服し、宮崎再生に向けた大変重要な位置づけの年になります。私としては、政治家として新たな挑戦をしていく大変重要なステージになります。

県民の皆様、そして全国、世界の、宮崎を愛し、宮崎のために尽力したいという皆様の思いを受け、「宮崎の底力を掘り起こし、未来につないでいく」という私の使命を踏まえた初登壇の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。東諸県郡選出、自由民主党の日高利夫であります。

本日最後になりましたが、ようやく順番が回ってきましたので、しっかりと質問していきたいと思っております。皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、知事の政治姿勢について、3つの案件についてお伺いいたします。

初めに、資金繰りに窮している中小企業への経営支援についてであります。

令和2年から始まったコロナ関連融資、いわゆるゼロゼロ融資の実績は、先週の山下寿議員への答弁で、融資件数1万2,711件、融資額は約1,811億円にも上り、令和5年7月末現在の融資残高は、1万868件、約1,177億円となっているとのことでした。

このうち、約8割の事業者において元金返済が開始され、利子補給期間も今年度から順次終了しておりますが、売上げが回復せず、物価高や人件費上昇など、コストアップへの対応が迫られる中で、元金と利払いの返済負担が本格的に重くなってきております。

8月の宮崎再生対策特別委員会の調査におきましても、商工会議所や金融機関から、「売上げがいまだ回復せずに資金繰りがぎりぎりの状態である事業者が多い。3年の元本返済据置期間を6年まで延長できないか」とか「倒産はこれから増えるのではないか。今後も何らかの対策が必要ではないか」などの切実な意見が出されたところであります。

こうした厳しい状況の中で、今後の経営の見通しをしっかりと立てて、事業を立て直していくことが大変重要であり、そのためにも中小企業者の経営改善に向けた取組を県や金融機関、商工団体などが後押ししていくことが重要であると考えます。

また、こうした地方の窮状をしっかりと国に伝え、支援策の継続・拡充を求めていくことも必要であると考えます。

そこで、資金繰りに窮している中小企業者への経営支援について、知事の考えをお伺いいたします。

2つ目は、森林環境譲与税配分基準の見直し

についてであります。

先ほど本田議員からも質問がありました。県議会では、6月議会において、市町村が取り組む森林経営管理制度の推進に必要な森林環境譲与税について、森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への配分を高めるよう、譲与基準の見直しを求める意見書を採択したところであります。

この税の目的は、温暖化防止、災害防止、国土保全等にあり、木材需要の拡大を図るとはいえ、30%もの人口比率によって配分される基準には、大いに不満が残るところであり、森林を守り育てる、森林面積の多い県や市町村への配分が優先されなければ、今後、国民に一律に森林環境税を課すことの大義が理解されないのではないかと考えております。

杉素材生産量32年連続日本一など、林業先進県として、本県がリーダーシップを発揮すべきではないでしょうか。

では、森林整備の推進に必要な森林環境譲与税の見直しについて、改めて知事の考えをお伺いします。

3つ目は、水田活用の直接支払交付金についてであります。

本県においては、飼料用稲、いわゆるWCS、加工用米、飼料作物などに対して、令和3年度は95億円余りの交付金が交付されておりますが、国において、昨年度、交付対象水田の見直しが行われたことから、今後、交付金が縮小されるのではないかと不安を持つ農家もいらっしゃいます。

特に、本県の水田農家戸数の約7割、面積にして5割は兼業農家であります。この兼業農家の多くは、WCSなどの交付金を受けながら水田を守っております。何としてでも、10アール

当たり8万円の交付金を堅持していただきたい。

また、令和5年度から、新たに米粉用米の10アール当たり9万円の交付項目が追加されました。米粉もこれからなんです。

交付金の縮小は、耕作放棄地の増加に直結すると懸念しております。本県の水田農業が維持され、農家の所得が確保されていくためには、本交付金は不可欠であり、今後とも十分な予算措置が必要であると思います。

では、水田活用の直接支払交付金の重要性について、知事はどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、中小企業者への経営支援についてであります。

県ではこれまで、物価高騰関連融資を実施するとともに、今年1月には、県独自の上乘せ補助により、事業者の保証料負担をゼロとする融資制度を創設するなど、資金繰り支援を行ってきたところであります。

現在、コロナ関連融資の元利返済の本格化や物価高などの影響もあり、今後、これらの課題に対処していくためには、議員御指摘のとおり、事業の将来見通しをしっかりと立てて、経営改善を図っていくことが重要であります。

このため、6月補正において、関係支援機関や複数の外部専門家を活用した伴走支援体制の強化や、支援を行う側のスキルアップを図るための予算を確保し、商工団体や金融機関等で構成します「県中小企業支援ネットワーク」の支援体制をさらに強化しているところであります。

今後とも、県内中小企業の窮状を国に訴えつつ、引き続き、経営支援の継続・拡充に向けて取り組んでまいります。

次に、森林環境譲与税の見直しについてであります。

森林環境譲与税は、森林の整備により、二酸化炭素の吸収をはじめ、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の持つ多面的かつ公益的な機能を適切に発揮させるために重要な財源となっております。

今後、森林経営管理制度の取組が広がることなどにより、森林整備量の増大が見込まれ、さらなる財源が必要となることから、今年5月、国に対し、森林の多い地域で十分な森林整備を行えるよう、譲与基準を地域の実情に即したものに見直すことを要望したところであります。現在、国において、検討が進められているものと認識しております。

先日、全国知事会の地方税財政常任委員長として、国の税財源に関する要望を行った際にも、与党税調の幹部と、この問題について議論となり、本県の実情についてもお伝えしたところであります。

今後とも、我が国を代表する林業県として、森林環境譲与税を有効に活用し、市町村と一体となって、2050年ゼロカーボン社会の実現や持続可能な森林・林業・木材産業の確立を目指してまいります。

最後に、水田活用の直接支払交付金についてであります。

水田活用の直接支払交付金は、水田を効率的に活用し、麦や大豆、野菜、飼料作物等の生産拡大など、我が国の食料政策において、大変重要な役割を果たしていると認識しております。

また、生産者への直接的な支援によって、足

腰の強い経営体の育成や、地域の特色を生かした産地づくりが進み、さらには、中山間地域における多面的機能の維持・強化にも貢献しております。

本県におきましても、この交付金を活用しながら、畜産業や焼酎メーカーと連携し、WCS用稲や加工用米など、多様な水田営農を展開しており、スマート農業技術の導入等による省力・低コスト生産の普及によって、30ヘクタール以上の大規模経営体の増加につながっているところであります。

今後とも、本交付金の維持・強化について、国に対し強く要望していくとともに、宮崎ならではの持続的な水田営農の実現に向けて取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。

知事は、全国知事会の要職である地方税財政常任委員会の委員長を令和2年11月から務められ、今年4月には知事会の副会長に就任されました。黒木知事、松形知事に次いで、本県では3人目の副会長となられましたが、宮崎県人は、まだ誰もその先の景色を見た者はおりません。河野知事には、まだ見たことのないその先の景色を、ぜひ私たちに見せていただきたいものです。

さらに、郷土宮崎のために、山積する課題にしっかりと物を申せる知事として、たくさんの汗を流していただきますよう御期待を申し上げ、次の質問に移ります。

次は、コロナ後における本県の財政状況について伺います。

令和2年以来、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、我が国、そして本県においても、これまでにない日常生活の変化や経済への甚大な影響を受け、その対策に多大な労力を

費やしてきました。

しかし、今年の5月、新型コロナは感染症法上の5類に移行し、コロナ対策は一つの区切りを迎えたものと思います。

本県ではこれまで、新型コロナの感染対策や地域経済・県民生活を守るため、多額の予算が様々な分野に措置されてきました。PCRの無料検査やワクチン接種といった感染防止対策から、応援消費や旅行クーポンなどの消費喚起策まで、多岐にわたる事業を、そのときの感染状況や経済状況に応じて、適時適切に取り組んできたと認識しています。

そこで、これまでコロナ対策に投じてきた事業費総額と財源及び事業費の分野別内訳について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 新型コロナ対策に係る事業費総額は、令和元年度から4年度までの決算総額が1,961億円余、令和5年度予算額が繰越額を含め334億円余、合計2,296億円余を措置しております。

その財源内訳は、臨時交付金など国庫支出金が2,014億円余、中小企業融資等に係る基金からの繰入金などが152億円余、一般財源が128億円余であります。

また、分野別事業費は、感染防止対策と地域医療の確保に1,565億円余、生活困窮者対策など県民の命と暮らしを守るための支援に388億円余、地域経済の再生や応援消費対策に262億円余、DXの活用など本県の新たな成長につながる取組に79億円余であります。

○日高利夫議員 本県のコロナ対策事業費は2,296億円で、その財源のほとんどが国の財政負担により賄われているようですが、一般財源も128億円を投じたとのことでもあります。

その財源は、ここ数年の税収増や地方交付税

の追加交付などにより確保できたようで、このように、多額のコロナ対策費を要した令和4年度における一般会計の決算見込みが8月に公表されていますが、これを見ますと、財政関係2基金残高は565億円と一定程度確保されており、県債残高は前年度から1.5%減の8,441億円となるなど、現時点において財政の健全性は維持されていると思われま

す。しかしながら、県民生活や本県経済に多大な影響を与えている物価高等は継続している現状がありますし、本県の将来を見据えると、令和9年に予定されている国スポ・障スポ大会の開催に加えて、防災・減災、国土強靱化対策、さらには公共施設の老朽化対策など、中長期的に多額の財政需要が必要となるであろう多くの課題を抱えております。

そこで、今後も国スポや施設の老朽化対策などで多額の財政需要が見込まれますが、将来にわたる本県の財政状況の見通しについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、将来の財政状況を把握するために、必要となる歳出を可能な限り見込んだ今後10年間の財政見通しを作成し、新年度予算編成と併せて毎年度更新しております。

最新の財政見通しによります10年後の財政状況は、毎年度の収支不足を補う財政関係2基金が460億円程度確保されるとともに、県債残高につきましても、国スポ・障スポ大会の施設整備等により、一時的には増加しますが、現行の水準を維持できることから、財政の健全性はしっかりと確保できる見込みであります。

なお、社会経済状況や国の制度改正等によりまして、歳入歳出の見込みは変わりますので、引き続き、毎年度、財政見通しを更新し、的確

な財政運営に努めてまいります。

○日高利夫議員 中長期的な見通しを踏まえて、健全な財政運営がなされていることが分かりました。引き続き、財政の健全性の維持には細心の注意を払いつつも、本県の抱える課題には適切に対応していかれるようお願いし、次の質問に移ります。

次は、県有施設の老朽化対策についてであります。

国、地方ともに財政状況の厳しい中、公共施設の老朽化対策が全国共通の課題となっておりますが、宮崎県公共施設等総合管理計画では、今後50年間で道路や建物などインフラ施設を耐用年数経過時に単純更新した場合は、約2兆1,230億円が必要となるが、長寿命化対策を講じることにより約1兆4,670億円へ、約6,560億円を圧縮できると試算されています。

ですから、今後も利用ニーズが高い施設は、建物の長寿命化や更新などを検討し、活用していく必要があると思います。

しかし、その一方、施設の老朽化が進み、かつ利用ニーズが低くなった施設は、統合や廃止、そして集約化などの思い切ったスクラップ対策により、施設数の最適化を進めていく必要もあると考えます。

では、公共施設はその必要性に応じ、民間への売却や貸付けなどを進めて、施設の総量を減らしていく必要があると思われませんが、県の考えを総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村達也君) 県では、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、行政ニーズや老朽化の状況等も踏まえ、建物系施設については、必要性が高いものは長寿命化や更新を、必要性が低いものは統合や廃止を行い、施設配置及び総量の最適化を進めていくこととしており

ます。

このため、施設類型ごとに、10年後の倉庫やポンプ室などの附属施設を含む必要棟数を検討した結果、令和2年3月末の保有棟数のうち、庁舎関連施設20棟、スポーツ関連施設7棟、警察関連施設4棟、病院関連施設4棟、職員宿舍関連82棟、その他施設2棟の合計119棟について、廃止を検討することとしており、それらの施設は、敷地を含め、国や市町村、民間等に売却や貸付けを行うなど、有効活用を図ることとしております。

○日高利夫議員 今、答弁のあった廃止予定の棟数の中には、県営住宅は入っておりませんが、近年、空き住戸が目立つ県営住宅も総量を減らす必要があるのではないかと考えております。

中でも昭和30年代から40年代に建設された、コンクリートブロック造平屋建ての県営住宅は老朽化が進んでいるようですが、県営住宅の整理の中で、廃止するなどの対応も必要ではないでしょうか。

そこで、県営住宅の空き住戸の割合と、昭和30年代から40年代に建てられたコンクリートブロック造平屋建ての空き住戸の戸数について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 県営住宅の空き住戸は、建て替えなどのために政策的に入居募集を止めている住戸を除いて、令和5年3月末時点で1,655戸となっており、管理戸数8,628戸に対し、その割合は19.2%となっております。

なお、コンクリートブロック造平屋建ての県営住宅につきましては、全て用途廃止の予定であるため、政策的に入居募集を止めており、入居戸数は84戸で、空き住戸は131戸であります。

○日高利夫議員 空き住戸の割合は19.2%とのことですが、令和2年2月議会の時点では11.7%と聞いておりました。こうして空き住戸が増加する一因として、老朽化が進んでいることも影響していると思われま。

中でも、建築後50年を過ぎている老朽化の進むコンクリートブロック造平屋の入居戸数は84戸で、逆に空き住戸は131戸とのことですが、宮崎県営住宅長寿命化計画ではどのような内容となっているのでしょうか。

では、老朽化が進む県営住宅の整備計画について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅につきましては、適切に維持管理することにより、住宅の長寿命化と将来的な管理コスト縮減を目的として策定した宮崎県営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えや改修を行っております。具体的には、建設後の経過年数及び老朽化の状況に応じた建て替えや、予防保全として計画的な改修を実施しております。

このうち、コンクリートブロック造平屋建ての住宅につきましては、敷地が狭小で、駐車スペースの確保など現在の居住ニーズを満たす建て替えが困難であり、さらには、老朽化が著しく、改修による効果も見込めないことから、用途廃止をするものと位置づけているところであります。

○日高利夫議員 コンクリートブロック造平屋建ての県営住宅については、用途廃止も検討しており、既に募集を停止しているとのことですが、現在の入居者の多くは高齢者だと思います。建築後50年を経過し、老朽化も進んでいますが、低所得者層の多い住宅でしょうから、建て替え等も現実的ではないと思います。

5軒に1軒は空いているなら、御高齢の入居

者には、より安全で災害にも強く、居住環境もよい中層の県営住宅への移転を促すことはできないものでしょうか。

では、耐用年数を超えた老朽化の著しいコンクリートブロック造平屋建ての県営住宅に住む入居者に対し、中層の県営住宅への転居を進める考えはないのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） コンクリートブロック造平屋建ての入居者に対しましては、これまで他の住宅への転居について依頼してきたところではありますが、入居者の高齢化が進んでおり、他の住宅に比べて家賃が安いことや、住み慣れた環境を離れたくないなどの理由により、転居が進まない状況にあります。

県としましても、老朽化が進むコンクリートブロック造平屋建て住宅から、中層の県営住宅などへの転居は必要と考えておりますことから、今後とも、入居者の意向を確認しながら、転居について要請するとともに、他県の取組等を調査し、対応を検討してまいります。

○日高利夫議員 気象庁によると、この夏の平均気温は、明治31年の統計開始からの125年で最高になったとの報道がありました。

電気代の高騰、物価高が続き、クーラーも節約された高齢の入居者もおられたはずですが、困っておられるお年寄りがいないか、ぜひ実態調査等をしていただき、高齢者に少しでも快適な住宅に住んでいただけるよう、新たな空き住戸対策の検討もよろしくお願ひし、次の質問に移ります。

次に、南海トラフ地震等の大規模災害時の輸血用血液製剤の安定確保対策について伺います。

私は役場職員でしたので、献血車が来れば必

ず400ミリリットルの献血をしておりましたが、平成25年に、宮崎県赤十字血液センターから「子供の頃の肝炎の既往歴があるため、今後は献血できない」という通知があり、結構ショックを受けた覚えがあります。

以来、平成25年2月26日を最後に献血をしておりませんが、7月18日付の宮日新聞に、本年4月、5月の本県の献血目標達成率が九州最下位との記事が出ておりました。

南海トラフ地震の発生が高い確率で予見されている中、このような状況で大規模災害が発生した場合に、医療需要に応じた必要な血液量が確保できるのか、大変心配になりました。

そこで、本県の献血の現状と取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 今年度8月末までの献血目標達成率は95.6%と目標を下回っている状況にありますが、現在のところ、県内の医療機関で必要な輸血用血液製剤は確保されております。

近年、10代から30代の若年層の献血者が減少傾向にあり、将来にわたる安定的な献血者の確保は、極めて重要となっております。

このため県では、毎年、みやざき愛の献血運動推進県民大会で、献血に功績のあった企業・団体等の表彰や、成分献血に協力いただいた企業・団体名の新聞掲載など、普及啓発に取り組んでおります。

特に、若年層の献血者確保のため、400ミリリットル献血が可能となる高校3年生全員への啓発リーフレットの配布、SNSを活用した情報発信などにも力を入れております。

○日高利夫議員 献血された血液から輸血用血液製剤が製造されますが、災害医療に必要とされる赤血球製剤については、有効期間が28日間

と短く、また冷蔵保存が必要となるため、災害支援物資や災害時緊急医薬品のような備蓄はできないと伺いました。

令和5年3月に修正された宮崎県地域防災計画には、日本赤十字社は、指定公共機関として自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑、的確に行われるように協力、援助すべき機関と規定されております。

このため、災害時においては、輸血用血液製剤は県血液センターが確保し供給する、さらに県内で輸血用血液製剤が不足する場合は、久留米市にある日本赤十字社九州ブロック血液センターを通じて確保に努めると明記してありますが、南海トラフ地震等の大規模災害時には、県内にある血液製剤だけでは不足することが想定され、他県から融通してもらうなどの対策が必要だと考えます。

では、南海トラフ地震等の大規模災害時においては、県は宮崎県赤十字血液センター及び日本赤十字社九州ブロック血液センターとどのような連携体制により、輸血用血液製剤の確保に取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 献血者の確保が難しい大規模災害時において、必要とする医療機関に輸血用血液製剤を供給することは大変重要であります。

このため、県内で血液製剤が不足する場合には、県血液センターから九州ブロック血液センターに調整を依頼し、全国から確保する体制が構築されております。

県は、災害時において、県内の医療機関へ血液製剤を確実に届けるため、県血液センターに被災状況や道路情報等を提供し、輸送ルートの確保に協力するとともに、陸路輸送が困難な場合には、ヘリコプター等による空路輸送の調整

てお伺いします。

県内の介護職員は、令和3年で2万1,730人です。県が令和2年度に推計した介護需給推計によると、令和7年度には2,647人、令和22年度には9,548人の介護職員が不足するとの予測です。

これまでも県では、人材確保のために様々な取組を実施してきましたが、今後ますます少子高齢化が進み、生産年齢人口が急減すると見込まれる中、介護分野だけでなく全ての産業において、人材確保は喫緊の課題となってまいります。

これまでと同様の取組では、県が不足すると推計する人材を確保することは、どう考えても私は無理であると思っております。

では、まず、介護人材確保のためにこれまで実施してきた取組と、今後の方向性について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、高齢者人口がピークを迎える2025年頃を見据え、介護の魅力発信など「新規就労の促進」、処遇改善加算等の取得促進など「労働環境・処遇の改善」、介護技術に関する研修の実施など「資質の向上」の3つの視点から対策を講じてまいりました。

しかし、今後、様々なニーズを有する要介護者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、介護サービスの質を確保しつつ、限られた人材で必要なサービスを効率的に提供することが重要になります。

県としましては、小中学生などに対する介護の魅力発信など、人材確保の取組をさらに充実させるとともに、介護ロボットやICT機器の活用等による介護現場の生産性向上についても一体的に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 介護保険を利用するために必

要なケアプランを作成する専門家が、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーです。制度発足当初に誕生したケアマネジャーが年齢を重ね、平均年齢が上がってきており、高齢化が心配されております。

ケアマネジャーは、ケアプランを作成する介護保険制度の要であり、高齢者が制度を利用するためには必須の存在であります。

ケアマネジャーになるには、一定の条件を満たした受験者が、都道府県が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、実務研修を修了し、県に介護支援専門員登録を行う必要があります。

累計の登録者数は、毎年僅かに増加し、令和4年度末の県内のケアマネジャー登録者数は7,531人となっておりますが、近年、受験資格の変更もあり、受験者数は減少傾向にあります。

令和4年度の介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数は746人、うち100名が合格し、合格率は僅か13.4%とのことです。

なお、受験資格の変更前の平成29年度を見ると、受験者数1,606名、合格者数が254名、合格率15.8%であり、令和4年度は、平成29年度と比べると、合格者数が154人も少なくなっております。

受験資格については、医療・福祉・介護分野で特定の資格を保持し、実務経験が5年以上あることなどの条件があり、この5年の条件のハードルが高過ぎるとの意見が多数聞かれています。

では、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件について、人材確保の観点から見直しが必要だと考えますが、県の見解を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） お尋ねの、いわゆるケアマネジャー試験につきましては、その資質や専門性の向上を図るため、受験資格の一部改正が行われ、平成30年度から受験対象者が介護福祉士や看護師など、法定資格者等に限定されております。

また、試験は医療・福祉に関する様々な知識が問われ、合格率は例年10%から20%の間で推移しており、大変難しい試験となっております。

この結果、県内事業所で就労するケアマネジャー数は年々減少しており、ケアマネジャーの確保は喫緊の課題であると考えております。

このため県としましては、毎年度、国に対して介護支援専門員の処遇改善と資格取得に当たっての要件緩和をお願いしているところですが、引き続き、他県とも連携を図りながら、様々な機会を通じて要望してまいります。

○日高利夫議員 難関を突破してケアマネジャー資格を保有した場合、ケアマネジャーとして勤務し続けるには、5年間の有効期間内に更新研修を受ける必要がありますが、更新研修を受けずに資格が失効している方が、令和4年度末時点では4,170名もおられます。資格保有者の半数以上が更新研修を受講せずに、資格が失効しているという現状があります。

家庭の事情等で一時期、仕事を離れている方もおられ、そのような方は再研修を受講されますが、令和4年度の再研修受講者は66名と少なく、資格は取ったものの、ケアマネジャーとしては勤務されていない方が多いということでもあります。

更新研修等の法定研修は、最新の情報確認や同じ業務を行う仲間と意見交換を行うことなどにより、スキルアップが図れる大事な場である

反面、例えば、ケアマネジャーの資格を有し、実務経験がある方が更新研修を受講する場合は、合計88時間の受講が必要です。ただし、2回目以降は32時間となるなどの例外もありますが、仕事を続けながらの受講に大きな苦勞が伴うこと、また更新研修で3万円の受講料は大きな負担となると聞いております。

そこで、ケアマネジャーの法定研修受講料を対象とした市町村独自の支援策の現状と、受講料軽減への県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） ケアマネジャーは、居宅介護支援事業所等において、要介護者等のケアプランを作成するほか、市町村が運営する地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談や介護予防事業の運営に携わるなど、介護保険制度の中核を担っており、その確保については、各市町村において重要な課題であると考えております。

また、負担感が大きいとされる法定研修受講料については、県内では2つの自治体が助成を行っております。

県としましては、法定研修への参加に係る時間的・経済的負担を軽減するため、今年度よりオンライン形式での研修を実施しております。

ケアマネジャーの負担軽減は大変重要であると認識しておりますので、引き続き、研修実施機関である宮崎県介護支援専門員協会と連携しながら検討してまいります。

○日高利夫議員 では次に、介護予防事業についてお伺いします。

県高齢者保健福祉計画では、要支援・要介護認定者数は、令和5年度に6万1,491人、令和22年度には7万6,630人と、1.25倍に増加すると推計しています。

同じく介護保険給付費は、令和5年度には約1,072億円、令和22年度には1.26倍の約1,348億円に増加すると推計しております。

介護を必要とする高齢者は当面の間、増加する一方、少子高齢化の進行で、介護従事者の確保が困難な状況は続きます。

国においては、ロボットやICT、AIを活用した生産性向上の方針も打ち出されておりますが、介護予防により高齢者ができる限り自立した生活を目指すことが大事です。

では、運動を通じた高齢者の介護予防に向けた市町村の取組について、現状を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 市町村による高齢者の介護予防に関する事業のうち、運動を主体としたものにつきましては、「通いの場」における運動教室と、「総合事業C型サービス」があります。

まず、通いの場における運動教室では、ストレッチや健康体操などが県内全ての市町村で行われており、令和3年度の実参加者数は2万6,688人となっております。

また、総合事業C型サービスは、保健や医療分野の専門職が関与しながら、3か月から6か月ほどの期間に、運動機能や口腔機能等の回復訓練を行うものであり、12市町が通所型を、10市町が訪問型を実施しております。

○日高利夫議員 県内各市町村も、独自にサポーターを養成するなど、試行錯誤しながら通いの場を活用した運動教室や総合事業C型サービスに取り組んでいるようですが、さらなる介護予防事業の推進が重要と考えます。

では、県は市町村が行っている介護予防の取組をどう評価し、支援していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 高齢者が通いの場を活用して楽しみながら運動に取り組み、総合事業C型サービスによって機能回復を行うなど、市町村による介護予防の取組は、高齢者の健康維持・増進を図るため大変重要であると考えております。

このため県では、市町村や地域包括支援センターの職員が、介護予防のケアマネジメントについて先進的な取組を行っている県内市町村から、直接学ぶことのできる研修機会を設けるとともに、市町村が行う介護予防事業への理学療法士や栄養士等の専門職派遣など、市町村支援を実施しております。

県としましては、今後とも、高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう、市町村による介護予防の取組を支援してまいります。

○日高利夫議員 介護認定者は増加の一途であるにもかかわらず、介護従事者は将来的には大きく不足する事態が想定されております。日本全国、どの職種も将来的な人材不足は解消されない状態が続くでしょう。

外国人材に頼るか、介護ロボットやAI化による働き方改革ももちろんであります。根本的には要介護認定者を増やさない努力、1年でも介護度が上がる時期を遅らせる対策が重要であるはずで。

県は、いま一度、運動教室等による介護予防事業を県民運動として、全県下に推奨するなど、この点を講じていただくよう、この点を強く要望し、次の質問に移ります。

最後は、株式会社ロームの本県立地に向けた支援についてお伺いします。

世界最大級のTSMC熊本進出、国家プロジェクトと言われるラピダス半導体新工場の北海道建設、そして本県国富町へのローム株式会

社の立地。かつては世界最高峰の半導体国家であった日本が、再び世界の半導体国家を目指して歩き出し始めようとしております。

ロームの立地は、大企業立地の少ない本県にあつては、宮崎キャノンや宮崎日機装以来の大型企業の進出であり、本県経済に与える影響は極めて大きく、県民の期待も高いものがあります。

来年の12月には操業開始との計画です。時間がありません。山積する課題をいかにスピーディーに解決していくか、全力で立地を支援する必要がありますと考えます。

一方、半導体産業では、専門的な知識や技術を有するエンジニアの不足が深刻化しつつあると聞いており、県内でいかに人材を育成し、確保していくのが課題とのことです。

将来的な半導体専門人材の育成には、宮崎大学などの教育機関も含め、産業界、国や県などの支援と、産学官が連携して取り組むことが必要、重要ではないかと思えます。

そこで、今後の半導体人材育成にどのように取り組んでいくのか、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 半導体人材の育成については、九州地域における半導体人材の育成確保を目的に、昨年3月、国が設立した産学官で構成する「九州半導体人材育成等コンソーシアム」に本県も参画しております。

このコンソーシアムでは、理工学生を対象とするカリキュラムのほか、小中学生や保護者に向けた半導体関連事業の魅力発信の在り方などについて、九州各県と連携しながら検討を行っております。

また、県内の半導体関連企業が必要とする人

材の育成確保には、これまで以上に取り組む必要がありますので、半導体に特化したプログラムを創設される宮崎大学などと、産学官で構成する推進体制の整備に向け、準備を進めているところであります。

○日高利夫議員 次に、道路整備について伺います。

県道高鍋高岡線は、国富から高岡までは2車線で整備されており、本庄橋も架け替えられましたので、大型車の通行が多くなっていると感じております。

特に、高岡から国富に入る峠の下りの坂道はスピードが出やすく、見通しが悪いカーブがあり危険であるために、地元からもぜひ改良してほしいとお願ひしてきたところです。

このカーブを、県では嵐田工区として事業を進めていると聞いております。

そこで、県道高鍋高岡線の嵐田工区の道路整備について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県道高鍋高岡線につきましては、高鍋町から宮崎市高岡町を結ぶ幹線道路であり、産業振興はもとより、沿線住民の生活を支える大変重要な道路であります。

議員お尋ねの嵐田工区につきましては、大型車の通行が多く、カーブ区間の走行時の安全性を確保するため、令和2年度に事業着手したところであり、これまでに測量や設計を行い、工事に必要な約3割の用地を取得したところであります。

今後とも、地元の皆様の協力をいただきながら、早期の工事着手に向け、取り組んでまいります。

○日高利夫議員 当該カーブはローム立地予定地から約2キロの地点ですが、過去には複数回

の交通事故が発生したカーブでもあります。操業開始に向けた準備に大型車両等の通行が予測され、将来的な通勤路ともなるでしょう。早期完成を要望しておきます。私も地元ですので、一緒になって頑張りたいと思います。頼みます。よろしくお願ひします。

次に、県道南俣宮崎線の嵐田交差点付近の付け替え道路で行われている工事について伺います。

現在、付け替え道路は通行止めとなっておりますが、地元の生活道路としても利用されるため、早期整備が望まれています。

そこで、県道南俣宮崎線の嵐田交差点付近における付け替え道路の工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺ひします。

○県土整備部長（原口耕治君） 議員お尋ねの道路につきましては、県道南俣宮崎線のバイパス整備に伴い、町道下田尻嵐田線として、国富町に移管する予定の道路であり、交通の安全性を確保するため、県道高鍋高岡線と立体交差させる計画としております。

本庄橋の架け替え工事を行うため、この道路は通行止めとしておりますが、本庄橋の整備がおおむね完了したことから、今年度からは、排水工事や舗装工事などの立体交差部の工事に着手することとしております。

この道路は、沿線住民の生活道路として必要な道路でありますことから、引き続き、早期整備に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 本庄橋のたもとにある嵐田交差点は、国富町内でも朝の通勤時に最も混雑する交差点であります。この付け替え道路が開通すれば、交差点のバイパス機能も生かされますので、ROOMへのアクセス向上のためにも、早急な供用開始を検討して下さるようお願いし

ておきます。

最後に、県道木脇高岡線のバイパス整備について伺います。

現在、国富町太田原から宮崎市吉野地区を結ぶバイパス整備が行われております。

このバイパスが開通すれば、高速道路へのアクセス性向上や、新相生橋や有田橋付近の慢性的な交通渋滞の緩和などの効果が期待されておりますが、では、県道木脇高岡線のバイパス工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺ひします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県道木脇高岡線の本庄川を横断するバイパスにつきましては、（仮称）宮王丸橋を含む全体延長2.2キロメートルの整備を進めており、これまでに約700メートルを供用したところであります。

残る約1.5キロメートルにおきましては、令和4年度までに全ての用地取得が完了し、現在、盛土工事等を進めているところであり、今年度から、延長246メートルの宮王丸橋の橋脚工事に着手することとしております。

このバイパスが完成しますと、東九州自動車道へのアクセス性が向上し、物流が効率化され、ひいては産業振興等の効果が期待されるため、今後とも、必要な予算の確保に努め、早期整備に努めて取り組んでまいります。

○日高利夫議員 開通すれば、国富スマートインターチェンジからのROOMへのアクセスは格段に向上し、渋滞緩和も大いに期待されます。早期完成を要望しておきます。

各種の報道等によれば、EV（電気自動車）などで使用されるSiC製の次世代パワー半導体は、耐久性や省エネ性能に優れ、世界規模での需要の拡大が期待されております。

ROOM社の計画では、2021年度のその生産能

力を2030年度までに35倍に拡大するとの目標を掲げ、世界のトップを目指すとしております。

熊本県や北海道等の状況を注視しながら、あらゆる面から国の支援策も勝ち取っていきけるよう、知事を先頭にしっかりと立地を支援していく必要があると思います。

ロームの予定地は、私の自宅から2.5キロ。ジョギングでちょうど5キロの折り返し地点でもあります。人ごとじゃないんです。ロームの立地が宮崎県経済再生の起爆剤となりますようお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

9月20日（水）

令和 5 年 9 月 20 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)			
1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)	
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)	
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)	
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)	
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
6番	工 藤 隆 久	(同)	
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
8番	荒 神 稔	(同)	
9番	福 田 新 一	(同)	
10番	本 田 利 弘	(同)	
11番	山 内 い っ と く	(同)	
12番	山 口 俊 樹	(同)	
13番	濱 砂 守	(同)	
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)	
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)	
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)	
17番	山 内 佳 菜 子	(同)	
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
20番	二 見 康 之	(同)	
21番	後 藤 哲 朗	(同)	
22番	山 下 寿	(同)	
23番	野 崎 幸 士	(同)	
24番	佐 藤 雅 洋	(同)	
25番	安 田 厚 生	(同)	
26番	日 高 利 夫	(同)	
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)	
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)	
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)	
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)	
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
33番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
34番	山 下 博 三	(同)	
35番	日 高 陽 一	(同)	
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)	
37番	中 野 一 則	(同)	
38番	外 山 衛	(同)	
39番	日 高 博 之	(同)	
欠席議員 (1名)			
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 議案第11号追加上程

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程ですが、お手元に配付のとおり、知事から議案第11号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第11号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、家畜伝染病の豚熱について御報告を申し上げます。

9月5日に九州全域がワクチン接種推奨地域に設定されたことを受け、本県では同日中に、ワクチン接種の手續等を示したプログラムを国に提出し、12日には国からプログラムの承認を受けました。

あわせて、可能な限り早期にワクチン接種を開始するため、ワクチン接種実施者の養成や資材の確保などを前倒しで進め、熊本・鹿児島両県と足並みをそろえ、昨日19日、家畜伝染病予防法に基づき、9月27日を接種開始日とするワクチン接種命令を出したところであります。

今後、県内のワクチン接種を順次進めていく

こととなりますので、引き続き関係者と危機意識を共有し、本県への豚熱の侵入を防ぐための対策に万全を期してまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました補正予算案は、令和5年台風第6号災害対策に必要な経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計14億3,431万5,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,999億277万4,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金2億468万2,000円、繰入金9,843万3,000円、県債11億3,120万円であります。

次に、事業内容についてであります。

まず、中小河川の築堤、しゅんせつ等として、災害復旧事業と併せた築堤や河川等に堆積した土砂の除去などに取り組みます。

次に、流木除去として、海岸等に漂着した流木の除去を行います。

なお、大規模な災害復旧事業につきましては、当初予算に186億円を計上しており、これを活用し、迅速に対応してまいります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

台風で被災された皆様が一日も早く日常を取り戻していただけるよう、早期の復旧に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

会派内の順番の関係で、私にとりましては、昨年の11月議会以来、4月の改選後、最初の一般質問になります。

知事選後、4期目の河野知事へは初めての質問の機会になりますので、初めに、知事の政治姿勢について質問いたします。

昨年12月25日に投開票が行われました県知事選挙におきまして、投票日当日の出口調査——これはNHKが県内32か所の投票所にて有権者4,853人を対象に実施、うち約8割の3,949人から回答を得ているものでありますが、この出口調査におきまして、河野県政の評価を問う質問に対し、「大いに評価する」25%、「ある程度評価する」61%と、合わせて8割を超える多くの有権者が、3期目の4年間あるいは3期12年間の河野県政に対して、肯定的な評価をしていたことが分かります。

この調査が示す有権者の河野知事に対するプラスの評価が、そのまま選挙結果につながらなかったことについて、対立候補の人気や知名度を横に置いても、選挙戦で知事が訴えてこられた「これからの宮崎をどうしていくのか」、知事の政策ビジョンに対して、反応しなかった有権者が決して少なくなかったことも同時に示しております。

知事御自身も「これだけ多くの票が別の候補者に投じられたことは、そこに込められた県民のメッセージをしっかりと受け止める必要がある」とおっしゃっていますが、この4年間、県政の様々な課題や目標に取り組んでいく上で、知事の政策ビジョンをより多くの県民が理解し、県民全体で共有を図っていくことは、大変

重要な要件であると考えます。

また、それができるかどうかは、知事としての資質が問われるところでもあります。

県民の心に届く発信の在り方について、知事はどうお考えかお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

私は、県政のかじ取りを担うトップリーダーには、将来に向けたしっかりとしたビジョンや戦略を描く構想力と、それを力強く推進していく実行力が求められると考えております。

新型コロナへの対応や昨年の知事選挙を経験することにより、これらとともに、発信力の重要性についても再認識したところであります。

現在、本県を取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題に直面するなど、不安感や先行きの不透明感が増す中で、県民総力を結集した県づくりが求められるからこそ、トップリーダーである知事には、県民の皆様に対し、夢や希望を語り、思いや政策を訴え、県政への理解や参画を促していくためにも、高いレベルの伝える力、共感を生む力が求められると考えております。

これまでも、そうした対話と協働という私の政治姿勢の下で、県民の皆様と真正面から向かい合い、その思いや考え、内容を分かりやすく丁寧に発信することを心がけてきたところであります。

今後とも、どうすれば県民の心により届くのかという点に、より意を用いながら発信し、県づくりに向けた私の思いや方向性を県民の皆様としっかり共有できるよう努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 知事は、急速に進む人口減少やコロナ禍、物価高の影響、度重なる自然災害などを背景に、本県が今、百年に一度の危機に直面し、歴史的転換点にあるということをおっしゃっています。本県にとって、今、大変重要な局面にあるとの認識に知事が立っておられるものと私は理解しています。

そのような時期に、県政の指揮を執られるに当たり、今までと違う御自身の4期目をどのような政治姿勢で臨んでいらっしゃるのかお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 3年の長きに及んだコロナ禍や原油価格・物価高騰、さらには台風第14号災害などが重なり、3期目のほとんどはこうした未曾有の難局に向き合ってまいりました。

さらに、急速に進む少子高齢化、人口減少、デジタル化、脱炭素化の加速化など、大きな時代の転換点にあると考えておまして、先行きの不透明感も増してきております。

そのような閉塞感が漂う中ではありますが、私は、目の前の課題に対処するだけでなく、丁寧に明日の宮崎をつくるための様々な種をまいて芽吹かせてきた、そのような思いがございます。

その結果、直近では、国際航空路線の再開の決定をはじめ、WBC侍ジャパンの合宿やG7農業大臣会合の成功、そして半導体企業の立地に向けた動きなど、将来の発展、飛躍の基盤となる成果も着実に現れてきていると考えております。

新型コロナ対策が大きく転換しつつある中、4期目を迎え、この4期目というものが、これまで以上にしっかりとした成果を出していく、そのような時期であると認識しております。

県民の皆様の安全・安心の基盤をより確かなものとしつつ、明るく輝かしい宮崎の未来に向けて、今年は、県民が一丸となって果敢に新たなチャレンジをしていく、本格始動の年にしてまいりたいと考えております。

宮崎の様々なポテンシャルというものを生かしながら、日本一挑戦プロジェクトをはじめ、様々な課題に積極的に取り組んでまいります。

私が先頭に立って、県民の皆様とともに、安心と希望あふれる未来を切り開いてまいります。

○坂本康郎議員 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染症法上は様々な制約から解放され、この夏は、お盆の帰省ラッシュや地域の祭り、イベントが久しぶりに再開されるなど、コロナ禍前の日常の姿を取り戻してきたように見受けられます。

しかし、県民生活に目を向けますと、長期に及ぶコロナ禍の影響と、それに追い打ちをかけたガソリン代をはじめ物価の高騰、さらに台風災害、豪雨災害など、手放しには喜べない日々の生活が続いているのが実情であります。

知事は、「さきの選挙戦で県内各地をくまなく回り、多くの県民の皆様から切実な声を伺ってまいりました」とおっしゃいました。

知事が聞いてこられた県民の声はどのようなものだったのかお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) このコロナ禍も百年に一度のパンデミック、さらには物価高、原油高も、やはり相当の、過去にないような難局であろうかと考えております。

昨年の知事選挙で県内各地をくまなく回る中で、またさらに、県議会をはじめ、市町村や団体・企業、県民の皆様のお要望や御意見をお伺いする中で、先行きへの不安について、多くの

切実な声を伺ってまいりました。

その中で、県民や事業者の皆様からは、例えば、コロナ禍により客足や売上げが減少し、大きな打撃を受けている、燃料や原材料等の価格が高騰する中、価格転嫁も難しく、厳しい経営状況にあるといった声、さらには食材費や光熱費の高騰で生活が困窮している、様々なそういう苦しいという声を伺ったところでもあります。

このような切実な声を受け、何としても県民の命と暮らし、経済を守らなければならない、この難局から立ち上がり、一刻も早く回復を実現しなければならないという強い思いの下で、宮崎再生に取り組むこととしたところでもあります。

○坂本康郎議員 3月28日に、私ども公明党宮崎県議団より、物価高騰から県民生活と事業活動を守り抜くための追加策をまとめ、提言書をお出しした際、知事に、私が地域を回る中で伺った、宮崎市内のある高齢の御婦人のお話をお伝えしました。

年金生活をされるその方は県営住宅にお住まいで、2か月に1度支給される年金を受け取り、そこから家賃、電気代、水道代と最低限必要な支払いを済ませると、手元に残るのはわずか2,000円。外に出かけるとお金を使うし、お腹がすくので、この2か月間、毎日寝て暮らしているとおっしゃいました。

知事にこの話をしながら、私は涙が出てきました。知事も目に涙を浮かべて私の話を聞いていただきました。

この同じ宮崎に、物価高の影響が直撃し、普通の生活ができないで困っている方がまだたくさんいらっしゃいます。

知事は、さきの議会で、こうした声を真摯に受け止め、県民の暮らしと経済を守るという強

い覚悟をおっしゃいました。県が取り組む宮崎再生とは、県民生活が具体的にどうなることなのか、また、いつまでにそれを達成されるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ禍や物価高等により、大きく影響を受けた県民生活や経済活動を本格的に回復させる宮崎再生と、そしてその後の本県のさらなる飛躍につなげる未来創造に、現在、全身全霊で取り組んでいるところであります。

この中で、宮崎再生の取組につきましては、昨年9月以降、宮崎再生基金や国からの財源も最大限活用して、県内消費の喚起や事業活動の継続支援、生活困窮者をはじめとする県民の暮らしの維持、観光誘客促進などに力を注いでまいりました。

この6月にも、その再生基金を積み増し、積極的に活用することにより、その取組を加速化させ、できるだけ早期に元の成長軌道へと戻すことを目指しているところであります。

その上で、日本一挑戦プロジェクトなどの未来創造の取組を通じたその先に、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎県を実現してまいります。

○坂本康郎議員 さきの議会で知事は、様々な危機事象に対応してきた経験を生かし、改めて常在危機の意識を徹底するというおっしゃっています。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、台風災害など、これまでに経験値を積んできた危機事象に対して、今後、高い確率で発生することが予想される南海トラフ地震は、全く経験値のない未体験の危機事象であります。

被災が予想される対象地域の各都道府県の知事の危機意識によっては、防災・減災対策の取組に差が生じるものと考えます。

震源域によっては、国内最大の被災地になり得る本県にとって、最悪の事態も想定される南海トラフ地震への知事の危機意識をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震は、今後40年以内に90%程度の確率で発生すると言われております。私は、いつ起きてもおかしくない状況であるという危機感を持っているところであります。

また、東日本大震災や熊本地震の壊滅的な被害を目の当たりにし、自然災害の恐ろしさや備えの重要性を改めて強く認識しております。

宮城県は私が過去に勤務した経験もあるところであり、その同僚から様々な話も伺い、そして、それぞれの被災地も、様々な視察の機会もございました。改めて知事として、県民の生命や財産を守り抜かなくてはならない、その責任の重さを痛感しているところでもあります。

私は、国土強靱化推進会議や、中央防災会議の防災対策実行会議の委員として、地方を代表し、国に防災・減災、国土強靱化を訴えてまいりました。

今後とも、常在危機の意識を徹底し、強い危機感を持ちながら、県民の防災意識の向上や受援体制の整備、訓練の充実などに努めてまいります。

○坂本康郎議員 2018年に県が実施しました津波避難等に関する県民意識調査によりますと、南海トラフ地震について9割の人が関心を持っているものの、早期避難や災害時の備えについては、同様の調査を実施した静岡県、和歌山県と比較しても、本県は県民の防災意識が低いと

県は評価をしております。

私は地域のまちづくり協議会の防災部会に参加していますが、コロナ禍のこの3年間は、防災訓練や防災意識啓発のためのイベントが、感染拡大のたびに中止を余儀なくされました。

地域の防災活動にも、コロナ禍の影響は及んでいます。県民の防災意識は、意識調査が行われた5年前からあまり改善されていないと、厳しく見ていくべきであります。

南海トラフ地震という未曾有の災害から、県民の命を守るための自助・共助につながる、県民の防災意識、危機意識の向上をどう図っていくのか、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県が平成30年に行いました県民意識調査では、就寝中に大地震が起きた場合の避難する時期について、「揺れが収まったらすぐ」と回答した方の割合が、「避難する」と回答した方のうち35.8%となっております。同じような調査で和歌山や静岡が50%を超えるのと比べますと、十分とは言えない状況にあるものと認識しております。

これは、東海地震、東南海地震への備えを進めてきたそれぞれの県と比べても、南海トラフ地震への対策というものが遅れたタイミングで始まった、本県のそのような状況というものを反映しておるのかもしれませんが、これも危機感を持って、この数字を受け止める必要があると考えております。

県では、年間を通じた啓発イベントの実施や、地域防災活動の中核を担う防災士の養成のほか、職員や防災士が地域に出向いて実施する出前講座などに取り組んでおります。

また、昨年度からは、災害を自分事として捉えてもらうため、防災小説コンテストも実施しております。

さらに、今年8月には、京都大学防災研究所と協定を結び、県民への防災教育や地域での避難訓練などにも連携して取り組んでいくこととしております。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、様々な取組を積極的に進め、県民の防災意識、危機意識の向上に努めてまいります。

○坂本康郎議員 来年2024年に国スポ・障スポが開催されます佐賀県におきまして、大会のメイン会場になりますSAGAアリーナが完成し、供用を開始しました。

8,400席のキャパシティを備えた九州最大級の新しい施設は、同県がこれまでできなかった国際会議や展示会・見本市など、MICEの誘致を可能にし、5月の開業後は、既に全国規模の学会の総会をはじめ、先日はB'zのライブも行われたそうで、県内外から集客し、にぎわいを見せており、大会前からその経済効果が期待されているようであります。

本県におきましては、2027年の開催に向けて、現在、新陸上競技場、体育館、プールの主要3施設の工事が進んでいるところでありますが、これらの施設がどのような経済効果を生むのか、気になるところであります。

本県の観光振興や地域経済の活性化に、国スポ・障スポ関連施設をどう活用していくのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 国スポ・障スポ関連施設につきましては、「スポーツランドみやぎ」の全県展開も見据えて、整備を進めているところであります。

その中でも、新設されます陸上競技場、体育館、プールについては、トップアスリートも利用できる高水準の仕様を備え、県総合運動公園や屋外型トレーニングセンターと並び、「ス

ポーツランドみやぎ」の核となる施設であります。

このため、これらの施設を十分に活用し、国内外代表クラスのキャンプ・合宿や国際大会などを積極的に、また戦略的に誘致することとしております。

県としましては、全県下にスポーツ関連の誘客を増加させ、地域経済の活性化や観光振興にもつなげていけるよう、スポーツ環境日本一を目指してしっかりと取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 主要3施設が競技や練習を行う上で、大変グレードの高い充実したスポーツ環境であること、それが国際大会やキャンプ・合宿などの誘致に有効な訴求力の高いものであるということを理解しました。

一方で、スポーツ観光という点から見ますと、現地までの交通の利便性や、施設周辺エリアの宿泊施設の事情なども考慮し、誘客につなげる取組が必要ではないかと考えますが、県内外からの観客の受入れ環境についてどのようにお考えかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） スポーツ大会やキャンプ・合宿の受入れに当たりましては、大会の規模や来場者の動向、地域の実情に応じて、宿泊や交通などの対策を的確に講じることは大変重要であると考えております。

国スポ・障スポにつきましては、現在、宿泊や交通に関する基礎調査を実施するなど、対策の検討を進めておりまして、大会が円滑に開催できるよう進めているところであります。

その後、開催されます各種大会におきましても、国スポ・障スポで実施した対策、そしてその経験を生かしていくということが大事であろうと考えておりますし、これまでワールドサーフィンゲームスやWBC侍ジャパン宮崎合宿な

どにより培った実績やノウハウを生かしながら、市町村や関係団体と連携し、受入れ環境をしっかりと整え、対応してまいります。

○坂本康郎議員 次に、「子ども・若者」分野の日本一プロジェクトについてお伺いいたします。

まず率直に、知事はなぜ「子ども・若者」分野で日本一を目指すか決意されたのか、その理由、知事の思いをお尋ねします。

併せて、具体的な今後の取組についてもお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 少子化対策というのは、本県のみならず、我が国全体にとって将来の国力にも関わる、極めて重要な課題であると認識しております。

現在、出生数や婚姻数の落ち込みに加え、若い世代の県外流出が続いている中で、このプロジェクトでは、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、教育環境の整備を進めながら、若者の地域への定着を図るといふ、子ども・若者政策の好循環を創出することで、将来的な人口減少の抑制を目指すこととしております。

「子供は本県の宝であり、少子化対策は未来への投資である」、そのような思いから、子供たちが将来大きく飛躍できるような基盤を築くことが、今の私たちの責任であると考えております。

具体的な施策については、現在検討を進めておりますが、国の次元の異なる少子化対策の動きも注視しつつ、本県独自の施策を組み合わせることで、合計特殊出生率1.8台を目指してまいります。

○坂本康郎議員 日本一の合計特殊出生率1.8台の達成には、相当な計画と実行力を要するものと考えます。

国の「異次元の少子化対策」に、本県が先鞭をつける取組として大いに評価すると同時に、ぜひとも達成していただきたいと心から思いますが、目標達成のために知事はどのような展望を描いていらっしゃるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） これは本県のみならず全国的にもそうではありますが、若年人口の急激な減少が予想される2030年代までに、少子化傾向を反転できなければ、労働力の確保や地域コミュニティの維持など、地域経済や県民の暮らしに大きな影響を与えることが懸念されます。

このため、本県においても、それまでがラストチャンスだという認識の下で、相当の覚悟に基づく取組が必要だと考えております。

少子化対策の実効性を高めるためには、市町村をはじめ、県内企業や団体等との連携が不可欠でありますことから、社会全体で出会いや子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、市町村長や関係者等との議論も重ねているところであります。

今後は、外部有識者の提言も取り入れながら、これまで以上に踏み込んだ施策の構築を図るなど、目標の達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 「子ども・若者」分野の日本一プロジェクトについて、合計特殊出生率の具体的な目標と少子化対策について、知事の御答弁をいただきましたが、一方で、若者の分野に関する具体的な取組については、現在検討されているものと理解しております。

ぜひこの機会に、私どもが以前から提案しています「若者政策担当部局」の創設と、若者の投票率日本一など、若者の積極的な政治参画において、日本一に挑戦する取組を今後の施策に

取り入れていただくことを要望いたします。

若者の積極的な県政参画を進めていくために、若者を取り巻く状況の調査・研究や、調査に基づく政策のフォローアップ、若者の団体への支援事業、若者向けの広報、学校における主権者教育のコーディネートなど、若者に関わる一切の政策を一元的に取り扱うための「若者政策担当部局」の創設について、昨年の9月議会、代表質問の中で提案いたしました。御一考いただきますようお願いいたします。

宮崎市から企業誘致の推進に対する積極的な支援について要望が出されています。

若者の県外転出超過や人口減少、また企業誘致のための工業用地の不足などの課題を背景に、県と市が連携した企業誘致戦略の策定や、県が主体となった工業団地の主導・造成を進めることが含まれております。

知事の政策提案の中では直接的に触れられていないように見受けられますが、企業立地や工業団地の計画について、今後どのように進めていかれるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 企業立地は、投資効果や雇用創出はもとより、地場企業にとっても取引拡大が見込まれるなど、地域経済の活性化に有効であると考えております。

このため、本県の強みでありますフードビジネス関連産業や、今後、投資の活発化が予想される半導体関連産業など、7つの分野を重点産業分野として定め、支援制度を充実させることにより、企業へのインセンティブ強化も図っているところであります。

また、企業立地の受皿となる工業団地につきましては、市町村がその地域の実情に応じて整備を行っており、県では、その整備に必要な調査等への補助の支援を行っているところであり

ます。

今後とも、市町村と十分連携を図りながら、戦略的な企業立地に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 知事の政治姿勢について、最後の質問になります。

前の質問同様に、知事の政策提案の中で触れていませんが、新幹線の整備についてお伺いします。

県内企業・団体の皆さんと意見交換をしていますが、最近は東九州新幹線のことを話題に上がることがほとんどなくなりました。既に過去のことといった印象を受けております。

私、個人的には、福岡に出かける際に、B&Sを使って新八代経由で九州新幹線を利用することもあり、大分経由の東九州よりも、吉都線エリアを通して八代へ向かうほうが現実的ではないかと考えたりもするわけですが、それはともかく、本県の交通ネットワークの充実を図っていく上で、新幹線の整備をどう考えていらっしゃるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、主要都市間を結ぶ高速交通網の整備は、将来に向けての重要な課題であり、新幹線の整備は選択肢の一つであると認識しております。

東九州新幹線に関しましては、関係する4県1市で、この建設促進期成会を組織しております。毎年、関係する4県1市合同で、東九州新幹線の整備計画路線への格上げ等について、国に対して要望活動を行っているところであります。

一方で、このような要望活動の中でも国のほうから指摘があるわけでありましたが、全国の新幹線整備の進捗状況を見ますと、整備計画路線においても、いまだ建設工事中の区間や未着工

区間が残っており、早期に基本計画路線からの格上げの検討がなされるような見通しは、国から示されておりません。

計画するとしても、この整備新幹線が一段落した、その次のことであるということを、毎年説明を受けているところでもあります。

新幹線の整備は、長い時間軸の中で継続して取り組むべき課題だと考えております。声を上げ続けることが本県の将来につながるものと考えておりますので、引き続き、関係自治体と連携しながら、国への要望に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、本県の水産施策について質問をいたします。

まず、ALPS処理水の放出に伴う影響について、既に複数の議員が質問されていますが、今回の中国の日本産水産物の全面輸入禁止措置により、市場のだぶつき、特に鮮魚の品余りによる魚価の下落を、県内の漁業関係者が心配されていますが、現在の状況を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今般の中国の輸入禁止措置により、本県漁獲物の価格に直接影響を与える可能性があるものとして、マグロ類が挙げられます。

中国では、高級なクロマグロが好まれており、これに伴い養殖物の輸出が増大していたものですが、本県の主な漁獲物はキハダマグロであり、直接競合しないため、今のところ、影響はないものと考えております。

実際に、本県マグロ船の水揚げ地の価格を調査しておりますが、現在のところ、顕著な下落は見られておりません。

○坂本康郎議員 今回の中国の対応に対して、県内の漁業関係者から懸念の声が出た背景に

は、2011年の東日本大震災、福島第一原発事故の発生以降、約2年間にわたり、本県漁業者も魚価の下落の影響を受けた苦い経験があります。

中国の輸入禁止措置が長期化する場合の影響を念頭に、今後の動向を注視していただき、影響が生じた際には、速やかに国の支援策が適用できるような働きかけや、県独自の消費支援策を講じるなど、適切な対応をお願いいたします。

近年の消費者の食の嗜好の変化に伴って、水産加工品の需要が高まる一方で、本県においては、他県と比較して、水産加工品の生産量が低い状況にあります。

本県の水産加工業の振興を図るために、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の水産加工業は、生産量及び生産額ともに九州で低い位置にあり、生産規模の拡大や、マーケットインの視点による商品づくりが課題であると認識しております。

このため県では、国の事業を活用した施設整備などの支援や、消費者ニーズに沿ったレトルト食品などの開発に向けた技術指導を行っております。

さらに、加工品の輸出促進を図るため、衛生面を強化した荷さばき施設を整備するとともに、県内漁港の衛生管理レベルの向上に取り組んでいるところです。

○坂本康郎議員 漁業関係者からは、県内に水産加工場がまだまだ少ないという声があります。

今回の国の水産支援策には、水産物の加工能力を強化するための設備投資に充てる予算も含

まれております。

国の事業を活用して、県内加工場の生産性の向上を図りながら、新たな企業立地にも積極的に取り組んでいくよう要望いたします。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の中で、ここでは漁村振興について、漁村の役割と、長期計画にうたう「魅力にあふれた漁村づくり」のための県の取組を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 漁村は、新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、休養や交流、教育の場を提供するなど、多面的な機能を担っております。

このため、県としましては、直売所やレストラン、イベントによる地元水産物の販売強化や、漁協女性部などによる魚食普及の取組に対する支援に加え、学校給食の食材開発や新たな水産加工品の開発を支援しております。

今後とも、関係市町や団体と連携し、地域主体の魅力あふれる漁村づくりに取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 漁獲量の減少、燃料・資材の高騰など大変厳しい環境の中で、漁業者の高齢化、新規就業者の減少、低所得など課題が多い本県の水産業に対して、県は基幹産業の柱の一つとして成長産業化を図り、経営の安定、所得向上のためにさらなる施策が求められております。

国はさきの国会で、漁港漁場整備法と水産業協同組合法の一部改正を行い、海業と呼ばれる新しい業態への転換に乗り出しました。

今回の法改正によって、行政財産である漁港施設の貸付けや、漁港水面施設運営権の設定、水面等の長期占用などが可能になり、水産庁が示した事業イメージでは、販売施設や水産食

堂、交流施設、宿泊施設など、漁業以外の施設を取り入れることで観光客を呼び込むなど、漁港の活性化と雇用機会の確保、地域の所得向上を図っていくとしております。

大小23の漁港を抱える本県においても、この事業が漁村振興に有効な手だてになるのか、関心を持って注目しているところではありますが、海業について、県は今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 海業は、漁業体験や漁港内での釣堀など、漁村の地域資源の価値や魅力を生かして、漁業者の所得機会の増大を図る取組であります。

国は、令和4年度から水産基本計画において、海業を重点課題に位置づけ、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用制度の創設のほか、着実な実施のための体制構築などを進めているところでもあります。

このため県では、国や他県の情報を収集するとともに、取組の主体となる漁協への説明会を開催したところであり、今後、新たな制度に基づく計画策定に向けて、地域と連携しながら着実に推進してまいります。

○坂本康郎議員 次に、学校教育に関する県の施策について質問いたします。

高校生を対象にした職業体験、企業説明会の実施状況を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 高校生を対象とした職業体験や企業説明会は、若者の県内就職につながる重要な取組であります。

その実施内容につきましては、まず職業体験ですが、学校において仕事の一部を生徒が体験できる職業体験ガイダンスを、1、2年生向けに県内5校で実施しております。

また、企業説明会ですが、宮崎労働局と共同

で、3年生向けに県内4か所で7月に開催し、県立学校の普通科系9校、職業系15校及び私立学校9校から、延べ1,034人の生徒が参加しております。

さらに、県内就職に向けては早期の情報提供が重要なことから、1、2年生向けのオンラインによる企業説明会も開催することとしております。

○坂本康郎議員 これはコロナ禍前になります。私も一度、宮崎県内就職・進学体験フェアに足を運び、会場の様子を拝見したことがあります。会場に設けられたブースには、県内企業、専門学校などから多くの出展があり、参加した学校の広報を見ましても、生徒が将来の就職を考える上で大変有意義な機会になったようであります。

このときの就職・進学体験フェアは、高校1年生を対象に開催されたものでありましたが、参加者のほとんどが工業高校や商業高校など実業系の学校の生徒で、宮崎市内の4校をはじめ、県立の普通科高校からの参加がなかったのが気になりまして、県の担当者に確認しましたら、毎回案内はしているものの、なかなか参加に至っていないとのことでありました。

普通科高校の中でも進学校と呼ばれる学校は、大学の進学のように力点を置かざるを得ないことはよく承知しておりますが、生徒の将来の進路形成を考えると、進学校の生徒にとっても、地元企業を知ること、それを通じて様々な職業に触れ、見聞を広めることには意味があると私は思います。

普通科高校の生徒に対して、企業見学会や職業体験の機会をつくることについて、教育長の御見解をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校におきまして

は、学校のほうから直接職場や企業に赴く職場体験や企業見学会を実施しておりまして、普通科高校の生徒が職場体験や企業見学会に参加し、地元企業の魅力を知ることが、大学等を卒業後、県内就職を選択するきっかけとなる大変有意義なものとして認識しております。

現在、職場体験や企業見学会は、全ての職業系高校で実施しておりますが、普通科高校20校におきましては、クラスや学年での一斉参加による職場体験が7校、企業見学会は8校の実施となっております。

また、全ての普通科高校におきまして、保護者や卒業生による職業講話を実施したり、希望する生徒が医師体験や看護体験等に参加したりしております。

今後とも、これらの取組に加えまして、県の職業体験ガイダンス等を活用しながら、普通科高校の生徒が地元企業を理解する機会をつくってまいります。

○坂本康郎議員 県内の公立学校へのエアコン整備が進んでおり、普通教室については全て設置が完了していると伺っていますが、体育館のほうはいかがでしょうか。

県内の公立学校の体育館におけるエアコンの設置状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内では、体育館等にエアコンを設置している公立学校の数は、文部科学省の調査では、令和4年9月現在、小学校7校、中学校4校、高等学校1校であります。

なお、高等学校の1校につきましては、体育館に類する小規模な部活動支援施設であります。

また、設置率に直しますと、約3%であります。

○坂本康郎議員 子供を熱中症から守るために積極的な設置が望まれるわけですが、文科省のデータを見ますと、全国的にも公立の小中学校の体育館のエアコン設置率は11.9%と、まだ低いようであります。

学校の体育館は、日常の学校の授業や集会で使用されるほか、災害時には住民の避難所として使われます。そのため、体育館のエアコン設置には、総務省の緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債が財源として活用できることになっております。

緊防債を使いますと、元利償還金の7割は国の地方交付税が措置され、実質的な自治体の負担は3割で済むこととなります。既にこれを活用して、市内全ての小中学校の体育館にエアコンの整備をした埼玉県草加市などの実例もあります。

本県におきましては、近年、台風災害、豪雨災害が多発し、避難所としての使用頻度が高くなっていることも考慮し、避難所の環境整備の点からも、この緊防債を活用したエアコン整備を積極的に進めたほうがよいと考えますが、教育長の御見解をお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 公立学校の体育館につきましては、避難所として使用する可能性が高いため、環境を整備することは大変重要であると認識しております。

また、確かに議員の御指摘にありましたように、緊急防災・減災事業債は、県や市町村の負担が少ない制度であります。

しかしながら、体育館のエアコンの設置につきましては、体育館が大空間を有し、断熱性能が低いといった建物の特性からくる技術的な制約や、多大な費用を要することなど、様々な課題もあります。

したがいまして、県立学校におきましては、他県の事例を参考にしながら、どのような対応ができるのか、必要な研究をしてまいります。

併せまして、市町村に対しましては、会議や研修会等において、随時情報を提供してまいります。

○坂本康郎議員 最後に、県の防災対策全般について、幾つか質問いたします。

災害時に24時間体制で傷病者の受入れなどを担う災害拠点病院について、全国でその3割が洪水浸水想定区域内にあることを厚生労働省の研究班が発表しました。

もともと災害拠点病院は、阪神・淡路大震災を契機に、主に地震による被害を想定して整備されてきたという事情があるため、浸水被害についてあまり想定されていなかったということが背景にあります。

県内の災害拠点病院について、豪雨災害や津波災害の際の浸水リスクとその対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(川北正文君) 国及び県では、法律の規定に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合や、最大クラスの津波が発生した場合についての浸水想定を示しております。

本県にある12の災害拠点病院のうち、8つの病院が、洪水や津波による浸水が想定される区域に所在しておりますが、各病院におかれては、それぞれの浸水被害の想定に応じて、建物を想定水位より高くする、医療・電気設備を上層階に設置する、止水板等を設置するといった対策を講じております。

○坂本康郎議員 本県の地域防災の中心的な役割を担っている、消防団員や消防職員の教育訓練を実施する機関であります県の消防学校につ

いて、先日、総務政策常任委員会で現地調査を行い、昨年度、同委員会から要望のあった老朽化する学生寮や、水難救助訓練には必要な深さが足りないため、現在、学校外で訓練を実施しているプール施設の状況などを視察いたしました。

消防学校内の教育訓練施設について、このままでいいのか、改修・建て替えなど、一度見直す時期に来ているのではないかという感想を持ちました。

複雑・多様化する災害や高度化する消防業務に対応していくために、今後どのように整備していくのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防学校では、公共施設等総合管理計画に基づき策定いたしました個別施設計画により、施設の改修や修繕を行っております。

また、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に救助活動等が行えるよう、倒壊建物や瓦礫を模した訓練施設を整備するなど、実践的な訓練環境の充実にも取り組んでおります。

今後、災害の複雑化・多様化、消防における女性の活躍、救急や救助、消火活動の高度化など、社会情勢の変化や技術の進展を踏まえるとともに、市町村消防などの意見も伺いながら、新たな時代の要請に応えられる施設の整備に努めてまいります。

○坂本康郎議員 先日、読売新聞が、南海トラフ地震が予測される向こう30年間の津波浸水予想地域のうち、3割が限界集落になることを報じています。これは、津波発生時に住民の命を守るための防災・減災対策の根幹をなす、自助・共助の働きが機能しない可能性があることを意味しております。

高齢化や人口減少の進行で、避難タワーに自

分で上がれない、背負って上げてくれる人も周りに誰もいないというような事態は、本県でも地域によって起こり得ると考えて、そのための対策を講じる必要があります。

他県の高齢者施設では、施設建物が沿岸部に位置することから、津波の到達時間内に入所者全員を避難させることは困難と判断し、津波対応型救命艇を導入している事例を目にしました。

この津波対応型救命艇の活用や導入の必要性について、県の見解を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 津波対応型救命艇は、大型の船舶等に搭載される救命艇の技術を応用し、国土交通省が考案したもので、エンジン等の動力はなく、漂流しながら、救難信号を発信して救助を受けることも可能なものであります。

宮崎空港のターミナルビル東側に常設展示してありますが、県が共催し、9月1日から10日まで宮崎空港で開催された防災展においても、改めてPRが行われており、津波から迅速に避難できない場合の有効な避難手段の一つと考えられます。

全国では、昨年3月時点で、港湾管理事務所や沿岸部の社会福祉施設など30か所に導入事例があり、県内でも障がい者支援施設や企業など4か所で導入されております。

県としましては、ホームページなどで紹介を行うとともに、今後、導入の必要性などについて研究してまいります。

○坂本康郎議員 南海トラフ地震発生時の甚大な被害想定や、近年の自然災害の激甚化・頻発化などから、地籍調査の必要性が高まっています。被災後の早期の復旧・復興のために、本県

においては特に、津波浸水想定区域の調査が急がれております。

災害を想定した地籍調査の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 土地の境界や所有権を明確にする地籍調査は、南海トラフ巨大地震など、災害からの復旧・復興を迅速に行うためにも重要であると認識しております。

10市町の沿岸部にある津波浸水想定区域では、住宅や商業施設が密集する地域が多く、調査に多額の費用や期間を要しており、昨年度末の進捗率は、県全体の73%に対し58%にとどまっております。

このため県では、関係市町に対して、この区域を優先して調査するよう働きかけるとともに、完了には期間を要することから、復旧の要となる道路と民地との境界調査を先行するよう推進しているところです。

○坂本康郎議員 災害関連死を含む28人が犠牲になった、2021年7月の静岡県熱海市の土石流災害は、その後の調査で、業者が持ち込んだ建設残土によって、不適切に造成された盛土が被害を拡大させたとされています。

この災害を受けて、国は各都道府県に対し、盛土総点検を実施しました。その結果、本県においては、災害防止措置が確認できない盛土はなかったとしています。

県が行った盛土総点検の内容と、その際に調査の対象にならなかった、それ以外の危険な盛土箇所の把握を今後どのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県におきましては、令和3年の盛土総点検において、大規模盛土造成地や土砂災害警戒区域等から抽出した174か所の緊急点検を行い、危険な盛土は確認

されなかったところであります。

その後、令和4年に成立した盛土規制法において、隙間なく規制区域を指定し、区域内の既存盛土等の分布や危険性の調査を実施することが位置づけられました。

このため県では、現在、年代の異なる空中写真等を比較し、地形の変化から既存盛土等の分布を把握する調査を県内全域で行っているところであります。

今後は、この調査結果を踏まえ、現地での安全性の確認等を行い、危険な盛土箇所を特定することとしております。

県としましては、引き続き関係部局と連携し、適切に対応してまいります。

○坂本康郎議員 盛土総点検の結果、危険な盛土は確認されなかったと聞きますと、県内に危険な盛土は全くないものと受け取りがちですが、御答弁いただきましたように、安全が確認されたのは総点検で抽出した174か所のことで、まだ調査されていない既存の盛土は、その数倍、相当な数が残っているのではないかと想像しております。

そうしたことを踏まえて、盛土規制法の施行に伴う基礎調査については、規制区域の指定のみを優先させるようなことのないよう、県内の既存盛土の調査、危険箇所の洗い出しについても、着実に進めていただくことを要望いたします。

併せて、「盛土110番」の設置につきましても、不適切な駆け込み盛土を防ぐために、早期の設置を進めていただきますようお願いいたします。

最後の質問は知事にお伺いします。「ぼうさいこくたい」についてであります。

「ぼうさいこくたい」、初めて聞いたという

方もまだ多いようでありますので、概要を説明しますと、正式名称は防災推進国民大会、平仮名で「ぼうさいこくたい」と表記します。

東京大学本郷キャンパスにて開催された2016年の第1回を皮切りに、これまで仙台、名古屋、神戸など、毎年、全国各地を巡回開催されており、防災に関する活動を実践する様々な団体・機関が一堂に会し、その取組や知見を発信・共有する講義型セッションをはじめ、来場者参加の体験型ワークショップ、ブースにおけるプレゼンテーション、屋外展示などで構成される日本最大級の防災イベントであります。

この「ぼうさいこくたい」を本県にも誘致してはいかがでしょうか。様々な自然災害の脅威を経験し、今、南海トラフ地震という危機事象に向き合う本県が開催する意義は大変大きいと思いますし、県民の防災意識の向上など、本県の防災力強化にも寄与するものと考えます。

2027年の国スポ・障スポ前後の時期に、関連施設も活用して開催ができれば、関連する県内開催のイベントスケジュールに、もう一つ新しい催しを加えることができます。

「ぼうさいこくたい2026」もしくは「ぼうさいこくたい2028」の誘致について、知事の御所感をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 「ぼうさいこくたい」は、内閣府が主催して行われているものでありまして、国内最大級の防災イベントです。第8回となります今年度は、今月17日から2日間、関東大震災100年事業の一環として横浜市で行われております。

本県もこれに職員を派遣しておりまして、南海トラフ地震関係で10の県が知事会議を組織し、国への要望活動を行っておりますが、今回、「ぼうさいこくたい」に展示ブースを出展

し、そこに職員を派遣しております。

職員からは、この会場は、防災に関連する最新技術の紹介や、参加者体験型の講座、講演会などがあって、多くの来場者があったと報告を受けているところであります。

このイベントは、南海トラフ地震に対する県民の防災意識向上の契機になるものと考えられます。本県への誘致につきましては、開催の条件とか地元負担など、まだ不明な点もありますことから、今後、情報を収集し、検討してまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手）皆様、こんにちは。延岡市選出の内田理佐です。

私は2年前、この議場を去る前に、ここで御挨拶をさせていただきました。再びこうやって質問する機会を与えていただいたことに対しまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それではまず、県の喫緊の課題である人口減少対策について質問いたします。

令和4年までの過去10年の人口推移を見ますと、宮崎県は7万4,391人減っています。一番減少しているのは延岡市で1万4,201人、そして都城市の9,276人、日南市の7,345人と続きます。

では、令和4年までの2年間に絞りますと、延岡市の3,293人、次いで日南市の1,892人、そして宮崎市と都城市が1,863人と続きます。

しかし、この2つの市の増減率は、県内でも三股町に次いで最少となっています。これらを踏まえると、都城市と宮崎市が近隣市町村を引っ張っているのが分かります。

商工建設常任委員会で都城の工業団地を調査した際、昨年の企業立地件数が歴代最高の26件で、雇用は701人増加を見込み、都城は10年後、今の人口を上回っていると予想されていました。

確かに、全国からの移住者に対し、夫婦と子供2人の場合、1世帯当たり最大500万円給付が可能とし、4か月で439人と過去最多の移住があり、また保育料や子供医療費、妊産婦健診費用の完全無償化など、若い人たちの心をつかむ政策が目立ちます。

そこで、県内各地域における人口減少の現状等について、知事にお伺いします。

また、10万人以上の市である延岡市と都城市では、人口の増減率で見ると、令和3年が都城市がマイナス0.63、延岡市がマイナス1.31、令和4年が都城市がマイナス0.54、延岡市がマイナス1.49と、宮崎県の3大都市である延岡市の人口減少が進んでいるのが分かります。

地元企業対策、企業誘致、子育て支援、移住政策などの違いが数字に表れてきているのではないのでしょうか。

そこで、市町村の取組の現状と、県としての今後の人口減少対策の方向性を知事にお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、人口減少の現状等についてであります。

本県の総人口は、毎年10月1日時点の推計では、平成8年の約117万7,000人をピークに減少しており、特に平成15年以降は、自然減と社会減が同時に進行し、人口減少が加速しております。

す。

また、直近の令和2年と平成27年の国勢調査結果を比較しますと、この間、人口が増加したのは宮崎市と三股町のみで、本県全体の人口増減率はマイナス3.1%となっております。

このうち、県内の9市ではマイナス2.7%であるのに対し、町村ではマイナス5.3%と、数字にして2倍近い開きが見られます。

これは、市町村によって差異はあるものの、全体的な傾向として、特に町村部、特に山間地域では、超高齢化に伴う死亡超過、すなわち自然減、そして、進学や就職による人口流出、すなわち社会減による人口の減少率が、いずれも都市部と比べて高いことによるものと考えております。

次に、今後の人口減少対策の方向性についてであります。

人口減少は、今後も長期にわたって続く見通しであり、持続可能な県政の発展につなげていく上でも、その抑制と将来の人口安定化を図ることは急務であると考えております。

このような中、市町村によっては、御指摘がありましたように、保育料・医療費の無償化や、妊産婦の健診費用の助成、独自の移住支援や積極的な企業誘致など、創意工夫を重ね、様々な対策を打ち出しております。

県としましても、例えば、保育所等におけるおむつの定額利用等への支援や、妊産婦の通院支援、県内就職の促進など、自然減・社会減対策に取り組んでいるところであります。

人口減少の状況や要因、必要な対策は、市町村ごとに異なるものと認識しております。

引き続き、県民の皆様や市町村との連携を深め、地域ごとの課題や強み、将来像の共有をこれまで以上に図りながら、各市町村が地域の実

情に合わせたさらなる対策を講じることができるよう、積極的に後押しをしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 今、人口減少の状況や要因、必要な対策は、市町村ごとに異なると認識しているという答弁がありました。

一つの少子化対策への近道として、宮崎県として男女格差をさらになくしていく取組というのが大事ではないかと思っております。

そこで、ジェンダー平等と少子化対策について質問させていただきます。

日本のジェンダーギャップ、男女格差は先進国で最低レベルと言われていています。

今年6月、宮崎県男女共同参画センターの富山幸子さんの「ジェンダー平等が社会を救う」というタイトルの講演を聴きました。

経済を伸ばしてきている国はジェンダー平等が進み、幸福度も高く生産性も高い。

特に興味深かったのは、経済発展が極めて高いレベルに達すると、出生率が上昇する。なぜならば、ジェンダー平等の進展により、強力な社会基盤の下、男性の家事育児への参画が進み、女性の労働参加と出産、育児の両立が図られ、出生率が上がるそうです。大事なものは、人生の満足度の高まりなのです。

男性も子育てに参加したい、女性は育児などの負担を軽減したい、夫も妻も仕事と家庭を両立したい。

ジェンダーギャップ指数ランキングでは、世界146か国中、日本は125位で過去最低となっています。韓国、中国よりも遅れています。

そのような中、親日で知られる台湾は、アジアでもトップクラスと言われており、女性が活躍し、経済が元気です。

宮崎県には、女性の国会議員、市町村長がい

ません。女性がゼロの議会が、前年の全国40位から順位を落とし、45位となりました。

しかし、ここでまた都城市の登場ですが、都城市議会議員26人中、女性が7人で約27%。全国の市議会全体の18.1%を大幅に上回っています。都城市役所の女性管理職比率も、2022年4月時点で20.4%とかなり高い状況です。少子化対策を推し進める都城市の躍進も、女性議員、そして女性管理職の増加が関係するのではとも考えられます。

そこで、女性参画が進んでいる国ほど出生率も高いという結果より、女性が活躍できる宮崎づくりを進めるべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどのジェンダーギャップ指数ですが、大変残念な状況で、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

急速な少子高齢化や人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、あらゆる分野において女性の活躍が進むということは、地域経済の発展につながることはもとより、多様な視点が確保されることによって、全ての人々が暮らしやすい社会の実現につながるものと考えております。

しかしながら、ジェンダーによる無意識の思い込み、長年の習慣等によりまして、分野によっては、女性の活躍が十分には進んでいない状況にあると考えております。

このため、今年6月に策定した新たなアクションプランにおきまして、「女性も輝く地域づくり」を重点項目の一つとして掲げたところでありまして、男女共同参画社会づくりに向けた県民意識を高める広報・啓発のほか、官民一体となって設立しました「みやざき女性の活躍

推進会議」におきまして、女性のキャリア講座や女性の活躍について、企業への働きかけなどを行っているところであります。

また、政務活動に関することで恐縮でございますが、来月予定しております私の県政報告会でも、女性の活躍をテーマとしまして、各界の代表者との対談を行ってまいりたいと、そのように考えております。

今後とも、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 やはり重要なのは、女性が輝く、また男性も輝くという人生の満足度なのだと思います。

家庭を持つすばらしさ、子供を産む充実感というか、子供を育てることで人生の幅が広がるというようなこととかを、私たち大人がしっかりと子供たちに伝えていく、そういう取組が自然と企業とかいろいろな勉強会の中でも出てくるといいなということも感じておりますし、数字というものは後からついてくるものだと思いますので、知事の県政報告並びにいろんな場において、男女共同の実現に向けて、積極的な取組をお願いしたいと思います。

次に、農振除外を伴う土地利用調整について伺います。

商工建設常任委員会で、熊本県のTSMC進出に伴う取組、また、都城市の工業団地整備状況を調査させていただきました。

その際、興味深かったのは、地元住民の協力の下、農振を除外し、企業誘致のための土地利用を進めていた点です。

熊本県では、企業進出や住宅団地の整備を迅速に進めるため、市町村と協力し、基盤整備が

行われていない農用地に、進出企業や住宅を集約し、調整しているという説明をいただきました。

開発案件の総合相談窓口も用意され、また、農振除外の手續に時間がかかることもあるため、進捗を関係部局、農林、土木、商工、環境等と共有し、集中的に市町村を支援しています。

本県において、農村地域における農村産業法を活用した産業の導入について、どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 御質問のありました、農村地域への産業の導入につきましては、農業の従事者の安定的な就業機会の確保や、農業と産業の均衡ある発展などを目的とした農村産業法の制度を活用することができます。

この制度を活用する場合には、まずは市町村において、産業を導入する地域や業種などについて、具体的な実施計画を策定する必要があり、県がその実施計画に対して同意した後に、農用地区域からの除外や農地転用等の土地利用規制に係る所定の手続を行うこととなります。

県としましては、研修会等を通じて市町村に制度の周知を図るとともに、相談があった場合には適切に助言を行うなど、円滑な制度の活用に向け、丁寧に対応してまいります。

○内田理佐議員 何も地域差があるということではないということが分かりました。

例えば企業側から増設や立地の相談があった場合は、農地の所有者の協力、同意、そして市町村がしっかりと実施計画を策定し、県に相談をしっかりとさせていただいて、例えば都城市のように立地を進めることができるので、地域差もなく、やる気があれば県もきちんと対応してい

くということだと思えます。

そこで、TSMCの質問に移らせていただきますが、熊本県でのTSMC進出に伴う宮崎県の取組についてです。

TSMCは世界最大級の台湾の半導体メーカーで、世界シェアが50%以上を占め、時価総額はトヨタの2倍以上と言われている巨大な半導体企業です。

熊本県では、台湾TSMCの進出に伴い、国も国家プロジェクトとして最大4,760億円の助成額を予定し、市町村との連携により、28社の企業と立地協定を結んでいるということでしたが、立地したいが場所がないとの説明もありました。

そのような中、TSMC側は記者会見で、経済的に考え、第2工場も熊本県で考えているということを表明されています。

そこで、九州地方知事会でも会長を務める熊本県知事は、「本県だけではできない。新生シリコンアイランド九州の実現に向け、半導体関連産業のさらなる集積に期待」とおっしゃっています。

宮崎県がこのチャンスをものにできるか、非常に期待しているところですが、企業集積を図るための体制づくりが重要かと思えます。

TSMC関連企業の誘致に向けた取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） TSMCをはじめ九州における半導体関連企業の投資活発化の動きに対応するため、県では、半導体関連産業を重点産業分野に追加し、支援制度を充実させ、立地企業へのインセンティブ強化を図ったところであります。

また、立地活動に当たっては、本県の強みを生かした立地環境や支援制度等の情報発信を

行っており、新たな取組といたしまして、PR動画や外資系企業向けのパンフレットを作成しているところです。

現在のところ、TSMC関連企業の本県への具体的な進出の動きはございませんが、引き続き、積極的なプロモーション活動を展開し、戦略的な企業立地に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今のところ、具体的な進出のお話をいただいているというふうなことだと思えますが、県はオーダーメイド方式でいいのかということです。私は、レディーメイド方式で準備できています、いつでも来てください、どんな話でも対応しますよという姿勢も大事かと思っております。

ただ、先輩方からの質問にもありますが、人材が足りないというふうな課題もある中で、本当に悩ましいところだとは思いますが、でもアンテナを張っていただいて、レディーメイド、いつでも来てくださいと、市町村と連携を取ってしっかりと農振除外なども取り組みながら、用意はできていますよというふうな状況で、チャンスをものにしていただきたいと思って質問させていただいております。

そこで、企業誘致だけでなく、TSMCの工場建設の関連企業の立地に伴う、県内企業とのマッチングも大事だと思っております。図るべきだと思っておりますが、現在の取組について商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、県内企業の取引拡大を図るため、宮崎県産業振興機構と連携しながら、受発注企業の登録、取引のあっせんを行っておりますが、これまでのところ、TSMCやその関連企業から、県内企業に関する問合せ等は確認しておりません。

九州での半導体関連企業による投資の活発化は、県内企業にとっても取引拡大を図る好機と捉えております。

県といたしましては、本県へ進出するローム社をはじめ、TSMCなど半導体関連企業の動向を見極めながら、県内外での商談会などを通じ、県内企業とのマッチングが図れるよう取り組んでまいります。

○内田理佐議員 企業誘致も大事なんですが、地元企業をもっと育てていく、成長させていくということも大事ですので、いろんなチャンスがあると思います。

民間企業の企業努力というの必要だと思いますが、地元企業の皆様はいろんなチャンスを求められていて、それをものにしたいと、どうすれば企業とのつながりを得ることができるかという課題等も抱えられておりますので、いろんな機会に県が協力していただいて、マッチングする機会を与えていただければと思っております。

「九州は一つ」という合い言葉が、今は最も大事だと思っております。知事に御来賓として来ていただきました九州の県議会野球大会、そちらでも各県の県議の皆様から「九州は一つ」というような言葉が飛び交っておりました。

新しいシリコンアイランド九州の実現に向けた、知事の思いをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 九州はかつて半導体産業の集積地として「シリコンアイランド」と呼ばれておりましたが、TSMCの進出を契機に、再び九州で産業集積が急速に進んでいるところであります。

国は、半導体産業基盤の強化に国家事業として取り組むこととしておりまして、産学官で構成する九州半導体人材育成等コンソーシアムに

おきまして、我が国の半導体産業の復活を九州から推進していこうとしているところであります。

そのような中、九州地方知事会におきましても、このテーマについて度々議論を重ねておりまして、半導体関連企業の設備投資や、自治体が行うインフラ整備に要する財政支援等について、国への提言・要望も行っているところであります。

本県におきましても、ローム社の進出が予定されておきまして、半導体関連企業の進出は新たな投資や取引拡大など、本県経済の発展にも大きな貢献が期待できますことから、この九州全体の流れを本県にも呼び込み、今後、九州各県ともさらに連携しながら、新しいシリコンアイランド九州の創造に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○内田理佐議員 期待しておりますので、よろしく願いいたします。

質問はTSMCから台湾交流に移らせていただきます。

日本統治時代に台湾に渡った西都市出身の画家、塩月桃甫氏。塩月桃甫から台北高校で習った宮崎市出身の小説家、中村地平氏。中村地平は、現太陽銀行の2代目社長であります。また、同じく教鞭に立った日向市出身で、後に初代日向市長となった三尾良次郎氏。

現在、延岡観光大使で画家の小松孝英さんが、3人のドキュメンタリー映画を制作中。塩月桃甫の映画は完成し、宮崎、台湾でも上映されました。

3年前、日台友好議連の皆様にも、西都市で上映されたときに御案内があったかと思えます。3人ゆかりの台北高校、現在の台湾師範大学は創立100周年を迎え、この映画が縁となり、

今年4月に教授たちが宮崎を訪れ、河野知事、黒木教育長、宮崎市、西都市、日向市の市長、企業局長、県立美術館館長などを表敬されています。

一緒に訪れた台湾を代表するデザイナー、林名誉教授は、「台湾には宮崎県の先人たちが残した美術、文学、教育の歴史があり、宮崎は台湾と独自に文化交流ができる県である」「台湾は、日本の都道府県の中で宮崎とのつながりが一番強い」とおっしゃったそうです。

塩月桃甫は、台湾の教科書にも載っている方です。また、台湾の国立博物館には、延岡市出身で日本動物学者の菊池米太郎氏も紹介されています。

知事は実際にお会いされ、御説明を受けたと思われませんが、現在の交流基盤には先人たちの御尽力があることを御理解いただいたと思います。

私としては、歴史的背景を知っていただいた上で、観光、経済の交流につなげていただけると、より関係が深まり、結果に結びつくのだと考えていますが、本県における台湾との交流の現状とこれまでの取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 台湾は地理的に近く、経済的なつながり、さらにはスポーツや文化、合唱など、そういった活動を通じた交流もあります。

そしてそれに加えて、御指摘のとおり、塩月桃甫氏や中村地平氏など、本県ゆかりの先人の活躍もありまして、歴史的、文化的なつながりも深いことから、国際交流のパートナーとして大変重要な地域であると認識しております。

こうした中、県では、平成29年に新竹県及び桃園市と友好交流協定を結び、高校生の招聘事

業や訪問団による交流を行っております。

また、県内では、西都市と高千穂町が姉妹都市を締結するとともに、各地で文化・スポーツ交流が行われているほか、今年7月には、県商工会議所連合会が台日商務交流協進會と業務協力の覚書を交わすなど、行政、民間レベルでの様々な交流が積み重ねられております。

また、先日も台湾日本関係協会の蘇会長が来県され、私も懇談したところであります。

また、毎年、音楽祭の時期に来県される台湾師範大学の葉樹涵教授等に、みやざき大使も委嘱して、さらなる交流のお力添えというものもいただいているところであります。

これまで、県議会や民間団体の皆様とともに現地を訪問し、県産品や観光のPRなどのトップセールスを行ってきたところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、様々な分野における相互交流や輸出拡大、そして直行便の再開といった経済面の取組を進めて、台湾とのつながりをさらに発展させてまいります。

○内田理佐議員 コロナ禍では、宮崎県にも台湾からマスクとか消毒液が届いたり、ワクチンを送るなど、日台議連の先輩方や知事をはじめ県の皆様方の御尽力があり、今の台湾との良好な関係につながっていると思っております。

さて、TSMCが熊本に進出したのは、空港からのアクセスがよいということもあるのではと思います。ビジネスチャンスを広げ、ビジネス客をつかむためにも、宮崎からの直行便が必要です。

宮崎ー台北線の再開に向けた取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 台北線につきましては、これまで再開に向けて、知事が

チャイナエアライン本社を訪問し、要望活動を行うなどの取組を行っておりますが、同社からは機材とパイロットの不足を理由に、再開の時期が示されていない状況にあります。

このため、現在、他の航空会社に対するアプローチや、現地旅行会社とのチャーター便実施に向けた協議をはじめ、先週、台湾日本関係協会の会長が来県された際には、早期再開に向けての協力をお願いするなど、あらゆる機会を捉え、再開に向けた取組を行っているところであります。

本県にとりまして台北線は、経済活性化や交流拡大を図る上で大変重要な基盤であり、県内においてもソウル線に続く定期便再開の機運も高まっておりますので、引き続き、一日も早い再開に向けて取り組んでまいります。

○内田理佐議員 宮崎県の歴史的背景を絆として生かし、台湾からのインバウンド誘客に向けた取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、台湾をインバウンドの重点地域と位置づけ、これまで誘客に取り組んでおり、コロナ禍前には延べ宿泊者数が年間約6万人と、外国人全体の2割程度を占める状況にありました。

台湾からのインバウンドを早期に回復させるためには、台北線の再開が必要と考えておりますが、当面は他県空港を利用し、九州に入る観光客を本県に取り込んでいくことが重要と考えております。

このため、現在は、SNSでの情報発信等により、本県の魅力について広くPRを行うとともに、現地旅行者に対し、福岡や熊本など、他県空港経由で本県を周遊する旅行商品の造成支援等を行っているところであります。

今後とも、これらの取組をしっかりと進めながら、台湾からの誘客促進に努めてまいります。

○内田理佐議員 ぜひ、インバウンド、アウトバウンドを積極的にアピールのほうもお願いしたいと思います。新竹県にお仕事に行かれた方や、新竹県の方々が「宮崎県はアピールがまだ少ないよ」と、「長野県だったかは空港や駅などにポスターもたくさん貼っている」というようなお話もあって、期待の声もありましたので、どんどんアピールをしていただきたいと思います。

続きまして、記紀編さん1300年についてです。

私は、宮崎県のシンボルは神話だと思います。神話は、宮崎県の観光であり、シンボルとして定着させるために、記紀編さん1300年記念事業を進めてきたのだと理解し、以前の質問でもお話ししました。

知事も御答弁で、「神話は、本県における観光の大きなシンボルであり、神話の源流みやざきブランドがしっかりと引き継がれていくよう、市町村や関係団体とも連携しながら、神話を生かした観光誘客に取り組んでまいります」とお答えいただきました。

そこで、記紀編さん1300年記念事業終了から2年が経過しましたが、成果をどのように捉えているか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 記紀編さん1300年記念事業は、本県の宝であります日向神話や、そのゆかりの地、神楽などを広く発信し、県づくりに生かしていくため、平成24年から9年間にわたり実施したものであります。

その間、本県の宝をより深く学ぶ講座や神楽公演、神話巡りバスツアー、旅行会社と連携し

たキャンペーン等を展開することによりまして、国内外に「神話の源流みやざき」のイメージが徐々に浸透し始め、定着してきているのではないかと、そのように考えております。

また、県民の郷土に対する誇りの醸成が図られ、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた現在の動きへとつながるなど、大きな成果を得ることができたものと考えております。

これらの成果を踏まえ、令和4年3月に文化振興条例を、そして今年6月には、みやざき文化振興計画を策定したところでございます。こういう体制も整えました。

私は、50年先、100年先を振り返ったときに、1300年記念事業というものが、これまでも県民の間で意識され共有されてきた、こういった宝というものに改めて光を当て直すことができた、そして、先人から受け継いできた、こうした文化を次の世代へ継承・発展させ、文化を通じて県民一人一人が生き生きと暮らすことのできる宮崎づくりへの礎を築くことができた、そのように評価をいただくことができるのではないかと考えております。

○内田理佐議員 先日、ラグビーの特集を見させていただきました。以前のお話ですけれども、日本代表の方々が御神社に行かれて、さざれ石を見学し参拝されたという様子を見て、とても宮崎県を誇りに感じました。

そこで、記紀編さん1400年に向けた今後の展開について、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん1300年記念事業を一過性のものとせず、次の100年を見据え、これまで磨き上げてきた本県の宝をしっかりと県内外に発信し、これからの宮崎づくりに生かしていくことが重要であると考えております。

現在、文化振興条例や、みやざき文化振興計画に基づき、文化を活用した地域づくりを進めているところであります。

人口減少や少子高齢化の進行により文化の担い手が不足する中で、本県の特色ある文化を後世に残すとともに、観光誘客などにつなげていくことが大きな課題であると考えております。

神楽サポーターなど、文化を支える環境整備や人づくり、神話を生かした観光振興に、これまで以上に取り組まなければならないと考えております。

また、先日も、宮崎の神話のふるさと県民大学に作家の三浦しをんさんが来県し、講演もいただいたところであります。

こうした記念事業を通じて培った、様々な文化人、様々な宮崎を応援しようという方とのつながりというものもこれから生かしていく、大変重要な課題であろうかと考えております。

今年10月の県人会世界大会や、令和9年の国スポ・障スポなど、あらゆる機会を通じて「神話のふるさとみやざき」を県内外に力強く発信するとともに、今後とも市町村や関係団体と連携しながら、本県の宝を最大限に生かした人づくりや観光振興による地域活性化に邁進してまいります。

○内田理佐議員 ありがとうございます。神話の話は次の質問にも続きます。

延岡市の環状道路の整備についてです。

現在、安賀多通線構口工区が事業中であり、並行して平原工区も今年度より新規着手すると御説明いただいております。平原地区の沿線の方々は、地元説明を待ち望んでいるようです。

安賀多通線構口工区及び平原工区の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(原口耕治君) 安賀多通線に

つきましては、渋滞対策や通学路の安全確保のため、南延岡駅前交差点付近から北側の970メートル区間を構口工区として、平成27年度から都市計画事業により整備を進めております。

現在、必要な用地の約94%を取得したところであり、昨年度から約360メートルの区間で、電線の地中化を含めた拡幅工事を行っております。

また、構口工区の南側に接続する800メートル区間について、本年度、平原工区として新規事業化したところであり、測量や設計を行う予定であります。

県としましては、引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 現在工事中の安賀多通線沿いに、愛宕山という山があります。江戸時代まで「笠沙山」と呼ばれておりました。ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメが出会ったという「出逢いの聖地」と言われるところで、ここの公園の名称が令和3年4月に「笠沙の御碕公園」という名前に変更されました。

今は工事中の歩道なんですけど、「出逢いの聖地通り」として、歩道にモニュメントなど、カップルが歩きたくなるようなシンボルロードとして整備していただくと、市民の皆さんに「神話の源流みやざき」ということがしっかりと定着すると思いますので、要望させていただきたいと思います。

続きまして、西環状線完成後の計画についてです。

鉄工団地のある大武地区の交通混雑は、現在も深刻な状況です。

現在の鉄工団地に勤める社員は約1,000人ほど

いらっしゃいます。隣接する大武工場地域なども今もなお企業立地が進んでいることから、周辺企業を合わせると2,000人は優に超える一大工業地帯となっています。

青果市場、森林組合、採石場、高校、保育園、地域住民、国道10号までのアクセス道路を利用される方はたくさんいらっしゃいます。津波対策、物流の面からも、渋滞緩和が喫緊の課題となっております。

まずは、大武地区の渋滞状況について調査を進めていただきたいと思います。県の考え方を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(原口耕治君) 延岡市大武地区につきましては、鉄工団地を中心に多くの企業が集積していることもあり、大武地区内を通る県道延岡港線と市道柚の木田大武線の2路線と、国道10号との交差点付近の交通量は多いものと認識しております。

このため、関係機関と連携し、左折車線の2車線化や信号表示の見直しなどの対策を講じてきたところではありますが、時間帯によっては渋滞が発生している状況にあります。

このようなことから、県としましては、大武地区における時間帯別の交通量や、渋滞の状況などを詳しく把握するため、道路管理者である国や延岡市と調査に向けた協議を進めてまいります。

○内田理佐議員 この大武一帯は、昔は東環状線という名前もありましたが、計画はなくなってしまっているんです。西環状線完成後の計画がもしないのであれば、産業道路としてしっかり計画を上げていただけるとありがたいなと思っておりますので、まずは調査のほうからお願いしたいと思います。

続きまして、新県立体育館についてです。

令和3年6月定例会の私の質問で、車両の混雑を低減させるための取組についてお聞きしました。その際、「現在の延岡市民体育館の2倍以上の規模となり、駐車スペースの拡充や大会時等における周辺交通対策は大変重要であり、県及び延岡市で役割分担の下、新たな駐車場の確保や交通予測を踏まえた道路整備箇所の把握などに取り組んでいる」とお答えいただきました。

あれから2年が経過し、改めて大規模大会時の車両混雑が予想される中、駐車場、道路整備について、どのような対策を考えているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） アスリートタウン延岡アリーナは、スポーツ大会やイベントなど多くの方々が利用することを想定しており、周辺道路の交通対策や駐車スペースの確保は大変重要であると考えております。

そのため、県と延岡市、それぞれの役割分担の下、対策を行うこととしており、道路の整備につきましては、交通予測を踏まえた左折レーンの設置など、周辺の交差点改良を計画するとともに、駐車場につきましては、アリーナの敷地に加え、市において近隣に複数の駐車場の整備を進めているところであります。

さらに、国スポのような大規模大会が開催される際には、臨時駐車場の設置やシャトルバスの運行など、延岡市などとの協力の下、必要な車両混雑の緩和対策が講じられるものと考えております。

○内田理佐議員 この体育館の近くには消防署等もあり、救急車両も行き来します。その点も踏まえて、また体育館を利用させていただいた方が二度三度と利用したくなるような、満足のいくような環境整備をお願いしたいと思います。

続きまして、JR日豊本線「佐伯－延岡間」の利用促進についてです。

この区間は特に乗車客が少ないように感じます。今のような乗車実績の中で、存続に関して心配の声が聞かれるようになりました。

例えば、北の鉄道である日高線は、災害で復旧を諦め廃線となりました。日田彦山線も復旧できず、バスが線路を走る形式となりました。留萌線は高速道路が伸びたので、容赦なく廃線となりました。

延岡駅のもう一つの顔は、コンテナ貨物の発着駅であるということです。鉄道輸送の農業や産業分野における重要性は言うまでもありません。トラック輸送も運転手不足、環境問題も深刻、鉄道網を守るために、荷主を増やす努力も必要で、今のうちから手を打つべきだと思います。

そこで、日豊本線は拠点となる都市間を結ぶものであり、貨物列車も走行していることから、すぐに走らなくなる可能性は低いとお聞きしましたが、JR日豊本線「佐伯－延岡間」の利用者数及び収支の推移について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） JR九州によりますと、佐伯－延岡間における1日当たりの利用者数を示す平均通過人員は、令和元年度が858人でありましたが、翌年度は新型コロナの影響により、半分以上の353人となりました。

その後は、3年度が431人、4年度が604人と緩やかな回復傾向にあるものの、以前の水準には戻っていないところであります。

また、収支につきましては、令和元年度が約7億5,000万円の赤字、以降も、2年度が約7億9,000万円、3年度が約6億6,000万円、4年度が約4億8,000万円の赤字となっており、改善

はしているものの、依然として厳しい状況にあります。

○内田理佐議員 例えば、イベントとして観光列車を走らせる企画とか、利用者が増えるような取組を県北地域の関係者と一体となって、県も協力して取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、養殖魚の餌代価格高騰に対する支援策についてです。

県は、子牛価格の低迷で安定的な経営が難しくなっている和牛繁殖農家の支援事業に1億8,000万円余りを補正予算案として組まれましたが、確かに生産基盤を担う繁殖農家の現状は厳しいです。

同じく、漁業も大変厳しい状況が続いています。延岡市北浦町、島野浦、串間市の養殖業において、コロナで苦しみ、台風で苦しみ、今回は燃油高騰で苦しみ、経営難が続いています。

ある水産会社では、今年3,000~4,000万円の赤字だと話します。ウクライナ侵攻により生餌は30~35%上がり、配合飼料も30%ほど上がっています。魚の値は30年前からほとんど上がっていないため、値段を上げることもできず、経営は悪くなるばかりです。

ブリ、シマアジは中国への輸出が止まり、カンパチ、タイの値段は上がっています。2~3年後には倒産が相次ぐのではと聞こえてくる中、北浦では今年、養殖業者が1件辞め、さらにもう1件が辞める予定、来年も1件辞めるだろうと伺いました。

せっかく漁業をしに地元に戻ってきた若者たちに、頑張れと言えない状況にある、先輩養殖業者たちの悔しさが伝わります。

宮崎牛ブランドを支える農家だけでなく、水産ブランド、「宮崎カンパチ」などを支えてい

る漁業者も守っていただきたいです。このままでは、宮崎県から水産がなくなってしまうという危機感さえあります。

そこで、養殖魚の餌料高騰に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、養殖業の経費の約5割を占める餌料価格が令和3年度から上昇し始めたため、国のセーフティーネット事業の活用を推進するとともに、餌料価格の上昇に対する支援を行ってきたところであります。

今年度も価格の高騰が続いていることから、6月補正予算において、国のセーフティーネット事業に係る漁業者の積立金相当額の一部を補助することにより、経営継続を支援しているところであります。

また、物価高騰に左右されない持続可能な養殖業を確立するため、天然資源の影響を受けない人工種苗や、成長のよい配合飼料への転換を支援するなど、養殖業の体質強化を図っているところであります。

○内田理佐議員 漁業者の皆様は、正月に向けて、今、何とか頑張られているところであります。この正月までの2~3か月を何とかしのいでいきたい、餌を与えずにやっているんだというようなお話もあります。久保部長は、私が市議時代、副議長だったときに副市長でいらっしゃったので、説明は要らないと思います。漁業者の皆様が浮かんでいると思います。ぜひ、漁業者の皆様顔を思い浮かべながら、そちらに対して今必要な支援を御用意していただきたいと切に願っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、子宮頸がんワクチンについてです。

宮崎県では、現在、若年女性における子宮頸がんがとても多く、問題になっています。解決のために、昨年4月から積極的勧奨となった子宮頸がんワクチンの普及が鍵となっています。

15歳から39歳までの思春期、若年成人の方で、がんが発症する方が毎年約2万人います。その主な原因は子宮頸がんと乳がんです。子宮頸がんは一度でも性的接触の経験があれば、誰でも感染する可能性があります。しかし、たくさんあるがんの中で、唯一ワクチンで防げるがんでもあります。

宮崎県では、2019年の子宮頸がん罹患率がワースト1となっています。患者数が398例、そして死亡数が22名でした。

専門医によると、このまま宮崎県でワクチンの普及が進まなかった場合、10年間で罹患者が約3,500人、死亡者数が約300人、30代までに子宮を摘出される方が約100人と予測されています。問題視されるワクチン接種による重篤な副反応者は1人となっています。

副反応発症時の医療体制も、宮崎大学を中心に完備されているところです。

そこで、本県における子宮頸がんワクチンの接種状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 現在、子宮頸がんワクチンの接種は、小学6年生から高校1年生までを対象とした定期接種と、積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した方を対象とするキャッチアップ接種の2種類を実施しております。

接種状況については、速報値となりますが、令和4年度は定期接種の対象者3万282人にに対し、初回接種を終了された方が1,654人、キャッチアップ接種の対象者3万9,464人にに対し、初回

接種を終了された方が2,043人となっております。

また、令和5年度は7月末時点で初回接種の終了者が定期接種1,084人、キャッチアップ接種1,124人となっております。

○内田理佐議員 令和4年度定期接種の対象者3万人に対して初回接種1,654人、キャッチアップが3万9,464人に対して2,043人ということで、大変低い接種者数となっております。

日本は世界的に見てもワクチン接種率が低く、多くの国で80%以上である中、1桁となっております。

多くの先進国では、検診の普及で子宮頸がん患者は減少傾向にあり、世界全体でも検診とワクチンの組合せで今世紀中の排除が可能とのシミュレーション結果も提示されています。接種率と検診受診率を上げることで、罹患率を下げることができるかと推測できます。

そこで、県内の接種状況が伸び悩んでいる中ですが、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） ワクチン接種を推進するためには、子宮頸がん予防の重要性やワクチンの効果、接種方法、接種後の症状に関する相談窓口等、必要な情報を提供し、正しい理解の下、接種を検討していただくことが重要です。

このため、6月補正予算で議決いただいた、子どもを取り巻く感染症緊急対策事業において、ワクチン接種の普及啓発に取り組むこととしており、医療機関、学校、市町村等の関係者向け研修会の開催や、接種対象となる若者や、その保護者に向けたテレビCMやラジオ、SNS等による啓発を展開してまいります。

特に、キャッチアップ接種が令和6年度まで

の措置ということもあり、一人でも多くの方に接種していただけるよう、実施主体である市町村とも連携し、ワクチン接種の普及啓発に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 その実施主体である市町村との連携ということですが、市町村の取組には温度差があるように感じております。

県として正しい情報をしっかりと提供していただき、学生へは教育の現場から、性教育などの機会に啓発と推奨をしていただくことが大切ではないかと思っております。産婦人科の先生方と一緒にあって、ワースト1から抜け出せるように、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、子供の発育、アスリートとしての成長についてです。

無名の県立釜利谷高校男子バレー部の監督として6度日本一へ導き、名門順天堂大学でも男子バレー部を日本一に導いた名将、薦宗浩二氏をバレーボールアスリート教室の講師としてお呼びし、2日間の練習会を開きました。多数の全日本選手、実業団選手を育てる先生ですので、指導方法に大変説得力がありました。

さて、私は、指導者の指導力、選手の技術力などを磨くのは大切だと思っておりますが、けがをしない丈夫な体をつくり、体を大きく育てることが重要ではないかと考えております。

宮崎県として、国スポでもよい結果を残していくためにも、現在の育ち盛りの中高生たちの体を大きく育てることが、勝利への近道、メダルへの近道ではないかと考えます。

先生によれば、身長を伸ばすためには、食事、睡眠、ストレスの少なさ、適度な運動が大切とのことでした。

先生が、身長190センチ以上のVリーグの選手たち70名にアンケート調査を行われました。全

員に共通のものが分かったそうです。何だと思えますか。私もそれが大好きです。牛乳です。全員牛乳を中毒なぐらいに飲んでいただと。牛乳が好きで1食に1リットルは飲んでいただとおっしゃっていました。

今日、母が傍聴に来ているんですが、家の冷蔵庫には5～6本、1リットルの牛乳が並んでおりました。私も毎日飲んでおりました。両親が大きい方でも、大量の牛乳を飲んで190センチ以上に成長したという例もあるというお話です。

また、よく寝る、よく食べる。よく食べる能力のある子は、練習量が増えても平気、運動能力も高いといえます。

県内の学校健診に行くドクターによれば、学生の肥満も増えているということですので、ますます体を健康的に丈夫に育てることは、今の宮崎県の子供たちにとって重要であると考えます。

そこで、県内の児童生徒の身長と体重の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 食育の観点からも健康で丈夫な体をつくることは、大切なことでもあります。

令和3年度学校保健統計調査における、児童生徒の身長と体重の本県の平均と全国順位につきましては、まず、小学6年生男子の身長は146センチで18位、体重は41.2キロで6位。また、女子の身長は146.9センチで35位、体重は40.6キロで8位であります。

次に、中学3年生男子の身長は164.6センチで44位、体重は54.5キロで26位。また、女子の身長は155.6センチで45位、体重は51キロで5位であります。

最後に、高校3年生男子の身長は170.1センチ

で41位、体重は63.5キロで12位、また、女子の身長は156.8センチで45位、体重は52.6キロで24位となっております。

県教育委員会におきましては、これらのデータの活用には至っていないところであります。

○内田理佐議員 データの活用に至っていないということですが、重要視していただきたいなと思います。

身長、体重を見ますと、体重のほうが重い肥満の子が多いんじゃないかなと、そして身長が全国的に低いということは、環境のよい、食材のよい宮崎県において、やっぱり大きい体の子供が多いよと、そしてスポーツも強い、そういうような県になってほしいと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

最後に、西南戦争終結150年についてです。

令和5年4月22日の読売新聞に、宮崎県埋蔵文化財センターが2020年から続けてきた、国内最後の内戦である西南戦争の遺跡分析調査が3月に終了し、500か所を超える土塁やざんごうの台場跡である遺構が確認されたと、調査結果が書かれていました。

西南戦争の激戦地といえば、熊本県の田原坂、鹿児島県の城山が知られていますが、熊本県、鹿児島県、大分県には遺構がそのままの形で保存してあることがほとんどない。宮崎県には遺構がそのまま残っているというようなことで、重要な資料となっております。

今後、重要な遺跡については、国史跡への指定も目指していく方針と書かれておりました。西南戦争遺跡に関する取組について、教育長へお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、西南戦争関連遺跡の所在地や現状の把握と、今後の保存・活用を進めるために必要な情

報収集を目的としまして、令和2年度から4年度まで、現地での記録資料との照合等の基礎調査と、その中から、重要な遺跡は測量調査を実施いたしました。

その結果、521基の土塁やざんごうなどが見られる台場跡と、510基の墓地や慰霊碑等が把握され、それらの中には、延岡市の和田越台場跡をはじめ、小林市や日向市、日之影町など県内の広い範囲で、他県には類例のない、当時の形状を良好に残す貴重な遺跡が確認されたところがあります。

現地で出土した銃弾等の遺物を含む調査結果は、随時、地元市町村において展示会等を実施し、還元しております。

○内田理佐議員 それでは最後に、西南戦争終結150年となる令和9年に向けた取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会といたしましては、西南戦争終結150年目となる令和9年度の国の史跡指定を目指し、本年度より、文化資源としての価値をさらに高めるため、これまでの調査成果に基づき、さらに詳細な調査を実施しているところであります。

西南戦争関連遺跡は、何より西南戦争が本県の分県運動につながったという点でも、日本の近代史上において、本県にとっても大変重要な出来事のあかしであります。

今後、ここ宮崎県に残された、これらの貴重な歴史の痕跡を後世につなぐため、関係自治体等とも連携しながら、博物館等で展覧会を開催するなど、様々な活用に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 ぜひ令和9年に向けた取組の強化をよろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) 通告しておりました質問に入ります前に、一つ御報告がございます。

先日、私が成年後見人をさせていただいていたおばあちゃんが亡くなりました。

木城町の同じ地区に住んでおられたおばあちゃん、私の亡き祖母とも仲よくしていただき、私も小さい頃からかわいがられたり怒られたりしてお世話になってきましたが、身内ではありませんでした。

このおばあちゃんの出身は鹿児島県で、親族はいたものの若いときに宮崎に越されてきてからは疎遠となり、こちらで内縁の夫がいた時期もありましたが先立たれ、子供はおられず、晩年は天涯孤独とされました。

そして、一人暮らしをされているときに交通事故に遭われ入院、退院後は自宅療養をされていましたが、孤独に耐え切れず、家に放火し自殺を図られました。私は地元消防団員として消火活動に当たり、おばあちゃんは自分の意に反する形で救出をされました。家は全焼、おばあちゃんは病院へではなく、放火犯として刑務所へ行くことになりました。

私は定期的に面会に行きましたが、行くたびに心身ともに衰え、出所する頃にはすっかり介護が必要な状態になっていました。介護が必要

なおばあちゃんが入所できる高齢者施設を探し、何とか少ない年金でも入ることのできる施設を見つけることができました。

その後の入居費用の支払いや、整形外科等への通院の際に診療費が発生するため、誰かが金銭管理や、もしものときの身元引受人になる必要があったので、公証役場におばあちゃんと一緒にいき、成年後見人と遺言書作成の手続をしました。

あれから8年、おばあちゃんは施設になじみ笑顔を取り戻した時期もありましたが、最近はコロナ禍で面会制限があり、なかなか会えず、そんな中、ある日の朝、施設から電話があり、息を引き取られたとの知らせを聞きました。享年93歳でありました。

それから葬儀場、火葬場の手配をし、通夜式及び告別式、初七日の法要を済ませ、納骨先を探し納骨までして、私は成年後見人としての役割を終わらせていただきました。

今回のように、家族の代わりに成年後見人や行政が死後のお世話までする事象が全国的に増加の一途をたどっており、総務省が地方自治体に対し調査を実施したところ、2021年に行政が家族らの代わりに葬祭費を負担した例が全国で約5万件あり、過去最多を更新しています。

また、死亡時に引取手がなかった死者数が、2018年4月から2021年10月までの2年半の間だけでも約10万6,000人に上り、そのうち身内が分からない人は約3,000人で、あとの10万3,000人もしくは、身元は分かるが葬儀を行ってくれる人がいない方々で、現在も遺骨さえ引取手のいない、いわゆる無縁遺骨が全国の市区町村に約6万柱も管理されているという報告がされております。

そこでまず、無縁社会が拡大している現状

と、地方自治体が新たに担わなければならない役割について、知事はどのような見解をお持ちかお伺いいたします。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

御紹介のありました女性の御逝去を心よりお悔やみ申し上げます。

人生の最期を迎えられた後、誰にも弔われないう方が多くいらっしゃるという事実は、私も大変心痛む思いがしております。

引取手のない、いわゆる無縁と言われる御遺体が多い背景には、核家族化の進行や単身者の増加など、世帯状況の変化のほか、近所付き合いが疎遠となり、人間関係が希薄化するという地域社会の変化もあると考えております。

現代社会の中で、この無縁や疎遠といった流れを少しでも食い止めるためには、家族や住民の絆を深め、支え合いの関係をつくる地道な努力が必要と考えております。

一方で、老人クラブやNPO、民生委員など、地域のつながりをつくり、守る活動に懸命に取り組んでいただいている方も多数いらっしゃいます。

県としても、市町村をはじめ関係する団体等と連携・協働しながら、人と人が世代や分野を超えてつながりを築くことのできる地域社会の実現に取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○凶師博規議員 今の知事の答弁にもありましたが、高齢化が進み地縁、血縁が薄れる中で、自分自身での財産管理、施設や病院などの選定などが困難で、生活の場及び人生終えんの場を誰かがお手伝いする必要のある方々は、間違い

なく増えております。

その方々の支援をするために、成年後見人の制度が創設されていますが、本県におけるこの制度の運用実績と、それに係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 本県における成年後見制度の利用者は年々増加しており、令和4年12月末現在で2,781人となっております。

また、利用者を支える成年後見人は、社会福祉士や司法書士等の専門職が約8割を占めております。

今後、認知症の方や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、制度の利用を必要とする人は、さらに増えると予想されることから、利用促進のためには担い手確保が重要な課題であります。

このため県では、専門職に加え、市町村社会福祉協議会等の法人や一般の県民を担い手として育成するため、必要な基礎知識等を学ぶ研修を実施しております。

成年後見制度の利用を必要とする方が、尊厳ある生活を続けられるよう、引き続き、市町村などの関係機関と連携しながら、支援体制の整備に取り組んでまいります。

○凶師博規議員 答弁のとおり、人権擁護、尊厳ある生活、また終えんのためにも、成年後見人の制度充実は不可欠かと考えます。

次に、潜在化していて実態が見えにくい無縁社会の実態を顕在化させるための質問を幾つかしてまいります。

まず、県内の高齢者のみの世帯や単身者世帯がどれほどあり、今後どのように推移すると考えられるのか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(川北正文君) 国勢調査によりますと、令和2年の県内の世帯主年齢が65歳以上の高齢世帯数は、10年前の平成22年と比較

すると、約16万1,000世帯から約1.2倍となり、約3万7,000世帯増加し、約20万世帯となっております。

このうち、65歳以上の単身世帯数は、10年前の約5万3,000世帯から約1.3倍となり、約1万7,000世帯増加し、約7万1,000世帯となっております。

さらに、75歳以上の後期高齢者の単身世帯数は、10年前の約3万3,000世帯から約1.2倍となり、約7,000世帯増加し、約4万世帯となっております。

○図師博規議員 75歳以上の後期高齢者の方の単身世帯も増えておるといふ答弁でございました。

しかし、必ずしも高齢者のみの世帯や単身世帯が無縁というわけではありません。御家族が近所にいたり、遠方からでも定期的に親元を訪ねて来られる方も少なくはありません。

それでもやはりコロナの影響で、地域での行事や集団活動が敬遠されるようになり、本県においても、地域の相互扶助機能が低下していることは事実です。さらに、血縁者がいても経済的支援が受けられず、やむなく生活保護を受給されている方々もいらっしゃいます。

その方々も、高齢化や単身世帯の割合が一般世帯同様、増加していると推察されますが、実態はどのようになっているのでしょうか、同じく福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県における生活保護受給世帯のうち、単身世帯、高齢者世帯及び単身高齢者世帯の数並びに全体に占める割合については、まず単身世帯が、令和2年度は1万2,003世帯、84.5%、3年度は1万1,973世帯、85.1%、4年度は1万1,875世帯、85.5%です。

次に、高齢者世帯は、令和2年度が8,320世帯、58.6%、3年度は8,421世帯、59.9%、4年度は8,332世帯、60%です。

最後に、単身高齢者世帯は、令和2年度が7,790世帯、54.9%、3年度は7,889世帯、56.1%、4年度は7,818世帯、56.3%となっております。

○図師博規議員 これも一般世帯同様、これから団塊の世代が後期高齢者に突入していく中、数字は低下することはないと思われま

す。次に、その被保護世帯のうち、行政が家族らに代わって葬祭費を負担し第三者が葬儀を行う、いわゆる葬祭扶助の状況について伺います。

壇上でも述べましたが、全国では葬祭扶助の件数が年間約5万件にも上り、20年前からすると2.4倍にもなっています。本県の状況はどのようになっていますでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 葬祭扶助は、生活保護法に規定された扶助の一つであり、困窮のため葬祭を行うことのできない扶養義務者等や、亡くなった生活保護受給者等の葬祭を行う第三者に対して支給されるものであります。

本県における葬祭扶助の支給実績は、令和2年度が287人、令和3年度が317人、令和4年度は362人となっております。

また、扶養義務者がいるにもかかわらず、第三者に葬祭扶助を支給した事例について市町村に確認したところ、亡くなった生活保護受給者との関係悪化等により、葬祭の実施や遺骨の引取りを扶養義務者に拒否されたことから、地域の住民や成年後見人、入所施設の施設長が葬祭を実施し、共同墓地に埋蔵したケースなどがありました。

○**図師博規議員** 答弁にもありましたが、地域によっては、共同墓地の中に無縁遺骨を納める場所、そのようなお墓もあるところがございます。

では次に、臨終時に家族や医師などの立会いがなく、孤独死、孤立死で警察が取り扱った遺体数が、2022年だけでも全国で20万件に上るといふ報告が警察庁から公表されました。コロナ禍も相まって、この数も前年からは大きく増加しているようです。

独居の高齢者を含む県警の遺体取扱い件数の状況はどうなっているのでしょうか、警察本部長、お願いします。

○**警察本部長（平居秀一君）** 過去3年間の本県警察での遺体取扱い件数は、令和2年は1,314件、令和3年は1,362件、令和4年は1,467件であります。

そのうち、65歳以上の独居高齢者の取扱い件数と割合は、令和2年は455件で、全体の34.6%、令和3年は465件で、全体の34.1%、令和4年は455件で、全体の31.0%であります。

令和4年と、その10年前の平成24年の遺体取扱い件数を比較すると、147件の増加となっております。

○**図師博規議員** 葬祭扶助を受けられたから、また警察の方が遺体を取り扱われたから無縁だと、無縁遺骨になるというわけではございませんが、やはり今の数字が根底にあることは間違いございません。

次に、総務省の調査によりますと、身元が分からない遺骨や、身元が分かっても親族が遺骨の引取りをせず、成年後見人などの第三者の選任もされていない、いわゆる無縁遺骨が全国で6万柱を超えていることは、さきにも述べましたが、この遺骨は、市区町村の執行室の

キャビネットや倉庫、または寺などの納骨堂や遺品整理業者の倉庫などに公費で保管しているという報告がされております。

本県における無縁遺骨の行政対応の現状を福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 身元が分からない方や、地域の住民、成年後見人などの第三者がおらず、引取手が全くない方の場合、墓地埋葬法に基づき、お亡くなりになった所在地の市町村長が、御遺体の火葬を行うこととなっております。

また、市町村では、火葬後に縁故者を探し、無事に遺骨の引取手が見つかる場合もあると伺っておりますが、引取手が見つからない場合におきましては、市町村の公営墓地等に保管されると伺っております。

○**図師博規議員** この総務省の自治体への調査は任意であったために、宮崎県の市町村は、半数以上がこの調査に対応していないということで、無縁遺骨の実態、実数などは、県も把握していないという内容でした。

しかし、今答弁があったとおり、市町村長が対応しているということは、間違いなく本県でもございます。

それでは、全国的には、地域の中での孤立を防止するため、様々な取組が県主導によって展開されています。

例えば、山形県、秋田県、福井県においては、3世代同居のような多世代同居の新築住宅やリフォームに対して、80万円程度の工事費補助をして、同居の後押しをしています。

また、茨城県では、住民が相互に支え合う仕組みづくりとして、金銭のやり取りをせずサービスを提供し合う、「時間銀行」という取組を始めています。

これは、高齢者などに一定の時間預金を付与し、ごみ出しや買物代行などの依頼をすると、事務局が対応可能な登録者をマッチングし、高齢者は自分の時間預金から支払いを行い、サービスを提供した側は受け取った時間を預金し、自分が誰かにサービスを依頼する際に利用できるといったもので、地域の共助を促進する効果を発揮しております。

それでは、本県における高齢者の孤立防止など、無縁社会化を改善する取組はどのようなものが今実施されているのでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 少子高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増加する中、孤立を防ぐ取組は重要であります。

このため、各市町村には、地域の支え合いを促進する生活支援コーディネーターが、本年4月1日現在で合計98名配置されており、庭掃除やごみ出しなど、日常生活上の困り事を地域で解決する仕組みづくりに取り組むほか、地域包括支援センターにおいて、健康体操などを行う「通いの場」や、認知症の方等が集う「認知症カフェ」の運営など、居場所づくりに努めております。

また、県では、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター職員向けの研修、通いの場等へのリハビリ専門職の派遣など、市町村を支援しております。

今後とも、高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、市町村や関係機関と連携して取り組んでまいります。

○図師博規議員 今答弁がありました生活支援コーディネーターは大変重要な役割かと思いますが、聞きますと、役場の職員さんが一定の研

修を受け、兼務でコーディネーターをされているということが多いようです。できれば専任、専従の地域の生活支援コーディネーターの方をさらに増やしていくような働きかけができればと思います。

それでは、次の質問に参ります。

次に、ケアリーバー支援について伺ってまいります。

ケアリーバーとは、虐待や貧困、または親との死別で児童相談所に保護され、児童養護施設などで育った社会的養護の経験がある方で、その社会的養護から離れた状況にある方を指します。ケア、つまり守られることから、リーバー、リーブ、離れるということです。

これまでは、児童養護施設などは原則18歳まで、最長でも22歳で自立を求められていましたが、児童福祉法の改正により、年齢ではなく自立可能かどうかで判断し、大人向けの社会的支援に引き継ぐまで継続的にサポートを受けられるようになりました。

事実、児童養護施設を出た後、5人に1人が貧困状態であったり、虐待などのトラウマによって就職できず、若くして生活保護を受ける事例があります。

よって、この年齢上限が撤廃されたことは、親元を頼れないケアリーバーにとっては有益な政策ではありますが、18歳もしくは22歳以上の方々が、就労しながら施設での生活を継続された場合、施設定員のキャパシティの問題や、専門職員の配置などの課題も考えられます。

そこで、社会的養護の年齢上限撤廃に伴う支援や、これまでケアリーバーとなっている方々への働きかけも必要となってきますが、現在、県内はどのような状況となっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 児童養護施設を退所した、いわゆるケアリーバーは、22歳になるまでは、児童自立生活援助事業により運営を行う自立援助ホームに生活の場を変えて、生活指導等の援助を受けることができ、本年9月1日現在、県内に4か所が設置され、18名が利用しています。

令和6年4月からは、当該事業の対象施設等が拡大され、自立援助ホームに加え、児童養護施設や里親においても活用が可能となるとともに、さらにこれらの施設等では、年齢要件の緩和により、22歳を超えても支援を受けることができるようになります。

県としましては、ケアリーバーが社会に適應できるよう、当該事業の拡充を図るとともに、自立援助ホームや出身施設と連携しながら、支援に取り組んでまいります。

○図師博規議員 答弁にありました自立援助ホームを今現在18名が利用しているということですが、これからも利用を望む方が増えるのは間違いありませんし、これまでに施設を離れたケアリーバーの方も、その自立援助ホームを利用されたいという方もいらっしゃるでしょうから、今後、そのホームの拡充が必然ではあります。

では、この社会的養護の年齢上限撤廃は、施設だけではなく、答弁にもありましたとおり、里親制度についても同様です。

このことも年齢に関係なく自立を促し、そして自分の家庭を築くまでのよりどころとして、親代わりの里親がいてくれることは大変心強いと思われま。

では、本県の里親制度の現状と里親率を向上させるための取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 里親制度は、家庭での生活を通じて、特定の大人との愛着関係の中で子供の健全な育成を図る制度であり、児童相談所が措置する児童については、まずは里親等への委託が優先されることとなります。

一方、本県の里親等委託率は、令和4年度が10.2%で、全国と比較しても低い傾向が続いております。

このため県としましては、里親委託を進めるため、先進地の事例を積極的に取り入れるとともに、県民に対する制度の広報・啓発を強化することにより、受皿となる里親数の増加を目指すなど、里親制度の推進に全力で取り組んでまいります。

○図師博規議員 本県は、孤児の父と言われる石井十次の理念が浸透しているということもあり、施設型の児童養護、児童福祉が非常に充実しているというのもあるんですけれども、里親率が10%少しというのは、全国最低の数字なんです。なので、今後さらに里親率の向上ができる取組を期待しております。

では次に、今回の児童福祉法の改正には、もう一つ注目すべき点がございます。それは、深刻化する児童虐待への対応強化のために、新たに「こども家庭ソーシャルワーカー」という資格が創設されたこととあります。

この資格は、精神保健福祉士や社会福祉士の国家資格を持ち、実務経験が2年以上ある者などが、厚生労働省が定める100時間以上の研修や試験を経て取得できる、非常に専門性の高い資格になります。

県としては、こども家庭ソーシャルワーカーをいかに養成し、どう活用しようとしているのか、これも福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） こども家庭

ソーシャルワーカーは、子ども家庭福祉に関する相談支援の質の向上等を図るため、令和6年4月から創設される新たな公的資格です。

この資格は、児童相談所や児童養護施設等で実務を経験する者の取得が想定され、資格取得後は、それぞれの職場において、専門性の高い相談対応を行うとともに、職員に対する指導的な役割や人材育成を担うことが期待されます。

なお、この資格を取得するためには、100時間を超える研修等の受講が条件となっており、職場や職員本人への負担も大きいことから、現在、国が研修等への参加を促すための支援策を検討していると伺っております。

○図師博規議員 この新たな資格が動き出すときには、本県もまず先に手を挙げていただき、速やかな配置を心がけていただきたい。

では次に、障がい児教育について伺ってまいります。

障がい児教育の現場は大きく分けて2つあります。1つは、障がい種別や特性に応じて地域ごとに開設されている特別支援学校で学ぶ場合と、もう1つは、各小中学校に設置してある特別支援学級で学ぶ場合です。

今回は、小中学校内にある特別支援学級に通う障がい児の教育について取り上げます。

先般、文部科学省が全国約1,000校の小中学校を対象に調査を行ったところ、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、総授業数の半分以上を通常学級で受けている割合が、小学校では54%、中学校でも49%に上っていることが判明しました。

これを受け文部科学省は、障がいの特性などに十分に対応できない通常学級での授業が多いと、学びの保障ができないとして、週の授業時間数の半分以上を目安に、障がいがある児童生

徒は特別支援学級での授業を求める通知を全国の教育委員会に出しています。

一方、文部科学省は、障がいがあっても健常者とともに学ぶインクルーシブ教育推進も打ち出しており、障がい者団体や保護者の中からは、どっちが重要なんだという困惑の声が上がっています。

そこでまず、本県の小中学校の特別支援学級に通う障がい児の状況と障がい別内訳について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の特別支援学級数と在籍する児童生徒数は、令和5年5月1日現在、小学校530学級、2,559人、中学校245学級、966人となっております。

障がい種別では、主に、自閉症・情緒障がい497学級、2,567人、知的障がい268学級、948人です。

その他、1人ずつの在籍ではありますが、肢体不自由が4、難聴が3、身体虚弱が2、弱視が1の学級数です。

また、10年前と比較しますと、小中学校の全児童生徒数が1割減少する中、特別支援学級に在籍する子供は2.2倍に増加しており、多いところでは、特別支援学級が1つの学校に8学級設置されるなど、急増している状況です。

○図師博規議員 急増している現状が答弁で明らかになりました。

では、特別支援学級に重きを置くべきなのか、インクルーシブに重きを置くべきなのか、今回の文部科学省からの通知の趣旨をどう理解すべきなのでしょう。

また、その趣旨が小中学校に正しく伝わるためにどう取り組まれているのか、またその結果、教育現場はどう変わったのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本通知は、特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障がいの状況等に改善が見られ、通常の学級で多くを学ぶことができる場合には、通常の学級への在籍変更への検討を促すものでありまして、インクルーシブの理念を推進するために出されたものであります。

県教育委員会では、通知の趣旨が正しく伝わるよう、全ての市町村を訪問し、本通知の趣旨を丁寧に説明しております。

また、各市町村の担当者を対象とした説明会を開き、正しい理解の周知を図るとともに、学校の職員や保護者に対しても、説明をお願いしたところでもあります。

それにより、週の授業の半分以上を通常の学級で受けている児童生徒の割合は、昨年度の51%から13%へと改善され、教育的ニーズに的確に応じた教育がなされております。

○図師博規議員 今の答弁内容ですが、インクルーシブ教育を推進しますと言われつつも、実際は通常学級で授業を受けていた子供たちが51%から13%に減らされている。つまり、特別支援学級での教育に重きが置かれているというのが現状のようです。

本県においては、小中学校の特別支援学級に通う児童生徒は、答弁にありましたとおり3,500人を超えており、今後も増えることが考えられます。

障がい児教育は、健常児の教育以上に個別性が高く、個性を伸ばすためにはきめ細やかな指導が必要となり、特別支援教育支援員や特別教育支援コーディネーターなどの拡充・充実も求められています。

今後、文部科学省通知も踏まえ、強引なインクルーシブではなく、本来のインクルーシブ教

育を実現するために、市町村教育委員会や教育現場とどう連携を取っていくのか、再度教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本通知の趣旨は、インクルーシブ教育システムの構築・推進であります。

県教育委員会といたしましては、その趣旨を実現するために、通常の学級に在籍しながら、障がいによる困難さの改善を図る、いわゆる「通級による指導」の拡充に取り組んでおります。

また、授業のユニバーサルデザイン化を促進したり、学校全体で児童生徒の行動を認めて伸ばす、例えば、挨拶を目標にして、できたら褒めて定着させる、いわゆる「スクールワイドPBS」の普及を進めております。これらは、いずれも市町村と連携した取組であります。

今後は、市町村が配置する特別支援教育支援員につきましても、資質の向上に取り組むなど、市町村との連携の下、本通知の趣旨の実現に取り組んでまいります。

○図師博規議員 この障がい児の通級による通常学級での授業をしっかりと確立させていくには、今教育長が言われたように、特別支援教育支援員の増員は絶対必要なんです。

実は、私の友人のお子さんが障がいがあるお子さんで、特別支援学級に通われていたんです。ところが、明らかに授業についていけないと、さらに学力が伸びていないイコール教室内でストレスを抱える、そしていじめの原因になるということで、特別支援学級から特別支援学校に転校していったという子供もいらっしゃいます。

なので、インクルーシブ教育を本当に充実させようと思うのだったら、こういう形だけじゃ

なくて、専門員の配置というのを真剣に、そこに予算もしっかり充てられるような取組が必要だと考えます。

では次に、障がい者スポーツに関して伺ってまいります。

私は現在、宮崎県ボッチャ協会の会長を務めさせていただいており、審判員の資格も取得しました。

知事をはじめ執行部の方々も、ボッチャ競技に触れていただいたことはあろうかと思いますが、パラリンピックの正式競技であり、全国障害者スポーツ大会にも組み入れられています。

そして本県には、このボッチャ競技で、昨年オランダで開催された世界大会で優勝し、来年のフランスパラリンピックの候補選手がいらっしゃいます。

マスコミにも取り上げられるようになり、御存じの方もいらっしゃると思いますが、ボッチャ競技でも最重度の障がいのクラスの選手で、自身ではボールの投球ができないため、アシスタントが投球補助具にボールをセッティングして、そのセッティングされたボールをスティック、棒を使って動かし、押して滑らせて投球されるというスタイルになります。

そして、そのアシスタントとは、ルール上、会話することはできませんが、このお二人は双子の姉妹で、妹さんに重度障がいがありますが、双子ならではのあうんの呼吸で、見事な試合運びをされます。

このお二人をはじめ、障がい者スポーツに取り組む方々の活躍は、同じ障がい者のみならず、全ての県民に感動と勇気を与えることは間違いありません。

しかし、障がい者スポーツは、健常者のスポーツと比べると、どうしても競技人口は少な

く、競技者の多くが練習場所や指導者の確保に苦勞されており、さらにスポンサーを見つけることも難しく、世界レベルの実力がありながら、国際大会の遠征費や高価な競技用具は、ほぼ自腹で用意されています。

私は、ボッチャ競技支援のためのNPO法人の一員でもあり、先ほど紹介しました姉妹が世界大会に参加される際には、NPO法人から渡航費の一部を支援してもらいましたが、まだまだ不十分です。

そこで、本県のパラアスリートを含む障がい者スポーツ支援の内容と、全国障害者スポーツ大会への取組状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、全国障害者スポーツ大会に向けて、競技団体等に対する用具の貸付けや、練習拠点施設の改修のほか、障がい者スポーツクラブの活動経費の一部助成等により、選手の活動を支援しております。

また、選手の発掘・育成のための体験会や、指導者養成のための講習会の開催等により、競技力向上に取り組んでおりますほか、特に団体競技につきましては、今年度からチームの一体感を高めるための合同練習会や、県外チームとの交流試合の開催等を通じて、さらなるチーム力の強化に取り組んでおります。

今後とも関係機関と連携し、全国障害者スポーツ大会に向けて、競技力向上や普及拡大に取り組むとともに、障がい者の社会参加の一層の推進を図ってまいります。

○図師博規議員 さらなる支援を期待しております。

次に、群馬県におきましては、山本一太知事の肝煎りで「ぐんまパラアスリート支援ワンス

トップセンター」が開設され、競技者からの相談に対応するとともに、競技力向上のための環境整備はもちろんのこと、スポンサー企業とマッチングにも取り組んでいます。

また同センターは、学校や企業に対して、パラスポーツ体験会や講演会のために、選手のあっせんも行っています。

同様な取組は、三重県も障がい者スポーツ支援センターを設置し、障がい者スポーツの支援を拡充しています。

本県は、障がい福祉課の中に担当職員はいらっしゃいますが、専門部署とはなっていません。

群馬県では、さらに障がい者スポーツ大会などを通じて県外からの誘客にも力を入れており、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが観光を楽しめる、ユニバーサルツーリズムも強化しており、「ぐんまユニバーサルツーリズム相談窓口」も開設され、障がい者などからの問合せや、観光客を受け入れる施設からの相談にも応じ、バリアフリー対応情報を集約し、市町村と連携して情報の発信を行っております。

本県は、スポーツランド構想の名の下に、スポーツ合宿や試合などによる観光誘客には成果を上げていますが、同じスポーツでも障がい者スポーツに関する成果は、いまだ見えてきておりません。

では、本県において、このユニバーサルツーリズムに関してどのような取組をされているのでしょうか、これは商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、年齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく旅行していただけるよう、宿泊事業者が実施する手すりやスロープの設置等に補

助を行うなど、ユニバーサルツーリズムを推進しております。

また、県観光協会に設置しているユニバーサルツーリズムセンターにおいて、県内の観光施設のバリアフリー情報を調査し、ホームページ等で旅行者へ情報提供を行うとともに、観光事業者の意識醸成のための研修会にも取り組んでおります。

今後とも、パラスポーツ等の合宿受入れも含め、関係機関と連携し、ユニバーサルツーリズムを推進してまいります。

○函師博規議員 このユニバーサルツーリズムに関しましては、今年2月の重松議員の質問で取り上げられておりますので、ぜひ障がい者スポーツ、またそれを応援する方々、そして観光される方々に優しい、そういうような県づくりにも取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、県立自然公園内の安全対策について伺ってまいります。

この内容は、昨年9月議会でも取り上げたのですが、残念ながら、その後に遭難死亡事故が起こってしまったため、再度取り上げるものです。

まず、昨年7月と8月に尾鈴県立自然公園で発生した遭難事故後、県はどのように対応したのか伺ってまいります。

昨年7月の遭難は、地元実行委員会主催の尾鈴滝めぐりイベントの中で、参加者が県の管理する九州自然歩道の登山道から滑落されたものです。

また、同8月の遭難は、同じく県が管理する九州自然歩道内に横たわる大木を乗り越えようとして、誤って急斜面を約10メートル滑落され、防災ヘリの救助により九死に一生を得られました。

まず、この2件の遭難後、県は具体的にどのような対応をされたのか。昨年9月の答弁では、都農町や関係団体の意見を聞いて、速やかに施設改修に取り組むと答弁をされていますが、その内容について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（殿所大明君） 尾鈴県立自然公園内の県が管理している九州自然歩道において、昨年7月と8月に発生した2件の遭難事故後の対応につきましては、原因となった倒木の撤去を行うとともに、定期的な巡視の中で、危険箇所の点検等を行い、事故の発生防止に努めているところであります。

また、九州自然歩道を安全に利用していただくため、今後、老朽化した橋の架け替えや、落石防止対策等の整備を行うこととしており、今年度、測量設計を実施しているところです。

○凶師博規議員 登山道に横たわる大木の撤去はされたということですが、2015年の登山道整備中に誤って崖から転落したパワーショベルは、オペレーターが死亡する事故となりましたけれども、そのパワーショベルは、いまだ谷底に横たわったままです。この撤去も急ぐべきです。

そして昨年10月に、同じ尾鈴県立自然公園内で遭難死亡事故が発生しています。都農町と木城町にまたがる登山道で道に迷われ、ヘリコプター2台と80人態勢で捜査が行われ、遭難者から携帯電話で通報があり、位置情報はおおむね確認できていたにもかかわらず、発見するまでに2日間を要し、低体温症で死亡されました。

この事故の原因と県の対応について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（殿所大明君） 尾鈴県立自然公園において、昨年10月に発生した滑落による

遭難死亡事故後の対応につきましては、10月から11月にかけて、県警察本部、地元の消防、木城町、都農町、県などの関係機関が参集して、尾鈴山系山岳遭難防止対策会議及び危険箇所の現地調査が実施されました。

その結果、遭難者が、昔から一部の登山者が利用してきた整備されていない登山道に入り、迷ったことが遭難につながった可能性が指摘されました。

このため、関係機関で協議の上、当該登山道入り口に通行禁止の看板を設置し、ロープを張って、立ち入らないようにいたしました。

○凶師博規議員 登山者の中には、正規の登山道ではなく、独自の登山ルートを開拓しようとしてされたり、山野草を取るために、危険なことは承知で山に入る方もいると聞いております。

今回の方がそうだとは限りませんが、やはり遭難され、大捜査が行われるということは避けなければなりません。今まで以上に強い注意喚起が必要だと考えます。

それでは、尾鈴県立自然公園をはじめ、県内には6つの県立の自然公園があり、ピーク時には年間150万人もの利用者がおり、また、県立自然公園以外にも登山できる山は幾つもあります。

県民のみならず、県外からの登山愛好者にも安全に安心して登山していただくための対策は必要ですが、残念ながら、先ほどの答弁にありますとおり、事故が相次いでいることも事実であります。

そこで近年、県内で発生した山岳遭難事故の内容及びその対応について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県内における警察が把握している過去5年間の山岳遭難の発生

件数及び死者数についてであります。山菜取り中のものなども含め、平成30年が発生件数15件、死者5名、令和元年が発生件数27件、死者4名、令和2年が発生件数20件、死者2名、令和3年が発生件数13件、死者1名、令和4年が発生件数23件、死者6名となっております。

警察といたしましては、山岳遭難を防ぐためには、気象条件や体調等に見合った無理のない登山計画を立てること、通信手段を確保しておくこと、トラブルに対処しやすい複数人による登山に努めることなどが重要と考えております。

これらの留意点につきましては、県警察のホームページなどで広報しておりますけれども、引き続き、様々な広報媒体を活用して、山岳遭難の防止に向け、県民の皆様に周知を徹底してまいります。

○凶師博規議員 今答弁がありましたとおり、ここ5年でも18名の方が宮崎の山で亡くなっている。これは決して看過できる少ない数字ではございません。

ただ、この死亡事故、また遭難事故を全部防ぐというのも本当に難しい話だとは思いますが、このくらい事故が多発してるんだというのを、もっとさらに強く周知していく必要があるかと思えます。

県民の生命を守るための最善の安全確保策、そして県民へ徹底した注意喚起は絶対的に必要なので、再度環境森林部長に伺いますが、今後、県立自然公園を含む多くの登山者の安全確保策をさらに充実させるためにはどう取り組まれるのか、答弁を求めます。

○環境森林部長（殿所大明君） 尾鈴山をはじめとする自然公園の山々は、県民はもちろん、県外、海外からの登山客も訪れることから、登

山道等の安全確保対策は大変重要であると考えております。

このため、県が管理している登山道等においては、危険箇所の把握に努め、必要に応じて順次、整備を行っているところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、登山道の整備や案内板の設置を進めるとともに、登山者に対し、体調や携行品をチェックすること、安全なルートを確認し、登山届を提出すること、単独行動を避け、整備されていない登山道には入らないことなどの安全対策の周知をより一層徹底してまいります。

○凶師博規議員 ぜひその注意喚起をさらに進めていただきたい。

また現在、都農町においては、尾鈴キャンプ場の再整備と矢研の滝までの歩道を中心とした再整備検討会が発足しており、来年度から整備に着手される準備が進められています。

キャンプ場が整備されても、登山道が荒れたままでは何の意味もありません。ぜひ都農町と一体となった再整備及び安全確保策の拡充を再度、環境森林部長にはお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議案第1号から第11号までの各号議案を一括議題といたします。

◎ 議案に対する質疑

○濱砂 守議長 質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、質疑を行わせていただきます。

まず、議案第1号「令和5年度一般会計補正予算(第3号)」の事業について、幾つか伺います。

一つには、宗教法人調査費340万8,000円についてです。

宗教法人の認証及び調査に関する経費で、新規事業として不活動宗教法人対策事業とありますが、その事業内容についてお聞かせください。

○総合政策部長(重黒木 清君) 本県では、現在1,207の宗教法人を所轄しており、そのうち105法人が、宗教活動を行っていない、不活動の疑いがある法人となっております。

不活動の宗教法人につきましては、放置されることにより、脱税や営利目的の行為に悪用されるおそれがあります。

国においては、その解消に向け対策を強化しているところであり、この事業では国の補助を活用し、県所轄の宗教法人のうち、不活動の疑いがある法人について、登記事項の確認や現地調査等を行い、任意での解散や合併、解散命令による解散などにより、不活動状態の解消を図るものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、自殺対策費について伺います。

今回、842万8,000円の補正予算が計上されました。対策強化がどのように図られるのか、その具体的な内容についてお聞かせください。

○福祉保健部長(川北正文君) 今回の補正につきましては、市町村が実施する自殺対策事業に対する交付金等であり、国の要綱に基づき、

国から県が受け入れた上で、全額を市町村に交付するものであります。

今年度は合わせて16市町村に交付され、市町村ではこれらの財源を活用し、自殺対策行動計画の改定や相談対応等を行うこととなります。

○前屋敷恵美議員 では次に、森林環境推進費として計上されました440万円について伺います。

新規事業として「森林由来J-クレジット認証促進事業」に充てられるようですが、具体的な事業内容、そしてまた、その取組や目標、効果などについてお聞かせください。

○環境森林部長(殿所大明君) 「森林由来J-クレジット認証促進事業」では、制度に関する説明会の開催や相談対応により、制度の周知を図るとともに、クレジットの認証等に必要な経費について支援することとしております。

こうした取組により、クレジットの認証及び取引の拡大による新たな収入源を確保し、再造林を核とした循環型林業を推進してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 また、この事業において、申請費用の助成をするとありますけれども、その係る経費と助成額についてお聞かせください。

○環境森林部長(殿所大明君) クレジットの認証等に必要な経費は、森林面積等の条件により異なりますが、平均すると約100万円が必要となります。

本事業では、補助率2分の1としており、2件分の補助金として、100万円をお願いしております。

○前屋敷恵美議員 次に、スポーツランドみやぎ推進事業費7,328万2,000円について伺います。

事業費のうち、プロチームキャンプ受入強化事業に5,528万2,000円が計上されております。事業内容を具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本事業は、本県で実施するJリーグなどのプロチームのキャンプにおける誘客の増加や、受入れ環境の充実を図ることなどを目的としております。

主な事業内容ですが、宮崎市や関係機関と連携して開催するJリーグチームの「サッカー春季キャンプ強化試合」の実施、屋外型トレーニングセンターへのトレーニング器具の導入、また、県総合運動公園のプロチームの春季キャンプに向けた必要な芝の管理などを行うものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、みやざき米政策改革推進対策支援事業費464万円について伺います。

「みやざき水田農業確立推進体制整備事業」として、生産性の高い水田農業を確立するとありますけれども、どのような事業なのか伺いたいと思っております。

○農政水産部長（久保昌広君） 本事業は、国の水田活用の直接支払交付金等を運用するための、農業再生協議会への推進事務費であります。

本事業により、交付金が生産者へ円滑に交付されるとともに、WCS用稲などの地域の特性を生かした水田営農の確立により、生産者の所得確保につながっています。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第8号「土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について」を伺います。

今回の突発事故とはどのような事故なのかお

聞かせください。

○農政水産部長（久保昌広君） 突発事故の内容は、およそ40年前に国営事業で道路内に埋設された農業用パイプラインにおいて、昨年、劣化による漏水事故が発生したものであります。

○前屋敷恵美議員 復旧事業の費用において、今回、1市3町に総額で66万3,051円の負担が及んでおります。今御説明ありましたように、もともと国の直轄事業で、また老朽化に伴う復旧事業ということです。国が負担することにはならないのか、制度についても伺いたいと思っております。

○農政水産部長（久保昌広君） この事業における国の負担割合は、実施要綱により事業費の3分の2と定められております。

○前屋敷恵美議員 この負担ですけれども、これは未来永劫、それはないでしょうか、この割合がずっと何十年も何百年も続くということなのでしょうか。ちょっと質疑の通告から外れておりますけれども、未来永劫続くものなのかどうか、お願いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 現時点で、これは実施要綱のほうでしっかりと定められておりますので、これに基づいて我々は今対応しているという状況でございます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では最後ですけれども、議案第9号の「財産の取得について」を伺います。

防災救急ヘリコプター取得に26億6,200万円が提案されました。

防災消防活動にとって必要なヘリコプターですが、今回、更新することに至った経過、理由、また取得価格がどのように決定されたのか、併せて伺いたいと思っております。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県の防災

救急ヘリコプターは、導入からおおむね20年が経過し、機体の老朽化が進み、機器や装備品の修繕や交換の頻度が高まっておりますことから、更新を行うものであります。

取得価格につきましては、価格のみでなく、本県の地勢や特性、機体の性能、整備体制、安定した運航に関する事項などを総合的に評価して落札者とする総合評価一般競争入札方式により決定したものであります。

○前屋敷恵美議員 以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○濱砂 守議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議案第10号採決

○濱砂 守議長 ここで、教育委員会委員の任命の同意についての議案第10号について、お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第10号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第9号まで及び第11号

並びに請願委員会付託

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第9号まで及び第11号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議案第12号から第16号上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第12号から第16号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 それでは、議案の概要について御説明いたします。

初めに、議案第12号「令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和4年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,343億1,328万1,000円、歳出7,075億3,878万8,000円となっており、令和5年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は145億1,729万円となっております。

令和4年度の財政運営につきましては、税収が堅調に推移する中、防災・減災、国土強靱化に係る支出が平年化するなど、実質収支が前年度と比べて増加しております。

しかしながら、今後、増加する社会保障関係費に加え、国土強靱化対策をはじめとする防災・減災対策や、国民スポーツ大会・全国障害者

スポーツ大会の開催に係る経費などに、多額の財政負担が見込まれております。

午後2時6分散会

また、物価高騰は継続しており、引き続き、国の対策に適切に対応していくとともに、コロナ禍、物価高騰からの宮崎再生や、本県の強みをさらに伸ばす日本一挑戦プロジェクトなど、本県の抱える課題や将来を見据えた施策に取り組んでいく必要があります。

このため、今後とも財政健全化に不断に取り組み、健全な財政運営を推進してまいります。

次に、議案第13号から第16号までは、令和4年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が3件ございますが、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和4年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書2件につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日21日から28日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

9月29日（金）

令和 5 年 9 月 29 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
4 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
5 番	工 藤 隆 久	(同)
6 番	内 田 理 佐	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	川 添 博	(同)
8 番	荒 神 稔	(同)
9 番	福 田 新 一	(同)
10 番	本 田 利 弘	(同)
11 番	山 内 い っ と く	(同)
12 番	山 口 俊 樹	(同)
13 番	濱 砂 守	(同)
14 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 議席の一部変更

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第1号から第9号まで及び第11号の各号議案、並びに請願第2号から第4号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和5年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、県民の暮らしや産業を守る緊急対策、日本一挑戦プロジェクトに係るもの及び国庫補助決定に伴うものなどに要する経費について措置するもので、146億4,400万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰越金145億1,700万円余、繰

入金6,400万円余であります。

次に、議案第11号に係る補正は、令和5年度台風第6号災害対策に必要な経費について措置するもので、14億3,400万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、県債11億3,100万円余、国庫支出金2億400万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,999億200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、308億6,900万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で141億100万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、2,449億1,800万円余となります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った令和4年度の主な施策についてであります。

このことについて委員より、「実施施策の一つに「戦略的な移住・定住の促進」とあるが、県内には独自の移住支援金制度等で、積極的に移住者を呼び込む財政力のある自治体とそうでない自治体がある。財政力により県内自治体間に不均衡が生じると考えるが、県としてこの状況をどのように捉えているのか」との質疑があり、当局より、「県独自の移住支援金については、地方間で移住者の取り合いとならないよう、対象者を大都市圏からの移住に限定している。県内の各自治体が積極的な移住政策を打ち出すことにより、県内での移動ではなく、県全体として移住者の増加につながることを望ましいと考えている」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「県として大都市圏からの移住に力を入れる方針であれば、県

内自治体とその方針を共有し、取組方法を検討する場が必要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、都市圏からの移住が促進され、県の移住支援施策の目的が達せられるよう、県内自治体と連携した戦略的な取組を検討していただくよう要望します。

次に、令和4年度内部統制評価報告書についてであります。

このことについて委員より、「内部統制制度の導入により、事務上のミスが抑制されてはいるものの、いまだ発生している中で、再発防止に向けた意識啓発が重要であると考え、どのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「年度初めに起こり得るリスクを洗い出し、6月に中間点検を、2月に年間点検を行うため、職員には少なくとも年3回、当制度に触れる機会がある。また、その点検結果を全庁的にフィードバックすることで、職員の意識啓発につなげている」との答弁がありました。

次に、「私学助成の拡充・強化を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました、新規請願第2号に基づくものであります。

国全体で少子化が深刻化する中、教育界においてはICTの活用による個人に最適化した学習が日常化し、デジタル技術改革への対応をはじめとする教育環境の整備が引き続き急務となっております。

このようなことから、国に対して、私学助成に係る国庫補助制度の一層の拡充を図るとともに、就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校の教育環境整備のさらなる充実を要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提

出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号及び新規請願2件の計3件でございます。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第3号については全会一致により、請願第4号については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,670億2,100万円余となります。

このうち、「いのちをつなぐ」「地域で支える」自殺対策推進事業等についてであります。

これは、市町村が実施する自殺対策事業に対して、国が補助金等を交付するものであり、県

で一旦受け入れて、その全額を市町村に交付するものであります。

このことについて委員より、「自殺対策において肝腎なことは電話相談であるが、どのように相談対応の充実を図っていくのか」との質疑があり、当局より、「早朝の相談対応についての課題があるが、まずは人材育成を進めることなどにより、電話相談の体制を充実していきたい」との答弁がありました。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「学生の県内就職率の目標が50%以上とあるが、県内での看護師不足を考慮したときに、この目標値のままではよいのか」との質疑があり、当局より、「県内就職率を高めるには、県内出身者の意識醸成が重要だと考えており、県内医療機関の紹介や訪問などを通じて、まずは目標値の達成に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県立看護大学の設置目的には、県内医療の充実や高度化があることを念頭に、将来は県内就職率100%を目指していきたい」との要望がありました。

次に、県が出資している法人等の経営状況の報告の在り方についてであります。

このことについて委員より、「担当課によって評価のつけ方が異なっているのではないか」との質疑があり、当局より、「より一層、統一的な見方ができる工夫ができないか、部としても関係部局と協議しながら検討してまいります」との答弁がありました。

次に、「宮崎県病院事業計画2021」の改定についてであります。

これは、令和3年度に策定された「宮崎県病院事業計画2021」について、国が示した新たな

ガイドラインを受けて、今年度中に改定を行うものであります。

このことについて委員より、「病院の機能を分化することにより、限られた医療資源を有効活用することであるが、中心地に機能が集中することとなり、中山間地域に住む県民は通院することが困難になるのではないか」との質疑があり、当局より、「具体的な地域の医療圏のありようについては、医療計画や地域医療構想で記載することになるが、策定に当たっては地域としっかり議論し、医療需要の変化など、地域の実情も考慮しながら進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第3号に基づくものであります。

歯科健診は、乳幼児や児童生徒に対しては義務づけられていますが、成人期以降の受診率は極めて低いものとなっております。

健康寿命を延ばすためには、歯を含めた口内の健康維持が極めて重要であり、国民皆歯科健診の実現に向けて、必要な法改正や財源措置等を講じるよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくようお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は668億2,400万円余となります。

次に、県営国民宿舎等の次期指定管理候補者の募集結果についてであります。

このうち、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設について、当局より、「令和6年度以降の新たな指定管理者の募集に対し応募がなかったため、募集条件を変更の上、再度公募することを予定している」との説明がありました。

これに対して委員より、「応募者の目線に立った、思い切った条件変更が必要ではないか」との意見があり、当局より、「再公募の条件は、様々な選択肢についてしっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「えびの高原へのアクセスについても、現在改良中の県道えびの高原小田線について早期の整備を図ってほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであり

ます。

議案第1号は、公共土木災害復旧事業の工事期間が年度をまたがるため、その経費として5億4,000万円の債務負担行為を設定するものなどであり、議案第11号は、8月の台風第6号の災害復旧に伴う追加補正で、一般会計で13億6,800万円の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は850億5,000万円余となります。

次に、宮崎県道路公社の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「一ツ葉有料道路について、有料を継続することとしたのは、橋梁の耐震対策等の費用に充てるためであったが、計画どおりに進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「おおむね順調に進んでいる」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「ETCを設置することで、利便性が向上するのではないか」との意見がありました。

次に、河川管理者として県が管理する樋門の操作委託についてであります。

このことについて委員より、「先日、新富町が樋門操作の委託を断るとの報道があったが、どういう状況なのか」との質疑があり、当局より、「新富町から、水害が発生した場合の責任の所在の不明確さや操作員の高齢化などを理由に、今後、樋門操作の受託を続けられないとの要望書の提出があったものである。県としては、今後も委託を継続したいと考えており、樋門操作により発生した水害の責任は、原則として河川管理者である県が負うことなどをしっかり説明して協議してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「雨風が強くて操

作員が樋門に行けなかったことにより水害が起きた場合も、河川管理者が責任を負うのか」との質疑があり、当局より、「そのような場合も河川管理者が責任を負う。委託先の市町村にもその旨を丁寧に説明してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で440万円の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は223億3,800万円余となります。

このうち、新規事業「森林由来J-クレジット認証促進事業」についてであります。

これは、森林由来J-クレジットについて、制度の周知を図るとともに、申請費用を支援することにより、クレジットの認証及び取引の拡大による新たな収入源を確保し、植栽未済地発

生の抑制に取り組むとともに、再造林を核とした循環型林業を推進するものであります。

このことについて委員より、「森林由来J-クレジットの申請時に約100万円の申請手数料がかかることは、林業事業者にとって大きなハードルであると感じている。事業者にとってメリットがあるのか」との質疑があり、当局より、「県内の再造林活動の事例であれば、二酸化炭素の吸収量が多いため、クレジットの売却により収入が得られ、再造林のための費用を賄うことが可能となる」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億7,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は434億7,800万円余となります。

このうち、新規事業「宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業」についてであります。

これは、子牛価格が急激に下落しているため、繁殖農家に対して補助金を交付することにより、経営継続を支援するとともに、生産性が低下した高齢母牛の更新を促すことで、繁殖農家の経営改善を図るものであります。

このことについて委員より、「子牛の価格差補填の発動基準は60万円となっているが、この基準は低いと感じている。物価高騰の影響によるコスト上昇分を価格に反映することについての議論はないのか」との質疑があり、当局より、「食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国において生産者から消費者までの関係者が議論する場が設置され、適正な価格形成の在り方について検討が進められているところであり、その動きについても注視していきたい」との答弁がありました。

次に、豚熱ワクチンの接種開始についてであります。

このことについて委員より、「ワクチンを既に接種した地域においても豚熱が発生した事例があるが、ワクチン接種後に農家への指導をどのように行っていく予定なのか」との質疑があり、当局より、「ワクチンを接種した場合でも、免疫を得ることができる個体は8から9割であるため、ウイルスを農場に入れない対策が重要であり、家畜防疫員による農家への巡回指導をしっかりと進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、景気回復に伴い旅行者が増加し、他の地域からウイルスが持ち込まれることが懸念されるため、ウイルスを持ち込ませない対策をしっかりと講じていただくことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和5年台風第6号による被害状況についてであります。

このうち、被害の大きかった猿瀬発電所について、委員より、「ゴム堰の破損に対して、今後どのような対策を行うのか」との質疑があり、当局より、「流木等による破損を防ぐため、ゴム堰内の空気を抜き、倒伏させるなどの対策を講じていたが、今回の被害について、明確な原因の特定は困難である。流量や流速などを勘案して、今後の対策を検討する」との答弁がありました。

このことについて委員より、「線状降水帯をはじめ集中豪雨が今後ますます増加する可能性があることを十分考慮して、対策を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億9,500万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,102億7,200万円余となります。

このうち、「県有スポーツ施設環境整備事業」についてであります。

これは、プロスポーツキャンプの受入れ等のため、県有スポーツ施設の修繕や改修を行い、スポーツランドみやざきの推進に不可欠な中核施設としての機能を維持するものであります。

このことに関連して委員より、「修繕や改修にかかる費用の見通しを立て、ランニングコストとして加味した上で、使用料を設定すべきではないか」、また別の委員より、「県民が誰でも利用しやすい使用料を設定することが公共の福祉につながるのではないか」との意見があり、当局より、「利用者に対する応分の負担の検討が必要である一方、子供たちの健全育成や

スポーツの推進を図るためには減免などの措置も必要であり、バランスを取りながら進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県有スポーツ施設の使用料について、例えば、県民とそれ以外の方の使用料を区分して設定するなど、施設の設置目的に沿った見直しを行っていただくことを要望します。

また、委員より、「県外からのキャンプの受入れや、スポーツランドみやぎの推進を図るため、県有スポーツ施設を整備することは重要であるが、観光や地域活性化を図ることに重きが置かれているのであれば、観光部局が対応すべきではないか。予算措置や施設管理はどこが行っているのか」との質疑があり、当局より、「サンマリスタジアムについては、財産の所管は県土整備部、キャンプの受入れ等は商工観光労働部、施設管理は教育委員会と、3つの部局が役割を分担して予算措置を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、施設の効果的な整備と利用を図るとともに、子供たちの教育予算の明瞭化につながることを期待し、県有スポーツ施設における、現状に即した部局間の役割分担の整理を検討していただくよう要望します。

次に、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

このことに関連して委員より、「心のよりどころのない若者や非行グループなどが暴力団に入らない、入らせないための取組をされているのか」との質疑があり、当局より、「非行グループなどの情報も、暴力団を担当する課に集約するようなシステムを構築し、情報の把握に努めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、暴力団のいない安心・安全な宮崎県を目指して、官民一体となって暴力団排除に係る取組を推進し、厳正に対処していただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

先ほど厚生常任委員会委員長より「不採択」と報告されました、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書」を政府に送付することを求める請願書」について、「採択」を求め、討論を行います。

マイナンバー法改正案は、国会論議を通じ、与野党議員を含めて様々な問題を浮き彫りにしました。

保険証廃止とマイナ保険証への一本化によって「無保険」が大量に発生するという事実や、マイナ保険証の他人ひもづけ事案の深刻さ、介

護支援を必要とする高齢者や障がいを持つ方々が、マイナンバーカードの取得や利用から事実上排除されていることなど、今やマイナカードのトラブルは底なしの様相です。

しかし、政府は、第211回通常国会で同法案を可決・成立させ、2024年、来年秋に保険証を廃止しようとしています。

これまでの国会審議を通じて明らかにされた問題は、何ら解決されておらず、マイナンバーカードとマイナンバー制度に対する国民の信頼は大きく失墜し、世論調査でも7割を超える国民が「保険証の廃止撤回、延期」を求め、多くの新聞が社説で「マイナンバーカードの運用停止を」と主張しています。

「現行の健康保険証を廃止しないでほしい」と求めている本請願は、こうした国民の不安を反映したものです。

任意のはずのマイナンバーカードの取得が事実上強制になること、他人の医療情報が誤ってひもづけされれば、命に関わる問題に及ぶ危険性があること、また、マイナ保険証を使うことで、ひもづけられている医療や健康などデリケートなプライバシーが企業のもうけに利用される心配なども指摘しています。

政府は、マイナ保険証の便利さ、メリットを強調しますが、例えば本人の医療・投薬情報などが反映されるまでに、受診から1か月から2か月かかるケースもあり、リアルタイムでどんな薬を処方しているかが分かる「お薬手帳」のほうが、はるかに有効だと言われています。

また、マイナ保険証は5年ごとの更新が必要で、忘れて更新できない場合は、「無保険」扱いになり、保険医療が受けられなくなるといふ、まさに国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

政府は、こうした制度の不備を承知しながら、なぜ来年秋の保険証廃止を急ぐのか、保険証廃止に道理も根拠もありません。

「現行の健康保険証を残してほしい」との思いは、請願者はもとより県民の切実な要求であり、県民の誰一人として医療が受けられない事態を招かないためにも、県議会は現行保険証の存続を求める県民の声をしっかり受け止めることが必要ではないでしょうか。

本請願を「不採択」とせず「採択」することを求め、議員各位の賢明な御判断を切に求めています。以上です。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第9号まで及び第11号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第9号まで及び第11号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第4号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第4号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

令和5年9月29日

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿
提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

◎ 請願第2号及び第3号採決

記

○濱砂 守議長 次に、請願第2号及び第3号について、一括お諮りいたします。

議員発議案第1号

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議員発議案第2号

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

令和5年9月29日

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

提出者 総務政策常任委員長 山下 寿
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

議員発議案第3号

私学助成の拡充・強化を求める意見書

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

令和5年9月29日

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 厚生常任委員長 重松幸次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

議員発議案第4号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

[事務局長朗読]

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○濱砂 守議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 決算議案に対する質疑

○濱砂 守議長 次に、議案第12号から第16号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第12号「令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。自席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、財政運営についてです。歳入について伺います。

個人県民税についてですが、収入額は増えているものの、収入未済額も増えています。個人県民税の収入未済額及び前年度との比較についてお聞かせください。

○総務部長（吉村達也君） 個人県民税の収入未済額は6億9,366万円余、前年度と比べ2,182万円余の増となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、財産収入における財産売却収入6億9,200万円余について、また財産運用収入5億2,700万円余について、その主な内容をお聞かせください。

○総務部長（吉村達也君） 財産売却収入の主なものは、県が所有する不動産の売却収入であり、宮崎市花ヶ島の元県営住宅の土地が2

億950万円、延岡市塩浜の元職員宿舎の土地及び建物が1億2,113万円などであります。

○前屋敷恵美議員 次に、一般会計と特別会計を合わせた県債発行額、そのうち臨時財政対策債の額について、前年度比についても併せてお聞かせください。また、県債残高についても伺います。

○総務部長（吉村達也君） お尋ねの県債発行額は664億2,959万円余で、前年度と比べ241億8,502万円余の減、うち臨時財政対策債の発行額は48億4,399万円余で、237億4,702万円余の減となっております。

また、令和4年度末の県債残高は8,521億4,910万円であります。

○前屋敷恵美議員 次に、歳出について伺います。

翌年度への繰越額が総額900億3,000万円余に及んでいます。衛生費、農林水産業費、土木費について、その額と理由についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 衛生費の翌年度繰越額は15億4,411万円となっております。

その主なものは、地域医療介護総合確保計画推進事業や介護サービス継続支援事業などで、事業主体において事業が繰越しとなることや、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農林水産業費の繰越額は、全体で247億3,070万円余となっております。

その主なものは、公共土地改良事業や緊急治山事業などで、関係機関との調整等に日時を要したことや、国の補正予算の関係等により工期が不足することなどによるものであります。

○県土整備部長（原口耕治君） 土木費の翌年

度繰越額は、道路事業や河川事業などで437億7,819万円余となっております。

その主な理由は、国の補正予算の関係により工期が不足したことや、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、不用額ですが、総額291億9,800万円余に及んでいます。

民生費、衛生費、農林水産業費について、その額と理由についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 民生費の不用額は31億5,081万円余で、その主なものは、看護・介護職員等処遇改善事業や生活保護扶助費などに係るものであります。

また、衛生費の不用額は137億194万円余で、その主なものは、自宅療養者に対する健康観察体制確保事業や感染患者入院費公費負担などに係るものであります。

不用となった理由であります。それぞれの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農林水産業費の不用額は、全体で33億420万円余となっております。

その主なものは、家畜防疫体制整備事業において、昨年の11月定例会で、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に要する経費を増額補正し、最大限の備えをしておりましたが、鳥インフルエンザの発生件数が少なく、執行額が抑えられたことなどにより、不用となったものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、公有財産における地上権の減についてですが、森林整備センター分収林の地上権の無償譲渡とはどのようなものか伺いたいと思います。

○環境森林部長（殿所大明君） 水源林の造成

・整備を行う国立研究開発法人森林研究・整備機構の森林整備センターでは、県との分収林契約について、事務手続の簡素化を図るため、平成26年度から、地上権については、県からセンターに無償譲渡、造林者としての権利・義務については、県から森林組合に承継させる手続を進めております。

その際には、センターや県、森林組合等で覚書を交わしており、主伐等により収入が生じる場合には、県に当初契約に基づく分収金相当額が支払われることや、対象となる森林については、森林組合が適切に管理することを明記しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

ではその前に、財政運営についての財産収入における財産運用収入5億2,700万円余についてのお答えがなかったので、お願いしたいと思います。

○総務部長（吉村達也君） 申し訳ありません。

財産運用収入の主なものは、財産貸付収入と利子及び配当金であります。

このうち、財産貸付収入は、土地、建物の貸付料が1億2,081万円余、職員宿舍の貸付料が2億462万円余、公募型自動販売機の貸付料が9,197万円余、また、利子及び配当金は、基金の運用利子等で1億57万円余であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続けます。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、令和4年4月1日時点における知事部局の職員数及び会計年度任用職員数を、前年度比の増減についても併せてお聞かせください。

また、知事部局全体で会計年度任用職員の占める割合も伺いたいと思います。

○総務部長（吉村達也君） 令和4年4月1日時点の知事部局等の職員数は3,785人、前年度同期比で6人の減、同時点の知事部局の会計年度任用職員数は1,305人、前年度同期比で7人の減となっております。

また、お尋ねの会計年度任用職員の割合は26.6%であります。

○前屋敷恵美議員 では次に、厚生・福祉関連で伺いたいと思います。

まず、医師、看護師及び臨床研修医受入れ機関数と研修開始者数についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 国の調査では、令和2年12月時点の県内医師数は2,879人、看護師数は1万4,631人となっています。

また、令和4年度の臨床研修開始者数は、8つの研修病院で51人となっています。

○前屋敷恵美議員 次に、県立病院における医師及び看護師職員数を前年度比増減と併せてお聞かせください。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院における医師数は、令和4年4月時点で216人で、前年度と比較して3人増加しております。

また、看護師は令和4年4月時点で1,125人で、前年度と比較して25人増加しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、市町村国保におけるお尋ねです。

加入世帯数、それから国保税の滞納世帯数、短期被保険者数及び資格証明書の交付状況について伺います。

また、国保税は市町村によって金額が異なりますが、1人当たりの国保税の引上げや引下げの状況についても、併せてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 市町村国保の

加入世帯数につきましては、令和4年6月1日現在で16万849世帯であります。

このうち、滞納世帯数は1万5,124世帯となっており、短期被保険者証を6,204世帯に、資格証明書791世帯に交付しております。

また、1人当たりの国保税の状況につきましては、直近の確定値である令和3年度の調定額では、9市町村で前年度から増加し、17市町村で減少しております。

○前屋敷恵美議員 次に、特別養護老人ホームの入所待機者数についてお聞かせください。

○福祉保健部長(川北正文君) 県内の特別養護老人ホームの入所申込者、いわゆる待機者の数につきましては、令和4年4月1日時点が2,103人、令和3年4月1日時点が2,507人と、4年度は3年度から404人減少しております。

○前屋敷恵美議員 続いてですが、介護職員数についても、直近の現状をお聞かせください。

○福祉保健部長(川北正文君) 県内の介護職員数につきましては、令和2年度には2万2,060人と、それまでは増加傾向にありましたが、令和3年度は2万1,730人となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続いて、雇用、商工関連について伺いたいと思います。

令和4年度に企業立地促進補助金を交付した企業数と、同企業の雇用者数について伺います。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 令和4年度に企業立地促進補助金を交付した企業数は32企業、また、その対象となった雇用者数は870人となっております。

○前屋敷恵美議員 併せて、令和4年度、県内の企業倒産件数、また同企業に勤めていた従業

員数についてもお聞かせください。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 民間の調査会社によりますと、令和4年度の負債額1,000万円以上の県内の企業倒産件数は28件で、前年度と比べ8件の増となっております。

また、その従業員数は213人で、前年度と比べ151人の増となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、信用保証協会における保証承諾、県が信用保証協会に行った損失補償の件数、また金額について伺います。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 令和4年度の信用保証協会における保証承諾と、県が信用保証協会へ行った補償件数でございますけれども、御質問の県が信用保証協会へ補償した件数は40件で、前年度と比べ26件の増、金額は約1,231万円で、前年度と比べ約1,000万円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 保証承諾数は分かりますか。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 宮崎県信用保証協会が保証承諾を行った件数は5,403件で、前年度と比べ1,628件の増、保証承諾額は約502億円で、前年度と比べ約244億円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では最後に、農業について伺いたいと思います。

本県の直近の農家戸数、そして農業法人数、また、新規就農者数と親元就農者数についてお聞かせください。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県における総農家戸数は、令和2年2月1日時点で3万940戸、農業法人数は、令和5年1月1日時点で910法人となっております。

また、令和4年の新規就農者数は389人で、う

ち親元就農者数は88人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、本県の遊休農地の面積について、前年との比較でお願いしたいと思います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の令和3年時点の遊休農地面積は1,335ヘクタールで、前年より51ヘクタール増加しております。

○前屋敷恵美議員 御答弁ありがとうございます。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○濱砂 守議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年9月29日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第5号上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規

定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号から第16号まで 決算特別委員会付託

○濱砂 守議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第12号から第16号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前11時0分休憩

午前11時9分再開

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 日高 博之
副委員長 山下 寿

○濱砂 守議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日30日から10月10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月11日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時10分散会

10月11日（水）

令和 5 年 10 月 11 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
4番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
5番	工 藤 隆 久	(同)
6番	内 田 理 佐	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7番	川 添 博	(同)
8番	荒 神 稔	(同)
9番	福 田 新 一	(同)
10番	本 田 利 弘	(同)
11番	山 内 い っ と く	(同)
12番	山 口 俊 樹	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	(同)
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	山 下 寿	(同)
23番	野 崎 幸 士	(同)
24番	佐 藤 雅 洋	(同)
25番	安 田 厚 生	(同)
26番	日 高 利 夫	(同)
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	(同)
34番	山 下 博 三	(同)
35番	日 高 陽 一	(同)
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	外 山 衛	(同)
39番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第12号から第16号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 おはようございます。当決算特別委員会に付託されました、議案第12号から第16号に係る「令和4年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第12号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和4年度の一般会計決算額は、歳入7,343億1,328万1,000円、歳出7,075億3,878万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が0.6%の増、歳出が1.3%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は267億7,449万3,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は145億1,729万円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,143億8,954万9,000円、歳出が2,049億9,236万8,000円となっております。

次に、議案第13号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は45億4,935万5,000円、事業費用は49億2,641万5,000円で、当年度純損失は3億7,706万円となっております、その他未

処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処理欠損金は1億6,888万2,000円となっております。

なお、供給電力量の目標達成率は、96.4%とおおむね目標を達成しております。

次に、議案第14号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は3億9,935万3,000円、事業費用は4億1,802万4,000円で、当年度純損失は1,867万1,000円となっております、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は4,278万3,000円となっております。

また、その処分については、その全部を資本金へ組み入れることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、細島工業団地の工場等の需要が増加したことから、101.9%となっております。

次に、議案第15号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は1,392万7,000円、事業費用は2,362万3,000円で、当年度純損失は969万6,000円となっております、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は1,900万7,000円となっております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、台風の冠水被害による臨時休業で利用者が減少したことなどにより、86.6%となっております。

最後に、議案第16号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は380億4,030万9,000円、事業費用は392億1,438万6,000円で、当年度純損失は11億7,407万7,000円となり、前年度と比べ、13億573万1,000円の減益となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正、効率的になされ、かつ所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第12号については賛成多数、議案第13号から第16号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災、国土強靱化対策や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る経費、さらには物価高騰等対策など、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き、健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、防災・減災体制の充実に向け、真に必要な対策を講じることができるよう、引き続き、県内の防災・減災体制の実態を反映した指標を研究すること。

1つ、地域における社会貢献活動や、多様な住民ニーズに応える公益活動の担い手として、

重要な役割を担うNPO法人等の活動状況をしっかりと確認しながら、さらなる活動促進に取り組むこと。

1つ、高齢者の自殺が増加していることについて、高齢世代になっても安心して住み続けられる社会を実現するため、地域コミュニティー活動の促進や、市町村などとの連携を深めること。

1つ、青少年自然の家について、運営に係る費用対効果の分析を行い、青少年の健全育成という目的を達成するための事業の在り方について検討を行うこと。

1つ、車検切れの公用車が運行されていたことについて、原因究明をしっかりと行い、再発防止対策を組織として徹底すること。

1つ、県立病院について、新型コロナ対策を継続しながら、全県あるいは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、引き続き、医療スタッフの確保・充実、医療提供体制の強化等に努め、適時適切な経営判断により、収支バランスの取れた病院事業を継続すること。

1つ、県内で実施する教育旅行について、教育委員会と連携し、県内の学校の利用の定着に取り組むとともに、県外の学校に対して積極的にPRを図ること。

1つ、建設産業の担い手の確保について、建設産業の魅力発信にとどまらず、関心を持つ学生に継続的な働きかけを行うなど、実際に就業につながるよう、より一層取り組むこと。

1つ、港湾施設使用料の適切な納付により、収入未済額が縮減されるよう、引き続き、滞納者に対して厳格に対応すること。

1つ、ゼロカーボン社会づくりについて、実現に向けた機運醸成に取り組むとともに、温室

効果ガス排出削減のための県民や事業者に向けた支援事業を継続的に行うこと。

1つ、宮崎牛の販売促進について、国内はもとより世界に向けて「おいしさ日本一の宮崎牛」を積極的にPRし、宮崎牛のさらなる認知度向上や輸出量拡大を推進すること。

1つ、農産物の価格転嫁について、さらに消費者の理解が深まるよう、国の動向を注視しながら、引き続き啓発を行うこと。

1つ、宮崎県地域振興事業について、近年の豪雨による災害状況のほか、ゴルフ人口の増減等の動向を見極めながら、ゴルフ場の存続の可否も含めて、今後の経営の在り方を検討すること。

1つ、スクールサポートスタッフの配置について、市町村との情報共有を行いながら、さらに推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた学校のサポート体制の一層の充実を図ること。

1つ、特殊詐欺の防止について、地域との連携により高齢者宅への警告メッセージ機能つき自動録音機の設置を進めるとともに、事業者との連携により、対策を強化すること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入ります。討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、議案第12号「令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」に反対の立場から、討論を行います。

令和4年度は、コロナウイルスのオミクロン株が第7波、8波と猛威を振るい、医療現場や介護・高齢者施設は切迫し、地域経済にも多大な影響を及ぼしました。しかし、政府の対策は不十分。社会保障削減と、敵基地攻撃能力の保有など大軍拡を進める国の予算の下、国の施策が様々に県政運営に深く関わるだけに、どれほど県民の立場に立った行財政運営を進めるのかが大きく県政に問われました。

まず、財政運営についてです。

令和4年度一般会計当初予算は6,414億7,700万円、前年度比2.6%の増額予算でした。9回にわたる補正予算が生まれ、新型コロナ感染症対策や原油・物価高騰対策なども取り生まれ、一般会計の決算は、実質収支、単年度収支ともに、黒字を確保したとしています。

歳入では、使い道が特定される国庫支出金は85億円余の増額ですが、地方公共団体の格差を調整する地方交付税は76億円余の減額です。その分、臨時財政対策債の減、県債発行の減にもつながり、県債残高は減少したとはいえ8,521億4,900万円余と、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

自主財源の主たる収入である県税収入は3年

続けて増収となっています。しかし、収入未済額は9億9,600万円余と前年度より2.1%増え、そのうち個人県民税が7割を占めています。このことは、なぜ県税が納められず増えているのか、しっかり分析する必要があります。

また、地方消費税清算金は546億7,800万円余と18億円余の増収ですが、消費税10%が県民の暮らしに大きな負担となっていることの表れであり、こうした県民の置かれている暮らしの状況をしっかり把握して、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められました。

歳出においては、前年度をさらに上回る900億円余を翌年に繰り越しました。また、各部局での不用額も総額291億円余と、前年度の245億円余を上回る額です。

民生費や衛生費における不用額が多額を占め、看護・介護職員の処遇改善事業や生活保護扶助費、またコロナ感染対策事業等の実績が見込みを下回ったことなどを主な理由に挙げていますが、他の部局も含めて、必要として組まれた予算です。県民の命や暮らしを支える十分な活用を図ることが必要です。

次に、各種施策について述べます。

一つには、新規事業のマイナポイント取得促進事業に予算を組み、マイナンバーカードの普及や活用の促進を図ってきた問題です。

同事業では、取得に関する広報や手続支援、マイナンバーカードの安全性の啓発などをテレビCM、テレビ・ラジオ番組で進め、マイナカードの交付率日本一を誇っていますが、これほど無責任なことはありません。

国はデジタル化ありきで、マイナンバーカードの取得を半強制的に国民に迫っています。デジタル化そのものを否定するものではありません。

んが、その前提には、プライバシーは守られるという国や行政との信頼関係がなくてはなりません。

しかし、個人情報を一元管理する監視国家への懸念とともに、マイナンバーカードにひもづけられた多様な個人情報を民間企業が利用することの問題も問わなければなりません。プライバシー侵害の危険性を伴うマイナンバーカード、まさに人権問題です。進めるべきではありません。

次に、屋外トレーニングセンター事業に関して述べます。

これまでも同事業の在り方については指摘してまいりましたが、令和4年度には、さらに、整備費、機材購入費などの開設準備費1億2,700万円余の補正予算を組み、施設の管理運営を、フェニックスリゾート株式会社、株式会社馬原造園建設、株式会社MR Tアドの3社で構成するグループ、シーホース宮崎に委ね、指定管理者の指定を行った問題と運営の問題があります。

指定管理候補者はシーホース宮崎だけで決定されました。指定管理料は、年額5,280万円、3年間で1億5,840万円です。収支計画では、トレーニングセンターの使用料収入は年間820万円が見込まれています。公共施設の運営であるとはいえ、主たる利用者は、スポーツキャンプで誘致するプロのチームや実業団です。この820万円をどう見るのか。指定管理料をどう見るのか。

フェニックスリゾート社から土地の無償提供を受け、約20億円もかけた設備投資、初期投資から見て、「スポーツランドみやざき」による経済効果をはかりにかけても、税金の使い方が大きく問われる問題を指摘しなければなりません。

ん。

あわせて、公営住宅の指定管理について述べます。

これまでも、県営住宅の管理を民間事業者に委託することについては、個人のプライバシーの保護という点からも、生活に直接関わる家賃の徴収や督促業務などに関して、本来、行政が担うべき、指定管理制度はふさわしくないと反対してまいりました。改めて、見直しを求めたいと思います。

統一協会問題についても触れておきたいと思います。

世界平和統一家庭連合と名称を変更した統一協会ですが、同団体のイベント「ピースロード2022 in 宮崎」に宮崎県が後援団体として名を連ねたことに関して、当時、団体の性格は分からなかったとして、後援は取り消さないとの態度を示されました。しかし、反社会的な団体ということが明らかになった以上、遅くなくても県は、後援を取り消すことが賢明な措置であることを指摘しておきたいと思います。

職員の働き方についてです。

知事部局の正規職員数は令和4年度3,785人で6人の減、会計年度任用職員は1,305人で7人の減です。知事部局職員数の26.6%に当たります。

また、教職員数では、小中学校で7,285人、臨時的任用職員は1,043人、県立学校では3,435人、うち臨時的任用職員は557人、会計年度任用職員は、小中学校で358人、県立学校で549人です。

とりわけ教職員の多忙化や採用試験の受験者が減少している現状の中、臨時的任用職員の正規化の必要性、また、会計年度任用職員の処遇改善を図ること、これは知事部局の職員につい

ても同様です。そもそも会計年度任用職員制度は、正規職員を原則とする地方公務員法において、新たな非正規を制度化するものであり、必要な職員の調整弁として利用することのないよう強く指摘するものです。

県民の安心できる暮らしのためには、依然として特別養護老人ホームの2,000人を超える入所待機者をこのままにしておくことはできませんし、1万5,000世帯を超える国民健康保険税の滞納世帯に正規の保険証が交付されていない問題は、命にも関わる問題として、保険証の交付はもとより、国保税の引下げが求められるものです。

以上、令和4年度決算について、問題点を絞って述べさせていただきました。県民は、まだまだ収束しないコロナ禍の中、物価高騰が家計を直撃、厳しい暮らしを余儀なくされています。県民の福祉の増進に寄与し、子供たちの未来を支える教育の充実など、地方自治体の本旨を全うし、県民の期待に応えられるよう、今後の予算編成に生かしていただくことを述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第12号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第12号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第13号から第16号まで採決

○濱砂 守議長 次に、議案第13号から第16号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、認定、または可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり認定、または可決及び認定されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年9月定例会を閉会いたします。

午前10時24分閉会

資 料

令和5年9月定例会日程

34日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
9. 8	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
9	土	休 会	(閉 庁 日)			
10	日					
11	月				(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
12	火					一般質問通告締切 12:00
13	水	本会議	代 表 質 問			
14	木					
15	金				一 般 質 問	請願締切 16:00
16	土	休 会	(閉 庁 日)			
17	日					
18	月				(閉 庁 日) 敬老の日	
19	火	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
20	水		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託 議案上程(決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
21	木	休 会	常 任 委 員 会			
22	金					
23	土				(閉 庁 日) 秋分の日	
24	日				(閉 庁 日)	
25	月				常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
26	火				特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
27	水				(議 案 調 査 ・ 議 事 整 理)	
28	木					

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 29	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案に対する質疑(決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
30	土	休 会	(閉 庁 日)	
10. 1	日			
2	月		決 算 特 別 委 員 会	
3	火			
4	水		(議 事 整 理)	
5	木		決 算 特 別 委 員 会	
7	土		(閉 庁 日)	
8	日			
9	月		(閉庁日) スポーツの日	
10	火		(議 事 整 理)	
11	水		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第9号 財産の取得について
- 議案第10号 教育委員会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

215-1179

令和5年9月20日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第11号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

（文書取扱 財政課）

令和5年9月20日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第12号 令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 令和4年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第14号 令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第15号 令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第16号 令和4年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

令和5年9月定例会

代表質問時間割

9月13日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	日高 陽一	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	野崎 幸士	13:00~15:00	

9月14日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	公 明 党	重松幸次郎	10:00~11:20	休憩
4	県民連合立憲	岩切 達哉	13:00~14:20	

一般質問時間割

9月15日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	後藤 哲朗	10:00~11:00	
2	志 誠 会	齊藤 了介	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	山下 寿	13:00~14:00	
4	自由民主党	荒神 稔	14:00~15:00	

9月19日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	県民連合立憲	山内佳菜子	10:00~11:00	
6	県民連合立憲	永山 敏郎	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	本田 利弘	13:00~14:00	
8	自由民主党	日高 利夫	14:00~15:00	

9月20日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	公 明 党	坂本 康郎	10:00~11:00	
10	みやぎ未来の会	内田 理佐	11:00~12:00	休憩
11	無所属の会チームひまか	図師 博規	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決		可決		
第4号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第6号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第9号	財産の取得について	可決				
第11号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	可決		可決	可決	

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第2号	私学助成の拡充・強化についての請願	採択				
第3号	「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」を国に提出することを求める請願書		採択			
第4号	「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書」を政府に送付することを求める請願書		不採択			

令和5年9月定例会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第12号	令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第13号	令和4年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第14号	令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第15号	令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認定
第16号	令和4年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和5年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	9月29日・可決
〃 第2号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第9号	財産の取得について	〃
〃 第10号	教育委員会委員の任命の同意について	9月20日・同意
〃 第11号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	9月29日・可決
〃 第12号	令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月11日・認定
〃 第13号	令和4年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	〃
〃 第14号	令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月11日・可決及び認定
〃 第15号	令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	10月11日・認定
〃 第16号	令和4年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
議員発議案 第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	9月29日・可決
〃 第2号	地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書	〃
〃 第3号	私学助成の拡充・強化を求める意見書	〃
〃 第4号	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書	〃
〃 第5号	決算特別委員会の設置について	〃

議 員 發 議 案 等

議員発議案第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているが、今後は、中学校での35人学級の早期実施など少人数学級の実現が求められる。

学校では、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

また本県では、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地域の実情に応じた教育施策を実現できる教職員定数改善が求められている。

義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率が引き下げられているが、自治体が安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 新規採用の持続的な確保に加え、定年引上げ期間中にも教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。
- 4 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	鈴木淳司殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	盛山正仁殿
内閣官房長官	松野博一殿

議員発議案第2号

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の流行以降、中小企業・小規模事業者は急激な売上減など、厳しい経営状況に耐えてきたが、現在においては、原油価格・物価高騰の影響により、中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営を迫られている。

中小企業・小規模事業者は、日本企業の9割以上、雇用の約7割を占め、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域コミュニティの支え役となっているが、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人手不足、経営者の高齢化、後継者の不在、働き方改革関連法の中小企業への適用、最低賃金引上げに対応する責務等、大きな変革期にある。

よって、国においては、努力と創意工夫を重ねながら日本経済・地域経済に活力を与えてきた中小企業・小規模事業者への支援を一層充実するよう、下記事項について対応することを強く要望する。

記

- 1 原油価格・物価高騰による企業倒産など、影響を最小限にするため、解雇や雇い止めを防ぐ雇用調整助成金のさらなる拡充や税の減免等の支援策を躊躇することなく実行すること。
- 2 コロナ関連融資の返済開始によって倒産する企業もあることから、融資返済の繰り延べや利子補給、過剰債務の整理相談など、事業を継続するために必要な支援を行うこと。
- 3 中小企業憲章の理念の実践、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化の支援等を一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	鈴木淳司殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	武見敬三殿
経済産業大臣	西村康稔殿
内閣官房長官	松野博一殿

私学助成の拡充・強化を求める意見書

本県の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき、個性豊かな活動を展開し、本県の学校教育の発展・普及や多様化するニーズに応じた特色ある教育研究の推進に重要な役割を果たし、本県の学校教育を支えている。

さて、我が国の少子化は深刻さを増しており、昨年の出生数は770,759人で、一昨年より40,863人減少し、1899年に統計を取り始めて以降、最も少なくなり、初めて80万人を下回った。本県の昨年の出生数も7,136人と過去最低になっており、国と同様、深刻な状況が続いている。今後も少子化が進行することが見込まれており、地域経済を維持する上でも、これ以上放置できない待ったなしの課題である。

少子化が進む背景にはさまざまな要因が複雑に絡み合っているが、特に子育てにかかる教育費の家計負担の問題が大きいと考えられる。2009年文部科学白書によると、大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費は、公立の幼稚園から高等学校まで在学し国立大学に進学した場合が約1,000万円、それが私立の場合で約2,300万円に上ると報告されている。

また、近年、ICTを積極的に活用することにより、一人ひとりに最も適した学びは日常のものになっており、時代や社会の変化に対応しつつ、個人の可能性が最大限に引き出される教育の実現に向けた動きを着実に進めることが求められている。

このような状況下において、「公の性質」を有し、国公立学校とともに、我が国の教育制度の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現することはもちろん、私立学校の経営を維持し、デジタル技術改革への対応などの教育環境整備を進めていくためには、経常費助成費等に対する補助の拡充・強化や、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備等への公私を問わない支援が不可欠である。

よって、国においては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度の一層の拡充を図るとともに、誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができるための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化及び学校施設の耐震化などの教育環境整備のさらなる充実を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	盛山正仁殿
内閣官房長官	松野博一殿
デジタル大臣	河野太郎殿
内閣府特命担当大臣	加藤鮎子殿
(男女共同参画)	

議員発議案第4号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、乳幼児歯科保健制度に基づく健診や、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科保健制度に基づく健診が義務づけられている。一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳、70歳の歯周疾患検診や、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低いものとなっている。また、事業所における歯科健診は、歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に限られている。

近年、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等について科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進が盛り込まれた。

よって、国においては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、次の事項につき措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財源措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 総 財 厚 経 内 内	議 議 閣 務 生 济 閣	院 院 総 務 官 府	議 議 理 大 大 業 房 担 当 大	長 長 臣 臣 臣 臣 官 臣	細 尾 岸 鈴 鈴 武 西 松 新	田 辻 田 木 木 見 村 野 藤	博 秀 文 淳 俊 敬 康 博 義	之 久 雄 司 一 三 稔 一 孝	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---------------------------------	----------------------------	--	--------------------------------------	---	---	---	---	---

(経 济 財 政 政 策)

議員発議案第5号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第12号「令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第13号「令和4年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」
・ 議案第14号「令和4年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第15号「令和4年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
・ 議案第16号「令和4年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議員派遣

令和5年9月29日

次のとおり、議員を派遣する。

1 地方議会活性化シンポジウム2023

- (1) 目的 多様な人材が参画する地方議会の実現や議員のなり手不足解消に向けた取組について、各議会等における事例を共有するとともに、議会関係者以外を含めた幅広い意見交換を行う。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和5年11月13日(月)
- (4) 派遣議員 福田 新一 本田 利弘 齊藤 了介

議員派遣

令和5年9月29日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第23回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目的 主権者教育の促進、デジタルツールの活用による住民との信頼関係の構築について、各都道府県議会における取組事例等を共有するとともに意見交換を行う。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和5年11月14日(火)
- (4) 派遣議員 福田 新一 本田 利弘 山内いっとく 山口 俊樹
黒岩 保雄 齊藤 了介 下沖 篤史

請 願 一 覽 表

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第2号	受理年月日	令和5年9月13日
請願の件名	<p>私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨) 私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(理由) 本県の私立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づく、個性豊かな活動を展開し、本県の学校教育の発展・普及や多様化するニーズに応じた特色ある教育研究の推進に重要な役割を果たし、質及び量の両面から本県の学校教育を支えている。</p> <p>さて、我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。昨年の出生数は770,747人で、おとしより40,875人減少し、1899年（明治32年）に統計を取り始めて以降、最も少なくなり、初めて80万人を下回った。第二次ベビーブームで200万人を超えていた1974年（昭和49年）の38.0%である。</p> <p>また、本県の昨年の出生数も7,136人と過去最低になっており、統計のある1975年（昭和50年）と比べても39.4%と、国と同様、深刻な状況が続いている。今後も少子化によって子どもの数が引き続き減少していくことが見込まれており、この少子化の問題は地域経済を維持する上でも、これ以上放置できない待ったなしの課題である。さらに、大学進学や就職に伴う若年層の人口流出も進んでおり、今後の地域社会の変化に対応できる優れた人材を、幼少期からいかにして育成・輩出し、あるいは呼び込んでいくかが重要となっている。</p> <p>少子化が進む背景には、結婚、出産、子育て等の希望の実現を阻むさまざまな要因が複雑に絡み合っているが、特に子育てにかかる教育費の家計負担の問題が最も大きいと考えられる。2009年文部科学白書によると、大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費は、公立の幼稚園から高等学校まで在学し国立大学に</p>		

進学した場合が約1,000万円、それらが私立の場合で約2,300万円に上ると報告されている。

教育は、国の礎であり、個人を尊重し、真理と正義を希求し、公共の精神を学び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するものであり、国民一人ひとりが、潜在的な力を最大限に発揮し、幸福を実感し、それを次世代へと引き継ぐことができるように、教育の充実を図っていかなければ、各人の豊かな生活はもとより、国民主権に基づく社会の存在と継続的発展は望めないものである。

近年、ICTを積極的に活用することにより、一人ひとりに最も適した学びは日常のものになっている。このように、時代や社会の変化に対応しつつ、誰一人取り残されず、誰もが自分らしさを大切にしながら学ぶことができ、個人の可能性が最大限に引き出される教育の実現に向けた動きを着実に進めることが求められている。

このような状況下において、「公の性質」を有し、国公立学校とともに、我が国の教育制度の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現することは勿論、私立学校の経営を維持し、デジタル技術改革への対応などの教育環境整備を進めていくためには、経常費助成費等に対する補助の拡充・強化や、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備等への公私を問わない支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の拡充を図るとともに、誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができるための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化及び私立学校施設の耐震化などの教育環境整備の更なる充実を強く要望する。

ついては、貴議会より国会及び政府に対し意見書を提出されるよう特段のご高配をお願い申し上げます。

紹介議員	野崎 幸士 山内 いくとく
------	--------------------

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和5年9月14日
請願の件名	<p>「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>(要旨) 生涯を通じた切れ目のない歯科健診の重要性を鑑み国民皆歯科健診の実現を求める件について</p> <p>(理由) 現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、1歳6か月児、3歳児における乳幼児歯科保健制度に基づく健診、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科保健制度に基づく健診が行われ、この年代の全ての国民が歯科健診を受診できています。一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われていますが、その受診率は極めて低いものとなっています。</p> <p>現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要であると考えます。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要があります。 ;</p> <p>こうした中、国においては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進が盛り込まれました。</p> <p>一方、宮崎県においても、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力の促進とともに、全ての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境の整備を基本理念とした「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が平成23年3月に制定され、県民の歯と口腔の健康づくりを推進している</p>		

ところです。

このような現状を踏まえ、下記事項を請願します。

記

地方自治法第99条の規定により「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」を国に対して提出していただきたい。

紹介議員	丸山 裕次郎 野崎 幸士 岩切 達哉 坂本 康郎
------	---

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第4号	受理年月日	令和5年9月15日
請願の件名	<p>「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書」を政府に送付することを求める請願書</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改定案が第211回通常国会で成立しました。</p> <p>しかし、健康保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制することは、「申請に基づき個人番号カードを発行（交付）する」と定めた同法第16条の2及び第17条や憲法第13条（個人の尊重）に反しています。</p> <p>健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請・取得・管理・利用に困難を抱える人たちが公的医療保険から遠ざけられる危険があります。</p> <p>他人の医療情報が誤ってひも付けされた事例も相次いで明らかにされており、生命にかかわる問題として不安が広がっています。</p> <p>マイナ保険証を使うことでひも付けられる医療や健康など機微なプライバシーが企業の儲けに利用されるという問題も指摘されています。</p> <p>こうした趣旨から、以下のことを請願します。</p> <p>(請願項目)</p> <p>1、健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付していただくこと。</p>		
紹介議員	山内 佳菜子 前屋敷 恵美		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月8日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（本田利弘議員、岩切達哉議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第10号上程 知事提案理由説明
9月9日	土	休 会	(閉庁日)
9月10日	日		
9月11日	月		
9月12日	火		
9月13日	水	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・日高陽一議員、 宮崎県議会自由民主党・野崎幸士議員）
9月14日	木		代表質問（公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員、 県民連合立憲・岩切達哉議員）
9月15日	金		一般質問（後藤哲朗議員、齊藤了介議員、山下 寿議員、 荒神 稔議員）
9月16日	土	休 会	(閉庁日)
9月17日	日		
9月18日	月		
9月19日	火	本 会 議	一般質問（山内佳菜子議員、永山敏郎議員、本田利弘議員、 日高利夫議員）
9月20日	水		議案第11号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（坂本康郎議員、内田理佐議員、凶師博規議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第10号）（同意） 議案・請願委員会付託 議案第12号～第16号上程 知事提案理由説明
9月21日	木	休 会	常任委員会
9月22日	金		
9月23日	土		
9月24日	日		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月25日	月	休 会	常任委員会
9月26日	火		特別委員会
9月27日	水		(議案調査・議事整理)
9月28日	木		
9月29日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論(請願第4号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第1号～第9号、第11号)(可決) 採決(請願第4号)(不採択) 採決(請願第2号、第3号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申出のとおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第4号追加上程、採決(可決) 議員派遣の件 決算議案に対する質疑(前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第5号上程、採決(可決) 議案第12号～第16号決算特別委員会付託 議長の報告(決算特別委員会正副委員長互選結果)
9月30日	土	休 会	決算特別委員会
10月1日	日		(閉庁日)
10月2日	月		決算特別委員会
10月3日	火		(議事整理)
10月4日	水		
10月5日	木		決算特別委員会
10月6日	金		(閉庁日)
10月7日	土		
10月8日	日		(閉庁日) スポーツの日
10月9日	月		
10月10日	火		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月11日	水	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第12号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第12号）（認定） 採決（議案第13号～第16号）（認定、または可決及び認定） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 副 議 長 日 高 博 之

宮 崎 県 議 会 議 員 本 田 利 弘

宮 崎 県 議 会 議 員 岩 切 達 哉